

令和5年度

保健医療福祉サービス情報

宮城県保健福祉部

目次

I 高齢者の保健福祉	8
1 認知症や高齢者に関する心配ごと等の相談をしたいときは	9
2 高齢者の介護や保健・福祉サービスの利用に関する相談先は	10
3 高齢者が利用する主な施設は	11
4 養護老人ホームとは	12
5 特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）を利用するには	13
6 軽費老人ホーム（A型・ケアハウス）を利用するには	14
7 認知症高齢者グループホームを利用するには	15
8 介護老人保健施設を利用するには	16
9 介護保険とは	17
10 介護サービスを利用するには	18
11 介護保険で利用できるサービスとは	19
12 介護サービス事業者の情報を得るためには	21
13 介護サービスを提供する事業者になるには	22
14 介護職員等による喀痰吸引等の制度とは	23
15 介護員養成研修を受けるには	24
16 介護支援専門員（ケアマネジャー）とは	25
17 シルバー人材センターとは	26
18 老人クラブの活動内容と加入方法は	28
II 児童の保健福祉	29
1 発育・発達に関する不安や悩み事を相談するときには	30
2 妊娠・出産・育児（授乳）について相談するときには	31
3 母子健康手帳の交付を受けるには	32
4 妊婦の定期健康診査の一部助成を受けるには	33
5 妊産婦・新生児（未熟児）の訪問指導を受けるには	34
6 助産制度とは	35
7 乳幼児の健康診査、検査を受けるには	36
8 妊娠高血圧症候群等療養援護費の支給を受けるには	37
9 子どものことで相談したいときには	38
10 子ども総合センターとは	39
11 児童相談所とは	40
12 児童福祉施設及び里親制度とは	41
13 保育所等に子どもをあずけるには	42
14 認定こども園とは	43
15 地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター）とは	44

16	一時的に保育所等に子どもをあずけるには	45
17	養育困難のために子どもを施設等に入所させるには	46
18	子どもたちがのびのびと遊べる場所は	47
19	児童手当を受けるには	48
20	特別児童扶養手当を受けるには	49
21	子どもの医療費の助成（給付）を受けるには	50
22	里親になるには	51
23	保育士となる資格を取得するには	53
24	保育士の登録をするには	54
25	保育士の相談をするには	55
26	放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）とは	56
Ⅲ	母子・父子家庭の福祉	57
1	ひとり親家庭の相談をするには	58
2	女性の悩み事を相談するには	59
3	母子生活支援施設に入所するには	60
4	ひとり親家庭（寡婦）の福祉のために利用できる施設は	61
5	就労や自立のための知識技術を身につけるには	62
6	児童扶養手当を受けるには	63
7	母子・父子家庭が医療費の助成を受けるには	65
8	母子父子寡婦福祉資金の貸し付けを受けるには	66
9	ひとり親家庭が通勤定期乗車券を購入する場合の割引制度とは	67
10	ひとり親家庭の親が就職に有利な資格を身につけるには	68
Ⅳ	障害児者の保健福祉	71
1	障害についての相談は	72
2	発達障害についての相談は	74
3	高次脳機能障害についての相談は	75
4	精神保健福祉（心の健康）についての相談は	76
5	緊急時の精神医療の相談は	77
6	ひきこもりについての相談は	78
7	自死の予防についての相談は	79
8	障害のある方が就労するには	80
9	医療的ケア児等についての相談は	82
10	医療型短期入所についての相談は	83
11	身体障害者手帳の交付を受けるには	84
12	知的障害児（者）が療育手帳の交付を受けるには	85
13	精神障害者保健福祉手帳の交付を受けるには	86
14	身体障害者手帳、療育手帳所持者、精神保健福祉手帳所持者に対する税制上の優遇制度は	88

15	障害者に対する各種優遇制度は	89
16	障害者総合支援制度とは	94
17	障害者総合支援制度（介護給付・訓練等給付・相談支援給付）で利用できるサービスとは	95
18	障害者総合支援制度（介護給付・訓練等給付）のサービスを利用するには	97
19	障害児の支援制度（障害児通所支援、障害児入所支援、障害児相談支援）で利用できるサービスとは	99
20	障害児通所支援（障害児通所給付）のサービスを利用するには	101
21	障害児入所支援（障害児入所給付）のサービスを利用するには	102
22	障害福祉サービス等を提供する事業者になるには	103
23	障害児通所支援・障害児入所支援を提供する事業者になるには	105
24	障害のある子どもの学校卒業後の進路については（就労関係）	107
25	障害者（児）が補装具費の支給を受けるには	108
26	日常生活用具の給付を受けるには	109
27	重度の障害のある方が受けられる医療費の助成は	110
28	自立支援医療（更生医療）を受けるには	111
29	自立支援医療（精神通院医療）を受けるには	112
30	障害者の社会参加のための事業は	113
31	身体障害者補助犬とは	114
32	視覚障害者向けに実施されている各種サービスは	115
33	手話や点字を習いたい方は	116
34	手話通訳者や要約筆記者を依頼するには	117
35	障害者の保護者の万が一に備えるためには	118
36	在宅で介護を受けている重度の障害のある方に支給される手当は	119
37	障害者のIT利用に対する支援を受けるには	120
38	ヘルプマークを利用するには	121
39	障害のある子どもをもつ親たちが相談しあえる団体は	122
40	精神障害者やその家族が相談しあえる団体は	123
41	障害のある方がスポーツ大会に参加するには	124
42	芸術文化・レクリエーション活動に関する主な交流イベントは	125
43	障害者が保養・レクリエーションのために使用できる施設は	126
V	生活保護	127
1	救護施設とは	128
2	生活保護制度とは	129
3	保護の申請から決定までの事務的な流れは	130
4	生活保護の基準は	131
5	生活保護世帯に対する減免措置とは	135
VI	医療保険・年金	136
1	医療保険とは	137

2	後期高齢者医療制度とは	139
3	健康保険・厚生年金保険に加入しなければならない事業所とは	141
4	健康保険・厚生年金保険に加入する人とは	142
5	健康保険の被扶養者とは	143
6	病気・けがをしたとき、医療保険でどのような医療が受けられるか	144
7	病気やけがで会社を休み、給料をもらえないとき、健康保険から支給される手当金とは	146
8	出産したときや死亡したときの給付は	148
9	保険料（税）と納付方法は	150
10	医療機関で支払う一部負担金が高額になったときは	153
11	高額医療・高額介護合算制度とは	158
12	健診を受けるには	160
13	全国健康保険協会管掌健康保険生活習慣病予防健診を受けるには	161
14	国民年金・厚生年金保険についての相談先は	162
15	基礎年金番号とは	164
16	国民年金制度の加入対象とは	165
17	国民年金・国民年金・厚生年金保険の保険料と納付方法は	167
18	年金の受給開始年齢と年金額は	169
19	病気やけがで一定の障害になったときに受けられる給付とは	172
20	被保険者等が死亡したときに受けられる給付とは	174
VII	戦争犠牲者の援護	176
1	旧軍人、軍属等及び遺族の方への給付金等とは	177
2	戦傷病者手帳を受けるには	179
3	中国残留孤児・婦人の帰国者の方に対する支援は	180
VIII	保健医療一般	183
1	医療機関等に関する相談は	184
2	休日・夜間の医療相談は	185
3	休日・夜間に急病になったり、ケガをしたときは	186
4	県立病院とは	187
5	宮城県ドクターバンク事業とは	189
6	地域医療医師等登録紹介事業（みやぎメディカルキューピット事業）とは	190
7	自治医科大学に入学するには	191
8	県ナースセンターとは	192
9	保健師、助産師、看護師、准看護師になるための修学資金とは	193
10	保健師、助産師、看護師、准看護師の資格をとるには	194
11	専門看護師、認定看護師、認定看護管理者の資格をとるには	195
12	あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師の資格をとるには	196
13	柔道整復師の資格をとるには	197

14	理学療法士の資格をとるには	198
15	作業療法士の資格をとるには	199
16	視能訓練士の資格をとるには	200
17	言語聴覚士の資格をとるには	201
18	診療放射線技師の資格をとるには	202
19	臨床検査技師の資格をとるには	203
20	臨床工学技士の資格をとるには	204
21	歯科衛生士の資格をとるには	205
22	歯科技工士の資格をとるには	206
23	健康増進法に基づく健康相談の内容とは	207
24	受動喫煙について相談したいときには	208
25	要介護者、障害児者の歯のケアについて相談するには	209
26	エイズの検査（HIV抗体検査）とエイズに関する相談を受けるには	210
27	梅毒、性器クラミジアの検査と性感染症の相談を受けるには	211
28	肝炎ウイルス検査とフォローアップを受けたいときは	212
29	新型コロナウイルス感染症に関する相談を受けるには	213
30	難病の方が医療等の相談をしたいとき	214
31	難病患者の方が日常生活等の相談をしたいときは	215
32	小児慢性疾病児童等や家族の方が日常生活等の相談を受けたいときは	216
33	不妊・不育のことで相談したいときには	217
34	女性医師による女性の健康相談を受けるには	218
35	がんについて相談したいときには	219
36	健康増進法に基づく健康教育の内容とは	220
37	健康増進法に基づく健康診査及び検診の内容とは	221
38	特定健康診査・特定保健指導とは	222
39	健康増進法に基づく訪問指導の内容とは	223
40	B型・C型肝炎に対するインターフェロン治療、インターフェロンフリー治療及び核酸アナログ製剤治療について医療費の公費助成を受けるには	224
41	B型・C型肝炎ウイルスに起因する肝がん及び重度肝硬変に対する治療の入院医療費助成を受けるには	225
42	結核の健康診断とは	226
43	結核医療費の公費負担制度の適用を受けるには	227
44	指定難病の方が医療費の助成を受けるには	228
45	先天性血液凝固因子障害等の方が医療費の公費助成を受けるには	229
46	人工呼吸器を装着し在宅療養されている指定難病等の方が1日に4回以上の訪問看護が必要なときには	230
47	小児慢性特定疾病のお子さんが医療費の助成を受けるには	231
48	小児慢性特定疾病のお子さんが日常生活用具の給付を受けるには	233

49	指定難病・特定疾患の方（20歳未満）及び小児慢性特定疾病の方が通院介護費用の交付を受けるには.....	234
50	遷延性意識障害の方が医療費等の助成を受けるには.....	235
51	在宅療養のALS患者を介護する家族が介護人の派遣を受けるには.....	236
52	不妊検査の助成を受けるには.....	237
53	原爆被爆者健康手帳の交付及び各種手当等を受けるには.....	238
54	臓器提供の意思を表示するには.....	239
55	骨髄・末梢血幹細胞提供登録（骨髄バンクドナー登録）するには.....	240
56	「スマートみやぎ健民会議」とは.....	241
57	食品の栄養成分表示などについて知りたいときには.....	242
58	みやぎ食育コーディネーターとは.....	243
59	調理師の免許を取得するには.....	244
60	栄養士の免許を取得するには.....	245
61	管理栄養士の免許を取得するには.....	246
62	献血のできる場所は.....	247
63	献血の種類は.....	248
64	薬について知りたいときには.....	249
65	「医薬分業」とは.....	250
66	薬局を探したいときは.....	251
67	薬物乱用の恐ろしさとは.....	252
68	毒物劇物取扱責任者になるためには.....	253
69	登録販売者になるためには.....	254
70	循環器病（脳卒中・心臓病等）について相談したいときには.....	255
IX	社会福祉一般.....	256
1	民生委員・児童委員の役割は.....	257
2	生活に困ったとき、貸してくれる公的資金は.....	258
3	福祉サービスを利用して困ったときは.....	261
4	判断能力が十分でない方々の福祉サービス利用を支援する制度は.....	262
5	ボランティア活動に参加するには.....	263
6	社会福祉法人を設立するには.....	264
7	生活困窮者自立促進支援事業とは.....	265
8	旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた方への一時金支給に関する制度は.....	266
9	社会福祉士とは.....	267
10	介護福祉士とは.....	268
11	精神保健福祉士とは.....	269
12	社会福祉協議会とは.....	270
13	社会福祉関係の仕事を斡旋してくれるところは.....	271

14	「だれもが住みよい福祉のまちづくり条例」とは.....	272
15	「宮城県ゆずりあい駐車場利用制度」とは.....	273
X	資料.....	274
1	主な行政機関.....	275
2	宮城県保健福祉部の組織図.....	283

I 高齢者の保健福祉

1 認知症や高齢者に関する心配ごと等の相談をしたいときは

認知症に関する相談については、「認知症の人と家族の会」が電話相談に応じています。

身近な地域でも地域包括支援センターが在宅介護等に関する総合的な相談に応じており、また老人福祉センターでも各種相談の窓口を設けているほか、民生委員等が高齢者の生活上の相談に応じています。

高齢者の就業については、ハローワーク、シルバー人材センターが相談窓口となっています。

○公益社団法人 認知症の人と家族の会 宮城県支部

- 1 認知症の本人や家族からの相談を認知症の介護経験者がお聞きします。
- 2 所在地
仙台市青葉区本町 3-7-4 （社福）宮城県社会福祉協議会内

〔問い合わせ先〕

- ・公益社団法人 認知症の人と家族の会 宮城県支部
TEL 022-263-5091
FAX 022-263-5091
- ・市町村介護・福祉担当窓口又は最寄りの地域包括支援センター
- ・県庁担当課 長寿社会政策課（地域包括ケア推進班）TEL 022-211-2552
FAX 022-211-2596

2 高齢者の介護や保健・福祉サービスの利用に関する相談先は

寝たきりや認知症高齢者の介護についての相談や、市町村で実施している保健・福祉の公的サービスについて知りたい場合は、市町村福祉担当窓口又は地域包括支援センターまでお問い合わせください。

地域包括支援センターでは、保健・福祉の専門職員が、電話相談や家庭訪問により保健・福祉に関するあらゆる相談に応じます。

1 利用できる方

どなたでも利用できます。

2 相談の内容

(1) 在宅での介護に関すること

(例) 介護の方法、介護機器の利用等

(2) 介護保険に関すること

(例) ホームヘルプサービス、ショートステイ、デイサービス等の在宅サービスの利用や特別養護老人ホーム、介護老人保健施設等の施設サービスの利用等

(3) 保健・福祉の公的サービスに関すること

(例) 健康相談、介護予防、自立高齢者のためのデイサービスその他自立高齢者のための介護保険外の保健福祉サービス等

(4) 認知症高齢者に関する相談

認知症に関する介護相談等に応じます。

(5) その他保健・福祉に関する相談

3 利用料

無料で相談に応じます。

[問い合わせ]

・市区町村介護・福祉担当窓口又は最寄りの地域包括支援センター

・県庁担当課	長寿社会政策課	企画推進班	TEL 022-211-2536
		介護人材確保推進班	TEL 022-211-2554
		施設支援班	TEL 022-211-2549
		地域包括ケア推進班	TEL 022-211-2552
		運営指導班	TEL 022-211-2556
			FAX 022-211-2596

3 高齢者が利用する主な施設は

高齢者の方が利用する主な施設は次のようなものがあります。

令和5年6月1日現在

施設種別	入所(通所)・利用の別	内 容	施設数	介護保険の適用
養護老人ホーム (P12 参照)	入所	原則として65歳以上で、環境上及び経済的な理由により自宅での生活が困難な方が入所する施設	9	△
特別養護老人ホーム (P13 参照)	入所	原則として「要介護3」以上と認定された方が、施設サービス計画(ケアプラン)に基づき、介護などの日常生活のお世話、機能訓練、健康管理及び療養上のサービスを利用できる施設	207	○
軽費老人ホーム (A型・ケアハウス) (P14 参照)	入所	原則として60歳以上の方で、身体機能の低下等により自立した日常生活を営むことに不安があり、家族による援助を受けることが困難な方が利用できる施設	47	△
有料老人ホーム	入居	高齢者向けの生活施設で食事又は介護等の生活援助を受けることのできる住居	367	△
サービス付き 高齢者向け住宅	入居	60歳以上の方が入居する、バリアフリー構造を有し、状況把握・生活相談等のサービスを提供する住宅	135	△
認知症高齢者 グループホーム (P15 参照)	入所	認知症の高齢者に対して、共同生活住居で入浴・食事の介護などの日常生活上の世話と機能訓練を行い、能力に応じ自立した日常生活を営めるようにする施設	297	○
介護老人保健施設 (P16 参照)	入所	「要介護」と認定された方が、施設サービス計画(ケアプラン)に基づき、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上のお世話が受けられる施設	97	○

〔問い合わせ先〕

- ・ 県庁担当課 長寿社会政策課 (施設支援班) TEL 022-211-2549
- (運営指導班) TEL 022-211-2556
- FAX 022-211-2596

4 養護老人ホームとは

1 入所要件

原則として、65歳以上の方で、環境上の理由及び経済的理由により、自宅において生活することが困難な方

2 利用者負担

入所した場合は、入所者本人又は扶養義務者からその負担能力に応じて費用を負担していただき、残りを公費（措置費）で負担しています。

（1）本人負担 前年の対象収入により決定

（2）扶養義務者負担 当該年度分の市町村民税、前年分の所得税により決定

3 その他

介護保険の指定を受けた施設は、介護保険の適用があります。

〔問い合わせ先〕

- ・市区町村福祉担当窓口、又は最寄りの地域包括支援センター
- ・県庁担当課 長寿社会政策課（施設支援班） TEL 022-211-2549
FAX 022-211-2596

5 特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）を利用するには

原則として「要介護3」以上の高齢者に対して、施設サービス計画に基づいて、介護などの日常生活上のお世話、機能訓練、健康管理及び療養上のサービスを提供する施設で、寝たきりや認知症等で常時介護を必要とする方が利用しています。

1 利用できる方

市町村において、原則として「要介護3」以上の認定を受けた方

2 入所後のお世話

入所された方の介護は職員が昼夜を問わず行います。

また、寝たままでも入浴できる特殊浴槽や機能回復訓練のための設備も備えています。

3 利用者負担

介護保険法で定める介護給付費の1割～3割及び居住・食事の提供に要する費用並びに日常生活費。

なお、低所得者等については、減免措置が受けられます。

4 介護老人保健施設との違い

看護・介護職員全体に対する介護職員の割合が高く、居室や食堂の一人当たりの基準面積が広い等、日常生活に配慮した施設となっています。

〔問い合わせ先〕

- ・ 市区町村介護・福祉担当窓口、又は最寄りの地域包括支援センター
- ・ 県庁担当課 長寿社会政策課（施設支援班） TEL 022-211-2549
（運営指導班） TEL 022-211-2556
FAX 022-211-2596

6 軽費老人ホーム(A型・ケアハウス)を利用するには

1 利用できる方

次の要件のいずれにも該当する方

- (1) 身体機能の低下等により自立した日常生活を営むことが不安な方で、家族による援助を受けることが困難な方
- (2) 60歳以上の方(ただし、配偶者、三親等内の親族その他特別な事情により共に入所させることが必要と認められる者についてはこの限りでない。)

2 入所後のお手伝い

食事の提供、入浴等の準備、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与、その他日常生活上必要な便宜の提供を行います。

3 利用者負担

生活費(飲食物費・光熱水費等)及び所得に応じた施設運営に要する事務費の一部です。

なお、ケアハウスでは別途管理費(家賃相当分)の負担があります。負担額については施設ごとに異なります。

4 その他

介護保険の指定を受けた施設は、介護保険の適用があります。

〔問い合わせ先〕

- ・ 市区町村福祉担当窓口、又は最寄りの地域包括支援センター
- ・ 県庁担当課 長寿社会政策課(施設支援班) TEL 022-211-2549
FAX 022-211-2596

7 認知症高齢者グループホームを利用するには

認知症高齢者グループホームは、少人数（最大9人のグループ）で、認知症のお年寄りが家庭的な環境のもと、食事の支度などの家事を介護職員と一緒にやるなど、個々の状態に応じた介護を受けながら共同生活を送るものです。

地域住民との交流や、一人ひとりが役割を持ちながら生活することにより、認知症の症状の進行を緩和し、安心して日常生活を送れるようになることを目指します。

1 利用できる方

市町村において、要介護（支援）認定を受け、要支援2あるいは要介護状態で認知症の状態にあるお年寄りで、認知症の原因となる病気の症状が落ち着いている方

2 サービスの内容

- (1) 食事、入浴、排泄、着替え等の援助
- (2) 日常生活の中での機能訓練
- (3) 生きがい、地域交流の支援
- (4) 相談、援助 等

3 利用料

介護報酬の1割～3割と家賃、食材料費、光熱水費、その他共通経費等の実費を利用者が負担します。

〔問い合わせ先〕

- ・市町村介護・福祉担当窓口、又は最寄りの地域包括支援センター
- ・県庁担当課 長寿社会政策課（施設支援班） TEL 022-211-2549
（運営指導班） TEL 022-211-2556
FAX 022-211-2596

8 介護老人保健施設を利用するには

要介護高齢者に対して、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上のお世話を行うことを目的とした施設で、寝たきりや認知症等で常時介護を必要とする方が利用しています。

1 利用できる方

市町村において「要介護」の認定を受けた方。

2 入所後のお世話

入所された方の介護は職員が昼夜を問わず行います。

また、寝たままでも入浴できる特殊浴槽や機能回復訓練のための設備も備えています。

3 利用者負担

介護保険法で定める介護給付費の1割～3割及び居住・食費の提供に要する費用並びに日常生活費。なお、低所得者等については、減免措置が受けられます。

4 特別養護老人ホームとの違い

特別養護老人ホームとの大きな違いは、常勤医師の配置、リハビリ専門職員（作業療法士・理学療法士・言語聴覚士）の配置、看護師が多く配置されている、特定の診療を除き必要な診療を施設内で受けることができる等医学的な管理が充実していることです。

〔問い合わせ先〕

- ・市区町村介護・福祉担当窓口、又は最寄りの地域包括支援センター
- ・県庁担当課 長寿社会政策課（運営指導班） TEL 022-211-2556
FAX 022-211-2596

9 介護保険とは

介護保険制度は、高齢者などの介護を社会全体で支え、利用者の希望を尊重した総合的な介護サービスを提供する仕組みです。

保 険 者	制度の運営主体（保険者）は、市町村です。	
対 象 者	【第1号被保険者】	【第2号被保険者】
	65歳以上の方	40歳以上 65歳未満の医療保険に加入している方
給付の対象者	<input type="radio"/> 寝たきり、認知症などで入浴、排泄、食事などの日常生活動作について常に介護が必要な方 <input type="radio"/> 家事や身じたくなどの日常生活に支援が必要な方	老化に伴う特定の病気など※によって介護等が必要となった方
保 険 料	所得段階に応じて市町村ごとに設定	加入している医療保険の算定方法に基づいて設定
保 険 料 の 支 払 方 法	<input type="radio"/> 受給額が年間18万円以上の方は年金から天引き <input type="radio"/> それ以外の方は市町村に個別支払い	医療保険料と一括して支払い
利 用 者 の 負 担	介護保険のサービスを利用したときは、原則としてその費用の1割（一定以上所得者は2割又は3割）を自己負担します。また、施設でのサービスを利用した場合には、費用の1割（2割又は3割）のほかに居住費・食費も負担します。	

※老化に伴う特定の病気

がん末期、関節リウマチ、筋萎縮性側索硬化症、後縦靭帯骨化症、骨折を伴う骨粗鬆症、初老期における認知症、進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病、脊髄小脳変性症、脊柱管狭窄症、早老症、多系統萎縮症、糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症、脳血管疾患、閉塞性動脈硬化症、慢性閉塞性肺疾患、両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

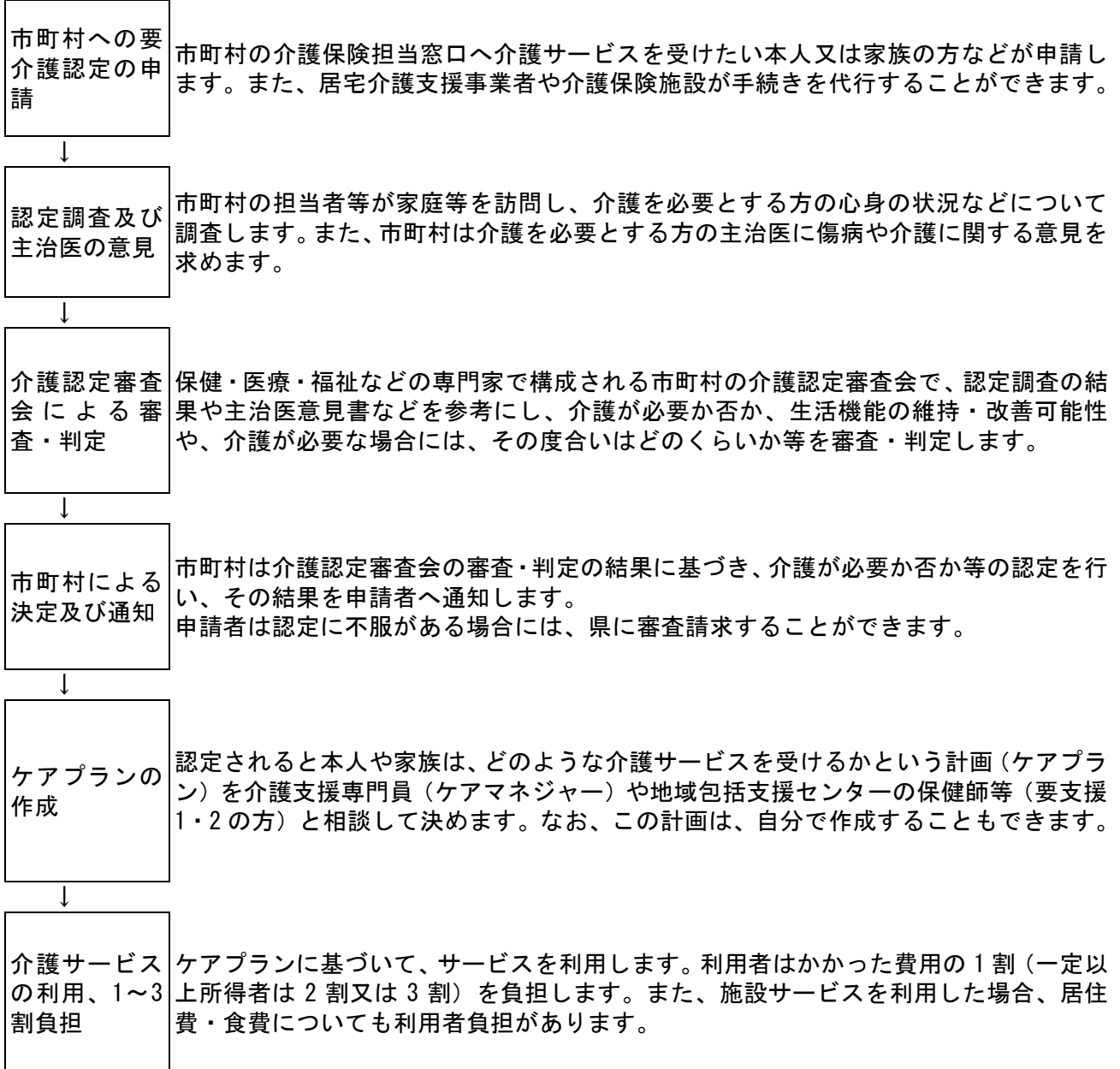
〔問い合わせ先〕

- ・ 県庁担当課 長寿社会政策課（地域包括ケア推進班、運営指導班）TEL 022-211-2552、2556
- ・ 各市町村介護保険担当課

10 介護サービスを利用するには

介護保険のサービスを利用するには、要介護（要支援）認定を受けることが必要となります。市町村に申請すると、原則として30日以内に認定結果が通知されます。

なお、制度改正に伴い平成29年4月から、一定の要件のもと、要介護（要支援）認定を受けなくても一部介護予防や生活支援サービスを受けられます。この手続きの詳細については、お住まいの市町村窓口にて御相談ください。



〔問い合わせ先〕

- ・ 県庁担当課 長寿社会政策課（地域包括ケア推進班） TEL 022-211-2552
- ・ 各市町村介護保険担当課

1 1 介護保険で利用できるサービスとは

居宅サービス

サービスの種類	サービス内容
①訪問介護 (第1号訪問事業)	入浴、排せつなどの介護や調理、洗濯、買い物などの生活援助を行うサービス
②訪問入浴介護 (介護予防訪問入浴介護)	浴槽を積んだ入浴車で家庭を訪問し、入浴の介護を行うサービス
③訪問看護 (介護予防訪問看護)	看護師等による健康チェックや療養上の世話、診療補助を行うサービス
④訪問リハビリテーション (介護予防訪問リハビリテーション)	理学療法士等による機能回復のための訓練を行うサービス
⑤居宅療養管理指導 (介護予防居宅療養管理指導)	医師、歯科医師、薬剤師等による療養上の管理及び指導を行うサービス
⑥通所介護 (第1号通所事業)	デイサービスセンター等の施設で入浴、食事、日常動作訓練等を行なうサービス
⑦通所リハビリテーション (介護予防通所リハビリテーション)	医療施設で理学療法士等が機能回復訓練を行なうサービス
⑧短期入所生活介護 (介護予防短期入所生活介護)	介護の必要な方を短期間、特別養護老人ホーム等で介護、日常生活の世話をするサービス
⑨短期入所療養介護 (介護予防短期入所療養介護)	医学的管理の必要な方を短期間、病院等の医療施設で介護するサービス
⑩特定施設入居者生活介護 (介護予防特定施設入居者生活介護)	有料老人ホーム等において、食事等の介護や日常生活上の世話をするサービス
⑪福祉用具貸与 (介護予防福祉用具貸与)	車いすやベッド等の福祉用具を貸し出すサービス
⑫特定福祉用具販売 (特定介護予防福祉用具販売)	入浴、排泄用の福祉用具を購入した場合に費用の一部を支給するサービス
⑬住宅改修費の支給	手すりの取り付け、段差解消等居住する住宅を改修した場合に費用の一部を支給するサービス
⑭居宅介護支援 (介護予防支援)	ケアプランの作成、事業者との利用調整のサービス(自己負担なし)

※第1号訪問事業(旧・介護予防訪問介護)及び第1号通所事業(旧・介護予防通所介護)は、市町村が行う地域支援事業に位置づけられており、市町村毎にサービス内容が異なる場合があります。

施設サービス

サービスの種類	サービス内容
①指定介護老人福祉施設	特別養護老人ホームにおけるサービス
②介護老人保健施設	老人保健施設におけるサービス
③指定介護療養型医療施設	療養病床等におけるサービス
④介護医療院	介護医療院におけるサービス

※施設サービスは、要支援と認定された方は利用できません。

地域密着型サービス

サービスの種類	サービス内容
①定期巡回・随時対応型訪問介護看護	日中・夜間を通じて1日複数回の定期訪問と随時の対応を介護・看護が一体的に又は密接に連携しながら提供するサービス（H24年度に創設）
②夜間対応型訪問介護	夜間の定期的な巡回訪問又は通報により、入浴、食事等の介護や日常生活上の世話をするサービス
③認知症対応型通所介護 （介護予防認知症対応型通所介護）	認知症の方に対してデイサービスセンター等の施設で入浴、食事等の介護や日常生活上の世話をするサービス
④小規模多機能型居宅介護 （介護予防小規模多機能型居宅介護）	心身の状況や生活環境に応じて、在宅や通所、短期宿泊により、入浴、食事等の介護や日常生活上の世話をするサービス
⑤認知症対応型共同生活介護 （介護予防認知症対応型共同生活介護）	認知症の方が共同生活を営む住居で、入浴、食事等の介護や日常生活上の世話をするサービス
⑥地域密着型特定施設入居者生活介護	入居定員29人以下の介護専用型の有料老人ホーム等において食事等の介護や日常生活上の世話をするサービス
⑦地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	入所定員29人以下の特別養護老人ホームにおけるサービス
⑧看護小規模多機能型居宅介護	小規模多機能型居宅介護と訪問看護の機能を組み合わせ、状態に応じた通い・泊まり・訪問（介護・看護）を柔軟に提供するサービス（H24年度に創設）
⑨地域密着型通所介護 （第1号通所事業）	利用定員18人以下の小規模の老人デイサービスセンター等の施設で入浴、食事、日常動作訓練等を行なうサービス

※介護予防サービスは、要支援者等を対象に介護予防を目的として提供されるサービスです。

〔問い合わせ先〕

・ 県庁担当課 長寿社会政策課（地域包括ケア推進班、運営指導班）

TEL 022-211-2552、2556

・ 各市町村介護保険担当課

1 2 介護サービス事業者の情報を得るためには

1 「介護サービス情報の公表」制度

介護サービス事業所の情報を同じ基準で比較できるようにするために、厚生労働省令で指定された項目について、一斉に情報開示する制度です。この制度は、事業所の取り組みを評価するものではなく、客観的な事実のみを公表するものです。

○情報の入手方法

インターネットで「宮城県介護サービス情報公表システム」をご覧ください。

URL : <https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/>

※インターネットをご覧になれない方は、県長寿社会政策課、最寄りの保健福祉事務所、市町村の福祉担当課、地域包括支援センター等でも情報を入手できます。

○対象となるサービス

・訪問介護 ・訪問入浴介護 ・訪問看護 ・訪問リハビリテーション ・通所介護 ・通所リハビリテーション ・特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム、軽費老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅） ・福祉用具貸与 ・特定福祉用具販売 ・居宅介護支援 ・介護老人福祉施設 ・介護老人保健施設 ・介護医療院 ・介護療養型医療施設 ・短期入所生活介護 ・短期入所療養介護（老健）、（介護医療院）、（療養型） ・夜間対応型訪問介護 ・地域密着型通所介護 ・認知症対応型通所介護 ・地域密着型特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム、軽費老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅） ・地域密着型介護老人福祉施設 ・認知症対応型共同生活介護 ・小規模多機能型居宅介護 ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ・看護小規模多機能型居宅介護

※介護予防サービスを含む。

2 地域密着型サービスの外部評価

自主的なサービスの向上を促すことを目的に、県が評価基準を定め、その達成度を外部の評価機関が評価した結果を公表しているものです。

○情報の入手方法

ワムネット（独立行政法人福祉医療機構）のホームページで入手できます。

URL : <https://www.wam.go.jp>

○対象となるサービス

認知症対応型共同生活介護

〔問い合わせ先〕

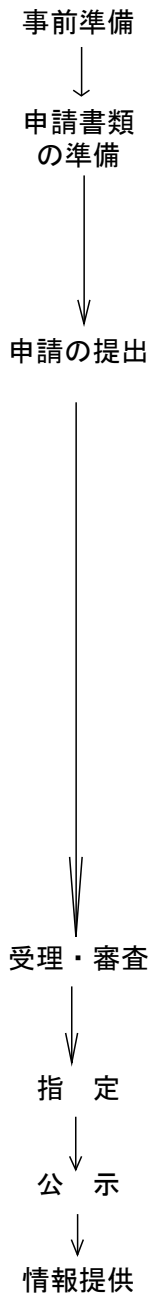
・県庁担当課 長寿社会政策課（運営指導班） TEL 022-211-2556
FAX 022-211-2596

13 介護サービスを提供する事業者になるには

介護サービスを提供する事業者になるためには、知事又は市町村長の指定を受ける必要があります。

(知事指定の場合)

指定事務の流れ



指定を受けるためには、申請者が法人であるほか、条例で定める人員、設備及び運営に関する基準を満たしている必要があります。

指定を受けるための申請には、申請書のほか、付表や添付書類を提出していただきます。

様式は、宮城県長寿社会政策課等のホームページからダウンロードできます。なお、実施するサービスの種類によっては、老人福祉法等に基づく届出が必要になる場合があります。

申請書等の提出先は次のとおりです。申請書等の補正をお願いする場合がありますので、申請書等は指定を受けようとする日のおおむね1か月前に、下記の申請先に提出してください。

申請書提出先		
区 分	仙台市内に所在する施設・事業所	左記以外
居宅サービス事業者 介護予防サービス事業者	仙台市 介護事業支援課	県の各保健福祉事務所 (成人・高齢班又は高齢者支援班)
介護老人福祉施設 介護老人保健施設 介護医療院		県長寿社会政策課 (運営指導班)
居宅介護支援事業者 地域密着型サービス		各市町村

審査は、事業所・サービス種類ごとに行ない、申請書及び添付書類等の書類審査が中心となりますが、必要により現地確認を行います。

指定は、原則として毎月1日と15日に行います。指定した事業者には指定通知書を交付します。

指定事業者名、所在地、サービスの種類等を宮城県公報に登載します。

事業者の情報はインターネット（県のホームページや宮城県介護サービス情報公表システム）等を通じて提供します。

※地域密着型サービスの指定申請等については、各市町村にお問い合わせください。

[問い合わせ先]

- ・ 県庁担当課 長寿社会政策課 (運営指導班) TEL 022-211-2556
- ・ 各市町村介護保険担当課

1 4 介護職員等による喀痰吸引等の制度とは

平成 24 年 4 月より、介護福祉士及び一定の研修を受けた介護職員等は、一定の条件のもとに、喀痰吸引や経管栄養を実施できることとなりました。

1 実施可能な行為

- (1) たんの吸引（口腔内、鼻腔内、気管カニューレ内部）
- (2) 経管栄養（胃ろう、腸ろう、経鼻経管栄養）

2 喀痰吸引等業務従事者

たんの吸引等を実施する介護職員等は、一定の研修を受けた上で、県の登録認定を受ける必要があります。研修は、県又は登録研修機関で実施されます。

(1) 研修の種類

第 1 号研修：たんの吸引及び経管栄養について、対象となる行為のすべてを行う類型です。基本研修として講義 50 時間とシミュレーター演習を、実地研修として施設等における研修を行います。

第 2 号研修：実施可能な行為の内、任意の行為を選択して研修を行います。

第 3 号研修：特定の方に対して行うための実地研修を重視した類型です。基本研修として講義及び演習 9 時間、実地研修として対象者の在宅等における研修を行います。

(2) 登録認定

研修修了後は、県に認定申請を行い、登録を受ける必要があります。登録者へは認定証が交付されます。

※平成 28 年 4 月以降に介護福祉士資格を取得する方については、その資格をもって登録認定することが可能となります。（ただし、所属施設等で実地研修まで修了している行為に限る。）また、それ以前に資格を取得している方であっても、一定の研修を受ければ登録認定が可能です。

3 喀痰吸引等登録事業者

介護職員等によるたんの吸引等を業として行うためには、登録事業者であることが必要です。登録事業者となるためには、一定の登録要件（登録基準）を満たした上で、県に登録申請を行い、登録される必要があります。

〔問い合わせ先〕

- ・ 第 1・2 号研修及び介護保険法適用事業者関係
県庁担当課 長寿社会政策課（施設支援班） TEL 022-211-2549
- ・ 第 3 号研修及び障害者総合支援法適用事業者関係
県庁担当課 精神保健推進室（発達障害・療育支援班） TEL 022-211-2543
URL <http://www.pref.miyagi.jp/site/tan-kyuin/>

15 介護員養成研修を受けるには

介護員養成研修には、「介護職員初任者研修」と「生活援助従事者研修」の2課程があります。

研修は、県の指定を受けた研修実施機関において受講することができます。

研修の内容については、下記のとおりです。

	介護職員初任者研修	生活援助従事者研修
概要	介護に携わる方が、業務を遂行する上で最低限の知識・技術とそれを実践する際の考え方のプロセスを身につけ、基本的な介護業務を行うことができるようにする。	介護人材の裾野を広げて、担い手を確保しつつ、質を確保するため生活援助中心型のサービスに従事する方が、必要な知識等を習得できるようにする。
対象者	訪問介護に従事しようとする方、もしくは在宅・施設を問わず介護の業務に従事しようとする方	生活援助中心型のサービスに従事しようとする方
研修時間	130時間 筆記試験による修了評価（1時間程度）を別途実施	59時間 筆記試験による修了評価（30分程度）を別途実施

〔問い合わせ先〕

- ・ 県庁担当課 長寿社会政策課（介護人材確保推進班） TEL 022-211-2554
- ・ 宮城県が指定した研修事業者の一覧は、長寿社会政策課のホームページに掲載しています。

申込みは各研修事業者で受付けておりますので、詳細は直接お問い合わせください。

16 介護支援専門員（ケアマネジャー）とは

1 介護支援専門員とは

介護支援専門員（ケアマネジャー）とは、介護が必要な方の、体の状態や生活の仕方に応じた介護サービス計画（ケアプラン）を作成するに当たり、どのようなサービスがどの程度必要なのかを利用者等と一緒に考え、充実した生活ができるようにサービスの調整や内容の管理等をする専門職です。

介護支援専門員（ケアマネジャー）は居宅介護支援事業所や介護保険施設等に所属し、相談に要する費用は全額介護保険から支払われます（自己負担なし）。

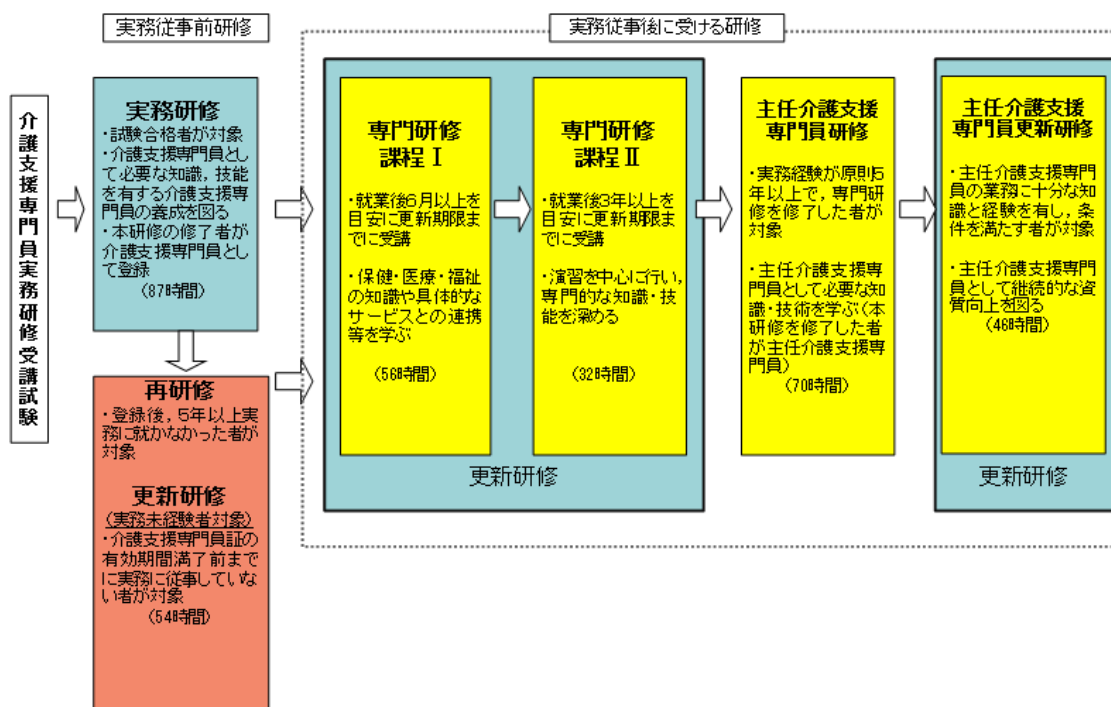
2 介護支援専門員になるには

介護支援専門員（ケアマネジャー）になるには、県が実施する『介護支援専門員実務研修』を修了することが必要です。

研修を受講できるのは、年1回全国一斉に行われる事前の試験で合格した方です。

研修は、国のカリキュラムに基づいて実施し、講義やグループ演習等を行います。また、ケアマネジャーになった後にも、更新研修等を受講することが必要となっています。

介護支援専門員の研修体系



[問い合わせ先]

・ 県庁担当課 長寿社会政策課 (地域包括ケア推進班) TEL 022-211-2552

17 シルバー人材センターとは

シルバー人材センターは、宮城県内において定年退職者等の高齢者の希望に応じた臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業の機会を確保し、組織的に提供することなどにより、高齢者の就業を援助しております。また、その生きがいの充実及び社会参加の推進を図ることにより、高齢者の能力を生かした活力ある社会づくりに寄与することを目的としております。国や地方公共団体の高齢社会対策を支える組織として、県知事から認定を受けた公益法人です。

○シルバー人材センターはこのような会員を募集しております。

- ・健康で働く意欲のある、原則 60 歳以上の方。
- ・シルバー人材センターの趣旨に賛同された方。
- ・入会説明を受け、入会の申込書を提出された方。（理事会の入会承認が必要です。）
- ・定められた会費を納入される方。

詳しくは、お近くのシルバー人材センターへお問い合わせください。

シルバー人材センター名	所在地	電話番号
(公社) 仙台市シルバー人材センター	仙台市青葉区花京院一丁目 3-2 仙台市シルバーセンター 6 階	022-214-6262
	(公社) 仙台市シルバー人材センター 北部支部	022-375-1370
(公社) 石巻市シルバー人材センター	石巻市南中里三丁目 14-3	0225-94-3683
(公社) 塩釜市シルバー人材センター	塩釜市尾島町 18-17	022-367-5940
(公社) 気仙沼市シルバー人材センター	気仙沼市笹が陣 3-5	0226-23-6666
	(公社) 気仙沼市シルバー人材センター 本吉支所	0226-25-7856
(公社) 白石市シルバー人材センター	白石市字延命寺北 15-1	0224-22-1680
(公社) 名取市シルバー人材センター	名取市増田字柳田 50-1	022-383-8016
(公社) 角田市シルバー人材センター	角田市角田字錦町 23-8	0224-63-5112
(公社) 多賀城市シルバー人材センター	多賀城市中央二丁目 25-1	022-368-2350

シルバー人材センター名	所在地	電話番号
(公社)岩沼市シルバー人材センター	岩沼市桜三丁目 3-7	0223-24-6678
(公社)登米市シルバー人材センター	登米市迫町北方字鼠田 72-1	0220-22-8526
(公社)栗原市シルバー人材センター	栗原市若柳字川南戸の西 4	0228-35-1777
(公社)東松島市シルバー人材センター	東松島市小野字新宮前 5	0225-86-1097
(公社)大崎市シルバー人材センター	大崎市古川北町一丁目 1-35	0229-22-3138
(公社)富谷市シルバー人材センター	富谷市富谷新町 95	022-779-1388
(一社)蔵王町シルバー人材センター	刈田郡蔵王町宮字東原田 57	0224-26-9218
(一社)七ヶ宿町シルバー人材センター	刈田郡七ヶ宿町瀬見原 101	0224-37-2231
(公社)大河原町シルバー人材センター	柴田郡大河原町字南海道下 47	0224-52-6800
(一社)村田町シルバー人材センター	柴田郡村田町大字村田字西 62	0224-83-6411
(公社)柴田町シルバー人材センター	柴田郡柴田町東船迫一丁目 8-1	0224-58-7400
(一社)川崎町シルバー人材センター	柴田郡川崎町大字川内字北川原山 214-6	0224-87-8072
(公社)丸森町シルバー人材センター	伊具郡丸森町字鳥屋 79-1	0224-73-1015
(公社)亶理町シルバー人材センター	亶理郡亶理町字旧館 61-22	0223-34-8800
(一社)山元町シルバー人材センター	亶理郡山元町浅生原字日向 13-1	0223-36-9211
(公社)松島町シルバー人材センター	宮城郡松島町高城字浜 1-3	022-353-4505
(公社)七ヶ浜町シルバー人材センター	宮城郡七ヶ浜町東宮浜字丑谷辺 1-1	022-357-6039
(公社)利府町シルバー人材センター	宮城郡利府町中央二丁目 11-1	022-356-2070
(公社)大和町シルバー人材センター	黒川郡大和町吉岡字町裏 16	022-345-8850
(一社)大郷町シルバー人材センター	黒川郡大郷町粕川字東長崎 31-7	022-739-9336
(一社)大衡村シルバー人材センター	黒川郡大衡村大衡字平林 45-1	022-344-8825
(一社)色麻町シルバー人材センター	加美郡色麻町四竈字北谷地 95-1	0229-25-3370
(公社)加美町シルバー人材センター	加美郡加美町字南町 181-1	0229-64-2323
(公社)涌谷町シルバー人材センター	遠田郡涌谷町涌谷字新下町浦 188	0229-44-1710
(公社)美里町シルバー人材センター	遠田郡美里町木間塚字高田 33	0229-58-3665
(一社)南三陸町シルバー人材センター	本吉郡南三陸町志津川字袖浜 29-7	0226-25-8080
(公社)宮城県シルバー人材センター 連合会	仙台市青葉区本町 3-4-18 太陽生命仙台本町ビル 4 階	022-712-8855

18 老人クラブの活動内容と加入方法は

老人クラブは、高齢者が共同して社会奉仕活動や生きがいと健康づくりの活動等を行うことにより、自らの老後を健康で実り豊かなものにするための自主的な組織です。

1 組織（令和5年3月31日現在）

- (1) 県内老人クラブ数（仙台市を除く）780クラブ
- (2) 県内老人クラブ会員数（仙台市を除く）24,988人
- (3) 各市町村には、市町村老人クラブ連合会が組織されています。
- (4) 県の連合会として、公益財団法人宮城県老人クラブ連合会があります。
- (5) 全国組織として、公益財団法人全国老人クラブ連合会があります。

2 活動内容

- (1) 生きがいと健康づくりを進めるためのスポーツ、教養、趣味等のサークル活動
- (2) 会員相互の親睦、融和を図るためのレクリエーション、視察旅行
- (3) 地域文化を守り活性化を図るための伝統芸能、伝承文化の継承等の文化活動
- (4) ひとり暮らし高齢者への友愛訪問や地域の清掃、美化等の社会奉仕活動など

3 加入の方法

60歳以上になられた方は、各老人クラブの会長や地区役員にお申し込みください。

加入すると会費を納める必要がありますが、会費は老人クラブごとに異なりますので、お近くの会員や役員にお尋ねください。

〔問い合わせ先〕

- ・各市町村高齢者福祉担当課、社会福祉協議会、各市町村老人クラブ連合会
- ・宮城県老人クラブ連合会 TEL 022-223-1156
- ・県庁担当課 長寿社会政策課（地域包括ケア推進班） TEL 022-211-2552

Ⅱ 児童の保健福祉

1 発育・発達に関する不安や悩み事を相談するときには

発育や発達に関する相談やこれらの問題についての悩み事について、専門の医師や作業療法士・理学療法士、保健師等が、医療、訓練、生活に係る相談に応じます。

※保健所によって、相談従事者の体制が異なる場合があります。

1 相談先

居住地の管轄保健所

2 対象者

- ・発育や発達の遅れなどに不安を抱える保護者
- ・子ども及び保護者に関わる、保健、福祉及び教育機関の担当者

3 相談方法

- (1) 保健所において発育や発達に関する相談を行います。
- (2) 生活の場に出向いて生活の質（QOL）を高めるための日常生活訓練等を行います。

4 費用・手続き

相談料は無料です。

電話で居住地の管轄保健所に、相談の予約をしてください。

5 その他

市町村、学校、心身障害児等通園事業施設など身近な機関と連携をして事業を進めております。身近な機関を経由しても当該相談は利用できます。

〔問い合わせ先〕

- ・県各保健所及び同支所（巻末参照）
- ・市（区）役所・町村役場母子保健担当課

2 妊娠・出産・育児（授乳）について相談するときには

妊娠・出産・育児（授乳）等に関する妊産婦の不安や悩みについて、助産師が相談に応じます。

1 相談先

助産師による妊産婦電話相談窓口

TEL 090-1060-2232（通話料が発生します）

毎週月・水・金曜日 午後1時から午後7時まで（祝休日、年末年始を除く）

2 対象者

県内在住の妊産婦、県内で帰省（里帰り）分娩する妊産婦 など

3 相談の内容

- ・授乳の回数は足りているか。
- ・卒乳しても大丈夫か。
- ・赤ちゃんが泣き止まない など

4 相談料

無料（通話料が発生します）

〔問い合わせ先〕

- ・県子ども・家庭支援課（家庭生活支援班） TEL 022-211-2633

3 母子健康手帳の交付を受けるには

妊娠した場合、市町村へ妊娠届を提出すると市町村から母子健康手帳が交付されます。

この手帳は、妊娠、出産の状態、生まれた子どもの発育の経過など母と子の健康状態を詳しく記録しておくもので、出生から就学までの子どもの健康記録となるものです。

1 窓 口

居住地の市町村

2 母子健康手帳の主な内容

- (1) 子の保護者・出生届出済証明
- (2) 妊婦の健康状態等
- (3) 妊婦の職業と環境
- (4) 妊婦自身の記録
- (5) 妊娠中の経過
- (6) 検査の記録
- (7) 母親（両親）学級受講記録
- (8) 妊娠中と産後の歯の状態
- (9) 出産の状態
- (10) 出産後の母体の経過・母親自身の記録
- (11) 早期・後期新生児期の経過
- (12) 検査の記録
- (13) 便色の確認の記録
- (14) 保護者の記録・健康診査（1か月～6歳）
- (15) 乳児身体発育曲線・幼児身体発育曲線
- (16) 予防接種の記録
- (17) 今までにかかった主な病気
- (18) 歯の健康診査、保健指導、予防措置
- (19) お母さん・お父さんの悩みや子育てに関する相談
- (20) 働く女性・男性のための出産、育児に関する制度
- (21) 主な医療給付の制度

〔問い合わせ先〕

- ・市（区）役所・町村役場母子保健担当課

4 妊婦の定期健康診査の一部助成を受けるには

妊婦の健康を守り、丈夫な赤ちゃんが生まれるよう、妊婦を対象に妊婦健康診査受診料を市町村が助成する制度があります。

1 受診券の交付窓口等

市町村に妊娠届を提出すると母子健康手帳の交付と一緒に母子健康手帳別冊が市町村から交付されます。

この別冊には、妊婦健康診査受診票（助成券）が綴じ込まれており、記載されている妊娠時期に受診票を宮城県内の産婦人科病院（医院）や助産所受診時に提出すると、受診料を一定額市町村が助成します。

2 健康診査の内容

産科的診察、臨床検査、保健指導です。

3 その他

受診票は宮城県以外の市町村では使えないことがあります。お住まいの市町村から転出（住所を変更）される場合や里帰り出産される場合は、現在お住まいの市町村窓口にご相談下さい。

〔問い合わせ先〕

・市（区）役所・町村役場母子保健担当課

5 妊産婦・新生児（未熟児）の訪問指導を受けるには

妊産婦・新生児（未熟児）の家庭に保健師や助産師等が訪問し、妊娠中の健康管理、産後の生活指導や新生児の育児に関する相談に応じます。

1 妊産婦の訪問

健康診査等を受けて、家庭生活や食事等についての指導や、妊娠高血圧症候群、貧血、流産の予防に関する指導が必要とされた妊婦や産婦の相談です。

また、妊娠に関する不安や心配、産後のマタニティーブルー等の相談にも応じます。訪問を希望される方は、気軽に市町村母子保健担当課にお電話してください。

2 新生児の訪問

新生児とは、生後 28 日以内の赤ちゃんのことをいいます。

赤ちゃんが生まれたら、市町村から交付される母子健康手帳別冊等に綴られている「出生連絡票」を市役所・町村役場に送ってください。これを基に、市町村の保健師又は市町村が委託した保健師・助産師が訪問します。

3 未熟児の訪問

未熟児とは、身体の発育が未熟のまま生まれた赤ちゃんのことをいいます。

出生体重が 2,500 g 未満の赤ちゃんが生まれたときは、市役所・町村役場に届けることになっています。（市町村に届けた「出生連絡票」がこの届出を兼ねます。）これを基に、市町村の保健師又は市町村が委託した保健師・助産師が訪問します。

4 乳児家庭全戸訪問

すべての乳児のいる家庭を、市町村の保健師又は市町村が委託した保健師・助産師や育児経験者が訪問し、保育者の育児に関する相談や支援を行います。

5 養育支援訪問

新生児訪問や、乳児家庭全戸訪問で支援が必要と判断された家庭に対し、養育に関する相談や支援を行います。

〔問い合わせ先〕

・市（区）役所・町村役場母子保健担当課

6 助産制度とは

保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により入院助産を受けることができない妊産婦が助産施設に入所し出産できる制度です。

1 入所対象

次のうち経済的理由により入院助産を受けることができないと認められる世帯

(1) 生活保護法による被保護世帯

(2) 市町村民税非課税世帯

(3) 出産一時金等の出産に関する給付を受けることができる額が 48 万 8 千円未満（産科医療補償制度の保険料相当額を除く）の方で、次に該当する世帯

・市町村民税所得割の課税額が 19,000 円以下であり、真にやむをえない特別の理由があると認められる世帯

2 費用

収入に応じて入所に係る経費を一部負担します。

3 助産施設所在地

施設名	所在地	電話
東北大学病院	仙台市青葉区星陵町 1-1	022-717-7000
光ヶ丘スペルマン病院 (平成 31 年 2 月～分娩休止中)	仙台市宮城野区東仙台 6-7-1	022-257-0231
仙台市立病院	仙台市太白区あすと長町 1-1-1	022-308-7111
仙台赤十字病院	仙台市太白区八木山本町 2-43-3	022-243-1111
石巻赤十字病院	石巻市蛇田字西道下 71	0225-21-7220
大崎市民病院	大崎市古川穂波 3-8-1	0229-23-3311
気仙沼市立病院	気仙沼市赤岩杉ノ沢 8-2	0226-22-7100
みやぎ県南中核病院 (令和 2 年 10 月～分娩休止中)	大河原町字西 38-1	0224-51-5500
スズキ記念病院	岩沼市里の杜 3-5-5	0223-23-3111

〔問い合わせ先〕

・ 県各保健福祉事務所（巻末参照）、市区（社会）福祉事務所

7 乳幼児の健康診査、検査を受けるには

乳幼児の健全な発育のために、次のような健康診査や検査を行っています。

項 目	対 象	内 容	問合せ先
先天性代謝異常症等検査	新生児	知的障害などの心身障害や突然死の一因となる代謝異常を早期に発見するための検査です	産婦人科
乳児一般健康診査	生後2か月 生後8～9か月	母子健康手帳別冊に添付された乳児一般健康診査受診票で指定された医療機関を受診します	市町村
乳児健康診査	生後3～4か月	乳児の心身の発育、発達の保持増進のための健康診査です	市町村
1歳6か月児健康診査	1歳6か月児	1歳6か月児の心身の順調な発育発達を促すための健康診査です	市町村
3歳児健康診査	3歳児	3歳児の心身の順調な発育、発達を促すための健康診査です	市町村

※この他にも市町村により各種相談、健診を実施していますので、市区町村母子保健担当課にお問い合わせください。

8 妊娠高血圧症候群等療養援護費の支給を受けるには

妊娠高血圧症候群等により患っている妊産婦が必要な医療を受けるため入院した場合、その療養に要する費用の一部を支給するものです。

ただし、入院期間が1週間以上であることと所得による制限があります。

1 申請の方法

- (1) 申請に必要な書類をそろえ、各保健所へ申請してください。
- (2) 入院による医療が終了した日以後30日以内に申請してください。
- (3) 入院期間が21日を超える場合は、入院した日から起算して22日目以後30日以内に申請してください。

2 申請に必要な書類

- (1) 妊娠高血圧症候群等療養援護費支給申請書
- (2) 妊娠高血圧症候群等療養証明書（担当医師が作成したもの）
- (3) 世帯調書
- (4) 所得に関する証明書
- (5) 母子健康手帳

※(1)～(3)の書類は、各保健所に備えてあります。

〔問い合わせ先〕

- ・ 県各保健所及び同支所（巻末参照）、仙台市各区役所

9 子どものことで相談したいときには

児童（0歳から18歳未満）の保健・福祉に関する諸問題について相談に応じています。どんなことでも気軽に御相談ください。個人の秘密は必ず守ります。

相 談 機 関	備 考
県各保健福祉事務所 ・巻末参照	家庭相談員・保健師 ・家庭における児童の福祉について ・学校生活に関する相談 ・心身に障害のある児童及びその疑いのある児童の相談 ・心の悩みや登校拒否、ひきこもりなどの問題行動 ・性に関する悩みや青少年への対応
子ども総合センター附属診療所 ・10 子ども総合センターとは 参照	【子どもメンタルクリニック】 児童精神科医などによる診療、指導（予約制）及びデイケアの実施
各児童相談所 ・11 児童相談所とは 参照	児童福祉司・児童心理司等の専門職員が対応（専門相談は予約が必要）
児童家庭支援センター （旭が丘学園附置） TEL 0226-22-6677	相談・支援担当者、心理療法等担当職員が対応

※お住まいの市各（社会）福祉事務所又は町村福祉担当課でも相談に応じます。

10 子ども総合センターとは

子どもとその家族や、子どもに関わる機関とその職員等に対して、様々な支援を行い、子どもが健やかに成長できる環境づくりを進めるところです。

○主な事業内容

1 子どもメンタルクリニック及び子どもデイケア

乳幼児の発達や育児不安などに関する悩み、神経症、心身症など心の問題を持つお子さんや保護者の方に、児童精神科医による保険診療を行う子どもメンタルクリニックを県内4か所に設置しています。

診療は有料で完全予約制です。また、クリニック受診の子どもに対して、学習プログラムの提供や生活技能を高めるためのスキルトレーニング等を内容とする子どもデイケアも実施しています。(デイケア実施箇所：子ども総合センター附属診療所)

- ・ 子ども総合センター附属診療所
〒981-1217 名取市美田園 2-1-4 TEL 022-784-3576
- ・ 子ども総合センター附属診療所 大崎診療室
〒989-6161 大崎市古川駅南 2-4-3 (宮城県北部児童相談所内)
- ・ 子ども総合センター附属診療所 石巻診療室
〒986-0850 石巻市あゆみ野五丁目7番地 (宮城県東部児童相談所内)
- ・ 子ども総合センター附属診療所 気仙沼診療室
〒988-0066 気仙沼市東新城 3-3-3 (宮城県東部児童相談所気仙沼支所内)

※各診療室へのお問合せも、子ども総合センター附属診療所までお願いします。

診療日：月～金曜日（祝日・年末年始を除く。）午前8時30分から午後5時まで

新患予約申込み：

火曜日（祝日・年末年始を除く。）午後1時から午後4時30分まで

新患予約受付番号 022-784-3576

2 不登校児童等支援

不登校、ひきこもり等の子どもやその家族に対し、専門的知識に基づいた確かな支援を行うことにより、子どもの自立性、社会性の回復を図るとともに家族等の精神的支援を行います。

(けやき教室(適応指導教室)への支援、不登校相談・支援機関等研修会など)

3 職員研修事業

児童館職員、放課後児童支援員などの児童福祉関係機関の職員を対象に、実務的な研修を行います。

4 現任保育士研修

現場の保育士に対して、より高い専門的知識、技術の習得と資質の向上を図るための専門的な研修を行います。

5 のびのびサロンの運営事業

まなウェルみやぎ1階の「のびのびルーム」と「にこにこラウンジ」において、地域の子育て中の家族を対象に、遊び場の提供として「のびのびサロン」を運営しています。

〔お問い合わせ〕

・ 子ども総合センター

〒981-1217 名取市美田園 2-1-4 TEL 022-784-3580

1 1 児童相談所とは

児童福祉法第 12 条に基づいて設置され、児童福祉司等の専門職員が、児童の福祉に関するあらゆる相談に応じます。また、必要に応じて心理判定や医師による診察を行い、治療や指導を行うほか、児童の施設入所や里親委託を行います。さらに虐待など児童を緊急に保護する必要がある場合、又は非行や不登校などの問題行動の改善を図るため一時的に家庭や地域から離れる必要がある場合に一時保護を行います。相談は無料で個人の秘密は必ず守ります。お気軽に御相談ください。

1 相談の例

- (1) 養護の相談 ⇒ 身寄りが無い、家庭で虐待されている、家庭で育てられない事情があるなど
- (2) 非行の相談 ⇒ 乱暴、家出、盗み、シンナー遊びなど
- (3) 育成の相談 ⇒ 不登校、友達と遊べない、落ち着きがない、集中力がない、口を閉じてものを言わない、いじめられる、閉じこもり外に出ないなど
- (4) 発達の相談 ⇒ 言葉が遅れている、身の回りのことが年相応にできないなど
- (5) 里親・養子縁組の相談 ⇒ 家庭に恵まれない子どもを育てたいなど
- (6) 東日本大震災により被災したお子さんの養育や心のケアに関する相談

2 相談方法

相談は緊急の場合を除き、予約制としております。あらかじめ電話で相談日時を予約してください。

【相談窓口時間】 午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

(土、日、祝日、年末年始は休み)

(仙台市児童相談所は 午前 8 時 30 分から午後 5 時まで)

児 童 相 談 所	所 管 (担 当) 区 域				
中央児童相談所 名取市美田園 2-1-4 TEL 022-784-3583	塩竈市 岩沼市 亘理郡	白石市 富谷市 宮城郡	名取市 刈田郡 黒川郡	角田市 柴田郡	多賀城市 伊具郡
北部児童相談所 大崎市古川駅南 2-4-3 TEL 0229-22-0030	栗原市	大崎市	加美郡	遠田郡	
東部児童相談所 石巻市あゆみ野五丁目 7 番地 TEL 0225-95-1121	石巻市	登米市	東松島市	牡鹿郡	
同 気仙沼支所 気仙沼市東新城 3-3-3 TEL 0226-21-1020	気仙沼市	本吉郡			
仙台市児童相談所 仙台市青葉区東照宮 1-18-1 TEL 022-219-5111	仙台市				

12 児童福祉施設及び里親制度とは

児童福祉法に基づく施設及び制度で、児童の福祉を図ることを目的としています。

種 別	内 容
助産施設	保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により、入院助産を受けることができない妊産婦を入所させて、助産を受けさせる施設
乳児院	棄児、父母の死亡等保護者のない乳児又は保護者に監護させることが不適当な乳児又は幼児を養育する施設
母子生活支援施設	さまざまな事情で子どもの養育が十分できない場合に母親と子ども（18歳未満）を入所させて、保護するとともに、自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談・援助を行う施設
保育所	保護者の労働や疾病等により保育を要する乳児又は幼児を日々預かり、保育する施設
児童厚生施設	広く、一般児童のために健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操を豊かにする施設 児童館、児童センター、児童遊園など
児童養護施設	家庭環境に恵まれない児童を入所させて、心身ともに健やかに育成する施設
児童心理治療施設	家庭や学校での人間関係が原因となって、心理的に不安定な状態に陥ることにより、社会生活が困難になっている児童が短期間入所又は通所し、心理面からの治療及び指導を受ける施設
児童自立支援施設	不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童を入所させ、又は保護者の下から通わせて、個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援する施設
里親制度	保護者のいない児童又は保護者に監護させることが不適当であると認められる児童を、自らの家庭に迎え入れ、温かい愛情と正しい理解を持った家庭環境の下での養育を提供する制度

1 3 保育所等に子どもをあずけるには

- ・ 保育所や小規模保育、家庭的保育等は、保護者の就労や疾病等により家庭での保育が困難な小学校入学前までの子どもをあずかり、保護者に代わって保育する施設等です。
- ・ 保育料は、保護者の方の市町村民税額などにより定められています。
- ・ 利用の申し込みは、各市町村の保育担当課で随時受け付けています。
(利用の際、各市町村で保育認定を受ける必要があります。)

施設等	内 容
保育所	0～5歳の子どもをあずかります。
小規模保育	少人数（定員6～19人）を対象に0～2歳の子どもをあずかります。
家庭的保育	少人数（定員5人以下）を対象に0～2歳の子どもをあずかります。

※1 受入れ年齢は市町村又は各施設等に確認願います。

※2 これらの施設等以外にも、認定こども園や事業所内保育、居宅訪問型保育があります。認定こども園については「認定こども園とは」をご覧ください。

- ・ 保育所と幼稚園との主な違いは、次のとおりです。

区 分	保 育 所	幼 稚 園
根 拠 法 令	児童福祉法上の児童福祉施設	学校教育法上の学校
対 象 児 童	保育を要する乳児、幼児	3歳以上の就学前の幼児
保 育 時 間	1日8時間を原則とする	1日4時間を標準とする
入 所 方 法	市町村との契約による ※認可外保育施設は保護者が直接施設と契約。	保護者の希望による
保 育 者	保育士	幼稚園教諭

〔問い合わせ先〕

- ・ 市（区）役所・町村役場の保育担当課又は各施設等

1 4 認定こども園とは

「認定こども園」制度は、幼稚園や保育所等（認可外保育施設を含む。）が、県の定めた認定基準を満たした場合に「認定こども園」として県が認定する制度です。

○「認定こども園」の機能

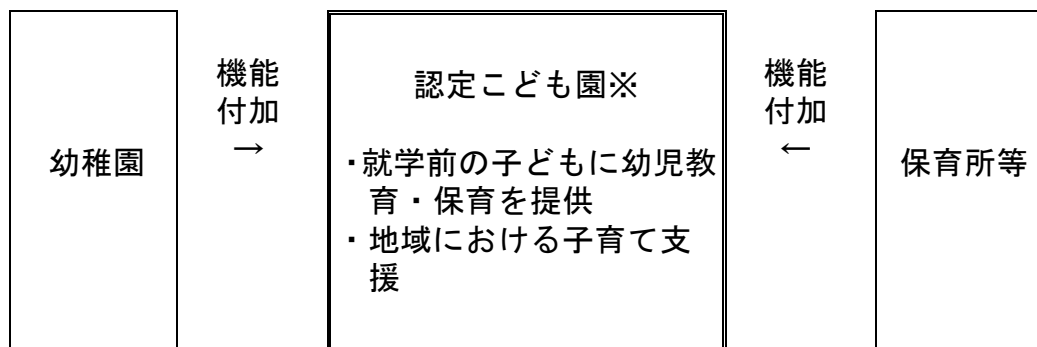
「幼保連携型認定こども園」及び「認定こども園」として認定された幼稚園や保育所等は、次の二つの機能を備えることになります。

1 幼児教育・保育を提供する機能

就学前の子どもに対して、教育・保育を一体的に実施します。

2 地域における子育て支援を行う機能

すべての子育て家庭を対象に、子育て不安に対応した相談活動や親子の集いの場の提供などを実施します。



※幼保連携型認定こども園は、学校及び児童福祉施設の双方の位置づけを有する単一の施設

○認定等された施設については、県の子育て社会推進課の「認定こども園」のホームページで公表しています。

〔問い合わせ先〕

・ 県子育て社会推進課（保育支援班） TEL 022-211-2529

15 地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター）とは

核家族化の進行、地域のつながりの希薄化など、子どもや子育てをめぐる環境が変化する中で、孤立したり、子育てに不安や負担感を持つ家庭もみられ、子育てをしている家庭の親子への支援が求められています。

「地域子育て支援拠点事業」は、各市町村で実施しており、子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や子育ての不安や悩みを相談できる場を提供しています。

○事業内容

- ・子育て親子の交流の場の提供と交流の促進
- ・子育て等に関する相談、援助の実施
- ・地域の子育て関連情報の提供
- ・子育て及び子育て支援に関する講習等の実施

〔問い合わせ先〕

- ・市（区）役所・町村役場の福祉担当課

16 一時的に保育所等に子どもをあずけるには

在宅で子育てをしている家庭において保護者の急病や育児疲れの解消等のために一時的に保育が必要になった場合、保育所や地域子育て支援拠点等で一時的に子どもをあずかります。

○一時預かり事業の利用等

- ・利用申し込みは、あらかじめ市町村の保育所担当課に相談願います。
- ・利用料は、市町村又は各施設等で設定しています。

〔問い合わせ先〕

- ・市（区）役所・町村役場の福祉担当課

17 養育困難のために子どもを施設等に入所させるには

保護者のいない児童、虐待されている児童、その他環境上養護を必要とする児童のために児童養護施設、乳児院及び里親等があります。

1 入所対象

- (1) 父母と死別したり、父母に遺棄されていたり、父母が長期にわたり心身に障害があるなど、現に保護者の監護を受けられない児童
- (2) 保護者がいても虐待されている児童
- (3) その他環境上養護を必要とする児童

2 養育内容

家庭的な環境のなかでの生活、学習、運動などの指導や小学校、中学校、高等学校への通学、職業訓練校などへの通学

3 入所方法

- (1) お近くの民生児童委員、市町村児童福祉担当課、福祉事務所、あるいは直接、児童相談所に御相談ください。
- (2) 児童相談所から担当の児童福祉司が家庭訪問し、調査します。また、必要に応じて、児童心理司による心理判定や医師による診断（無料）を行います。
- (3) 調査判定等の結果を受けて児童相談所で援助方針会議を開き、その結果、施設入所措置が必要とされると入所することができます。施設入所には、保護者の同意が必要です。

4 費用

保護者は、収入に応じて入所に係る経費を一部負担します。

〔問い合わせ先〕

- ・各児童相談所（11 児童相談所とは参照）、県各保健福祉事務所（巻末参照）、
- ・市区（社会）福祉事務所、町村児童福祉担当課

18 子どもたちがのびのびと遊べる場所は

児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、情操を豊かにすることを目的とし、各市町村等が児童厚生施設（児童館・児童センター、児童遊園）を設置しています。

1 児童館・児童センター

(1) 設備

集会室や遊戯室、図書室などを備えています。

(2) 活動内容

児童の遊びを指導する者（児童厚生員）が置かれ、子どもの自主性、社会性、創造性が育つように遊びの指導をしています。県内では25市町村で185か所（令和5年4月1日現在 休止施設を含む）設置されており、各児童館等において、特色ある事業等を行っています。

2 児童遊園

子どもたちの身近な遊び場として、広場、遊具（ブランコ、砂場、滑り台など）が設けられた屋外の施設です。

県内では、23市町で148か所（令和5年4月1日現在 休止施設を含む）設置されています。

〔問い合わせ先〕

・市（区）役所・町村役場の福祉担当課

19 児童手当を受けるには

児童手当は、次代の社会を担う児童の健やかな育ちを支援するという趣旨のもとに親等に市町村から支給されるものです。

1 支給対象となる子ども

満15歳以後の最初の3月31日までの間にある子どもで、日本国内に住所を有するもの。

2 手 当 額（月額） ※令和4年6月から

3歳未満（一律） 15,000円

3歳以上小学校修了前 第1子・第2子 10,000円

第3子以降 15,000円

中学生（一律） 10,000円

所得制限限度額以上、所得上限限度額未満である者（※） 5,000円

※【例】夫が妻と子ども2人を扶養している場合

所得制限限度額 736万円（所得額）

所得上限限度額 972万円（所得額）

3 支給を受けるための手続き等

手当の支給を受けるためには、児童を養育している親等が、住所地の市区町村に申請（認定請求）を行う必要があります。市区町村では、申請内容を審査のうえ、支給資格に適合する方には、認定通知書を送付します。

児童手当の支給資格者は、児童を監護し、かつ、生計を同一にする父又は母等です。父母ともに監護・生計同一要件を満たす場合には、生計を維持する程度の高い者に支給されます。

父母に養育されていない児童については、児童を監護し、かつ、生計を維持する方となります。また、児童養護施設に入所している児童等については、施設の設置者等に手当が支給されます。

4 支 給 月

6月、10月、2月に前月分までの手当をお支払いします。

〔問い合わせ・申請先〕

・市（区）役所・町村役場（ただし、公務員は勤務先となります）

20 特別児童扶養手当を受けるには

特別児童扶養手当は、精神又は身体に障害のある 20 歳未満の児童の福祉の向上を図るため、児童を監護する父母又は養育者に対して、国から支給されるものです。

1 対象児童

特別児童扶養手当の障害程度認定基準に該当する 20 歳未満の障害児（児童）

2 特別児童扶養手当を受けられない場合

- (1) 手当を受けようとする人、対象児童が日本に住んでいないとき。
- (2) 対象児童が肢体不自由児施設や知的障害児施設などに入所（母子入所、保育所などの通園施設を除く）しているとき。
- (3) 対象児童自身が障害を理由とする年金を受けられるとき。

3 支給の制限

手当を受けようとする人及び同居の扶養義務者等の所得が一定額以上であるときは、手当は支給されません。

4 手当額（令和 5 年 4 月から）

- | | | |
|-----|----|----------|
| 1 級 | 月額 | 53,700 円 |
| 2 級 | 月額 | 35,760 円 |

5 支給期間

申請のあった月の翌月から 20 歳の誕生日の前日の属する月分まで支給されます。

6 支給月

毎年 4 月、8 月、11 月にその月の前月までの分（11 月は当月までの分）が支給されます。

なお、毎年 8 月 12 日から 9 月 11 日までの間に市（区）町村の担当課に所得状況届を提出することが必要です。

〔問い合わせ・申請先〕

- ・市（区）役所・町村役場の福祉担当課

2 1 子どもの医療費の助成（給付）を受けるには

乳幼児医療費助成制度

子どもの健康保持（受診機会の確保）と子育て家庭の経済的な負担の軽減を図るため、県内全ての市町村において実施されています。

対象年齢	市町村ごとに基準が異なりますので、詳細はお住まいの市町村にお問合せください。
所得制限	
一部負担	
助成方法	（原則）現物給付方式

未熟児養育医療

養育のため病院又は診療所に入院することを必要とする未熟児に対し、その養育に必要な医療の給付を行うため、各市町村が実施しています。

対 象	満1歳未満で養育医療を必要とする未熟児（体重が2,000g以下又は生活力が特に弱い乳児）
所得制限	あり
一部負担	所得に応じてあり
助成方法	（原則）現物給付方式

◆申請に必要な書類

- ◇養育医療給付申請書
- ◇養育医療意見書
（指定養育医療機関の医師が作成したもの）
- ◇世帯調書
- ◇加入する医療保険の被保険者証・被扶養者証・組合員証などの写し
- ◇所得に関する証明書など

自立支援医療（育成医療）

児童福祉法第4条第2項に規定する障害児（障害に係る医療を行わないときは将来障害を残すと認められる疾患がある児童を含む。）で、その身体障害を除去、軽減する手術等の治療によって確実に効果が期待できる者に対して提供される、生活の能力を得るために必要な自立支援医療費の支給を行うもので、各市町村が実施しています。

対 象	18歳未満で、身体に障害を有する児童で、その障害を除去・軽減する手術等の治療により確実に効果が期待できる者
所得制限	あり
一部負担	（原則）医療費の1割
助成方法	（原則）現物給付方式

◆申請に必要な書類

- ◇自立支援医療費（育成）支給認定申請書
- ◇自立支援医療（育成医療）意見書
（指定自立支援医療機関の医師が作成したもの）
- ◇世帯調書
- ◇加入する医療保険の被保険者証・被扶養者証・組合員証などの写し
- ◇所得に関する証明書など
- ◇特定疾病療養受療証の写し
（腎臓機能障害に対する人工透析療法の場合に限る。）

〔問い合わせ先〕 市（区）役所・町村役場

2 2 里親になるには

里親制度は、保護者のいない児童又は保護者に監護させることが不相当と認められる児童の養育を里親に委託し、温かい愛情と正しい理解を持った家庭環境の下での養育を提供する制度です。

1 里親の種類

(1) 養育里親

保護者のいない児童又は保護者に監護させることが不相当と認められる児童を家庭に受け入れ養育する。指定された研修の受講が必要。

(2) 養子縁組里親

養子縁組によって養親となることを希望する者が、保護者のいない児童又は保護者に監護させることが不相当と認められる児童を家庭に受け入れ養育する。指定された研修の受講が必要。

(3) 専門里親

虐待などにより心身に有害な影響を受けた児童、非行等の問題を有する児童及び障害がある児童を2年以内の期間を定めて養育する。一定以上の経験があり、指定された研修を修了していることが必要。

(4) 親族里親

保護者が死亡、行方不明、拘禁、疾病による入院等により児童の養育を行えない場合に、児童の扶養義務者（民法第877条）及びその配偶者である者が保護者に代わって養育する。

※扶養義務のない親族が里親を希望する場合は、養育里親としての認定が必要。

2 登録方法

(1) お住まいの地域を管轄する県各児童相談所に里親の申込みをしてください。

(2) 養育里親及び養子縁組里親を希望する場合は、県（仙台市にお住まいの場合は、仙台市）が実施する研修を全て受講する必要があります。

(3) 児童相談所から担当の児童福祉司等が家庭訪問し、生活環境や健康状態、熱意や養育方針等を調査します。

(4) 調査結果を受けて、「社会福祉審議会」で、その家庭が里親として子どもを養育することが適当かどうかを審議します。

審議の結果「里親」に適当と認定されると里親として登録されます。

3 児童の委託

児童相談所では、このようにして登録された里親の中から、子どもに適した家庭を選択し、双方の適合性を判断して子どもを委託することになります。

4 委託費

児童を委託した里親には、次のような費用が支給されます(令和5年4月1日現在)。

(1) 一般生活費等月額 52,620円(乳児以外の場合)

(2) 里親手当月額 委託児童 90,000円
(養子縁組を希望する里親及び親族里親を除く)
※専門里親の月額は141,000円になります。

(3) 学校教材費や給食費の実費等が支給されるほか、委託された子どもに係る医療費は公費負担となります。

[問い合わせ先]

- ・児童相談所(県各児童相談所、仙台市児童相談所)、市区(社会)福祉事務所

23 保育士となる資格を取得するには

保育士となる資格を取得する方法は、2通りあります。

1 厚生労働大臣の指定する指定保育士養成施設の保育士課程を卒業して資格を取る方法

【県内の指定保育士養成施設一覧】

名 称	所 在 地	電 話 番 号
石巻専修大学	石巻市南境新水戸 1	0225-22-7711
尚綱学院大学	名取市ゆりが丘 4-10-1	022-381-3300
聖和学園短期大学	仙台市泉区南中山 5-5-2	022-376-3151
仙台こども専門学校	仙台市若林区新寺 1-4-16	022-742-5660
仙台青葉学院短期大学	仙台市若林区五橋 3-5-75	022-369-8000
仙台白百合女子大学	仙台市泉区本田町 6-1	022-372-3254
仙台大学	柴田郡柴田町船岡南 2-2-18	0224-55-1121
仙台保健福祉専門学校	仙台市泉区明通 2-1-1	022-378-1100
仙台幼児保育専門学校	仙台市青葉区木町通 2-3-39	022-717-4550
東北生活文化大学短期大学部	仙台市泉区虹の丘 1-18-2	022-272-7512
東北福祉大学	仙台市青葉区国見 1-8-1	022-233-3111
宮城学院女子大学	仙台市青葉区桜ヶ丘 9-1-1	022-279-1311
宮城誠真短期大学	大崎市古川福沼 1-27-2	0229-23-3220

(令和5年4月1日現在、五十音順)

2 都道府県知事が実施する保育士試験に合格して資格を取る方法

- ・令和5年前期試験については、筆記試験を4月、実技試験を7月に実施します。
- ・後期試験については、筆記試験を10月、実技試験を12月に実施します。
- ・特例制度により、筆記試験が全て免除の方の申請は、4月・10月の年2回となります。
- ・試験科目は、下記のとおりで、3年以内に全科目合格すれば資格が得られます。
- ・保育士試験は、本県の指定試験機関である一般社団法人全国保育士養成協議会（保育士試験事務センター）が行っています。
- ・保育士試験の受験資格等は、次のとおりです。

受験資格	次のいずれかに該当する方 (1) 大学に2年以上在学して、62単位以上修得した方 (2) 短期大学、高等専門学校、専修学校専門課程を卒業した方 (3) 高校卒業後、児童福祉施設等で2年以上児童の保護に従事した方 (4) 児童福祉施設等で5年以上児童の保護に従事した方 (5) 平成3年3月31日までに高校を卒業した方 など
試験科目	筆記試験（保育原理、教育原理及び社会的養護、子ども家庭福祉、社会福祉、保育の心理学、子どもの保健、子どもの食と栄養、保育実習理論） 実技試験（音楽に関する技術、造形に関する技術、言語に関する技術）
手数料	12,950円（内訳：受験手数料12,700円＋受験の手引き郵送料250円） ※特例制度により筆記試験が全て免除の方は2,650円となります。
その他	受験申請の手引きの請求は、「保育士試験事務センター（0120-4194-82）」 にお問合せください。

〔問い合わせ先〕

- ・県子育て社会推進課（保育支援班） TEL 022-211-2529

2 4 保育士の登録をするには

保育士として業務に従事する方は、保育士登録が必要です。

保育士の資格を有し、保育業務を行う方は、都道府県知事に登録をする必要があり、登録後に保育士証が交付されて、初めて保育士と名乗ることができます。

保育士として業務を行っていない方については、必ずしも登録をする必要はなく、登録をしなくても、保育士の資格がなくなるわけではありません。

ただし、今後保育士として業務を行おうと考えている方は、業務に就く前までに登録しておく必要があります。

登 録 先	指定保育士養成施設卒業者 → 申請時点の住所地の都道府県知事 保育士試験合格者 → 合格地の都道府県知事
登録申請先	登録事務処理センター (県が保育士登録業務を委託している機関)
登録申請時の提出書類	○保育士登録申請書 ○保育士の資格を証明する書類 ○登録手数料の郵便振替払込受付証明書 ※婚姻等により氏名が保育士の資格を証明する書類と異なる方は、上記提出書類のほか、戸籍抄本又は戸籍の一部事項証明書が必要となります。
登録手数料	・登録手数料 4,200円 ・登録書換手数料 1,600円 ・再交付手数料 1,100円
申請の方法	下記の登録事務処理センターで「保育士登録の手引き」を入手し、必要書類を添えて、郵送で申請を行ってください。
保育士登録の申請・問い合わせ先	登録事務処理センター 〒102-0083 東京都千代田区麴町1丁目6番2号 登録案内専用電話 : 03-3262-1080 (祝日を除く月曜日から金曜日の9時から17時まで : 肉声案内) (上記以外の時間帯 : 自動音声案内) URL https://www.nippo.or.jp/hoikushi/

〔問い合わせ先〕

- ・ 県子育て社会推進課（保育支援班） TEL 022-211-2529

25 保育士の相談をするには

保育士及び保育所に関する支援を行うため「宮城県保育士・保育所支援センター」を設置しています。

保育士資格を持っていながら働いていない方への就労支援や保育所への支援、また、これから保育士資格を取得される方への支援など、保育に関する様々な相談、支援・アドバイスをを行い、保育士確保を図っています。

1 開設場所

一般社団法人宮城県保育協議会内
仙台市青葉区本町 3-5-22（宮城県管工事会館内）

2 開設日時

平日の午前 9 時から午後 5 時まで（年末年始休暇を除く）

3 業務内容

- （1）潜在保育士の再就職に関する現地研修の企画実施
- （2）潜在保育士の再就職後のフォローアップ
- （3）保育所の募集採用状況の把握
- （4）求職者のニーズにあった就職先の提案
- （5）求職者と雇用者双方のニーズ調査
- （6）保育所に対する潜在保育士の活用に関する助言
- （7）保育所に勤務する保育士又は保育士資格取得希望者からの相談 等

4 宮城県保育士人材バンク

人材を求める県内保育施設と働く意思のある保育士、保健師、看護師及び栄養士がそれぞれ求人・求職の登録をし、それを基に雇用条件の調整や紹介により就職をサポートします。

職業紹介事業として厚生労働大臣の認可を受けた一般社団法人宮城県保育協議会が宮城県保育士・保育所支援センターの業務の一部として運営をしています。

保育に関する求人・求職を行う際には、人材バンクに登録いただくと便利です。

〔問い合わせ先〕

・一般社団法人宮城県保育協議会 TEL 022-223-5771

26 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）とは

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童（放課後児童）に対し、授業の終了後などに児童館などを利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全育成を図るものです。

本事業は、児童館・児童センターのほか、学校の余裕教室などの社会資源を活用して実施されており、放課後児童支援員が配置され、適切な遊びを与えて放課後児童の保護及び健全な育成を行っています。

1 対象児童

保護者が労働等により昼間家庭にいない、小学校に就学している児童です。

2 活動内容

- (1) 児童の健康管理、情緒の安定の確保
- (2) 児童の安全確認、安全確保
- (3) 児童の活動状況の把握
- (4) 遊びの活動への意欲と態度の形成
- (5) 遊びを通しての自主性、社会性、創造性を培う
- (6) 連絡帳等を通じた家庭との日常的な連絡、情報交換の実施
- (7) 家庭や地域での遊びの環境づくりへの支援 等

現在、県内では522か所（令和4年5月1日現在）で実施されています。

〔問い合わせ先〕

- ・市（区）役所・町村役場の福祉担当課又は教育委員会

Ⅲ 母子・父子家庭の福祉

1 ひとり親家庭の相談をするには

1 ひとり親家庭支援員

県では、県内の保健福祉事務所にひとり親家庭支援員を配置しています。

ひとり親家庭支援員は、母子家庭や父子家庭及び寡婦の方が抱えるいろいろな問題や母子父子寡婦福祉資金貸付金の貸付等に関して相談に応じ、相談された方々の問題解決に必要な助言・指導を行っています。

※相談先は、次のとおりです。

配置場所	連絡先	配置場所	連絡先
仙南保健福祉事務所	0224-53-3132	東部保健福祉事務所	0225-95-1431
仙台保健福祉事務所	022-363-5507	東部保健福祉事務所	0220-22-6118
北部保健福祉事務所	0229-91-0712	登米地域事務所	
北部保健福祉事務所 栗原地域事務所	0228-22-2118	気仙沼保健福祉事務所	0226-21-1356

2 電話相談

県では、平日には仕事や家事に追われ時間的余裕がないため、各種相談を受けることができないひとり親家庭や寡婦の方々のために、日曜日を相談日として、電話で相談に応じています。

- (1) 電話 022-295-0013 (宮城県母子・父子福祉センター内)
- (2) 相談時間 午前9時から午後5時まで

3 特別相談

県では、ひとり親家庭や寡婦の方々が、養育費や離婚、慰謝料等の諸問題のうち専門的に解決を要すると思われる相談等について、弁護士に直接相談できるよう、宮城県母子・父子福祉センター及び県合同庁舎内において特別相談を実施しています。

[実施場所及び回数]

- ・宮城県母子・父子福祉センター 年12回
- ・県合同庁舎開催(登米、石巻、気仙沼) 各地区年4回

[問い合わせ先]

- ・宮城県母子・父子福祉センター TEL 022-295-0013
(休館日 火・土曜日、祝日、年末年始)
- ・県各保健福祉事務所(巻末参照)

2 女性の悩み事を相談するには

1 女性相談センター

県では、女性相談センターにおいて、女性の抱えている悩みごとや困りごと、例えば、夫や恋人等の暴力で困っている、家庭や職場の人間関係で悩んでいる、どう暮らしていくか分からないなどの相談に応じ、解決に向けて助言・指導を行っています。

相談は来所、電話いずれでも結構です。相談内容によっては、他の専門機関の紹介も行います。

受付時間 午前 8 時 30 分から午後 5 時まで
(ただし、土曜日、日曜日、祝日、年末年始を除く)
TEL 022-256-0965

来所相談は予約制になっていますので、まずは上記までお電話ください。

また、県各保健福祉事務所（巻末参照）に女性相談員がいますので、お気軽に御相談ください。

2 みやぎ夜間・休日 DV ほっとライン

県では、夜間・休日における DV 相談に対応するため、みやぎ夜間・休日 DV ほっとラインを開設し、配偶者やパートナー、恋人からの暴力に悩む方々の相談に対応しています。

受付時間 夜間：毎週木・土曜日 午後 5 時 30 分から午後 9 時まで
(ただし、祝日、年末年始を除く)
休日：毎週日曜日 午後 1 時から午後 5 時まで
(ただし、祝日、年末年始を除く)
TEL 022-725-3660

3 母子生活支援施設に入所するには

母子生活支援施設は、さまざまな事情で子どもの養育が十分できない場合に母親と子ども（18歳未満）が一緒に入所できる施設です。単に居室を提供するだけでなく、母子支援員や少年指導員等が配置され、母親の自立を援助し、子どもが健やかに育つよう支援にあたります。

1 入所対象

配偶者のいない女子、又はこれに準じる事情にある女子で、その養育している児童（18歳未満）について、生活上のいろいろな問題を抱えているため十分な養育をしかねる方

2 援護内容

居室の提供、母子支援員や少年指導員による生活指導など

3 費用

収入に応じて入所に係る経費を一部負担することになります。

〔問い合わせ先〕

- ・ 県各保健福祉事務所（巻末参照）・ 市区（社会）福祉事務所

4 ひとり親家庭（寡婦）の福祉のために利用できる施設は

県では、ひとり親家庭及び寡婦の方々のために、宮城県母子・父子福祉センターを設置しています。

この施設は、ひとり親家庭や寡婦の方々に対して、生活全般の各種相談に応じるとともに、自立促進のための生活指導や生業の指導などひとり親家庭等の福祉のための便宜を総合的に提供することを目的とした施設です。

また、その管理については、指定管理者である公益財団法人宮城県母子福祉連合会に委託し、ひとり親家庭及び寡婦の方々の活動の拠点として利用されています。

1 業務内容

- (1) ひとり親家庭等の一般相談（相談員が対応します）
- (2) 特別相談（仙台弁護士会の弁護士が対応します）
- (3) 電話相談（電話相談員が対応します）
- (4) 就業・自立支援センター（就業の相談や情報提供、講習会の実施等）
- (5) 各個人やグループによる利用の便宜の供与

2 所在地・電話番号

施設名：宮城県母子・父子福祉センター

所在地：仙台市宮城野区安養寺三丁目 7-3

TEL 022-295-0013（休館日 火・土曜日、祝日、年末年始）

5 就労や自立のための知識技術を身につけるには

県では、ひとり親家庭及び寡婦の就業と自立を促進するために、「就業・自立支援センター」を設置し、就業に関する相談や情報の提供、資格取得のための講習会等を行っています。

1 名称

宮城県母子家庭等就業・自立支援センター

2 所在地

仙台市宮城野区安養寺三丁目 7-3（宮城県母子・父子福祉センター内）

3 事業内容

（1）就業相談（相談員が対応します）

（2）就業支援講習会等の開催

イ 就職支援セミナー

ロ 就業支援講習会（予定）

・介護職員初任者研修

・パソコン「マイクロソフトワードスペシャリストレベル」

・パソコン「マイクロソフトエクセルスペシャリストレベル」

（3）就業情報の提供

センターに登録後、適宜求人情報が提供されます。

4 実施機関

宮城県が公益財団法人宮城県母子福祉連合会に委託して実施しています。

5 申し込み方法

はがき又はFAXでの申し込みとなります。

※講習会日程、申し込み方法については、県政だより等に掲載しますが、詳細は下記にお問い合わせください。

〔問い合わせ先〕

・宮城県母子家庭等就業・自立支援センター（宮城県母子・父子福祉センター内）

TEL 022-295-0013（休館日 火・土曜日、祝日、年末年始）

6 児童扶養手当を受けるには

児童扶養手当は、ひとり親家庭等の生活安定と自立を促進し、児童の福祉の向上を図るため、次のいずれかに該当する18歳の年度末までの児童（又は、20歳未満で政令で定める程度の障害の状態にある方）を監護している父、母又は養育者に支給されるものです。

1 支給対象児童

- (1) 父母が婚姻を解消した児童
- (2) 父又は母が死亡した児童
- (3) 父又は母が政令で定める程度の障害の状態にある児童
- (4) 父又は母の生死が明らかでない児童
- (5) 父又は母から引き続き1年以上遺棄されている児童
- (6) 父又は母がDV防止及び被害者保護に関する法律の規定による保護命令を受けた児童
- (7) 父又は母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童
- (8) 婚姻によらないで生まれた児童
- (9) 婚姻によらないで生まれた児童かどうか明らかでない児童

2 児童扶養手当を受けられない場合

次のいずれかに該当する場合には手当は支給されません。

- (1) 手当を受けようとする人、対象児童が日本に住んでいないとき。
- (2) 対象児童が里親に委託されたり、児童福祉施設（母子生活支援施設、保育所などの通園施設を除く）に入所しているとき。
- (3) 対象児童が父又は母の事実上の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある方を含む）に養育されているとき。

3 支給の制限

手当を受けようとする人及び同居の扶養義務者等の所得が一定額以上であるときは、手当の全部又は一部は支給されません。

4 手当額（令和5年4月から）

区 分	児童1人の場合（月額）	児童2人以上の場合
全部支給	44,140円	2人目 10,420円 加算 3人目以降 6,250円 加算
一部支給	44,130円 ~ 10,410円	2人目 10,410円~5,210円 加算 3人目以降 6,240円~3,130円 加算

5 支給期間

申請のあった月の翌月から18歳の年度末（政令で定める程度の障害の状態にある方は20歳の誕生日の前日の属する月）まで支給されます。

6 支給月

5月、7月、9月、11月、1月、3月にその月の前月までの分が支給されます。

なお、毎年8月1日から8月31日までの間に市（区）町村の担当課に現況届を提出することが必要です。

7 児童扶養手当の一部支給停止措置について

受給資格者である母又は父に対する手当は、支給開始した月から5年又は手当の支給要件に該当した月から7年を経過したとき（ただし、認定請求した日に3歳未満の児童を監護する受給資格者については、児童が3歳に達した月の翌月から起算して5年を経過したとき）は、手当額の2分の1が減額になります。

ただし、受給資格者に障害がある場合又は就業している場合等で、必要な書類を期限までに提出することによって減額の適用が除外されます。

〔問い合わせ・申請先〕 市（区）役所・町村役場の福祉担当課

7 母子・父子家庭が医療費の助成を受けるには

1 助成対象

母子・父子家庭の児童（18歳の年度末まで）及び18歳の年度末までの児童を扶養する母、父又は父母のいない児童（18歳の年度末まで）を対象として助成されます。

ただし生活保護を受けている世帯は除かれます。

2 助成を受けられない場合

助成を受けようとする人及び同居の扶養義務者等の所得が一定額以上であるときは、助成を受けることができません。

3 助成範囲

保険証を使って病院、診療所で診察を受けた場合等に窓口で支払う自己負担額から1レセプトあたり1,000円（入院の場合は2,000円）を控除した額が助成されます。

4 助成方法

市町村から交付される「母子・父子家庭医療費受給者証」と保険証と一緒に医療機関の窓口へ提出します。

自己負担額を医療機関の窓口で支払い助成申請書を提出した後に、市町村から払い戻しされます。

〔問い合わせ・申請先〕 市（区）役所・町村役場

8 母子父子寡婦福祉資金の貸し付けを受けるには

1 母子・父子福祉資金貸付金

ひとり親家庭の経済的自立や生活安定の助長と扶養している児童の福祉増進を図るため、無利子又は低利で資金の貸付を行っています。

(1) 貸付対象

- イ 県内に居住している配偶者のない方で 20 歳未満の児童を扶養している方
- ロ 母子・父子福祉団体

(2) 貸付種類

修学資金、就学支度資金、事業開始資金、生活資金等 計 12 種類

2 寡婦福祉資金貸付金

寡婦等の経済的自立や生活安定の助長と扶養している子どもの福祉増進を図るため、無利子又は低利で資金の貸付を行っています。

(1) 貸付対象

- イ 寡婦
- ロ 40 歳以上の配偶者のない女子であって現に児童を扶養していない方

(2) 貸付種類

事業開始資金、事業継続資金、住宅資金、技能修得資金等 計 12 種類

3 共通事項

(1) 貸付利率

- イ 修学資金、修業資金、就職支度資金、就学支度資金の貸付は無利子
- ロ 上記以外の貸付は、連帯保証人を付す場合は無利子
連帯保証人を付さない場合は年利 1.0% (※)

(2) 連帯保証人 (必要になる場合があります。)

県内又は隣県に居住し、一定の職を有する独立生計者 1 人又は 2 人

(3) 貸付申請窓口等

貸付を希望される方は、住所地管轄の県各保健福祉事務所 (仙台市にお住まいの方は各区役所) へ御相談ください。申請窓口も同様です。

〔問い合わせ先〕 県各保健福祉事務所 (巻末参照)、仙台市各区役所

9 ひとり親家庭が通勤定期乗車券を購入する場合の割引制度とは

児童扶養手当の支給を受けている世帯の方々の負担を軽減するため、JR の通勤定期乗車券の購入が割り引きになる「特定者用特別割引制度」があります。

○手続き

1 手続窓口 市町村福祉関係課

2 対象者 児童扶養手当の支給を受けている世帯の方

3 申請方法

(1) 特定者資格証明書交付申請書に児童扶養手当証書及び本人の写真（縦 4 cm、横 3 cm）を添えて、市町村長に申請します。

特定者資格証明書は、特定定期乗車券購入及び使用の際に携帯しなければなりません。

(2) 特定者資格証明書の交付を受けた上で、特定定期乗車券購入の都度、市町村長から特定者用定期乗車券購入証明書の交付を受け、これを定期乗車券発売窓口に提出し購入します。

〔問い合わせ先〕 市（区）役所・町村役場の福祉担当課

10 ひとり親家庭の親が就職に有利な資格を身につけるには

1 宮城県自立支援教育訓練給付金事業

ひとり親家庭の父母が介護技術や医療事務等の対象講座を受講した場合に、その費用の一部を支給しています。

(1) 対象者

宮城県内にお住まいのひとり親家庭の父母で、次の要件を満たす方

- イ 児童扶養手当の支給を受けているか、又は同等の所得水準にある
- ロ 当該教育訓練を受けることが適職に就くために必要であると認められる
- ハ 原則として、過去に自立支援教育訓練給付金の支給を受けていない

(2) 対象講座

雇用保険制度の教育訓練給付の指定教育訓練講座（最寄りのハローワーク、又は厚生労働省ホームページで確認できます。受講前に対象講座の指定が必要です。）

(3) 支給額

受講費用の 60%

（上限 20 万円※、60%の額が 12,000 円以下のときは対象外）

※専門実践教育訓練給付金の講座の場合：修学年数×40 万円、上限 160 万円

一般教育訓練給付金又は特定一般教育訓練給付金もしくは専門実践教育訓練給付金を受給した方は、当該教育訓練給付金との差額を支給

2 宮城県高等職業訓練促進給付金等事業

ひとり親家庭の父母が対象資格を取得するために養成機関で 1 年以上修業する場合（令和 3 年度～令和 5 年度は、6 か月以上の民間資格等も対象）に、高等職業訓練促進給付金及び修了支援給付金を支給しています。

(1) 対象者

宮城県内にお住まいのひとり親家庭の父母で、次の要件を満たす方

- イ 児童扶養手当の支給を受けているか、又は同等の所得水準にある
- ロ 養成機関で 1 年以上のカリキュラムを修業し、対象資格の取得が見込まれる
- ハ 就業又は育児と修業の両立が困難であると認められる
- ニ 原則として、過去に高等職業訓練促進給付金等の支給を受けていない

(2) 対象資格

看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士、調理師、シスコシステムズ認定資格、LPI 認定資格 等

(3) 支給期間及び支給額

イ 高等職業訓練促進給付金

修業する期間の全期間〔上限4年（4年課程以上が必要な資格の場合）〕

(イ) 市町村民税非課税世帯 月額 100,000円

(ロ) 同 課税世帯 月額 70,500円

※修業期間の最後の12か月間は40,000円増額

ロ 修了支援給付金

養成機関の修了日以後に支給

(イ) 市町村民税非課税世帯 50,000円

(ロ) 同 課税世帯 25,000円

〔問い合わせ先〕 県各保健福祉事務所（巻末参照）・市区（社会）福祉事務所

3 宮城県高等職業訓練促進資金貸付事業

前記2の高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関で修業し、就職に有利な資格の取得を目指すひとり親の方に、職業訓練・就職準備のための資金を貸し付けます。

また、母子・父子自立支援プログラムの策定を受け、自立に向けて意欲的に取り組んでいる方に対し住宅の家賃を貸付します。

(1) 対象者

入学準備金：高等職業訓練促進給付金の支給を受け養成機関に入学した方

就職準備金：高等職業訓練促進給付金の支給を受け養成機関の課程を修了し、資格を取得した方

住宅支援資金：児童扶養手当の支給を受け、国の通知に基づく母子・父子自立支援プログラムの策定を受けている方

※仙台市では、仙台市社会福祉協議会において事業実施されています。

(2) 貸付額

入学準備金 500,000円以内

就職準備金 200,000円以内

住宅支援資金 入居している住宅の家賃の実費（上限4万円／最大12か月分）

(3) 返還の免除

○入学準備金、就職準備金

養成機関の課程を修了し、かつ、資格取得した日から1年以内に就職し、宮城県内において取得した資格が必要な業務に5年間従事した場合。

○住宅支援資金

就業していない方が住宅支援資金による貸付を受けた日から1年以内に就職又は現在就業している方がプログラム策定時より高い所得が見込まれる転職な

どをし、1年間引き続き就業を継続した場合。

〔問い合わせ先〕

- ・ 仙台市にお住まいの方は、仙台市社会福祉協議会まで TEL 022-223-2010
- ・ 仙台市以外の市町村にお住まいの方は、宮城県社会福祉協議会まで
TEL 022-399-8844

4 高等学校卒業程度認定試験合格支援事業

ひとり親家庭の父母及びその児童が高等学校卒業程度認定試験の合格を目指す場合、民間事業者等で実施する対象講座の受講費用の一部を支給しています。

(1) 対象者

宮城県内にお住まいのひとり親家庭の父母及びその児童（20歳未満）で、次の要件を満たす方

- イ 児童扶養手当の支給を受けているか、又は同等の所得水準にある
- ロ 高卒認定試験に合格することが適職に就くために必要であると認められる
- ハ 大学入学資格を取得していない
- ニ 原則として、過去に当該合格支援事業の支給を受けていない

(2) 対象講座

高卒認定試験の合格を目指す講座（通信制講座を含む）で知事が適当と認めたもの（※受講前に対象講座の指定が必要です）

(3) 支給額

- イ 受講開始時給付金
受講費用の30%（上限7万5千円）
- ロ 受講終了時給付金
受講費用の40%－イ（イとロの合計が10万円以上の場合10万円）
- ハ 合格時給付金
受講費用の20%（イとロとハの合計が15万円を超える場合、
イとロとハの合計は15万円）

※「イ 受講開始時給付金」及び「ロ 受講終了時給付金」は4千円を超えない場合は支給されません。

〔問い合わせ先〕

- ・ 県各保健福祉事務所（巻末参照）・市区（社会）福祉事務所
- ※市によって、実施していない場合があります。

IV 障害児者の保健福祉

1 障害についての相談は

- 1 県保健福祉事務所・市（社会）福祉事務所、町村福祉担当課
 - (1) 身体障害者の福祉
 - イ 市（社会）福祉事務所及び町村福祉担当課が相談窓口
 - ロ 障害福祉サービス等の給付、補装具、日常生活用具の給付などの各種サービス
 - (2) 知的障害者の福祉
 - イ 市（社会）福祉事務所及び町村福祉担当課が相談窓口
 - ロ 障害福祉サービス等の給付、重度障害児（者）の日常生活用具の給付などの各種サービス
 - (3) 精神障害者の保健・福祉
 - イ 市町村保健福祉担当課：自立支援医療（精神通院医療）及び精神障害者保健福祉手帳の申請及び福祉サービス等に関する窓口
 - ロ 県保健所：イ以外の精神保健福祉相談等
- 2 リハビリテーション支援センター（TEL 022-784-3587）
 - (1) 身体障害者の専門的相談・判定（TEL 022-784-3589）
 - (2) 知的障害者の専門的相談・判定（TEL 022-784-3590）
 - (3) 障害者総合支援法による補装具（義肢・装具・車いす等）の処方・判定（TEL 022-784-3589）
 - (4) 地域リハビリテーションに関する相談（TEL 022-784-3588）
 - (5) 高次脳機能障害に関する相談（TEL 022-784-3588）
- 3 身体障害者相談員（各市町村で設置）
身体障害者の更生援護に関する相談・指導、身体障害者援護思想の普及
- 4 知的障害者相談員（各市町村で設置）
知的障害者の更生援護に関する相談・指導、知的障害者援護思想の普及
- 5 精神保健福祉センター
 - (1) 精神保健福祉の専門的な相談
 - (2) 精神保健福祉に関する知識の普及・調査研究
 - (3) 自立支援医療（精神通院医療）及び精神障害者保健福祉手帳の交付決定
- 6 夜間こころの相談窓口（TEL 0229-23-3703）
専ら医療の必要性のない、一般的なこころの悩み等の相談
相談時間 通年（午後5時から午前2時まで）

7 県児童相談所、仙台市発達相談支援センター「アーチル」

- (1) 18歳未満の障害児の各種相談、指導、助言
- (2) 専門的、総合的な判定
- (3) 児童福祉施設への入所手続き

8 宮城県発達障害者支援センター「えくぼ」(TEL 022-376-5306)

仙台市北部発達相談支援センター「北部アーチル」(TEL 022-375-0110)

仙台市南部発達相談支援センター「南部アーチル」(TEL 022-247-3801)

- (1) 発達障害に関する相談支援
- (2) 発達障害のある方の発達(療育)支援、就労支援
- (3) 発達障害に関する知識の普及啓発、研修

9 宮城県障害者権利擁護センター及び宮城県障害者差別相談センター

障害者の虐待及び障害者差別に関する通報・相談窓口です。

TEL 022-727-6101

FAX 022-727-6102

メール kenriyugo@iris.ocn.ne.jp

受付時間 午前9時から午後5時まで(土日祝日及び年末年始を除く。)

※時間外は、留守番電話、ファックス及び電子メールで対応

10 障害者でんわ相談室 (TEL/FAX 022-296-5053)

障害者でんわ相談室では、障害のある方が地域で自立した生活が送れるよう、身体
の危害や財産の侵害に関すること、家族や職場での人間関係など、生活全般にわたる様々
な相談に応じています。

日曜日、月曜日 正午から午後5時まで 精神障害者

水曜日、木曜日 " 身体障害者

金曜日、土曜日 " 知的障害者

※時間外・火曜日・祝日・年末年始は、留守番電話及びファックスで対応

11 相談支援事業所

障害のある方、そのご家族、介護者などからの相談に応じ、情報提供や権利擁護のた
めに必要な援助を行います。また、障害福祉サービスを利用される方には、サービス等
利用計画を作成し、事業者等との連絡調整を行います。

詳しい連絡先については、お住まいの市町村の障害福祉担当課にお問い合わせくださ
い。

2 発達障害についての相談は

自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障害、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）等の発達障害がある方とご家族が身近な地域で充実した支援を受けられる体制づくりを進めています。

1 一番身近な相談窓口は市町村です

「発達のことが気になる」「利用できるサービスは？」等のご相談をお受けします。各市町村の相談窓口は以下に掲載しています。

URL <https://www.pref.miyagi.jp/documents/21967/r5madoguchi.pdf>

2 発達障害に関する総合相談窓口について

宮城県発達障害者支援センター「えくぼ」では電話相談を開設し、県民の方や支援者からのご相談を受けています。

宮城県発達障害者支援センター「えくぼ」 TEL 022-376-5306

〔受付時間〕月～木、土曜日（ただし祝日を除く）

午前9時から午後4時30分まで

〔対象〕仙台市以外にお住まいの方が対象です。

※仙台市にお住まいの方は以下にご相談ください。

仙台市北部発達相談支援センター（北部アーチル） TEL 022-375-0110

仙台市南部発達相談支援センター（南部アーチル） TEL 022-247-3801

※なお、子ども総合センター内に設置している県直営の発達障害者支援センターは、各圏域の発達障害者地域支援マネジャーと連携しての支援体制づくりを主な業務としており、直接のご相談は受けておりません。

3 高次脳機能障害についての相談は

けがや病気で脳に損傷を受けると、記憶力や集中力が低下したり、感情や行動を抑えることができなくなったりするなど、後遺症が残り、社会生活に支障を来す場合があります。このような障害を「高次脳機能障害」といいます。

1 よくみられる症状

(1) 記憶障害～記憶と学習が困難になります～

約束や予定を忘れたり、外出中に場所がわからなくなり目的地に着くことができなくなることがあります。また、仕事や勉強において新しいことを学び、覚えることが困難になります。

(2) 注意障害～注意力・集中力が低下します～

注意力が低下するので、電話をしながらメモを取るなど、同時に複数のことができなくなることがあります。また、集中力が低下するので、長時間の作業や課題を行うことが困難になります。

(3) 遂行機能障害～目的にかなう計画を立て、行動することが困難になります～

仕事などの計画を立てることや優先順位を決めること、目的に向けて効率的な手順で作業を行うことが困難になります。その結果、行き当たりばったりの行動をすることがあるため、行動の一つ一つに指示が必要になります。

(4) 行動と情緒の障害～状況に適した行動が取りにくくなります～

普段何気ない出来事に対して、不安を強く感じたり、興奮したり、感情のコントロールが上手にできなくなることがあります。また、自発性（意欲）が低下して自分からは何もしようとしなくなる場合もあります。

※これらの症状は一例で、本人の置かれている状況や時間の経過で変化します。また、これらの症状は重複していることが多く、その重なり方によって一人一人の障害の状態は異なることから、ここで紹介した以外の症状が現れることもあります。

高次脳機能障害を持つご本人やその家族の方々への支援や各種相談・問い合わせに対応します。けがや病気で脳に損傷を受けたことが原因で、体は元に戻ったが、以前とは「どこか違う」、「何か違う」など、気になることがあればご相談ください。

〔問い合わせ先〕

- ・ 県リハビリテーション支援センター TEL 022-784-3588
- ・ 県保健福祉事務所・地域事務所・支所
- ・ 仙台市にお住まいの方はこちらにもご相談いただけます。
仙台市障害者総合支援センター TEL 022-771-6511

4 精神保健福祉（心の健康）についての相談は

社会生活環境の複雑多様化等に伴うストレス、心の悩み、精神疾患等の心の健康相談を保健所や精神保健福祉センターで実施しています。

1 保健所で行う相談

- (1) 精神障害者、家族及び一般の方を対象として、電話、来所による相談（所内相談）
- (2) 日時、場所を定めて保健所以外の所で行う相談（巡回相談）
- (3) 家庭訪問によって、本人の状況、家庭環境等の相談指導を行う訪問指導
- (4) アルコール関連問題についての相談

※その他、保健所は、精神保健福祉行政の第一線機関として家族会、患者会等の育成、県民の精神保健福祉に関する知識の普及等を行っています。

2 精神保健福祉センターで行う相談

精神保健福祉センターは、精神保健福祉に関する総合的専門技術機関として、次のような業務を行っています。

- (1) 対人関係の悩み、気分の落ち込み、心の不調などについて、電話、来所による相談（所内相談）
- (2) 精神保健福祉に係わる職員に対しての専門的研修
- (3) 広報誌等の発行による精神保健福祉に関する知識の普及、啓発
- (4) 地域精神保健福祉に関する諸活動を推進するために必要な調査研究
- (5) 精神保健福祉に係わる施設や機関に対しての技術援助及び技術指導
- (6) 精神保健福祉に係わる協力組織の育成
- (7) デイケア事業
- (8) 外来診療
- (9) 自立支援医療（精神通院医療）及び精神障害者保健福祉手帳の交付決定
- (10) 精神医療審査会に関する業務

※こころの相談電話

心の健康に関するあらゆる相談を受けるための専用電話と専門の相談員が配置されています。

○宮城県精神保健福祉センター

電話相談「こころの相談電話」0229-23-0302

平日午前9時から正午まで、午後1時から午後5時まで

○仙台市精神保健福祉総合センター（土・日・祝祭日はお休み）

電話相談「はあとライン」022-265-2229

平日午前10時から正午まで、午後1時から午後4時まで

夜間電話相談「ナイトライン」022-217-2279

午後6時から午後10時まで（年中無休）

〔問い合わせ先〕

- ・ 県保健福祉事務所
- ・ 県精神保健福祉センター TEL 0229-23-0021
- ・ 県精神保健推進室（精神保健推進班） TEL 022-211-2518
- ・ 仙台市精神保健福祉総合センター（はあとぽーと仙台） TEL 022-265-2191
- ・ 仙台市障害者支援課（地域生活支援係） TEL 022-214-8165

5 緊急時の精神医療の相談は

土曜・休日、夜間の緊急時に精神疾患患者本人、家族等からの電話での医療相談を行っています。

1 相談日時

土曜日・日曜日・休日昼間 午前9時から午後5時まで

通年夜間 午後5時から翌9時まで

2 相談対応者

精神保健福祉士等

3 電話番号

「精神医療相談窓口」 022-384-2811

※「かかりつけ医療機関」がある場合には、まずはそちらへ御連絡ください。また、本窓口は、医療に係る相談窓口となりますので、一般的な精神保健福祉相談等につきましては、お住まいの保健所・精神保健福祉センター及び夜間こころの相談窓口等の相談窓口を御利用願います。

〔問い合わせ先〕

・ 県精神保健推進室（精神保健推進班） TEL 022-211-2518

6 ひきこもりについての相談は

ひきこもりでお悩みの本人や家族からの相談をひきこもり地域支援センターや保健福祉事務所でを行っています。

1 ひきこもり地域支援センターで行う相談

ひきこもり状態にある本人や家族からの電話、来所による相談を行っています。

- (1) 宮城県ひきこもり地域支援センター（宮城県精神保健福祉センター内）
〃 南支所（NPO 法人わたげの会に委託）

対象 宮城県内（仙台市以外）にお住まいの概ね 18 歳以上の本人と家族
電話・来所相談（来所相談は予約が必要です。）

イ 宮城県ひきこもり地域支援センター TEL 0229-23-0024

平日 午前 9 時から正午まで、午後 1 時から午後 4 時まで

（土、日、祝日、年末年始はお休み）

ロ 宮城県ひきこもり地域支援センター南支所 TEL 022-393-5226

平日 午前 10 時から午後 5 時まで（土、日、祝日、年末年始はお休み）

新規相談は火～金曜日

- (2) 仙台市ひきこもり地域支援センター（ほわっと・わたげ）

対象 仙台市内にお住まいの本人と家族

電話・来所相談（来所相談は予約が必要です。）

TEL 022-285-3581

平日 午前 10 時から午後 5 時まで（土、日、祝日、年末年始はお休み）

2 保健福祉事務所でやる相談

精神科医や相談員（精神保健福祉士、臨床心理士等）による専門相談、保健師による電話、来所相談を行っています。

〔問い合わせ先〕

・宮城県ひきこもり地域支援センター TEL 0229-23-0024

〃 南支所 TEL 022-393-5226

・仙台市ひきこもり地域支援センター（ほわっと・わたげ） TEL 022-285-3581

・県保健福祉事務所

7 自死の予防についての相談は

自死を考えている方や自死遺族の方等からの相談を宮城県自死対策推進センター（愛称：みやぎほっとするセンター）などで行っています。

○自死対策推進センターで行う相談

自死を考えている方、自死遺族の方等からの電話、来所による相談を行っています。

- ・宮城県自死対策推進センター（宮城県精神保健福祉センター内）

対象 宮城県内（仙台市以外）にお住まいの方

電話・来所相談（来所相談は予約が必要です。）

TEL 0229-23-0028

平日 午前9時から午後4時まで（土、日、祝日、年末年始はお休み）

- ・仙台市こころの絆センター（仙台市自殺対策推進センター）（仙台市精神保健福祉総合センター内）

対象 仙台市内にお住まいの方

電話相談

TEL 022-225-5560

平日 午前9時から午後5時まで（土、日、祝日、年末年始はお休み）

〔問い合わせ先〕

- ・宮城県自死対策推進センター TEL 0229-23-0028
- ・仙台市こころの絆センター TEL 022-225-5560
- ・県保健福祉事務所

8 障害のある方が就労するには

障害のある方が何らかの仕事に就けるように、就労に関するアドバイスや働く機会を提供する場としてハローワーク（公共職業安定所）があります。また、ハローワークと相談して職場適応訓練を受講して就労する方法や、宮城障害者職業センターの職業準備支援などの制度を利用して就労する方法があります。

また、障害のある方の雇用を促進するため、厚生労働省や独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構では、事業主の方に援助制度を設けていますので、手続きについては、管轄のハローワークへご相談ください。

1 宮城障害者職業センター

仙台市宮城野区幸町 4-6-1 TEL 022-257-5601
月曜日～金曜日 午前8時45分から午後5時まで
（土・日曜日、祝日、年末年始は休み）

2 障害のある方の雇入れに関する援助制度

（1）特定求職者雇用開発助成金

障害者をハローワークの紹介により、継続して雇用する労働者として雇用した事業主に対して賃金の一部を助成する制度です。

（2）障害者雇用納付金制度に基づく助成金

障害者の雇用にあたって、施設・設備の整備等や雇用管理を行う場合に、事業主に対し、その費用の一部を助成する制度です。

〔問い合わせ先〕

- ・（1）については、ハローワーク（公共職業安定所）
- ・（2）については、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構宮城支部
（TEL 022-362-2253）

※宮城県や仙台市においても障害者の就労や雇用に向けて次のようなサポートを行っています。

○障害者就業・生活支援センター事業

1 事業内容

就業定着等が困難な障害者及び就業経験のない障害者に対し、就業及びこれに伴う日常生活、社会生活上の支援を行います。

2 支援対象者

センターの登録者

3 支援内容

- （1）センター窓口での相談や家庭訪問、職場訪問による日常的な相談・助言
- （2）障害者のニーズに応じた関係機関との連絡・調整
- （3）職場実習等の実施

<連絡先>

名 称	所在地	電話番号
県南障害者就業・生活支援センター 「コノコノ」	〒989-0225 白石市東町二丁目 2-33	0224-25-7303
障害者就業・生活支援センター わ〜く	〒983-0014 仙台市宮城野区高砂一丁目 154-10	022-353-5505
障害者就業・生活支援センター Link	〒989-6117 大崎市古川旭四丁目 3-7	0229-21-7466
くりはら障がい者就業・生活支援セ ンター 「あしすと」	〒987-2252 栗原市築館薬師四丁目 4-17	0228-24-9188
障害者就業・生活支援センター 「ゆい」	〒987-0511 登米市迫町佐沼字中江 1-10-4	0220-21-1011
石巻地域就業・生活支援センター	〒986-0861 石巻市蛇田字小斎 24-1	0225-95-6424
障害者就業・生活支援センター 「かなえ」	〒988-0002 気仙沼市錦町一丁目 2-1	0226-24-5162

○仙台市障害者就労支援センター

仙台市では、障害者の就労をサポートする機関として仙台市にお住まいの方を対象として仙台市障害者就労支援センターを設置しています。総合相談や障害者の能力開発、職場での訓練支援や継続的な支援などを行っています。

<連絡先>

名称	住所	電話番号
仙台市障害者就労支援センター	〒981-3133 仙台市泉区泉中央二丁目 1-1 泉区役所東庁舎 5階	022-772-5517

9 医療的ケア児等についての相談は

宮城県医療的ケア児等相談支援センター「ちるふぁ」では、医療的ケア（人工呼吸器・経管栄養・吸引など）があるお子さんやご家族、関係者の方々等からのご相談を無料でお受けしております。

退院にあたっての準備、在宅生活のポイントや保育所・学校のこと、「こんなこと聞いていいのかな？」という事でもご遠慮なくご相談ください。

○ 宮城県医療的ケア児等相談支援センター「ちるふぁ」

1 開所時間

月～金（祝日除く） 午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分まで

（電話相談受付時間 月～金（祝日除く） 午前 9 時から午後 4 時 30 分まで）

2 所在地

仙台市泉区南中山三丁目 19-12

3 相談方法

電話・メール相談、訪問相談、来所相談等

〔問い合わせ先〕

・宮城県医療的ケア児等相談支援センター「ちるふぁ」

TEL 022-346-7835 メール info@miyagichilfa.org

10 医療型短期入所についての相談は

医療型短期入所とは、重症心身障害児者等を対象に、居宅において介護を行う方が病気等の場合に、短期間入所し支援を受けることができるサービスです。医療型短期入所の利用を希望されている方と事業所との調整役を担うコーディネーターを宮城県及び仙台市が共同で設置しています。

- ・ 医療型短期入所サービスを利用するまでの流れを知りたい
- ・ 自宅から近い事業所を知りたい
- ・ いつも利用している事業所以外の事業所を利用してみたい

など、医療型短期入所に関する相談に無料で応じます。

○受付時間

平日 午前9時から午後5時まで（土、日、祝日、年末年始はお休み）

〔問い合わせ先〕

- ・ 仙台エコー医療療育センター TEL 022-394-7711
- ※コーディネーターに相談したい旨お伝えください

1 1 身体障害者手帳の交付を受けるには

障害に関するいろいろな制度の適用を受けるためには原則として身体障害者手帳を所持している必要があります。

1 対象者

身体障害者手帳とは、視覚、聴覚・平衡機能、音声言語機能、そしゃく機能、肢体不自由、心臓機能、じん臓機能、呼吸器機能、ぼうこう・直腸機能、小腸機能、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能又は肝臓機能に一定以上の永続する障害のある方に、身体障害者であることを証するものとして都道府県知事、政令指定都市市長又は中核市市長から交付されるものです。障害の程度は、重い方から順に1級から6級まであります。

2 交付申請手続き

(1) 申請窓口

市区（社会）福祉事務所、町村福祉担当課

(2) 必要な書類等

イ 身体障害者手帳交付申請書

ロ 知事の指定した医師の診断書・意見書

ハ 写真（縦4cm×横3cm）2枚

ニ 印鑑（本人自署の場合は不要）

ホ 以下のいずれかの書類

（イ）身体障害者本人の個人番号カード

（ロ）通知カードと顔写真により確認できる書類1つ

（運転免許証、旅券、療育手帳など）

（ハ）通知カードと以下の書類2つ以上

（公的医療保険の被保険者証、年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書など）

(3) 15歳未満の児童の場合

15歳未満の児童の場合は、保護者が本人に代わって申請

3 手帳交付後届け出等を必要とする事項

(1) 居住地・氏名が変わった場合

(2) 手帳を紛失・破損した場合

(3) 障害程度が変わった場合

(4) 新しい障害の追加がある場合

4 手帳所持者が受けられる制度

(1) 公共施設などの利用料の割引

(2) 自立支援医療（更生医療）の給付

(3) 補装具費の支給等

〔問い合わせ先〕

・各市区（社会）福祉事務所又は町村福祉担当課

1 2 知的障害児（者）が療育手帳の交付を受けるには

療育手帳とは、知的障害児や知的障害者に一貫した指導・相談を行うとともに、各種サービスを受けやすくするためのものです。

1 対象者

県児童相談所、仙台市発達相談支援センター（北部アーチル、南部アーチル）又は県リハビリテーション支援センターにおいて知的障害と判定された方。

2 交付申請手続き

(1) 申請窓口

市区（社会）福祉事務所、町村福祉担当課

(2) 必要な書類等

イ 療育手帳交付申請書

ロ 写真（縦4cm×横3cm）2枚

ハ 印鑑（本人自署の場合は不要）

ニ 以下のいずれかの書類

（イ）知的障害児・知的障害者本人の個人番号カード

（ロ）通知カードと顔写真により確認できる書類1つ
（運転免許証、旅券、療育手帳など）

（ハ）通知カードと以下の書類2つ以上

（公的医療保険の被保険者証、年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書など）

(3) 判定を行う機関

イ 18才未満の児童 県児童相談所、仙台市発達相談支援センター（アーチル）

ロ 18才以上の方 県リハビリテーション支援センター、仙台市発達相談支援センター（アーチル）

(4) 交付後必要とする届け出事項

イ 本人やその保護者の氏名又は住所が変わった場合

ロ 手帳を紛失、破損した場合

3 交付後の障害の程度の確認

手帳の交付後、原則として18才未満は2年ごとに、18才以上は5年ごとに障害の程度を確認するため、県児童相談所及び仙台市発達相談支援センター（アーチル）又は県リハビリテーション支援センターにおいて判定を行います。

4 手帳所持者が受けられる制度

療育手帳は障害の程度によりA又はBに区分され、障害の程度に応じて次のようなサービスを受けられます。

(1) 特別児童扶養手当の受給資格認定

(2) 重度心身障害者医療費助成

(3) 国税、地方税の優遇措置

(4) 心身障害者扶養共済制度への加入

(5) 公営住宅の優先入居 など

〔問い合わせ先〕

・各市区（社会）福祉事務所又は町村福祉担当課

1 3 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けるには

精神障害者の方の社会復帰・社会参加の促進と自立を目的として精神障害者保健福祉手帳が交付されます。障害の程度により1級から3級まであります。

1 対象者

精神疾患を有する方のうち、精神障害のため長期にわたり日常生活又は社会生活に制限のある方。（知的障害者の方は、療育手帳の対象になります。）

2 障害の程度

(1) 1級

精神障害があつて日常生活能力がない方（年金1級相当、税制上の特別障害者の方）

(2) 2級

精神障害があつて日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度の方（年金2級相当の方）

(3) 3級

精神障害があつて日常生活若しくは社会生活が制限を受けるか、又は日常生活若しくは社会生活に制限を加えることを必要とする程度の方（障害者基本法の障害者の程度と同じ程度の方。厚生年金3級よりも広範囲）

3 交付申請手続き

(1) 申請窓口

居住地の市（社会）福祉事務所又は町村福祉担当課（仙台市内にお住まいの方は各区役所障害高齢課）に提出してください。

(2) 必要な書類

イ 申請書（申請窓口に用意しています。）

ロ 医師の診断書（初診日から6月以上経過した時点のもの）又は、障害年金（精神障害によるものに限る）を受給している方は、次のいずれかの書類の写し

・年金証書及び直近の年金振込通知書又は年金支払通知書

・特別障害給付金受給資格者証及び直近の国庫金振込通知書

ハ 写真（縦4cm×横3cm）1枚

4 審査及び判定

知事（仙台市にあっては仙台市長）は、市町村から進達された申請について、手帳交付の可否及び障害等級の判定を行います。

5 有効期限

交付日から2年間（2年ごとの更新手続きが必要です。）

6 手帳交付後必要とする届出事項

(1) 居住地、氏名が変わった場合

(2) 手帳を紛失、破損した場合

(3) 障害程度が変わった場合

(4) 手帳交付を受けたが亡くなった場合

7 手帳による優遇措置

- (1) 各種税の優遇措置
- (2) 公共施設等の利用料金の割引等
- (3) 公営住宅に係る優遇
- (4) 一般路線バス運賃の割引

〔問い合わせ先〕

- ・各区役所障害高齢課、市（社会）福祉事務所又は町村福祉担当課
- ・県精神保健福祉センター TEL 0229-23-0021
- ・仙台市精神保健福祉総合センター（はあとぽーと仙台）
TEL 022-265-2191
- ・県精神保健推進室（精神保健推進班） TEL 022-211-2518

**1 4 身体障害者手帳、療育手帳所持者、精神保健福祉手帳所持者
に対する税制上の優遇制度は**

種類	内容	窓口
所得税	障害者控除	税務署
	特別障害者控除	
	配偶者控除及び扶養控除の同居特別障害者加算	
	心身障害者扶養共済の所得控除	
	マル優制度、特別マル優制度	
相続税	障害者控除	税務署
	特別障害者控除	
贈与税	特別障害者扶養信託契約により 6 千万円まで非課税 (特別障害者以外の特定障害者は 3 千万円まで)	税務署
消費税	身体障害者用改造自動車、一定の身体障害用物品の譲渡、貸付け等の資産の譲渡等是非課税	
住民税	前年所得 125 万円以下非課税	
	障害者控除	
	特別障害者控除	
	同居特別障害者配偶者控除、扶養控除	
個人事業税	重度の視覚障害者があん摩、マッサージ、指圧、はり、きゅう等の医業に類する事業を行う場合は非課税	各県税事務所（県税事務所の地域事務所を含む。但し、仙台中央県税事務所扇町出張所は自動車税に関する事務に限る。）
自動車税（環境性能割・種別割）	一定の障害等級以上の身体障害者等が取得（所有）した自動車専ら身体障害者等の本人が運転するもの若しくは専ら生計同一者が運転するもの又は身体障害者等のみで構成される世帯の身体障害者等が取得（所有）した自動車専らその常時介護者が運転するもの（本人運転以外は身体障害者等の通学、通院又は生業のために使用するものに限る。）	
軽自動車税（環境性能割）		
軽自動車税（種別割）	内容等詳しくは市町村税務担当窓口へお問い合わせください。	市町村

※金額等詳しいことをお知りになりたい方は、お住まいの地域の各窓口にお問い合わせください。

15 障害者に対する各種優遇制度は

1 JR 旅客運賃割引

区分	割引乗車券	割引率	記事
(1) 第1種身体障害者 とその介助者 (2) 第1種知的障害者 とその介助者	普通乗車券 回数乗車券 普通急行券 定期乗車券 (小児除く)	50%	私鉄等他鉄道会社線とまたがる場合を含みます。 但し回数乗車券は JR 線区間単独の発売となります。
12歳未満の (1) 第1種、第2種身体 障害者とその介助者 (2) 第1種、第2種知的 障害者とその介助者	定期乗車券 (小児除く)	50%	私鉄等他鉄道会社線とまたがる場合を含みます。 小児定期旅客運賃については割引を適用しません。
単独で利用する (1) 第1種、第2種身体 障害者 (2) 第1種、第2種知的 障害者	普通急行券	50%	片道の営業キロが100キロを超える場合 (私鉄線等他鉄道会社線にまたがる場合を含みます。)

※なお、割引のお申し出の際は、各自治体で発行する障害者手帳（旅客鉄道株式会社 旅客運賃減額欄に第1種又は第2種の記載のあるもの）が必要となります。また、列車等をご利用の際にも必ず手帳をお持ちいただき、係員の請求がありましたらご呈示ください。

2 航空旅客運賃割引

区 分	対象者	手 続
満12歳以上の (1) 身体障害者 (2) 知的障害 (3) 精神障害者	本人及び介護者1名	航空券発売窓口到手帳を提示して購入する。
満3歳以上12歳未満の (1) 身体障害者 (2) 知的障害者 (3) 精神障害者	介護者1名	

(適用区間)

一部の航空運送事業者の定期航空路線の国内線全区間

※適用される航空運送事業者、適用の有無、割引率については、航空会社ごとに異なりますので、各社にそれぞれお問い合わせください。

3 その他の割引

種 類	内 容	割引率等	身障	療育	精神	手続き ・問い合わせ
有料道路 通行料金	身体障害者本人が運転する場合又は重度の身体障害者若しくは重度の知的障害者が乗車し、その移動のために介護者が自動車を運転する場合に、障害者1人につき1台の自動車に対して割引されます。	50%	○	A	—	市町村福祉担当課 あらかじめ、市町村担当窓口で割引制度適用の申請が必要です。
タクシー 運賃	手帳所持者が乗車する場合	10%	○	○	—	料金支払の際に、乗務員に手帳を提示。※介護タクシー等の中には割引を受けられないものもありますので、利用の際にご確認ください。
バス運賃 (※1)	普通運賃 (高速バス含む)	50%※	○※	○※	○(一般路線 バスのみ)	手帳を掲示。※介護者にも割引を行っている場合があります。民間会社では割引を行っていない車種や、定期券で割引率が異なる場合がありますので、事前に各社にお問い合わせください。
	定期券運賃(大人のみ)	30%※	○※	○※	—	
NHK 放送受 信料	障害者がいる世帯で、かつ、世帯構成員全員が市町村民税非課税の場合	全額免除	○	○	○	市(社会)福祉事務所又は町村の窓口申請書を提出し、免除事由の証明を受け、証明を受けた申請書をNHKに提出(郵送)する。申請書はNHK又は市(社会)福祉事務所又は町村の窓口にあります。
	視覚・聴覚障害者、重度の身体障害者(1級又は2級)、重度の知的障害者、重度の精神障害者が世帯主の場合 (世帯主が受信契約者の場合)	半額免除	1~2級又は 視覚障害若 しくは聴覚 障害	A	1級	
点字郵便物 等	盲人用点字のみを掲げたものを内容とするもので3kg以内のもの	無 料	誰でも	誰でも	誰でも	郵便局
	盲人用の録音物又は点字用紙を内容とする郵便物で郵便事業株式会社が指定する施設から差し出し又はこれらの施設に差し出す場合	無 料	視覚障害	—	—	
点字ゆうパ ック	大型の点字図書等を内容とする30kg以内のゆうパック	通常より安い 運賃で利用で きます	誰でも	誰でも	誰でも	郵便局
聴覚障害者 用ゆうパッ ク	聴覚障害者用のビデオテープを内容とする30kg以内のもので、聴覚障害者福祉施設との間で発受されるゆうパック	通常より安い 運賃で利用で きます	聴覚障害	—	—	郵便局
心身障害者 ゆうメール	図書館と障害者との間で図書の閲覧のために発受されるゆうメールで3kg以内のもの	通常より安い 運賃で利用で きます	○	○	—	郵便局

種類	内容	割引率	身障	療育	精神	手続き ・問い合わせ
NTT 番号案内料	名前と住所から電話番号を案内するサービスの利用料金が割引されます。 ※事前に登録が必要です。 ※肢体不自由の身体障害は、体幹、上肢、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害が割引の対象です。	無 料	視覚障害 1～6級 肢体不自由 1～2級 聴覚障害 2、3、4、 6級 音声機能、 言語機能 又はそし やく機能 障害 3～4級	○	○	NTT 営業所、又はフリーダイヤル TEL 0120-104-174
仙台市営 地下鉄 (※1)	普通運賃	50%	○	○	○	仙台市交通局案内センター 022-222-2256にお問い合わせ下さい。
	定期券運賃	23.1% (通学定期は割引対象外)	○	○	—	
携帯電話	基本使用料等	内容は会社毎に異なる	○	○	○	基本使用料以外の割引の内容や手続きについては、各社ごとに異なりますので、各契約会社にお問い合わせ下さい。

※1 仙台市では、仙台市民で障害者本人の所得が一定額以下の方に地下鉄及びバス等の利用料金の免除（無料乗車証の交付）を実施しています。また、仙台市以外の市町村においても、割引等を実施しているところがありますので、お住まいの市町村役場にお問い合わせください。

4 各種優遇制度

(1) 定期刊行物の第三種郵便物認可

イ 内容

心身障害者団体が発行する定期刊行物は、郵便事業株式会社の承認を受けることで、第三種郵便物として低廉な料金で送付することができます。

ロ 心身障害者団体の証明

団体の主たる事務所を有する都道府県・指定都市・福祉事務所が行います。

(2) 公営住宅

イ 対象

身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳所持者等が含まれる世帯。

ロ 窓口

各市町村及び宮城県住宅供給公社にお問い合わせください。

(3) 駐車禁止の対象除外

イ 内容

歩行困難と認められる障害者等の方が使用する自動車に対し、駐車禁止除外指定車標章を交付し、公安委員会及び警察署長が道路標識、道路標示により駐車禁止とした道路において、付近に駐車する場所がないなどのやむを得ない場合で、自動車に障害者等の方が現に使用しているとき又は乗車しているときに限り、駐車を認めています。ただし、法定の駐停車・駐車禁止場所については対象外です。

ロ 有効期間 最長3年

ハ 手続

障害者等の方御本人の住居地を管轄する警察署交通課に、障害者手帳の写し2部、自動車検査証の写し2部、主に運転する方の免許証の写し2部、印鑑（このほか身体障害の程度により医師の意見書の添付が必要な場合もあります。）を持参し、申請してください。

ニ 対象

(イ) 身体障害者手帳をお持ちの方で、歩行が困難と認められる方（本人に標章交付となります。）

障害の区分		障害の級別
視覚障害		1級から3級までの各級及び4級の1
聴覚障害		2級及び3級
平衡機能障害		3級
上肢不自由		1級、2級の1及び2級の2
下肢不自由		1級から4級までの各級
体幹不自由		1級から3級までの各級
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能	1級及び2級（一上肢のみに運動機能障害がある場合を除く）
	移動機能	1級及び2級
心臓機能障害		1級及び3級
じん臓機能障害		1級及び3級
呼吸器機能障害		1級及び3級
ぼうこう又は直腸の機能障害		1級及び3級
小腸機能障害		1級及び3級
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害		1級から3級までの各級
肝臓機能障害		1級から3級までの各級
このほか、平衡機能障害5級、下肢不自由5級及び6級、脳病変による運動機能障害3級及び4級の方につきましても交付の対象となりますが、申請の際に、医師から歩行困難の程度を示す「意見書」の添付が必要となります。		

(ロ) 療育手帳Aをお持ちの方（本人に標章交付となります。）

(ハ) 精神障害者保健福祉手帳(1級)をお持ちの方(本人に標章交付となります。)

(ニ) 障害者の方のほか、戦傷病者、紫外線要保護者（色素性乾皮症患者）の方も対象となりますので、詳しくは問い合わせ先にご相談ください。

ホ 問い合わせ先 各警察署交通課

(4) 各種公共施設等の利用料金の割引 以下の県の公共施設等では割引制度が利用できます。

施設名	所持者に対する支援	介護者に対する支援		
		身障手帳	療育手帳	精神障害者保健福祉手帳
慶長使節船ミュージアム 〒986-2135 石巻市渡波字大森 30-2 TEL 0225-24-2210	観覧料の免除	1・2級の身障者1人につき1人の観覧料免除	手帳所持者1人につき1人の観覧料免除	1・2級の精神障害者1人につき1人の観覧料免除
蔵王野鳥の森自然観察センター 〒989-0916 刈田郡蔵王町遠刈田温泉 字上ノ原 162-1 TEL 0224-34-1882	入館料の免除	1・2級の身障者1人につき1人の入館料免除	手帳所持者1人につき1人の入館料免除	1・2級の精神障害者1人につき1人の入館料免除
県立美術館 〒980-0861 仙台市青葉区川内元支倉 34-1 TEL 022-221-2111	常設展示観覧及び特別企画展示観覧料の全額免除	身障者1人につき1人に対して左の扱い	手帳所持者1人につき1人に対して左の扱い	精神障害者1人につき1人に対して左の扱い
東北歴史博物館 〒985-0862 多賀城市高崎一丁目 22-1 TEL 022-368-0101	常設展示観覧料及び特別展示観覧料の全額免除	身障者1人につき1人に対して左の扱い	手帳所持者1人につき1人に対して左の扱い	精神障害者1人につき1人に対して左の扱い

このほか、市町村においても割引等を実施している施設等がありますので、お住まいの市町村役場にお問い合わせください。

[問い合わせ先]

- ・ 県保健福祉事務所
- ・ 県精神保健福祉センター TEL 0229-23-0021
- ・ 県障害福祉課 TEL 022-211-2538
- ・ 各市（社会）福祉事務所又は町村福祉担当課

1 6 障害者総合支援制度とは

障害者総合支援制度は、障害のある人もない人も、互いに人格と個性を尊重し、安心して暮らすことができる地域社会の実現を目指して、障害者の日常生活と社会生活を総合的に支援するものです。

- 1 実施主体 原則として、制度の実施主体は、市町村です。
 - 2 対象者 障害者（身体障害者、知的障害者、精神障害者、難病等（国の定める対象疾患）による障害者）、障害児
 - 3 サービスの内容
 - (1) 自立支援給付
 - イ 介護給付・訓練等給付
 - ・ 居宅介護（ホームヘルプ）
 - ・ 重度訪問介護
 - ・ 同行援護
 - ・ 行動援護
 - ・ 重度障害者等包括支援
 - ・ 生活介護
 - ・ 自立訓練（機能訓練・生活訓練）
 - ・ 就労移行支援
 - ・ 就労継続支援（A型・B型）
 - ・ 就労定着支援
 - ・ 短期入所（ショートステイ）
 - ・ 施設入所支援
 - ・ 共同生活援助（グループホーム）
 - ・ 自立生活援助
 - ・ 療養介護
 - ロ 相談支援給付費
 - ・ 計画相談支援
 - ・ 地域相談支援（地域移行・地域定着）
 - ハ 自立支援医療
 - ニ 補装具
 - (2) 地域生活支援事業
 - ・ 居住支援事業
 - ・ 成年後見制度利用支援事業
 - ・ 意思疎通支援事業
 - ・ 日常生活用具給付等事業
 - ・ 移動支援事業
 - ・ 地域生活支援センター事業その他日常生活支援、社会生活支援及び就業・就労支援
※各事業の実施の有無は市町村により異なります。
- 4 利用者負担
 - (1) 自立支援
 - ・ サービス量に応じて原則1割の定率負担
 - ・ 食費、光熱水費等の実費負担
 - ・ 定率負担、実費負担のそれぞれに、低所得の方に配慮した軽減措置が講じられます。
 - (2) 地域生活支援事業
 - ・ 各市町村によって異なります。

〔問い合わせ先〕

- ・ 県障害福祉課（企画推進班） TEL 022-211-2538
- ・ 各市（社会）福祉事務所又は町村福祉担当課

17 障害者総合支援制度（介護給付・訓練等給付・相談支援給付） で利用できるサービスとは

- 1 介護等の支援を受ける場合（介護給付）
 - (1) 居宅介護（ホームヘルプ）

自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
 - (2) 重度訪問介護
介護の必要性が高い人に、居宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援等を総合的に行います。
 - (3) 同行援護
視覚障害により、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む）、移動の援護等の外出支援を行います。
 - (4) 行動援護
自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
 - (5) 重度障害者等包括支援
介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。
 - (6) 短期入所（ショートステイ）
自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
 - (7) 療養介護
医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話を行います。
 - (8) 生活介護
常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
 - (9) 施設入所支援
施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
- 2 訓練等の支援を受ける場合（訓練等給付）
 - (1) 自立訓練（機能訓練・生活訓練）

自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
 - (2) 就労移行支援
一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
 - (3) 就労継続支援（A型・B型）
一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力

の向上のために必要な訓練を行います。

(4) 就労定着支援

一般企業等で働いている人で、就労に伴い課題が生じている人に、一定期間、相談支援や、課題解決に向けて必要な支援を行います。

(5) 共同生活援助（グループホーム）

主として夜間において、共同生活を行う住居で、相談や入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

(6) 自立生活援助

定期的な巡回又は随時の通報を受けて行う訪問、当該利用者からの相談対応等により、当該利用者の状況を把握し、必要な情報の提供及び助言等を行います。

3 相談支援給付費

(1) 地域移行支援

障害者支援施設等に入所している人又は精神科病院に入院している人に、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談などを行います。

(2) 地域定着支援

居宅において単身等で生活する人に、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態時に相談その他必要な支援を行います。

(3) 計画相談支援

障害福祉サービスを利用する人に、サービス等利用計画の作成やモニタリングを行います。

〔問い合わせ先〕

- ・ 県障害福祉課（企画推進班） TEL 022-211-2538
- ・ 各市（社会）福祉事務所又は町村福祉担当課

18 障害者総合支援制度（介護給付・訓練等給付）のサービスを利用するには

サービスを利用するまでの手続きは次のとおりです。介護給付を希望する場合と訓練等給付を希望する場合とで手続きが異なりますが、いずれも各市町村の障害福祉担当課に相談、申請し、各市町村の支給決定（又は暫定支給決定）を受けてからサービスをご利用いただきます。

1 介護給付を希望する場合

(1) 相談・申し込み

お住まいの市町村の障害福祉担当課又は相談支援事業所が窓口となります。

(2) 支給申請

利用するサービスについて、お住まいの市町村の障害福祉担当課へ支給申請します。

(3) 心身の状況について調査

市町村の職員（又は市町村から委託を受けた者）がご家庭又は施設等を訪問し、サービス利用希望者御本人の心身の状況等について調査します。

(4) 障害支援区分の一次判定

調査結果をもとに、市町村が障害支援区分の一次判定を行います。

(5) 二次判定

市町村審査会において、一次判定結果、医師意見書等をもとに審査判定されます。審査会は、保健医療福祉をよく知る委員で構成されます。

(6) 障害支援区分の認定（※1）

市町村が障害支援区分を認定します。障害支援区分は障害者に対する介護給付の必要度を表すもので、区分1から区分6まであります。（区分6の方が必要度が高い。）

(7) サービス利用意向の聴取

市町村が利用者のサービスの利用意向を聴取します。

(8) サービス等利用計画案の提出

申請した市町村より、サービス等利用計画案の提出を求められた方は、指定特定相談支援事業者が作成したサービス等利用計画案を提出します。

(9) 支給決定（※1）

市町村が介護給付を支給決定します。利用者には受給者証が交付されます。

(10) サービス等利用計画の作成

指定特定相談支援事業者は、支給決定が行われた後に、障害福祉サービス事業者等との連絡調整を行うとともに、サービス等利用計画を作成します。

(11) サービス提供事業者と契約

サービス提供事業者を選択し、利用に関する契約を行います。

2 訓練等給付を希望する場合

(1) 相談・申し込み

お住まいの市町村の障害福祉担当課又は相談支援事業所が窓口となります。

(2) 支給申請

利用するサービスについて、お住まいの市町村の障害福祉担当課へ支給申請します。

(3) サービス等利用計画案の提出依頼

申請した市町村より、サービス等利用計画案の提出依頼があります。指定相談支援事業者と契約し、サービス等利用計画案を作成してください。

(4) 心身の状況について調査

市町村の職員（又は市町村から委託を受けた者）がご家庭又は施設等を訪問し、サービス利用希望者御本人の心身の状況について調査します。

(5) 勘案事項調査

市町村が利用者の勘案事項（地域生活、就労、日中活動、介護者、居住など）について調査します。

(6) サービス利用意向の聴取

市町村が利用者のサービスの利用意向を聴取します。

(7) サービス等利用計画案の提出

申請した市町村よりサービス等利用計画案の提出を求められた方は指定特定相談支援事業者が作成したサービス等利用計画案を提出します。

(8) 暫定支給決定

障害者ご本人の希望を尊重し、能力及び適性に応じて、より適切なサービスご利用いただけるように、市町村が、最終的な意向の確認と、利用が適切かどうかの客観的な判断を行うための期間を設定した「暫定支給決定」を行います。

(9) 訓練・就労評価項目に沿った個別支援計画作成

ご本人の利用意思と、サービスが適切かどうか確認できたら、評価項目に沿ったお一人お一人の個別支援計画を作成します。

必要に応じて市町村審査会の意見を聴取します。

(10) 支給決定（※1）

結果を踏まえ、市町村が支給決定します。

(11) サービス提供事業者と契約

サービス提供事業者を選択し、利用に関する契約を行います。

※1 処分に不服がある場合には、県に審査請求することができます。

〔問い合わせ先〕

- ・ 県障害福祉課（企画推進班） TEL 022-211-2538
- ・ 各市（社会）福祉事務所又は町村福祉担当課

19 障害児の支援制度（障害児通所支援、障害児入所支援、障害児相談支援）で利用できるサービスとは

1 通所により支援を受ける場合

（1）児童発達支援

未就学の障害のある子どもに、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等の支援を行います。

（2）医療型児童発達支援

肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練や医療的管理下での支援が必要な子ども等に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等の支援及び治療を行います。

（3）児童発達支援センター

児童発達支援を利用中の子どもへの支援だけでなく、施設がもつ専門機能を活かし、地域にお住まいの障害のある子どもやその家族への相談や助言等を行います。

（4）放課後等デイサービス

学校（幼稚園及び大学を除く）に就学しており、授業の終了後や休日に支援が必要な障害のある子どもに、児童発達支援センター等の施設に通わせ、生活能力の向上のために必要な訓練や社会との交流の促進等の支援を行います。

（5）居宅訪問型児童発達支援

重度の障害等により外出することが著しく困難な障害児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。

（6）保育所等訪問支援

事業所の支援員等が、保育所等を訪問し、障害のある子どもに対し、障害のない子どもとの集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。

（7）障害児相談支援

障害児通所支援等を受ける前に、子どもの心身の状況や環境、また、子どもや保護者の意向等を勘案し、「障害児支援利用計画」（20「障害児通所支援（障害児通所給付）のサービスを利用するには」参照）を作成します。

また、サービス利用開始後も随時障害児支援利用計画の見直しを行い、関係者と連絡調整を行い、よりよい支援が受けられるようにします。

2 施設に入所して支援を受ける場合

（1）福祉型障害児入所施設

障害のある子どもが入所し、保護を受けるとともに、日常生活の指導を行い、独立自活に必要な知識技能を学びます。

（2）医療型障害児入所施設

障害のある子どもが入所し、保護を受けるとともに、日常生活の指導を行い、独立自活に必要な知識技能を学びます。また、併せて治療も行います。

〔問い合わせ先〕

- ・ 県障害福祉課（企画推進班） TEL 022-211-2538
- ・ 各市（社会）福祉事務所又は町村福祉担当課

20 障害児通所支援（障害児通所給付）のサービスを利用するには

サービスを利用するまでの手続きは次のとおりです。各市町村の障害福祉担当課又は子育て支援担当課に相談・申請し、各市町村の支給決定（又は暫定支給決定）を受けてからサービスをご利用いただきます。

1 障害児通所給付を希望する場合

（1）相談・申し込み

お住まいの市町村の障害福祉担当課又は子育て支援担当課が窓口となります。

（2）支給申請

利用するサービスについて支給申請します。

（3）障害児支援利用計画案の提出依頼

申請した市町村より、障害児支援利用計画案の提出依頼があります。利用者と契約した指定障害児相談支援事業者が、障害児支援利用計画案を作成します。

（4）心身の状況について調査

市町村の職員（又は市町村から委託を受けた者）がご家庭等を訪問し、サービス利用を希望する児童の心身の状況について調査します。

（5）サービス利用意向の聴取

市町村が利用者のサービスの利用意向を聴取します。

（6）障害児支援利用計画案の提出

（3）で作成した障害児支援利用計画案を申請した市町村へ提出します。

（7）児童相談所等の調査

必要に応じて、児童相談所等の職員がご家庭等を訪問し、サービス利用を希望する児童の心身の状況について調査します。

（8）支給決定（※1）

市町村が通所給付を支給決定します。利用者には受給者証が交付されます。

（9）障害児支援利用計画の作成

（3）で契約した指定障害児相談支援事業者は、支給決定が行われた後に、障害児通所支援事業者との連絡調整を行うとともに、障害児支援利用計画を作成します。

※1 処分（決定）に不服がある場合には、県に審査請求することができます。

〔問い合わせ先〕

- ・ 県障害福祉課（企画推進班） TEL 022-211-2538
- ・ 各市（社会）福祉事務所又は町村福祉担当課

2 1 障害児入所支援（障害児入所給付）のサービスを利用するには

サービスを利用するまでの手続きは次のとおりです。県児童相談所（仙台市にお住まいの場合は、仙台市発達支援センター（アーチル））に相談し、申請し、児童相談所の支給決定を受けてからサービスをご利用いただきます。

なお、相談だけでしたら、お住まいの市町村の障害福祉担当課若しくは子育て支援担当課でも受付けております。

1 障害児入所給付を希望する場合

（1）相談・申し込み

お住まいの市町村の障害福祉担当課若しくは子育て支援担当課又は児童相談所が窓口となります。

（2）支給申請

児童相談所に利用するサービスについて支給申請します。

（3）児童相談所等の調査

必要に応じて、児童相談所の職員がご家庭等を訪問し、サービス利用を希望する子どもの心身の状況やその置かれている環境について調査します。

（4）支給決定（※1）

児童相談所が入所給付を支給決定します。保護者には受給者証が交付されます。

（5）入所する施設との契約

支給決定後、保護者と入所を希望する施設が入所契約を結んで、入所します。

施設の所在地や空き状況については、児童相談所にご相談ください。

※1 処分に不服がある場合には、県（仙台市の場合は仙台市）に異議申し立てをすることができます。

2 費用等

施設の利用料については、原則として費用の一割負担となりますが、本人又はその扶養義務者の属する世帯の収入等に応じて、月額負担上限が設けられます。

負担上限額については、1の（4）の決定の際に併せて決定され、受給者証に記載されます。

また、食費、光熱水費等の実費負担（軽減措置あり）もあります。

〔問い合わせ先〕

- ・ 県障害福祉課（施設支援班） TEL 022-211-2544
- ・ 県児童相談所
- ・ 仙台市発達相談支援センター（アーチル）
- ・ 各市町村の障害福祉担当課又は子育て支援担当課

2 2 障害福祉サービス等を提供する事業者になるには

障害福祉サービス等を提供する事業者になるには、障害者総合支援法に基づき、予め指定障害福祉サービス事業者等の指定を受けなければなりません。

1 指定手続きの流れ

(1) 事前準備

指定事業者になるためには、県の条例、規則で定める人員、設備及び運営に関する基準を満たした上で、県（仙台市内の事業者は仙台市）に申請し、指定を受けなければなりません。そのため、申請の時期に合わせて次の準備を進めておく必要があります。

イ 提供するサービスの決定

ロ 指定基準・指定申請の問い合わせ、申請書様式等の入手

※従業員数や建物の基準等もありますので、従業員の雇用や建物の建築等を行う前にご相談ください（問い合わせ、相談先は後述参照）。

ハ 障害者総合支援法以外の法令（建築・消防関係等）に基づく手続等の相談

(2) 申請書類の準備

サービス種類ごとに（1）で入手した申請書に必要な事項を記入し、添付書類を揃えます。

申請書、付表の書き方や添付書類はサービスごとに異なります。

(3) 申請受付

申請書、付表及び添付書類をまとめて次の提出先に提出します。

申請は随時受け付けますが、指定は基本的に毎月1日に行いますので、遅くとも指定希望日から土日等を除いた14日前までに申請書類を提出してください。

○申請書提出先

イ 仙台市外で、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、短期入所、共同生活援助、自立生活援助、地域相談支援、重度障害者等包括支援の指定を受ける場合

→県各保健福祉事務所・地域事務所

ロ 仙台市外で、療養介護、生活介護、障害者支援施設、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援の指定を受ける場合

→県障害福祉課

ハ 仙台市内で指定を受ける場合

→仙台市障害者支援課

(4) 受理・審査

（3）で提出した書類について審査を受けます。審査終了後に現地調査を行います。

(5) 指定・サービス提供

審査が終了すると、指定事業者として指定されます。指定事業者には指定通知が送付されますので、大切に保管してください。指定を受けた後、サービスの提供を開始します。

2 事業者指定の公表方法

(1) 公示

指定事業者名、所在地、サービスの種類等を県公報に登載します。

(2) 情報提供

事業者の情報はインターネット（障害福祉サービス等情報公表システムや県のホームページ）等を通じて情報提供を行います。

[問い合わせ・相談先]

- ・ 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、短期入所、共同生活援助、自立生活援助、地域相談支援、重度障害者包括支援について
→ 最寄りの県各保健福祉事務所・地域事務所
- ・ 療養介護、生活介護、障害者支援施設、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援について
→ 県障害福祉課（運営指導班）TEL 022-211-2558
- ・ 仙台市内の事業所については、仙台市障害者支援課

[指定申請書等]

指定申請書の様式を県障害福祉課ホームページに掲載しています。

○ 指定障害福祉サービス事業者等の指定申請等様式

URL <https://www.pref.miyagi.jp/site/syoufuku-top/si004.html>

2 3 障害児通所支援・障害児入所支援を提供する事業者になるには

障害児通所支援・障害児入所支援を提供する事業者になるには、児童福祉法に基づき、予め指定障害児通所支援事業者等の指定を受けなければなりません。

1 指定手続きの流れ

(1) 事前準備

指定事業者になるためには、県の条例、規則で定める人員、設備及び運営に関する基準を満たした上で、県（仙台市内の事業者は仙台市）に申請し、指定を受けなければなりません。そのため、申請の時期に合わせて次の準備を進めておく必要があります。

イ 提供するサービスの決定

ロ 指定基準・指定申請の問い合わせ、申請書様式等の入手

※従業者数や建物の基準等もありますので、従業者の雇用や建物の建築等を行う前にご相談ください（問い合わせ、相談先は後述参照）。

ハ 児童福祉法以外の法令（建築・消防関係等）に基づく手続等の相談

(2) 申請書類の準備

サービスの種類ごとに（1）で入手した申請書に必要な事項を記入し、添付書類を揃えます。

申請書、付表の書き方や添付書類はサービスごとに異なります。

(3) 申請受付

申請書、付表及び添付書類をまとめて次の提出先に提出します。

申請は随時受け付けますが、指定は基本的に毎月1日に行いますので、遅くとも指定希望日から土日等を除いた14日前までに申請書類を提出してください。

○申請書提出先

イ 仙台市外で、児童発達支援（児童発達支援センターを除く）、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援の指定を受ける場合

→最寄りの県各保健福祉事務所・地域事務所

ロ 仙台市外で、障害児入所施設、児童発達支援センター、又は障害児通所支援（指定障害福祉サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援）との多機能型に限る）の指定を受ける場合

→県障害福祉課

ハ 仙台市内で指定を受ける場合

→仙台市障害者支援課

(4) 受理・審査

(3)で提出した書類について審査を受けます。審査終了後に現地調査を行います。

(5) 指定・サービス提供

審査が終了すると、指定事業者として指定されます。指定事業者には指定通知が送付されますので、大切に保管してください。指定を受けた後、サービスの提供を開始します。

2 事業者指定の公表方法

(1) 公示

指定事業者名、所在地、サービスの種類等を県公報に登載します。

(2) 情報提供

事業者の情報はインターネット（障害福祉サービス等情報公表システムや県のホームページ）等を通じて情報提供を行います。

〔問い合わせ・相談先〕

- ・児童発達支援（児童発達支援センターを除く）、医療型児童発達支援、放課後等サービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援について
→最寄りの県各保健福祉事務所・地域事務所
- ・障害児入所施設、児童発達支援センター、又は障害児通所支援（指定障害福祉サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援）との多機能型に限る）について
→県障害福祉課（運営指導班） TEL 022-211-2558
- ・仙台市内の事業所については、仙台市障害者支援課

〔指定申請書等〕

指定申請書の様式を県障害福祉課ホームページに掲載しています。

○障害児通所支援事業者・障害児入所施設の指定申請等様式

URL <https://www.pref.miyagi.jp/site/syoufuku-top/si230071.html>

2 4 障害のある子どもの学校卒業後の進路については（就労関係）

1 就職相談

ハローワーク（公共職業安定所）（仙台・大和・石巻・塩釜・古川・大河原・白石・築館・迫・気仙沼）に障害のある方・子どもの求職の相談に応じる専門の窓口があります。

また、宮城障害者職業センター（仙台市宮城野区幸町4丁目6-1）では障害のある方や事業主等に対して、ハローワークが行う職業指導、紹介業務及び事業主指導業務と密接に連携して、就職のための相談からアフターケアまでの次のような業務を行っています。

- （1）障害のある方・子どもの職業能力、適性等の評価、判定
- （2）障害のある方・子どもに対する職業指導、職場適応指導
- （3）事業主に対する雇用管理に関する助言
- （4）障害のある方・子どもに対する職業準備訓練、職業講習、職域開発援助事業など

〔問い合わせ先〕

- ・ハローワーク（公共職業安定所）
- ・宮城障害者職業センター TEL 022-257-5601

2 職業訓練

宮城障害者職業能力開発校（仙台市青葉区台原五丁目15-1）では、就職に必要な知識と技能を身につけるため、1年間又は短期間の訓練を行っています。

その他校内に寮を完備しているほか、訓練手当制度を利用できる場合があります。

〔問い合わせ先〕

- ・宮城障害者職業能力開発校 TEL 022-233-3124

3 施設利用

18才未満の方は「県児童相談所、仙台市児童相談所」に相談してください。

なお、障害福祉サービス事業所等の利用については、市区町村又は各事業所に相談してください。

〔問い合わせ先〕

- ・県児童相談所、仙台市児童相談所
- ・各市区（社会）福祉事務所又は町村福祉担当課

25 障害者（児）が補装具費の支給を受けるには

補装具とは身体機能の不十分な部分を補い、また、それに見合うもので代用し、長期間にわたって継続して使用されるものです。

補装具費の支給を受けることができるのは、身体障害者手帳の交付を受けている方及び難病患者等（国の定める対象疾患による障害のある方）となります。障害があり手帳の交付を受けていない方は、まず手帳の交付を受ける必要があります。難病患者等の方は、特定疾患医療受給者証の写し又は医師の診断書などが必要です。

1 補装具の種目

義肢、装具、座位保持装置、車いす、電動車いす、歩行器、歩行補助つえ（T字状・棒状のものを除く）、重度障害者用意志伝達装置、視覚障害者安全つえ、義眼、眼鏡、補聴器、人工内耳（人工内耳用音声信号処理装置の修理のみ）、座位保持いす（児のみ）、起立保持具（児のみ）、頭部保持具（児のみ）、排便補助具（児のみ）

2 申請の手続き

補装具の購入（修理）を希望する場合は、お住まいの市町村担当課で補装具費支給申請を行います。

3 利用者負担

原則として定率（1割）となっています。ただし、世帯の所得に応じて上限額が決められるなど、負担が重くなりすぎないようにしています。

〔問い合わせ先〕

・各市（社会）福祉事務所又は町村福祉担当課

26 日常生活用具の給付を受けるには

障害者等に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付又は貸与することにより、日常生活の不便を解消し、自立した生活を送れることを目的とする制度です。

1 厚生労働大臣が定める日常生活用具

日常生活用具とは、(1) 安全で簡単に使用できるもので、実用性があるもの、(2) 日常生活上の困難を改善し、自立を支援し社会参加を促進するもの、(3) 日常生活品として一般的に普及していないものの3つの要件を満たす、次の6種の用具をいいます。

(1) 介護・訓練支援用具

特殊寝台や特殊マットなどの、身体介護を支援する用具や、障害児が訓練に用いるいすなど

(2) 自立生活支援用具

入浴補助用具や聴覚障害者用屋内信号装置などの入浴、食事、移動などの自立生活を支援する用具

(3) 在宅療養等支援用具

電気式たん吸引器や盲人用体温計などの在宅療養等を支援する用具

(4) 情報・意思疎通支援用具

点字器や人工喉頭など、情報収集、情報伝達や意思疎通等を支援する用具

このうち、重度障害者等がパソコンを利用する際に、通常のパソコン機器のほか必要となる周辺機器やソフトの給付を行っております。(パソコン本体は対象となりません。)

(5) 排泄管理支援用具

ストーマ用装具などの排泄管理を支援する用具・衛生用品

(6) 居宅生活動作補助用具

居宅生活動作等を円滑にする用具で、設置に小規模な住宅改修を伴うもの

2 申請の手続き

日常生活用具の給付(貸与)を受けるためには、お住まいの市町村担当課で給付(貸与)申請を行います。

3 利用者負担

市町村により給付・貸与種目、利用者負担額が異なりますので、お住まいの市町村障害福祉担当課へお問い合わせ下さい。

[問い合わせ先]

・各市(社会)福祉事務所又は町村福祉担当課

27 重度の障害のある方が受けられる医療費の助成は

重度の障害のある方が必要な医療を安心して受けられるよう医療費の自己負担額を助成する制度があります。

1 支給対象者

- (1) 特別児童扶養手当1級に該当する方
- (2) 身体障害者手帳1、2級所持者及び3級（内部障害）を所持する方
- (3) 療育手帳Aを所持する方（職親に委託されている方で、療育手帳Bを所持する方を含む。）
- (4) 精神保健福祉手帳1級を所持する方

ただし、支給対象者又はその配偶者、扶養義務者の前年の所得が一定限度以上ある場合は助成されません。

また、生活保護を受けている方は別途医療費の助成制度があります。

※各市町村で、支給対象者が若干異なりますので、市町村窓口にお問い合わせください。

2 申請方法

支給認定を受けたい方は、各市町村の医療費助成窓口で決められた書類を提出し、障害者医療費受給者証の交付を受けてください。

3 医療費の支給

障害者医療費受給者証と決められた様式の申請書を保険証に添付して利用された医療機関の窓口へ提出し、自己負担分を支払いますと、後日支払った金額が市町村から助成されます。

〔問い合わせ先〕

- ・各市（社会）福祉事務所又は町村障害福祉担当課

28 自立支援医療（更生医療）を受けるには

自立支援医療（更生医療）とは、一般医療ですでに治癒した（又は症状が固定した）と考えられる障害に対して、日常生活能力等の回復又は障害の軽減、除去を目的とする手術などの医療を指します。

1 自立支援医療（更生医療）の対象となる医療の例

（1）肢体不自由

動かなくなった関節を再び動かせるようにする手術（関節形成術）
義肢の適合具合をよくする手術など

（2）目（視覚）

角膜混濁による視力の低下を防ぐ手術
瞳孔閉鎖症に対する手術など

（3）耳（聴覚）

外耳の変形や狭窄、閉鎖に対する形成手術など

（4）心臓機能

心房中隔欠損症や僧帽弁狭窄に対する手術など

（5）腎臓機能

慢性腎不全患者に対する血液透析療法や腎移植術など

（6）小腸機能

小腸切除等によって行われる中心静脈栄養法

（7）ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能

抗 HIV 療法、免疫調節療法など

（8）肝臓機能

肝臓移植の手術や術後の抗免疫療法

2 申請手続き

これらの自立支援医療（更生医療）を受けるには、「自立支援医療費支給認定申請書」を居住地の市福祉事務所又は町村福祉担当課に提出し、「自立支援医療受給者証」の交付を受けた後、県知事の指定した医療機関に、その受給者証を提示することになります。医療費の給付の対象は、医療保険による給付の残額であり、世帯の所得状況に応じて、その費用の一部又は全部を負担していただくことになっています。

〔問い合わせ先〕

- ・各市（社会）福祉事務所又は町村福祉担当課

29 自立支援医療（精神通院医療）を受けるには

自立支援医療（精神通院医療）とは、精神障害のため通院による精神医療を継続的に要する程度の病状の方を対象として行われる医療です。医療費の自己負担分は一部公費負担されます。

1 申請者

県内に居住する通院による精神医療を継続的に要する精神障害者又はその方の保護者

2 申請手続き

(1) 申請窓口

居住地の市（社会）福祉事務所又は町村福祉担当課（仙台市内にお住まいの方は各区役所障害高齢課）に提出してください。

(2) 必要な書類

- イ 申請書（様式は申請窓口に用意しています。）
- ロ 医師の診断書（様式は申請窓口に用意しています。）
- ハ 受診者と同一の世帯の所得の状態が確認できる資料（市町村民税、課税証明書等）
- ニ 受診者と同一の世帯の医療保険の加入状況が確認できる資料（被保険者証等）

3 有効期間

1年間

4 受給者証交付後必要とする届出事項

- (1) 居住地、氏名が変わった場合
- (2) 所得の状況が変わった場合
- (3) 世帯の状況が変わった場合
- (4) 保険の種類が変わった場合
- (5) 指定自立支援医療機関が変わった場合

〔問い合わせ先〕

- ・各区役所障害高齢課、市（社会）福祉事務所又は町村福祉担当課
- ・県精神保健福祉センター TEL 0229-23-0021
- ・仙台市精神保健福祉総合センター（はあとぽーと仙台）
TEL 022-265-2191
- ・県精神保健推進室（精神保健推進班）TEL 022-211-2518

30 障害者の社会参加のための事業は

障害者の社会参加を促進し、自立を図るための事業には、主に次のようなものがあります。

機関・団体名 電話番号	主な事業名
宮城県障がい者福祉協会 (宮城県障害者社会参加推進センター) 022-291-1587	障害者社会参加推進センター運営事業 障害者でんわ相談室運営事業 全国障害者スポーツ大会選手団派遣事業 他
宮城県手をつなぐ育成会 022-292-5226	知的障害者本人活動支援事業
宮城県視覚障害者情報センター 022-234-4047	図書(点字・デイジー)等の貸出 点訳・音訳奉仕員養成事業
宮城県視覚障害者福祉協会 022-257-2022	点字・声の広報発行事業 視覚障害者家庭・社会生活訓練事業 中途失明者緊急生活訓練事業 地域における読書バリアフリー体制強化業務
宮城県聴覚障害者情報センター (みみサポみやぎ) 022-393-5501	字幕入り映像ライブラリー貸出事業 手話通訳者養成事業 ろうあ者社会生活訓練事業 難聴者等トータルコミュニケーション教室開催事業 要約筆記者養成事業 盲ろう者通訳・介助員派遣事業
宮城県聴覚障害者協会 022-293-5531	手話奉仕員養成事業(市町村事業)
日本オストミー協会宮城県支部 080-5567-3348(寺澤)	オストメイト社会適応訓練事業
宮城県障害者スポーツ協会 022-257-1005	全国障害者スポーツ大会選手団派遣事業 障害者スポーツ指導員養成・研修等事業 障害者スポーツボランティア養成・ネットワーク事業 他
宮城県喉頭摘出者福祉協会立声会 022-293-5305	音声機能障害者発声訓練・指導者養成事業
みやぎ障害者ITサポートセンター 022-781-7488	障害者向けIT講習会開催事業 パソコンボランティア養成・派遣事業 他
宮城県障害福祉課(地域生活支援班) 022-211-2541	身体障害者補助犬育成事業(盲導犬、介助犬、聴導犬) 手話通訳員設置事業

〔問い合わせ先〕

- ・ 県障害福祉課(地域生活支援班) TEL 022-211-2541
- ・ 宮城県障害者社会参加推進センター TEL 022-291-1587

3 1 身体障害者補助犬とは

身体障害者の社会参加の促進を図るため、県内の身体障害者の方に対して身体障害者補助犬（盲導犬、介助犬、聴導犬）を育成、貸与する訓練事業者に対し、助成しております。なお、補助犬の貸与を受けるには、あらかじめ訓練事業者へ申し込むことや共同訓練等が必要です。

1 助成の対象となる身体障害者補助犬の利用者

- (1) 盲導犬の場合…視覚障害 2 級以上の身体障害者手帳を所持していること。
介助犬の場合…肢体不自由 2 級以上の身体障害者手帳を所持していること。
聴導犬の場合…聴覚障害 2 級に該当する身体障害者手帳を所持していること。
- (2) 満 18 歳以上の者であって、県内に 1 年以上居住していること。
- (3) 就労等社会活動への参加に効果が認められること。
- (4) 補助犬を適切に使用し、飼育できること。
- (5) 自己所有以外の家屋に居住する場合、補助犬の飼育について、家屋の所有者又は管理者の承諾が得られること。
- (6) 障害者支援施設に入所していないこと。

〔問い合わせ先〕

- ・身体障害者補助犬（盲導犬、介助犬、聴導犬）を育成、貸与する各訓練事業者
- ・県障害福祉課（地域生活支援班） TEL 022-211-2541

2 身体障害者補助犬に関する相談

身体障害者補助犬の使用などについて、相談窓口を設置しております。

〔問い合わせ先〕

- ・県障害福祉課（地域生活支援班） TEL 022-211-2541
- ・仙台市障害企画課（社会参加係） TEL 022-214-8151

3 2 視覚障害者向けに実施されている各種サービスは

視覚障害者向けに実施されている各種サービスとして主に次のものがあります。

1 視覚障害者向けの情報提供サービス

「みやぎ県政だより」点字版・音声版発行

県の施策や地域の情報等を中心に、点字と音声による広報紙を発行しています。

〔問い合わせ先〕

・宮城県視覚障害者福祉協会 TEL 022-257-2022

2 点字図書・録音図書の貸出

県視覚障害者情報センター（旧点字図書館）では、視覚障害者向けに、点字図書、デ
イジー図書（CD）等の貸出を無料で行っています。

（1）利用者登録

はじめて情報センターを利用される方は、最初に利用者登録が必要です。
利用者登録は電話でもできますので、お気軽にお申し込みください。

（2）図書の貸出

点字図書、デイジー図書等を貸し出します。

図書目録の中から希望する図書を選んで、電話・ファックス・郵便等でお申し込
みください。図書の貸出と返却は郵送で行うことができます。（郵送料は無料です。）

貸出数は1回につき5タイトル以内で、貸出期間は、往復日数を除いて原則15
日間以内です。

（3）プライベートサービス

個人的に利用する私的な図書や日常生活において必要とする説明書などを無料で
点字版又は録音版にして提供しております。

ただし、点字用紙・CD-R等の実費を負担していただきます。

（4）対面音訳

図書や資料を音訳奉仕員が対面で音訳します。予約制ですので、ご希望の方は7
日前までにお申し込みください。

3 相談・支援・点字訓練・機器操作体験

生活上の相談や中途視覚障害者の方への点字学習、情報機器の操作体験や貸出等
を行っています。

4 地域における情報提供、つながりづくり

県内各地で当事者や支援者を対象とした行事を開催し、視覚障害者用情報機器や便
利グッズの展示・体験、参加者同士の交流等を行っています。

〔問い合わせ先〕

・県視覚障害者情報センター TEL 022-234-4047

3 3 手話や点字を習いたい方は

視覚や聴覚等に障害のある方の情報取得を支援するため、手話や点字等を習得したい方を対象に各種奉仕員等養成講座を開催しています。

1 点訳奉仕員養成講座

点字図書の知識、点字の理論・実技等を習得します。修了証書交付後に点訳奉仕員として登録され、点字図書の製作・普及、中途視覚障害者の方の点字学習の支援等にご協力いただきます。

〔問い合わせ先〕

・県視覚障害者情報センター TEL 022-234-4047

2 音訳奉仕員養成講座

声の図書に関する知識、音訳の方法・実技を習得します。作業内容によって、音訳・校正・編集にわかれて講座を実施します。修了証書交付後に音訳奉仕員として登録され、声の図書の製作・普及等ご協力いただきます。

〔問い合わせ先〕

・県視覚障害者情報センター TEL 022-234-4047

3 手話奉仕員養成講座（市町村事業）

日常会話程度の初歩的技術等を習得します。

修了証書交付後、手話奉仕員として登録され、市町村等公的機関からの依頼による文化活動等にご協力いただきます。

〔問い合わせ先〕

・各市（社会）福祉事務所又は町村福祉担当課

4 手話通訳者養成講座

手話通訳に必要な技術等を習得します。

講座終了後、試験に合格した方は手話通訳者として登録され、手話通訳者派遣事業等の通訳活動にご協力いただきます。

〔問い合わせ先〕

・県聴覚障害者情報センター TEL 022-393-5501
（みみサポみやぎ）

3 4 手話通訳者や要約筆記者を依頼するには

聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある方に、手話通訳等の方法により、障害者等とその他の者の意思疎通の円滑化を図るため手話通訳者、要約筆記者及び盲ろう者通訳・介助員を派遣します。

手話通訳者には「手話通訳士」、要約筆記者には「要約筆記奉仕員」を含みます。

1 対象者

聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある障害者

※盲ろう者通訳・介助員派遣事業にあつては、利用者登録を受けた者

2 派遣依頼

派遣依頼は、お住まいの市町村障害福祉担当課へお申し込みください。

（市町村により利用者負担額が異なるので、お申し込みの際にご確認ください。）

※盲ろう者通訳・介助員派遣事業については、県聴覚障害者情報センターへお申し込み（お問い合わせ）ください。

〔問い合わせ先〕

- ・各市（社会）福祉事務所又は町村福祉担当課
- ・県聴覚障害者情報センター（みみサポみやぎ）（※盲ろう者通訳・介助員派遣事業）
TEL 022-393-5501

3 5 障害者の保護者の万に備えるためには

障害者の保護者の相互扶助の精神に基づいて、保護者が生存中に一定額の掛金を納付することにより、保護者が万一死亡又は重度障害となったとき、残された障害のある方に終身一定額の年金を支給し、生活の安定と福祉の増進に資するとともに、障害のある方の将来に対し保護者のいづく不安の軽減を図ることを目的とした「心身障害者扶養共済制度」があります。

1 加入資格

- (1) 県内に住所が有り、年齢が 65 歳未満であること。
- (2) 生命保険に加入できる健康状態であること。
- (3) 次のような障害のある方を持つ保護者。

イ 知的障害者

ロ 身体障害者手帳 1～3 級を所持する方

ハ 精神又は身体に永続的な障害（統合失調症、脳性麻痺、進行性筋萎縮症、自閉症、血友病など）がありその程度がイ及びロと同程度の方

2 掛金（月額、加入口数、加入期間など）

掛金（保険料）の月額は、加入時の年齢によって異なります。なお、2 口まで加入できます。

掛金は加入日から 20 年かつ加入日から加入者が 4 月 1 日時点で満 65 歳である年度の加入応当日の前日までの期間まで払い込む必要があります。

3 年金の支給

加入者が死亡又は重度障害になったときは、その月から障害者に対し、一生涯毎月 2 万円（2 口加入の場合は 4 万円）が支給されます。なお、加入者が生存中に心身障害者が死亡した場合は一時金として弔慰金が支給されます。

4 掛金の減免

加入者の世帯の所得の状況や非常災害による被害の程度によって掛金が免除又は減額される場合があります。

〔問い合わせ先〕

- ・各市（社会）福祉事務所又は町村福祉担当課
- ・県障害福祉課（企画推進班） TEL 022-211-2538

36 在宅で介護を受けている重度の障害のある方に支給される手当は

障害のある方々に対する所得保障の一環として、著しく重度の障害により生じる精神的・物質的な負担を軽減し、自立生活の基盤を確立するため、次の手当が支給されます。

1 手当の種類

(1) 特別障害者手当

精神又は身体に著しく重度の障害があるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする状態にある在宅の20歳以上の方に支給されます。

(2) 障害児福祉手当

精神又は身体に重度の障害があるため、日常生活において常時介護を必要とする状態にある在宅の20歳未満の方に支給されます。

2 手当額（令和5年4月～）

(1) 特別障害者手当 月額 27,980円

(2) 障害児福祉手当 月額 15,220円

3 支給制限

いずれも、本人や扶養義務者の所得により支給が停止されることがあります。

4 支給月

2月（11月～1月分）、5月（2～4月分）、8月（5～7月分）、11月（8～10月分）

なお、手当は認定請求した日の属する月の翌月分から支給されます。

〔問い合わせ先〕

・各市（社会）福祉事務所又は町村福祉担当課

37 障害者のIT利用に対する支援を受けるには

障害者のパソコン利用に関する相談や就労支援、各種研修の総合窓口として「みやぎ障害者ITサポートセンター」を開設し、パソコンの利用に関する相談、出張サポート、就労支援、各種研修会等を実施しています。

○障害者向けIT講習会

※(1)～(5)基礎知識、インターネット・電子メールの利用、タブレット型端末の利用など

- (1) 視覚障害者向けIT講習会
- (2) 聴覚障害者向けIT講習会
- (3) 肢体不自由者向けIT講習会
- (4) 知的障害者向けIT講習会
- (5) 精神障害者向けIT講習会
- (6) 訪問講座

対象者：(1)～(5)の講習に参加できない在宅又は施設入所者及びその介護者等でより高度な技術を習得したい方

- (7) 障害者ITスキルアップ研修

対象者：一定レベルの知識を有する方。より高度な研修を実施して、一般企業への就労やパソコンに関する資格取得、(1)～(6)への研修会での講師を目指します。

問い合わせ先

みやぎ障害者ITサポートセンター

住 所：仙台市宮城野区扇町二丁目2-27

テクノロジークラウド102号室

TEL 022-781-7488 メール saposen21@gmail.com

URL <http://saposen.san.or.jp/>

※障害者向けのパソコン周辺機器やソフト等の給付については、市町村が行う日常生活用具給付等事業の対象となる場合があります。詳しくは、市町村の福祉担当課にお問い合わせ下さい。

38 ヘルプマークを利用するには

ヘルプマークは、義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病を抱えている方など、外見からは分からなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方から援助や配慮を得やすくなるよう作成されたマークです。

1 対象者

義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病を抱えている方など、外見からは分からなくても援助や配慮を必要としている方

2 配布窓口

市町村福祉担当課、県障害福祉課、各保健福祉事務所、リハビリテーション支援センター、精神保健福祉センター、児童相談所、関係福祉団体等

3 手続き

窓口で趣旨を御説明し無料で配布します。障害者手帳の持参や申請は不要です。

〔問い合わせ先〕

・県障害福祉課（企画推進班） TEL 022-211-2538

39 障害のある子どもをもつ親たちが相談しあえる団体は

保護者の団体には次のようなものがあります。

なお、地域ごとに支部が組織されている団体や特定地域の保護者の団体もありますので、詳しくは市町村福祉担当課にお問い合わせください。

名 称	活 動 内 容	所 在 地	問 い 合 わ せ 先
宮城県手をつなぐ育成会	知的障害児（者）の教育福祉・就労・スポーツの振興、向上のための活動をしており、啓発・相談事業も実施しています。	〒983-0836 仙台市宮城野区幸町四丁目6-2 (宮城県障害者福祉センター内)	TEL 022-292-5226
宮城県重症心身障害児（者）を守る会	重症心身障害児（者）の療育指導や福祉の増進、愛護思想の普及のための活動を行っています。 巡回家庭訪問、研修会、相談会を実施するほか、年2回の療育キャンプを行っています。	〒980-0022 仙台市青葉区五橋二丁目4-1 エクセルジオ五橋7階	TEL 022-261-1050
宮城県自閉症協会	会員相互の交流と親睦を図りながら、自閉症児（者）の療育訓練、研修、講演会、啓発活動をしています。	〒984-0816 仙台市若林区河原町二丁目2-3 (南材ホーム内)	TEL 080-3328-3802 ブログ URL http://blog.canpan.info/miyagi
宮城県肢体不自由児者父母の会連合会	現在仙台市、県東部、仙南・仙北の各単位会を基礎として、県内の肢体不自由児（者）の福祉の向上を目的として活動しています。 (木曜日のみ在室)	〒983-0836 仙台市宮城野区幸町四丁目6-2 (宮城県障害者福祉センター内)	TEL 022-293-2902 URL http://miyagikenshiren.web.fc2.com
宮城県難聴児を持つ親の会	「聴こえない・聴こえにくいこと」への理解を深め、聴覚に障害を持つ子ども達が望ましい成長をし、等しく尊重される社会が実現するよう活動を行っています。	〒984-0046 仙台市若林区二軒茶屋1-20	メール： miyagi.nantyouji@gmail.com

〔問い合わせ先〕

・ 県障害福祉課

TEL 022-211-2538

40 精神障害者やその家族が相談しあえる団体は

- 1 各市町村単位で精神障害者回復者クラブ等が設置されており（一部未設置市町村あり）、障害者本人が月に1回程度集い、社会復帰に向けた活動を行っています。
- 2 精神障害者家族の団体には、病院を単位にした病院家族会と市町村を単位にした地域家族会が組織されています。さらに、各家族会で構成する宮城県精神障がい者家族連合会（略称「宮家連」）が組織され、精神障害者とその家族の幸せを図ることを目的に、精神保健福祉の啓発等に努めています。

名称	活動内容	事務局
宮城県精神障がい者 家族連合会	家族会相互の連絡調整、家族会の育成、精神保健福祉講座の開催、知識の普及・啓発等を行っています。	〒980-0014 仙台市青葉区本町三丁目7番4号 宮城県社会福祉会館2階 (社福) 宮城県社会福祉協議会内
(病院家族会)	詳しくは、各病院にお問い合わせ下さい。	詳しくは、各病院にお問い合わせ下さい。
(地域家族会)	主に市町村において組織されています。	詳しくは、各市町村担当課にお問い合わせ下さい。

3 その他

- (1) アルコール依存症患者の自助グループとして、各地域ごとに断酒会、アルコール依存症患者の匿名グループ、アルコール依存症者の家族の集いなどの各団体があります。
- (2) 神経症患者の自助グループとして「生活の発見会」の団体があります。

〔問い合わせ先〕

- ・ 県保健福祉事務所
- ・ 県精神保健福祉センター TEL 0229-23-0021
- ・ 県精神保健推進室（精神保健推進班） TEL 022-211-2518
- ・ 仙台市障害者支援課（障害保健係） TEL 022-214-8165
- ・ 仙台市精神保健福祉総合センター（はあとぽーと仙台）
TEL 022-265-2191

4 1 障害のある方がスポーツ大会に参加するには

県内各地で各種のスポーツ大会が開催されており、主なものは次のとおりです。

1 宮城県・仙台市障害者スポーツ大会

- (1) 開催日 5月～6月
- (2) 種目 陸上競技、フライングディスク、一般卓球、ボッチャ、サウンドテーブルテニス、水泳、ボウリング、アーチェリー
- (3) 会場 宮城県総合運動公園ほか 各会場
- (4) 応募資格 県内に居住する年齢12才以上（令和5年4月1日現在）の身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を所持する方

※個人競技については上記の大会記録等を参考に、団体競技については北海道・東北ブロック大会を経た上で選考の上、全国障害者スポーツ大会へ宮城県選手団を派遣します。

〔問い合わせ先〕

- ・宮城県障害者スポーツ協会 TEL 022-257-1005

2 各種障害者スポーツ大会

- (1) 東北身体障がい者選手権水泳競技大会
- (2) 東北障がい者バドミントン選手権 IN 仙台
- (3) 東日本車いすハンドボール大会
- (4) 車いすダンススポーツフェスティバル
- (5) 国際車いすテニス大会「仙台オープン」
- (6) 宮城ボッチャ選手権大会
- (7) 宮城県障害者綱引選手権大会
- (8) 全国障害者スポーツ大会北海道・東北ブロック予選
- (9) 宮城県精神障害者バレーボール大会
- (10) 東北ブロック視覚障害者 STT 大会
- (11) マーブル杯ボッチャ大会
- (12) アドバンス杯ジャンプボール大会
- (13) アドバンス杯車いすハンドボール大会
- (14) 日本知的障がい者ソフトボール連盟東日本大会
- (15) 卓球バレー宮城県ユニバーサル交流大会

〔問い合わせ先〕

- ・宮城県障害者スポーツ協会 TEL 022-257-1005

4 2 芸術文化・レクリエーション活動に関する主な交流イベントは

1 とっておきの音楽祭

平成 13 年度から行われている「とっておきの音楽祭」は、障害のある人もない人も共に参加できる音楽祭で、音楽という共通の媒介を通じて共に楽しみ理解し合い、ノーマライゼーションの理念の浸透を図ることを目的に開催されています。

〔令和 5 年度〕

- | | |
|--------|----------------------|
| (1) 主催 | 特定非営利活動法人とっておきの音楽祭 |
| (2) 会期 | 令和 5 年 6 月 4 日 (日) |
| (3) 会場 | 仙台市青葉区 市民広場、定禅寺通り ほか |
| (4) 内容 | ステージ演奏等 |

〔問い合わせ先〕

- ・ 特定非営利活動法人とっておきの音楽祭 TEL 022-342-9978

2 その他

このほかにも、宮城県障がい者福祉協会、宮城県手をつなぐ育成会などで、障害のある方々に対するレクリエーション関係の事業を行っています。

〔問い合わせ先〕

- ・ 宮城県障がい者福祉協会 TEL 022-291-1522
- ・ 宮城県手をつなぐ育成会 TEL 022-292-5226

4 3 障害者が保養・レクリエーションのために利用できる施設は

1 在宅心身障害者保養施設「宮城県七ツ森希望の家」

この施設は、県民の「愛の手をつなぐ運動」による多くの県民からの浄財をもとに、在宅の心身障害児・者と介護者の保養などに利用していただく目的で、県が設置したものです。

(1) 施設内容 宿泊定員 80名

(2) 主なイベント 友・遊ななつもり

(県内各地への送迎バスの運行と自由参加のレクリエーションを組み合わせた特別宿泊プランです。利用料金は、通常の宿泊料金となります。)

〔問い合わせ先〕

- ・七ツ森希望の家 TEL 022-345-3701
〒981-3625 大和町吉田字上童子沢 21

2 幸町ウェルフェア温水プール

このプールは、障害者の体育振興を通じ、心身の健全な発達と勤労や社会への参加意欲を高めることを目的として設置されたものです。屋内温水プールで、プールサイドまで車椅子が利用できます。

施設の規模 25メートル 5コース 水深1.0~1.2メートル

〔問い合わせ先〕

- ・幸町ウェルフェア温水プール TEL 022-293-3477
〒983-0836 仙台市宮城野区幸町 4-6-2

V 生活保護

1 救護施設とは

救護施設は、身体上又は精神上著しい障害があるため、居宅で独立して生活を送ることが困難な被（要）保護者を対象とした施設です。

1 支援内容

食事、介護、生活指導、作業訓練、教養娯楽、健康診断の実施など

2 施設設置状況

(1) 太白荘（社会福祉法人宮城県社会福祉協議会） 定員 100 人

〒982-0215 仙台市太白区旗立二丁目 3-1 TEL 022-245-3721

(2) 東山荘（社会福祉法人国見会） 定員 150 人

〒981-0943 仙台市青葉区国見六丁目 39-1 TEL 022-233-0207

〔入所相談窓口〕

・ 県保健福祉事務所（巻末参照）・市（社会）福祉事務所

2 生活保護制度とは

1 生活保護とは

生活保護は、病気や身体の障害、思いがけない事故など、いろいろな事情により真に生活に困ったすべての国民に対して、国が困窮の程度に応じて必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに、自立の助長を目的とした制度です。

2 生活保護のしくみ

生活保護は、まず、土地・預貯金などの資産や働ける場合はその能力、その他あらゆるものを最低生活の維持のために活用し、さらに扶養義務者の援助、年金、各種手当など、他の法律による給付を充てて、それでもなお生活に困窮する場合に初めて受けることができます。

保護の程度は、国が定めた基準により計算された最低生活費とその世帯の収入の対比により決定され、その不足分について金銭又は現物により給付されます。

(最低生活費と収入の対比)

	最 低 生 活 費	
保護を受けられる場合	世帯の収入	保護（保護費支給額・医療費）
	最 低 生 活 費	
保護を受けられない場合	世 帯 の 収 入	

3 扶助の種類

保護はその内容によって、次の8種類の扶助に分けられます。

生活扶助、住宅扶助、教育扶助、介護扶助、医療扶助、出産扶助、生業扶助、葬祭扶助

[相談・問い合わせ先]

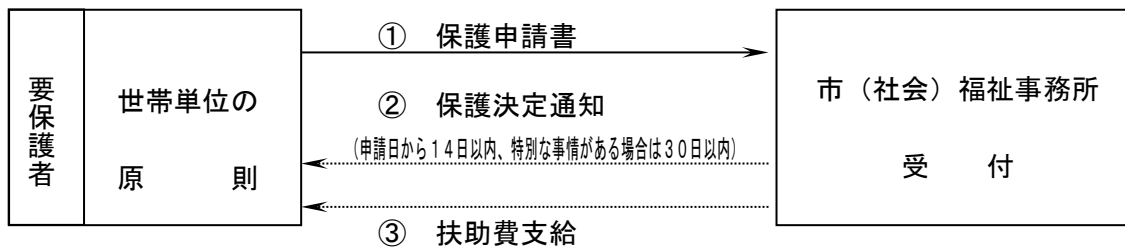
- ・市にお住まいの方・・・市（社会）福祉事務所、最寄りの民生委員
- ・町村にお住まいの方・・・県保健福祉事務所（巻末参照）、町村役場、最寄りの民生委員

3 保護の申請から決定までの事務的な流れは

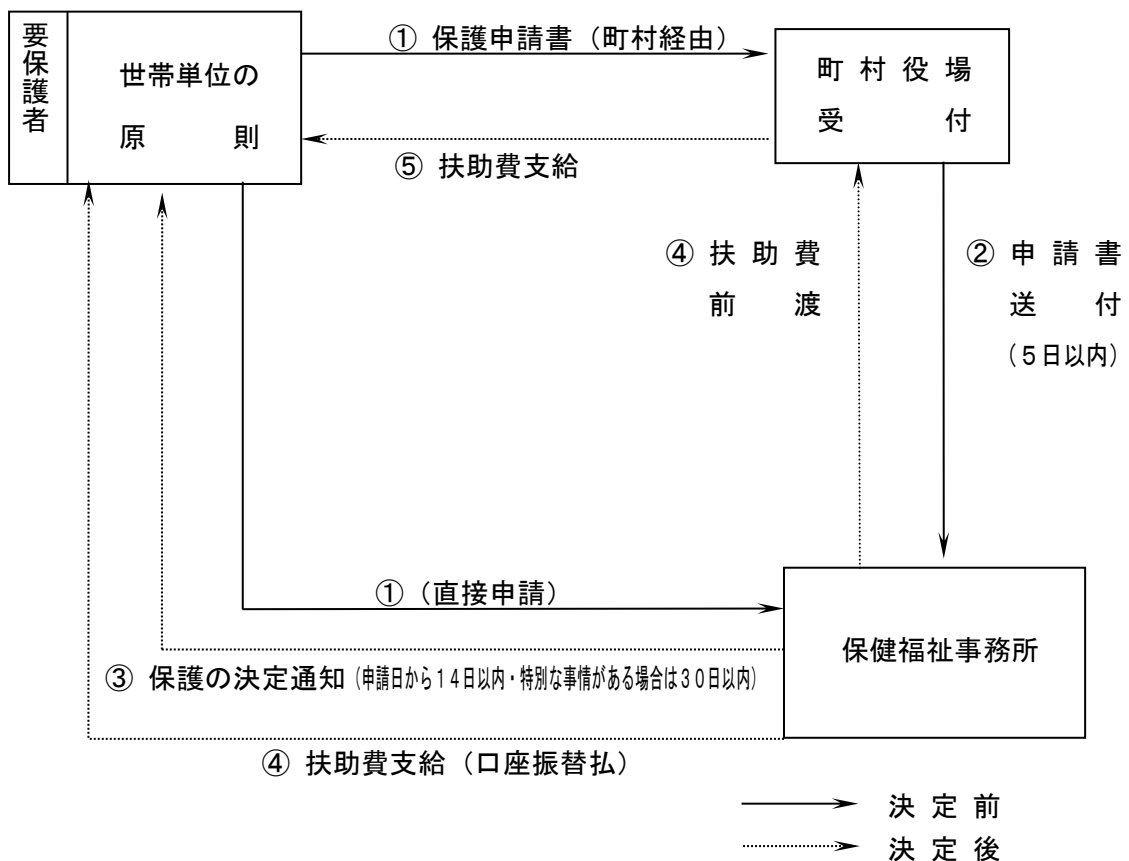
生活保護を受ける手続き

保護は、原則として申請によって行われるもので、本人や扶養義務者、又は、同居の親族などが、市にあっては市（社会）福祉事務所、町村にあっては、役場又は県各保健福祉事務所に申請してください。

・市に居住する場合



・町村に居住する場合



〔相談・問い合わせ先〕

- ・市にお住まいの方・・・市（社会）福祉事務所、最寄りの民生委員
- ・町村にお住まいの方・・・県保健福祉事務所（巻末参照）、町村役場、最寄りの民生委員

4 生活保護の基準は

保護の基準は、被（要）保護者の年齢別、世帯構成別、所在地域別（級地区分）、その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たす程度のものであり、厚生労働大臣が定めています。（以下の基準等は、令和5年4月1日現在）

1 級地区分

市町村を単位とした3級地、6区分制となっており、県内各市町村の級地は、次のとおり指定されています。

級地	枝級地	市 町 村 名
1	1	(該当なし)
	2	仙台市
2	1	(該当なし)
	2	塩竈市、名取市、多賀城市
3	1	石巻市、気仙沼市、白石市、角田市、岩沼市、大崎市、富谷市、大河原町、柴田町、七ヶ浜町、利府町
	2	上記以外の市町村

2 生活扶助基準

衣食その他日常生活の需要を満たすために必要なものです。

(単位：円)

	1級地-2 仙台市	2級地-2 塩竈市、名取市、 多賀城市	3級地-1 石巻市、気仙沼市 白石市、角田市 岩沼市、大崎市 富谷市 柴田郡(大河原町、柴田町) 宮城郡(七ヶ浜町、利府町)	3級地-2 左記以外の市町村
標準3人世帯 【33歳男、29歳女、4歳子】	152,120	147,360	140,990	137,860
高齢者1人世帯 【68歳女】	73,590	69,530	66,640	65,200
高齢者2人世帯 【72歳男、67歳女】	115,890	112,190	107,250	104,790
母子3人世帯 【30歳女、9歳子(小学生)、4歳子】	184,690	178,180	170,290	167,190

令和5年4月1日現在

※児童養育加算等を含む。

※この他に11月から4月に適用される冬季加算があります。

3 住宅扶助基準

家賃、間代、地代、あるいは住宅の維持、補修等に要する費用です。

	厚生労働大臣が定める基準限度額（月額）				
	1人	2人	3人～5人	6人	7人以上
1級地	37,000円	44,000円	48,000円	52,000円	58,000円
2級地	35,000円	42,000円	45,100円	49,000円	55,000円
3級地	35,000円	42,000円	46,000円	49,000円	55,000円
補修費等住宅維持費の額（年額）		128,000円			

4 教育扶助基準

義務教育で就学中の児童、生徒の学用品、通学費等に要する費用です。

区 分	小 学 校	中 学 校
基 準 額	2,600円	5,100円
学 級 費 等	1,080円以内	1,000円以内
教 材 代	正規の教材として学校長等が指定した教材購入費用	
学 校 給 食 費	保護者が負担すべき給食費の額	
通学のための交通費	通学に必要な最小限度の額	
学 習 支 援 費 (年間上限額)	16,000円以内	59,800円以内

5 介護扶助基準

介護サービスを受ける場合に要する費用です。

区 分	内 容
1 居宅介護、福祉用具、住宅改修、施設介護、介護予防、介護予防福祉用具又は介護予防住宅改修	生活保護法第54条の2第5項において準用する同法第52条の規定による介護の方針及び介護の報酬に基づきその者の介護サービスに必要な最小限度の額
2 移送費	移送に必要な最小限度の額

6 医療扶助基準

病気やけがなどの診察、治療等に要する費用です。

区 分	内 容
1 指定医療機関等において診療を受ける場合の費用	生活保護法第52条の規定による診療方針及び診療報酬に基づきその者の診療等に必要な最小限度の額
2 薬剤又は治療材料の購入の費用	25,000円以内の額
3 施術のための費用	知事又は指定都市の長が施術者の組合と協定した額以内の額
4 移送費	最も経済的な方法及び経路により算定される交通費

7 出産扶助基準

出産に要する費用です。

区 分	基 準 額
出産に要する費用	311,000円以内

※施設分娩の場合は、入院に要する入院料と医学管理料が加算されます。

※衛生材料を必要とする場合は、6,000円の範囲内で加算されます。

8 生業扶助基準

生業資金、技術修得、就職支度等に要する費用です。

区 分		基 準 額	
生 業 費		47,000円以内	
技能修得費	技能習得費 (高等学校等就学費を除く)	87,000円以内	
	高等学校等 就学費	基本額(月額)	5,300円
		教材代	正規の授業で使用する教科書等の購入に必要な額
		授業料、入学料	高等学校等が所在する都道府県の条例に定める都道府県立高等学校における額以内の額
		入学審査料	30,000円以内
		通学のための交通費	通学に必要な最小限度の額
		学習支援費	84,600円

	(年間上限額)	
就 職 支 度 費		33,000円以内

9 葬祭扶助基準

葬祭を行うのに要する費用です。

級 地 別	基 準 額	
	大 人	小 人
1・2級地	212,000円以内	169,600円以内
3級地	185,500円以内	148,400円以内

※葬祭に要する額が基準額を超える場合には、火葬料、死体運搬費及び死亡診断書又は死体検案に要する費用が別途加算されます。

〔相談・問い合わせ先〕

- ・市にお住まいの方・・・市（社会）福祉事務所、最寄りの民生委員
- ・町村にお住まいの方・・・県保健福祉事務所（巻末参照）、町村役場、最寄りの民生委員

5 生活保護世帯に対する減免措置とは

生活保護を受けると次のような減免措置が受けられます。

種 類	申請手続	手続窓口	備 考
住 民 税	生活扶助以外の扶助の場合は減免申請要	市区役所 町村役場	生活保護（生活扶助）を受けると自動的に非課税扱いになります。
個 人 事 業 税	要	県税事務所	所長が必要と認めた場合は免除となります。
固 定 資 産 税	要	市区役所 町村役場	各市町村の条例により、減免となる場合があります。
心身障害者扶養 共済掛金			生活困窮により、掛金の納付が困難な場合は免除となります。
国民年金保険料	生活扶助以外の扶助の場合は減免申請要		生活保護（生活扶助）を受けると納付が免除となります。
JR通勤定期券 の割引	要	福祉事務所	通勤定期乗車券が3割引で購入できます。
NHK放送受信料			全額免除となります。

〔相談・問い合わせ先〕

- ・市にお住まいの方・・・市（社会）福祉事務所
- ・町村にお住まいの方・・・県保健福祉事務所（巻末参照）、町村役場

VI 医療保険・年金

1 医療保険とは

医療保険は、加入者が病気やけがをしたときや亡くなったとき又は出産したときに、必要な医療給付や手当金などを支給して、生活を安定させることを目的とした制度です。すべての方が何らかの医療保険に加入することになっており、次の制度があります。

- (1) 健康保険 …民間の事業所などで働く方が加入
- (2) 船員保険 …船員が加入
- (3) 共済組合 …公務員等が加入
- (4) 後期高齢者医療 …75歳以上の方（65歳から74歳で一定の障害があると認められた方を含む）が加入
- (5) 国民健康保険 …上記以外の方が加入

1 健康保険とは

会社や工場、商店、事務所などの事業所で働く方を対象としており、加入の手続きや保険料の納入は、事業所単位で事業主の責任で行われます。

被保険者が病気やけがをしたときに、病院等に被保険者証を提示して一部負担金等を支払うことにより、必要な医療を受けることができ、医師から処方せんをもらったときは薬局で調剤してもらうことができます。

また、療養のため仕事を休み、給料が支給されないときや死亡したとき、出産したときには手当金等が支給されます。

ただし、業務上の事由による病気やけが、通勤災害については給付が行われません。この場合は、労働者災害補償保険等から給付されます。

健康保険には、全国健康保険協会の運営する「全国健康保険協会管掌」健康保険と、健康保険組合の運営する「組合管掌」健康保険があります。

〔問い合わせ先〕

- ◆加入の手続きや保険料については、日本年金機構各年金事務所
又は各健康保険組合
- ◆被保険者証、保険給付については、全国健康保険協会宮城支部
又は各健康保険組合

2 船員保険とは

船員法第1条に規定する船員として船舶所有者に使用される方が対象です。

船員保険は総合保険でしたが、平成22年1月から手続き内容により申請先が異なります。

〔問い合わせ先〕

- ◆保険の加入、保険料については
日本年金機構仙台東年金事務所
- ◆職務外による給付金の請求、保険証、疾病任意継続については
全国健康保険協会船員保険部
- ◆職務上の事故にかかる給付金・年金の請求については
仙台労働基準監督署

3 共済組合とは

公務員を対象とした国家公務員共済組合、地方公務員共済組合のほか、私立学校の教職員を対象とした日本私立学校振興・共済事業団が、健康保険と同様の制度を運営しています。

〔問い合わせ先〕 各共済組合

4 後期高齢者医療とは

75歳以上の方及び65歳から74歳で一定程度の障害があると認められた方が被保険者となり、各都道府県ごとに全ての市町村で構成される広域連合が制度を運営しています。

〔問い合わせ先〕 宮城県後期高齢者医療広域連合
市区町村後期高齢者医療担当課

5 国民健康保険とは

国民健康保険には、健康保険や船員保険、共済組合に加入している方や、生活保護を受けている方、その他特別の場合を除いてすべての方が加入しなければなりません。従って、自営業者の方や農林漁業を営む方などは、ほとんどの方が国民健康保険に加入します。

健康保険と同様に、病院等に被保険者証を提示して一部負担金等を支払うことにより、必要な医療を受けることができ、医師から処方せんをもらったときは薬局で調剤してもらうことができ、出産したときや死亡したときには手当金等が支給されます。

市町村の国民健康保険は県と市町村が共同で運営(都道府県単位化)していますが、全ての手続きは市町村の窓口で完了します。また、特定の事業や業務に従事する方とその家族を対象とした国民健康保険組合もあります。

〔問い合わせ先〕

- ・市区町村国民健康保険担当課、国民健康保険組合

2 後期高齢者医療制度とは

75歳以上の方（65歳以上75歳未満の方で一定の障害があり、後期高齢者医療広域連合の認定を受けた方を含む）が被保険者となり、都道府県ごとに全ての市町村で構成される広域連合が制度を運営しています。

1 後期高齢者医療制度のポイント

（1）運営主体

都道府県ごとに全ての市町村で構成される広域連合が運営しており、保険料の決定や保険給付を行っています。

（2）被保険者

県内に住む75歳以上の方（65歳以上75歳未満の方で一定の障害があり、後期高齢者医療広域連合の認定を受けた方を含む）が被保険者となります。

被保険者には一人一人に「後期高齢者医療被保険者証」が交付されます。

2 後期高齢者医療の被保険者となる日

75歳の誕生日又は65歳以上75歳未満の方で障害認定を受けた方は認定された日から被保険者となります。

3 保険給付の種類と内容

給付には、診察・投薬などを受ける現物給付と、費用の全額を支払った後、治療上必要と認められた場合、申請により一部負担金を除き払い戻しされる現金給付があります。

<現物給付>

保険医療機関、保険薬局及び一部の療養費（柔道整復・はり・きゅう・マッサージ）

<現金給付>

治療用装具、移送等（移送の一部負担金はありません。）

4 一部負担金

病院の窓口等で支払う一部負担金は、かかった医療費の1割（被保険者が一定以上の所得のある世帯の方は2割又は3割）となります。

なお、医療費の自己負担額の合計額が自己負担限度額を超える場合、自己負担限度額までの負担となります。

5 保険料

（1）保険料の決め方

保険料は被保険者一人一人に課せられることになり、一人当たりの保険料は、所得に応じて負担していただく部分（所得割）と、等しく負担していただく部分（均等割）との合算額を納めていただくこととなります。

保険料率は、各都道府県単位の後期高齢者の総医療費等に応じて、広域連合ごとに条例で

定められ、県内均一となります。

$\text{一人当たりの保険料額} = \text{被保険者均等割額} + \text{一人当たりの所得割額} \quad (\ast)$ <p style="text-align: center;">(\ast) 被保険者本人の前年の基礎控除後の総所得金額 × 所得割率</p> <p>令和4・5年度宮城県の保険料率 ○ 所得割率：8.62%</p> <p style="text-align: right;">○ 均等割額：年額44,640円（一人当たり）</p>
--

(2) 保険料の各種軽減措置

イ 所得の低い方の保険料

世帯の所得に応じて保険料の均等割が軽減（7割、5割、2割）されます。

ロ これまで保険料の負担のなかった方の保険料（被用者保険の元被扶養者の方）

激変緩和措置として、制度加入から2年を経過する月まで、均等割が5割軽減され、所得割は賦課されません。

(3) 保険料の納付方法

保険料の納付方法は、年金からの引き落とし、又は口座振替のいずれかの方法が選択できます。ただし、年金受給額が年額18万円未満の方や、介護保険料と後期高齢者医療保険料を合わせた額が年金受給額の2分の1を超える方は、納付書や口座振替により納めていただくこととなります。

6 後期高齢者医療の手続き

- (1) 75歳になる誕生日までにお住まいの市町村から「後期高齢者医療被保険者証」が郵送されます。
- (2) 65歳以上75歳未満で障害認定を受ける方は、お住まいの市町村経由で広域連合に申請が必要となります。健康保険証の他、身体障害者手帳、国民年金証書、精神保健福祉手帳、療育手帳等を持参してください。

〔問い合わせ先〕

- ・市区町村後期高齢者医療担当課
- ・宮城県後期高齢者医療広域連合 TEL 022-266-1021

3 健康保険・厚生年金保険に加入しなければならない事業所とは

1 常時5人以上の従業員が働いている会社、工場、商店、事務所などの事業所
一般の事業所は、法人であるか、個人であるかに関係なく、5人以上であれば健康保険・厚生年金保険に加入しなければなりません。ただし、5人以上であっても、サービス業の一部や、農業、漁業などの個人事業所は強制適用の扱いを受けません。

2 法人の事業所

ここでいう法人とは株式会社、有限会社などすべての法人をいいます。このような法人は、事業の種類に関係なく強制適用となり、社長1人（1人法人）でも加入することになっています。

※従業員（家族従業員を除く）が5人未満の個人事業所などでも、従業員の半数以上が適用事業所になることに同意し、事業主が申請して厚生労働大臣の認可を受けることにより適用事業所となることができます。

〔問い合わせ先〕

・各年金事務所

4 健康保険・厚生年金保険に加入する人とは

健康保険・厚生年金保険の適用事業所に常時使用される人は、国籍、賃金の額などに関わりなく、すべての人が加入（健康保険は75歳未満、厚生年金保険は70歳未満）することになります。加入している人を「被保険者」といいます。

ただし、次の人は適用除外となり、一般の被保険者ではなく健康保険法第3条第2項の規定による被保険者、いわゆる日雇特例被保険者となります。

- (1) 臨時に日々雇用される人で1ヵ月を超えない人
- (2) 臨時に2ヵ月以内の期間を定めて使用される人
- (3) 季節的事業に4ヵ月を超えない期間で使用される予定の人
- (4) 臨時的な事業所に6ヵ月を超えない期間で使用される予定の人

パートタイマー、アルバイトの場合は、1週間の所定労働時間及び1ヵ月の所定労働日数が、一般社員の4分の3以上あれば、被保険者となります。

また、令和4年10月から一般社員の4分の3未満であっても、①週の所定労働時間が20時間以上あること、②2ヶ月を超える雇用が見込まれること、③賃金の月額が8.8万円以上であること、④学生でないこと、⑤常時101人以上の企業（特定適用事業所）に勤めていること、の5つの要件を満たす場合は被保険者となります。令和6年10月からは常時51人以上の企業にも適用拡大されます。また、下記ア、イの事業所に勤務する短時間労働者も対象となります。

ア 労使合意に基づき申出をする法人、個人の事業所

イ 国又は地方公共団体に属する事業所

[問い合わせ先]

・各年金事務所・健康保険組合

5 健康保険の被扶養者とは

健康保険制度では被扶養者についても保険の給付をします。

健康保険の被扶養者になれる人は、主として被保険者の収入で生計を維持されている人で、次の範囲の人です。

1 被保険者と同居でも別居でもよい人

- (1) 配偶者（内縁関係でもよい）
- (2) 子、孫及び兄弟姉妹
- (3) 父母、祖父母などの直系尊属

2 被保険者と同居していることが条件の人

- (1) 被保険者の伯叔父母、甥姪などとその配偶者、曾孫、兄弟姉妹の配偶者、配偶者の父母、など上記1以外の3親等内の親族
- (2) 内縁関係の配偶者の父母及び子

※被扶養者となる対象者に収入がある場合

対象者の年収が130万円未満（60歳以上又は障害者は180万円未満）で、かつ被保険者の年収の半分未満であれば被扶養者になれます。

ただし、対象者が被保険者と別居している場合には、年収が130万円未満（60歳以上又は障害者は180万円未満）で被保険者からの仕送額（援助額）より少ないときに被扶養者になれます。

※被扶養者となっている人が75歳に到達した場合は、75歳の誕生日に資格を喪失し、後期高齢者医療の被保険者となります。

〔問い合わせ先〕

- ・各年金事務所・健康保険組合

6 病気・けがをしたとき、医療保険でどのような医療が受けられるか

医療保険を扱っている病院・診療所（保険医療機関）に被保険者証を提示して一部負担金等を支払うことにより、被保険者又は被扶養者である間は病気・けがが治るまで、診察・処置・手術・薬などの支給・入院などの必要な医療が受けられます。保険医から処方せんをもらったときは、保険を扱っている薬局（保険薬局）で調剤してもらえます。

ただし、業務上の病気やけが、通勤災害は、健康保険を利用することはできません。この場合は、労働基準法や労働者災害補償保険法などによって治療、補償を受けることになります。

健康保険等の一部負担金等

(1) 一定率の一部負担金（※）

健康保険・船員保険・共済組合・国民健康保険・後期高齢者医療	
75歳以上	1割
70歳から75歳未満	2割（一定以上の所得者は3割）
小学校入学後70歳未満	3割
小学校入学前	2割

※一部負担金の減免等について

ご加入の医療保険によっては、災害や失業など特別な事情により病院などへの一部負担金の支払いが困難になったときに、一部負担金を減額又は免除したり、支払を猶予できる場合があります。

減免等が利用できるかどうか、利用できる場合はどのような手続が必要かは医療保険によって異なりますので、ご加入の医療保険にお問い合わせください。

(2) 食事療養標準負担額・生活療養標準負担額

入院時には、医療費の一部負担金とは別に、食費又は居住費（光熱水費）として次表のとおり食事療養又は生活療養標準負担が必要となります。

	区分		食事療養標準 負担額	生活療養標準 負担額
A	一般の方 (B～Dいずれにも該当しない方)	入院時生活療養(I)を算定する保険医療機関に入院している方	1食につき 460円	(食費)1食につき460円 (居住費)1日につき370円
		入院時生活療養(II)を算定する保険医療機関に入院している方	460円	(食費)1食につき420円 (居住費)1日につき370円
B	市町村民税非課税の世帯に属する方 (C、D以外)		1食につき 210円 ※過去1年間の入院日数が90日超の場合 160円	(食費)1食につき210円 (居住費)1日につき370円
C	Bのうち、所得が一定の基準に満たない方等		1食につき	(食費)1食につき130円

	(D以外の方)	100 円	(居住費)1日につき 370 円
D	Bのうち、老齢福祉年金を受給している方	1食につき 100 円	(食 費)1食につき 100 円 (居住費)1日につき 0 円

※1 標準負担額は、高額医療費の算定には含まれません。

※2 生活療養標準負担額は、療養病床に入院する 65 歳以上の方が対象となります
(難病等の入院医療の必要性の高い方の負担額は、食事療養標準負担額と同額になります)。

[問い合わせ先]

- ・健康保険：全国健康保険協会宮城支部又は各健康保険組合
- ・共済組合：各共済組合
- ・国民健康保険・後期高齢者医療制度
市（区）役所・町村役場の国民健康保険担当課
後期高齢者医療担当課、国民健康保険組合
- ・船員保険：全国健康保険協会船員保険部

7 病気やけがで会社を休み、給料をもらえないとき、健康保険から支給される手当金とは

被保険者が病気やけがで療養中のために会社を休み、十分な報酬が受けられないときは、被保険者と家族の生活を保障するために、傷病手当金が支給されます。

なお、任意継続被保険者の方は、傷病手当金は支給されません。
(健康保険法第104条による継続給付の要件を満たしている者は除く。)

1 支給を受けられるとき

被保険者が病気やけがのために働くことができず、会社を休んだ日が連続して3日間あったうえで、4日目以降、休んだ日に対して支給されます。

ただし、休んだ期間について事業主から傷病手当金の額より多い報酬額の支給を受けた場合には、傷病手当金は支給されません。

2 支給される金額

病気やけがで休んだ期間、1日につき、下記「算出方法」に相当する額が支給されます。

○算出方法

【支給開始日※以前に継続した12ヶ月間の各月の標準報酬月額を平均した額】÷30日×2/3
(支給開始日とは、最初に給付が支給された日のことです。)

※支給開始日以前の期間が12ヶ月に満たない場合

下記①、②を比べて、少ない方の額を使用して計算します。

①支給開始日の属する月以前の継続した各月の標準報酬月額の平均額

②当該年度の前年度9月30日における全被保険者の同月の標準報酬月額を平均した額

《支給開始日が平成31年4月1日以降》 30万円

なお、働くことができない期間について、下記ア、イ、ウに該当する場合は、傷病手当金の支給額が調整されることとなります。

ア 事業主から報酬の支給を受けた場合

イ 同一の傷病により障害厚生年金を受けている場合(同一の傷病による国民年金の障害基礎年金を受けるときは、その合算額)

ウ 退職後、老齢厚生年金や老齢基礎年金又は退職共済年金などをを受けている場合(複数の老齢給付を受けるときは、その合算額)

・ア～ウの支給日額が、傷病手当金の日額より多いときは、傷病手当金の支給はありません。

・ア～ウの支給日額が、傷病手当金の日額より少ないときは、その差額を支給することとなります。

3 支給される期間

病気やけがで休んだ期間のうち、最初の連続した3日間を除き(これを「待期」といいます。)4日目から支給されます。

支給期間は、支給を開始した日から通算して1年6カ月の範囲内です。

※令和3年12月31日以前は支給を開始した日から数えて1年6カ月

〔問い合わせ先〕

- ・健康保険：全国健康保険協会宮城支部又は各健康保険組合
- ・共済組合：各共済組合
- ・船員保険：全国健康保険協会船員保険部

8 出産したときや死亡したときの給付は

〔出産したとき〕

被保険者が出産をしたときは、出産育児一時金、出産手当金が支給されます。被扶養者である家族が出産をしたときは、家族出産育児一時金が支給されます。

	出産育児一時金	家族出産育児一時金	出産手当金
国民健康保険	○	—	—
後期高齢者医療制度	—	—	—
健康保険	○	○	○
その他の医療保険	各保険者にお問い合わせください		

1 出産育児一時金

被保険者が出産したときは、1児ごとに488,000円（令和5年3月31日以前の出産は408,000円）の出産育児一時金が支給されます。産科医療補償制度に加入している医療機関等で出産した場合は、12,000円が加算され、500,000円が支給されます（一部の市町村では取扱いが異なる場合があります）。なお、妊娠4カ月（85日）経過後は、流産や死産であっても給付の対象となります。

医療機関等との契約により、保険者から医療機関等に直接支払われ、出産・入院費用に充てることができる（出産育児一時金の直接払い）。

2 家族出産育児一時金

被扶養者である家族が出産した場合に、「1 出産育児一時金」と同内容で支給されます

3 出産手当金

被保険者が出産のため仕事を休み、給料をもらえないときに、出産日（出産日が予定日よりおくれた場合は出産予定日）以前42日（多胎妊娠のときは98日）と出産日後56日までの期間において、1日につき下記「算出方法」に相当する額が支給されます。

○算出方法

$$\frac{\text{支給開始日以前12ヶ月間の標準報酬月額平均額}}{30 \text{日}} \times \frac{2}{3}$$

※支給開始日（最初に給付が支給される日）以前の期間が12ヶ月に満たない場合下記①、②を比べて、少ない方の額を使用して計算します。

①支給開始日の属する月以前の継続した各月の標準報酬月額の平均額

- ②当該年度の前年度 9 月 30 日における全被保険者の同月の標準月額を平均した額
 ≪支給開始日が平成 31 年 4 月 1 日以降≫ 30 万円

〔死亡したとき〕

被保険者本人（又は被扶養者）が死亡したときは下表のとおり各保険者毎に定められた各種手当が支給されます。

	被保険者が死亡し、生計を維持されていた方が埋葬したとき	被保険者が死亡し、生計を維持されていた方以外が埋葬したとき	被扶養者の家族が死亡したとき
国民健康保険	○（葬祭費）		—
後期高齢者医療制度	○（葬祭費）		—
健康保険	○（埋葬料）	○（埋葬費）	○（家族埋葬料）
その他の医療保険	各保険者にお問い合わせください		

1 葬祭費

被保険者が死亡したとき、葬祭を行った方に支給されます。

支給額は保険者ごとに異なりますので、お問い合わせください。

2 埋葬料

被保険者が死亡したとき、亡くなった被保険者により生計を維持されていた方が埋葬を行ったときに 50,000 円支給されます。

3 埋葬費

被保険者が死亡したとき、亡くなった被保険者により生計を維持されていた方以外の方が埋葬を行ったときは、その方に埋葬料の範囲で、埋葬にかかった費用が支給されます。

4 家族埋葬料

被扶養者となっている家族が死亡したとき、50,000 円が支給されます。

〔問い合わせ先〕

- ・健康保険：全国健康保険協会宮城支部又は各健康保険組合
- ・船員保険：全国健康保険協会船員保険部
- ・共済組合：各共済組合
- ・国民健康保険：市区町村国民健康保険担当課、国民健康保険組合
- ・後期高齢者医療制度：市区町村後期高齢者医療担当課

9 保険料（税）と納付方法は

【健康保険】

1 標準報酬月額

保険料額や保険給付額の計算のもとにするため、被保険者が事業主から受ける賃金や給料などを、第1等級の58千円から第50等級の1,390千円に区分した「標準報酬月額」を、被保険者一人ひとりに設定しています。

標準報酬月額の決定・改定は、次の3つにより行われます。

(1) 取得時決定（資格取得届）

健康保険の加入時に、支払が予定されている報酬月額をもとに決定

(2) 定時決定（算定基礎届）

4・5・6月に支払われた報酬月額をもとに決定

(3) 随時改定（月額変更届）

標準報酬月額と実際の報酬月額が著しくかけ離れた場合に改定

2 標準賞与額

被保険者が事業主から受ける賞与（ボーナス等）の1,000円未満の端数を切り捨てた額です。

※年間の支給額累計573万円が上限になります。

3 保険料

保険料は、標準報酬月額及び標準賞与額に保険料率を乗じて計算し、事業主と被保険者がそれぞれ半額を負担します。事業主は、給料及び賞与等を支払うときに保険料を差し引き、事業主負担分とあわせて、翌月末までに納付します。

(1) 全国健康保険協会管掌健康保険の料率（令和5年度）

平成21年9月より都道府県単位保険料率に変更になり、支部ごとに異なります。

令和5年度の宮城支部の保険料率は、10.05%になります。

(2) 組合管掌健康保険の料率 3%～12%の範囲で組合ごとに決定

4 介護保険料

40歳以上64歳までの被保険者は、健康保険料と合わせて介護保険料を納付します。

なお、令和5年度の全国健康保険協会の介護保険料率は、1.82%になります。

※健康保険組合は組合ごとに異なります。

〔問い合わせ先〕

- ・健康保険料率、介護保険料率に関するお問い合わせは
全国健康保険協会宮城支部又は各健康保険組合
- ・保険料の納付方法、標準報酬月額、標準賞与額に関するお問い合わせは
各年金事務所・各健康保険組合

【市町村国民健康保険】

1 国民健康保険料(税)の算定について

保険料(税)は、医療給付費分の保険料(税)、後期高齢者支援金分の保険料(税)及び介護納付金分の保険料(税)(下記3参照)の合算額とされています。

この保険料(税)の額は、市町村が国民健康保険に関する特別会計において負担する経費のうち、医療費の支払いのための経費や保健事業に要する経費などの賦課すべき総額を納税義務者に按分し算定します。

本県では、市町村は所得割、均等割、平等割の3つの方法を用いて按分して保険料(税)を算定します。

所得割・・・世帯の国民健康保険加入者全員の所得を合算した額に応じて保険料(税)額を負担します。算定方法は、総所得金額等から基礎控除額を控除した後の総所得金額の合計額に、所得割の保険料(税)率を乗じて算定(旧ただし書き方式)することになり、市町村の条例で定めることになっています。

(所得割の対象となる所得は、前年中の所得となります。)

均等割・・・被保険者一人当たりの一定の保険料(税)額を負担します。

平等割・・・各被保険者世帯一世帯当たりの一定の保険料(税)額を負担します。特定世帯は、特定世帯以外の2分の1となります。

なお、平成30年度からの国民健康保険の都道府県単位化後も、保険料(税)の賦課・徴収は引き続き市町村が行っています。

2 国民健康保険料(税)の軽減・減免制度について

前年の所得が、国が定める一定の基準以下の場合に均等割額、平等割額の一定割合を軽減する制度が設けられています。令和4年度からは、未就学児の均等割保険料の軽減も行われています。

また、天災その他特別の事情等により、保険料(税)を納めることが困難になった場合は、被保険者等の申請により保険料(税)の一部又は全部を減免する制度が設けられております。減免の事由、減免割合、申請期限等は市町村ごとに条例等で

定めることになっていきますので、お早めに市町村国民健康保険担当課にお問い合わせください。

3 介護保険料について

40歳から64歳までの被保険者は、国民健康保険料(税)と合わせて介護保険料を納付します。

算定方法は国民健康保険料(税)と同様に市町村ごとに定められます。

4 納付方法

次の4つの方法があります。

- (1) 納入(税)通知書による納付(※)
- (2) 口座振替による納付
- (3) 納税貯蓄組合による納付
- (4) 年金からの引き落としによる納付(65歳以上の被保険者)

※コンビニ収納等を含む。

手続き方法等につきましては、市町村国民健康保険担当課にお問い合わせください。

【国民健康保険組合】

各国民健康保険組合で、保険料が異なりますので、各国民健康保険組合にお問い合わせください。

〔問い合わせ先〕

- ・市区町村国民健康保険担当課、国民健康保険組合

10 医療機関で支払う一部負担金が高額になったときは

同じ月内の医療費の一部負担額が高額となり、その額が「自己負担限度額」を超えた場合には、保険者の窓口申請し、認められた場合、限度額を超えた分が「高額療養費」として支給されます。

また、高額な外来診療を受けたとき、限度額適用認定証等を提示すれば、入院した場合と同様に、ひと月の医療機関等の窓口での支払が一定の金額にとどめられます。

事前に保険者から限度額適用認定証等の交付を受ける必要がありますので、詳しくは加入されている保険者にお問い合わせください。

また、対象世帯等は加入する保険者によって異なりますので、詳しい内容は加入する保険者にお問い合わせください。

<対象世帯の所得区分と自己負担限度額の例>

1 70歳未満の方

(国民健康保険の被保険者の例)

所得区分※3	自己負担限度額	
	2回目まで	4回目以降 ※2
年間所得※1 901万円超 区分 ア	252,600円 〔医療費が842,000円を超えた場合はその超えた分の1%を加算〕	140,100円
年間所得 600万円超901万円以下 区分 イ	167,400円 〔医療費が558,000円を超えた場合はその超えた分の1%を加算〕	93,000円
年間所得 210万円超600万円以下 区分 ウ	80,100円 〔医療費が267,000円を超えた場合はその超えた分の1%を加算〕	44,400円
年間所得 210万円以下 区分 エ	57,600円	44,400円
住民税 非課税世帯 区分 オ	35,400円	24,600円

※1 「年間所得」とは、前年の総所得金額及び山林所得金額並びに株式・長期(短期)譲渡所得金額等の合計額から基礎控除(33万円)を控除した額(ただし、雑損失の繰越控除額は控除しない。)のことを指します。(いわゆる「旧ただし書き所得」)

※2 過去12か月間に、ひとつの世帯での支給が3回以上あった場合の4回目以降の自己負担限度額。

※3 各保険者により、所得区分等の表記は異なります。

2 70 歳以上 75 歳未満の方

(国民健康保険の被保険者の例)

※月の途中で 75 歳の誕生日を迎える月は、半額になります。

所得区分※ 6	負担割合	自己負担限度額 (外来+入院)		
		外来(個人ごと)		
課税所得 690万円以上 現役並み所得Ⅲ	3割	252,600円+医療費が842,000円を超えた場合は、 その超えた分の1%を加算 (140,100円※ 4)		
課税所得 380万円以上 現役並み所得Ⅱ		167,400円+医療費が558,000円を超えた場合は、 その超えた分の1%を加算 (93,000円※ 4)		
課税所得 145万円以上 現役並み所得Ⅰ		80,100円+医療費が267,000円を超えた場合は、 その超えた分の1%を加算 (44,400円※ 4)		
課税所得 145万円未満 一般※ 1	2割	18,000円 (年間上限14.4万円※ 5)	57,600円 (44,400円※ 4)	
低所得		Ⅱ ※ 2	8,000円	24,600円
		Ⅰ ※ 3	8,000円	15,000円

※ 1 課税所得 145 万円以上であっても、次の(1)又は(2)に該当する世帯に属する国保被保険者は「一般」に含まれます。

(1) 70 歳以上の方などの収入の合計額が 520 万円未満の世帯。(単身世帯の場合は収入 383 万円未満の世帯)

(2) 70 歳以上の方の旧ただし書き所得の合計額が 210 万円以下の世帯。

※ 2 「低所得Ⅱ」とは、世帯全員が住民税非課税の世帯に属する国保被保険者。

※ 3 「低所得Ⅰ」とは、世帯全員が住民税非課税で、かつ、世帯の所得が必要経費・控除を差し引いたときに 0 円となる世帯に属する国保被保険者。

※ 4 過去 12 か月間に、ひとつの世帯での支給が 3 回以上あった場合の 4 回目以降の自己負担限度額。

※ 5 月間の高額療養費が支給されている場合は、支給後の自己負担額が計算対象となります。

※ 6 各保険者により、所得区分等の表記は異なります。

(健康保険の被保険者の例)

被保険者の所得区分	自己負担限度額	
	個人ごと(外来)	世帯ごと(入院を含む)
現役並みⅢ (標準報酬月額83万円以上 で高齢受給者証の負担割合 が3割の方)	252,600円+(総医療費 ^{※1} -842,000円)×1% <4ヶ月目以降140,100円>	
現役並みⅡ (標準報酬月額53万~79万 円で高齢受給者証の負担割 合が3割の方)	167,400円+(総医療費 ^{※1} -558,000円)×1% <4ヶ月目以降93,000円>	
現役並みⅠ (標準報酬月額28万~50万 円で高齢受給者証の負担割 合が3割の方)	80,100円+(総医療費 ^{※1} -267,000円)×1% <4ヶ月目以降44,400円>	
一般 (現役並み・低所得者以外 の方)	18,000円 【年間上限14.4万円】	57,600円 (4回目以降44,400円)
低所得者Ⅱ ^{※2} (被保険者が市区町村民税 の非課税者等)	8,000円	24,600円
低所得者Ⅰ ^{※3} (所得が一定基準以下)	8,000円	15,000円

※1 総医療費とは保険適用される診療費用の総額です。

※2 被保険者が市区町村民税の非課税者等である場合です。ただし、「現役並みⅠ・Ⅱ・Ⅲ」の方は対象外です。

※3 被保険者とその扶養家族全ての方の収入から必要経費・控除額を除いた後の所得がない場合です。

3 70歳未満と70歳以上75歳未満が同じ世帯の場合

(国民健康保険の被保険者で構成されている世帯の例)

70歳未満と70歳以上の人の自己負担額を同じ世帯で合算する場合は、まず、70歳未満と70歳以上の人に分けます。そのうえで70歳以上の人は外来の個人単位で限度額をまとめ、その後入院を含めて世帯の70歳以上の限度額を適用します。これに70歳未満の合算基準対象額を合わせて国保世帯全体での限度額を適用します。

4 後期高齢者医療の被保険者（75歳以上の方や65歳から74歳で一定の障害があると認められた方）

（後期高齢者医療の被保険者の例）

所得区分	負担割合	自己負担限度額（外来＋入院）		
		外来（個人ごと）		
課税所得 690万円以上 現役並み所得Ⅲ	3割	252,600円＋医療費が842,000円を超えた場合は、その超えた分の1%を加算 (140,100円※4)		
課税所得 380万円以上 現役並み所得Ⅱ		167,400円＋医療費が558,000円を超えた場合は、その超えた分の1%を加算 (93,000円※4)		
課税所得 145万円以上 現役並み所得Ⅰ		80,100円＋医療費が267,000円を超えた場合は、その超えた分の1%を加算 (44,400円※4)		
課税所得 145万円未満 一般※1	1割	18,000円 (年間上限14.4万円※5)	57,600円 (44,400円※4)	
低所得		Ⅱ ※2	8,000円	24,600円
		Ⅰ ※3	8,000円	15,000円

※1 課税所得145万円以上であっても、次の(1)又は(2)に該当する世帯に属する後期高齢者医療被保険者（以下、被保険者。）は「一般」に含まれます。

(1) 被保険者の収入の合計額が520万円未満の世帯（単身世帯の場合は、収入383万円未満又は70歳以上75歳未満の同一世帯員の収入との合計額が520万円未満の世帯）

(2) 被保険者の旧ただし書き所得の合計額が210万円以下の世帯。

※2 「低所得Ⅱ」とは、世帯全員が住民税非課税である世帯の被保険者。

※3 「低所得Ⅰ」とは、世帯全員が住民税非課税で、かつ、世帯の各所得が必要経費・控除を差し引いたときに0円となる世帯の被保険者。

（低所得の老齢福祉年金受給者は、低所得Ⅰの区分になります。）

※4 過去12か月間に、ひとつの世帯での支給が3回以上あった場合の4回目以降の自己負担限度額。

※5 月間の高額療養費が支給されている場合は、支給後の自己負担額が計算対象となります。

5 特定疾病の治療に係る自己負担限度額

次の特定疾病に認定された方は、「特定疾病療養受療証」を病院窓口へ提出すれば、一部の場合を除き年齢にかかわらず、毎月の自己負担限度額は10,000円までとなります。

該当する人は保険者に申請して「特定疾病療養受療証」の交付を受けてください。

- ・ 血友病
- ・ 後天性免疫不全症候群（HIV感染者を含む厚生労働大臣が定めた者）
- ・ 人工腎臓（人工透析）を実施している慢性腎不全

(70歳未満の上位所得者は、自己負担限度額が20,000円となります。)

[問い合わせ先]

○国民健康保険、後期高齢者医療制度

: 市区町村国民健康保険担当課、国民健康保険組合、市区町村後期高齢者医療担当課、
宮城県後期高齢者医療広域連合

○健康保険：全国健康保険協会宮城支部又は各健康保険組合

○共済組合：各共済組合

○船員保険：全国健康保険協会船員保険部

1 1 高額医療・高額介護合算制度とは

医療保険と介護保険の両給付を受け、1年間（毎年8月1日～翌年7月31日）の自己負担額が高額になる場合の世帯の負担を軽減する制度です。

1 対象世帯の所得区分と自己負担限度額

医療保険の被保険者と介護保険の受給者がいる世帯で、1年間の医療費の自己負担額と介護保険サービスの自己負担額を合算した額が、下記の表の自己負担限度額を超えた世帯に支給されます。

※本制度上の世帯とは、住民基本台帳上の世帯ではなく、医療保険制度上の世帯となりますので、お住まいが一緒でも、加入している医療保険制度が違う場合は合算対象とはなりません。

所得区分※1 (70歳未満)	所得区分※1 (70歳～)	自己負担限度額		
		後期高齢者医療 制度 +介護保険	被用者保険又は国保 +介護保険 (70～74歳の者が いる世帯)	被用者保険又は国保 +介護保険 (70歳未満の者が いる世帯)
年間所得(1) 901万円超	課税所得(1) 690万円以上 現役並み所得Ⅲ	212万円		212万円
年間所得(2) 600万円超901万円 以下	課税所得(2) 380万円以上 現役並み所得Ⅱ	141万円		141万円
年間所得(3) 210万円超600万円 以下	課税所得(3) 145万円以上 現役並み所得Ⅰ	67万円		67万円
年間所得(4) 210万円以下	課税所得(4) 145万円未満 一般※2	56万円		60万円
住民税非課税世帯 (低所得Ⅱ)(5)		31万円		34万円
住民税非課税世帯 (低所得Ⅰ)(6)		19万円※3		

※1 「所得区分」について

「年間所得」とは、前年の総所得金額及び山林所得金額並びに株式・長期（短期）譲渡所得金額等の合計額から基礎控除（33万円）を控除した額（ただし、雑損失の繰越控除額は控除しない。）のことを指します。（いわゆる「旧ただし書き所得」）

- (1) 被用者保険の場合は標準報酬月額が83万円以上の方
- (2) 被用者保険の場合は標準報酬月額が53万円以上79万円の方
- (3) 被用者保険の場合は標準報酬月額が28万円以上50万円の方
- (4) 被用者保険の場合は標準報酬月額が26万円以下の方
- (5) 「低所得Ⅱ」とは、住民税非課税世帯に属する方で(6)以外の方
- (6) 「低所得Ⅰ」とは、住民税非課税世帯に属する方で、かつ、世帯の所得が必要経費・控除を差し引いたときに0円となる世帯に属する方など

※2 現役並み所得Ⅰ～Ⅲに該当する課税所得等であっても、一定の収入要件を下回るなどの場合は「一般」となります。

※3 低所得者Ⅰで介護サービス利用者が複数いる世帯の場合、高額医療・高額介護合算制度の限度額が高額介護サービス費制度の限度額を下回る事態が生じるため、この場合には、医療保険者が原則どおり低所得者Ⅰの限度額により医療保険分の支給額を計算した後、介護保険者が低所得者Ⅱの限度額により介護保険分の支給額を計算します。

2 申請方法

申請手続きは、各保険者の窓口で決められた書類を提出願います。

〔問い合わせ先〕

- ・ 国民健康保険、後期高齢者医療制度
市区町村国民健康保険担当課、国民健康保険組合、市区町村後期高齢者医療担当課、
宮城県後期高齢者医療広域連合
- ・ 健康保険：全国健康保険協会宮城支部又は各健康保険組合
- ・ 共済組合：各共済組合
- ・ 船員保険：全国健康保険協会船員保険部
- ・ 介護保険：市区町村介護保険担当課

1 2 健診を受けるには

1 後期高齢者向け健康診査

生活習慣病の早期発見・重症化予防を行うことを目的として、全ての被保険者を対象に健康診査を実施しています。

保険者である宮城県後期高齢者医療広域連合が各市町村に委託し、市町村が定める時期に指定の場所で行います。

健診の実施形態（集団健診・個別健診）及び項目は、市町村によって異なります。

健診種類	健診が受けられる方	健診の費用(上限)
健康診査	後期高齢者医療制度の被保険者 (ただし、病院等に6ヵ月以上継続して入院している被保険者・障害者支援施設、養護老人ホーム、特定施設及び介護保険施設に入所・入居している被保険者を除く)	被保険者の負担はありません。

2 特定健康診査

後期高齢者医療を除く各保険者は、被保険者等の生活習慣病の予防のために、メタボリックシンドロームに着目した健診を実施しています。

健診費用の一部又は全部を各保険者が負担しますので、受診者はこれを差し引いた金額又は無料で受診できます。また、特定健診の結果から、生活習慣病の発症リスクが高く、生活習慣の改善による生活習慣病の予防効果が多く期待できる方に対して、保健師など専門スタッフが生活習慣の見直しをサポート（特定保健指導）します。

健診種類	健診が受けられる方	健診の費用(上限)
特定健康診査	40歳から74歳の被保険者	各保険者によって異なりますので、お問い合わせ下さい。

※全国健康保険協会管掌健康保険の生活習慣病健診は「1 3」をご覧ください。

[申込み・問合せ先]

- ・健康保険：全国健康保険協会宮城支部又は各健康保険組合
- ・船員保険：全国健康保険協会船員保険部
- ・共済組合：各共済組合
- ・国民健康保険・後期高齢者医療制度：
市区町村国民健康保険担当課、後期高齢者医療担当課、国民健康保険組合、
宮城県後期高齢者医療広域連合

13 全国健康保険協会管掌健康保険生活習慣病予防健診を受けるには

全国健康保険協会管掌健康保険では、被保険者の方の健康の保持増進及び生活習慣病の発症や重症化の予防を図るため、全国健康保険協会が委託契約を締結している医療機関で下記の健診を実施しています。

健診費用の一部を協会が負担しますので、本人はこれを差し引いた金額で受診できます。また、健診結果によりメタボリックシンドロームのリスクのある方には、保健師・管理栄養士による特定保健指導を無料で受けることができます。

なお、40歳以上の被扶養者の方へは特定健康診査を受診するための「特定健康診査受診券（セット券）」を発行しております。

【令和5年度】

健診種類	健診が受けられる方	健診の費用(上限)
一般健診	35～74歳の被保険者の方	個人の負担額 5,282円
子宮頸がん検診 (単独受診)	当該年度において20歳～38歳の偶数年齢に達する女性の被保険者の方	個人の負担額 970円

一般健診に追加して受診する健診（セット受診のみで、単独受診はできません）

付加健診	一般健診を受診する方のうち、当該年度において40歳又は50歳の方	個人の負担額 2,689円
乳がん検診	一般健診を受診する方のうち、当該年度において40歳～74歳の偶数年齢に達する女性の方	50歳以上 個人の負担額 1,013円
		40歳～48歳 個人の負担額 1,574円
子宮頸がん検診	一般健診を受診する方のうち、当該年度において36歳～74歳の偶数年齢に達する女性の方	個人の負担額 970円
肝炎ウイルス検査	・一般健診と同時受診 ※過去にC型肝炎ウイルス検査を受けたことがある方は受診できません。	個人の負担額 582円

※3月末頃に、全国健康保険協会から各事業所宛てに生活習慣病予防健診のご案内と健診対象者一覧が送付されます。健診機関へ直接、予約の上、受診してください。

【問合せ先】

全国健康保険協会宮城支部 保健グループ
〒980-8561 仙台市青葉区国分町三丁目6-1 仙台パークビル8階
TEL 022-714-6850（代表） TEL 022-714-6854（保健グループ直通）
ホームページアドレス <https://www.kyoukaikenpo.or.jp/shibu/miyagi/>

1 4 国民年金・厚生年金保険についての相談先は

国民年金事業及び厚生年金保険事業は、国（厚生労働省）が財政責任・管理運営責任を負いつつ、一連の業務運営は日本年金機構（年金事務所）に委任・委託されています。また、国民年金の業務のうち、加入手続きなどの窓口業務は市区町村の法定受託事務となっています。

1 国民年金の加入・保険料（第1号被保険者）に関する手続き

- (1) 住所地の市区町村の国民年金担当課…加入手続き、保険料免除申請など
- (2) 住所地の年金事務所…保険料の納付など

電話による一般的なお問い合わせは、ねんきん加入者ダイヤル（国民年金加入者向け）をご利用ください。

ねんきん加入者ダイヤル（国民年金加入者向け）：0570-003-004

（050 で始まる電話からおかけいただく場合：03-6630-2525）

2 厚生年金保険の加入・保険料に関する手続き

勤務する事業所を管轄する年金事務所

電話による一般的なお問い合わせは、ねんきん加入者ダイヤル（事業所、厚生年金加入者向け）をご利用ください。

ねんきん加入者ダイヤル（事業所、厚生年金加入者向け）：0570-007-123

（050 で始まる電話からおかけいただく場合：03-6837-2913）

3 国民年金・厚生年金保険の受給に関する手続き

各年金事務所及び街角の年金相談センター仙台

※基礎年金のみの請求手続きなど、市区町村が窓口となる手続きもあります。

※年金事務所及び街角の年金相談センター仙台では、受給に関する年金相談を予約で実施しています。予約は「予約受付専用電話」で承っておりますので、基礎年金番号がわかるものを手元にご用意の上、お電話ください。

予約受付専用電話：0570-05-4890

（050 で始まる電話からおかけいただく場合：03-6631-7521）

電話による一般的なお問い合わせは、ねんきんダイヤルをご利用ください。

ねんきんダイヤル：0570-05-1165

（050 で始まる電話からおかけいただく場合：03-6700-1165）

4 宮城県の年金事務所等

事務所名	所在地	電話番号	FAX 番号
仙台東	仙台市宮城野区宮城野 3-4-1	022-257-6111	022-257-6125
仙台南	仙台市太白区長町南 1-3-1	022-246-5111	022-304-1729
仙台北	仙台市青葉区宮町 4-3-21	022-224-0891	022-728-9129
石 巻	石巻市中里 4-7-31	0225-22-5115	0225-93-8529
古 川	大崎市古川駅南 2-4-2	0229-23-1200	0229-23-2729
大河原	柴田郡大河原町字新南 18-3	0224-51-3111	0224-51-3117
街角の年金相談 センター仙台	仙台市青葉区国分町 3-6-1 仙台パークビル 2F	電話による年金相談は 受付していません。	

5 日本年金機構ホームページ

国民年金・厚生年金保険制度の概要や手続きの案内を掲載しているほか、届出・申請用紙のダウンロードもできます。

15 基礎年金番号とは

1 基礎年金番号の仕組み

基礎年金番号は、公的年金制度間で共通して使用される、生涯変わらない番号です。公的年金のすべての加入期間を管理し、年金に関する照会や手続きの際に必要なになります。

2 被保険者への基礎年金番号の通知

初めて年金制度に加入する場合等に、基礎年金番号が付番され、基礎年金番号通知書が交付されます。

※令和4年4月から、年金手帳は基礎年金番号通知書に変わりました。

〔問い合わせ先〕

- ・各年金事務所

16 国民年金制度の加入対象とは

国民年金はすべての公的年金の基礎となるものです。日本国内にお住まいの 20 歳以上 60 歳未満の方は、国民年金に加入することが法律で義務づけられています。

加入者は職業などによって 3 つの種別に分かれており、それぞれ加入手続きや保険料の納付方法が違います。結婚や就職、転職などで加入する種別が変わったときは、2 週間以内に手続きをとることが必要です。

1 国民年金の被保険者の種別

第 1 号被保険者	農業、自営業、学生など日本国内に住んでいる 20 歳以上 60 歳未満の方
第 2 号被保険者	厚生年金保険など被用者年金制度の加入者本人
第 3 号被保険者	厚生年金保険など被用者年金制度の加入者の被扶養配偶者で、20 歳以上 60 歳未満の方 ※被用者年金制度加入の配偶者が 65 歳に到達するまで。
任意加入被保険者 (加入申出をされた方)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 60 歳未満の老齢年金受給権者。 ・ 20 歳以上 65 歳未満の外国に住んでいる日本人。 ・ 60 歳以上 65 歳未満で、20 歳から 60 歳までの年金保険料の納付月数が 480 月未満の方。(老齢基礎年金の繰上げ支給を受けていない方に限る。) ・ 65 歳以上 70 歳未満で、年金受給資格を満たしていない方が、受給資格を満たすまで。

2 国民年金の被保険者の種別が変わったときの手続き

被保険者関係事項	届書の種類
①資格なし → 第 1 号被保険者 (学生、自営業者が 20 歳到達)	資格取得届
②資格なし → 第 3 号被保険者 (配偶者の被扶養者が 20 歳到達)	資格取得届
③資格なし → 第 2 号被保険者 (20 歳前の就職) 第 1 号被保険者 → 第 2 号被保険者 (就職)	資格取得届
④第 1 号被保険者 → 第 3 号被保険者 (結婚等により配偶者の被扶養者該当)	種別変更届
⑤第 2 号被保険者 → 第 1 号被保険者 (離職)	資格取得届
⑥第 2 号被保険者 → 第 3 号被保険者 (離職により配偶者の被扶養者該当)	資格取得届
⑦第 3 号被保険者 → 第 1 号被保険者	種別変更届

(配偶者離職、被扶養者解除等)	
⑧第3号被保険者→第2号被保険者(就職)	資格取得届

※①、⑤、⑦のケースについては、市区町村役場へ届出が必要となります。②、④、⑥のケースについては、配偶者の勤務する会社に届出を行います。③、⑧のケースについては、勤務する会社が届出を行います。(個人での届出は不要です。)

[問い合わせ先]

- ・各年金事務所

17 国民年金・国民年金・厚生年金保険の保険料と納付方法は

基礎年金の給付に要する費用は、国民年金の保険料・厚生年金保険等被用者年金制度からの拠出金及び国庫負担金でまかなわれます。また、厚生年金保険は、被保険者と事業主が共同で負担する保険料と国庫負担・運用収入で運営されています。

1 国民年金保険料と納付の方法

第1号被保険者の保険料の額は、16,520円(令和5年度価格)です。希望により付加保険料(月400円)の納付を申し込むこともできます。(国民年金基金の加入員は申出できません。)

国民年金保険料は、日本年金機構から送付される納付書により金融機関や指定のコンビニエンスストア等で納付します。また、銀行や郵便局での口座振替による納付やクレジットカードによる納付も可能です。

毎月の保険料は、翌月末が納付期限となっております。なお、保険料が引きされる前納制度があります。

口座振替による納付のお申し込みは最寄りの年金事務所又は金融機関窓口、クレジットカードによる納付のお申し込みは最寄りの年金事務所となります。

2 国民年金保険料の免除制度

国民年金の保険料の納付が免除される制度があります。免除制度には、「法定免除」と「申請免除」があり、50歳未満の方については、「納付猶予制度」があります。また、学生については「学生納付特例制度」があります。

なお、手続きはお住まいの市区町村役場又は年金事務所となります。

(1) 法定免除

- ・ 障害基礎年金又は、障害厚生年金、障害共済年金の1級か2級を受給しているとき。
- ・ 生活保護法による生活扶助等を受けているとき。
- ・ 厚生労働省令で定める施設に入所しているとき。

(2) 申請免除全額

免除、一部免除があり、本人・配偶者・世帯主の前年所得による承認基準があります。失業した場合や災害により被害を受けた場合は、特例として認定される場合があります。

なお、全額免除が承認された期間についても、保険料の全額を納付した場合の年金額の1/2が支給されます。

※一部免除が承認された場合、納付すべき一部の保険料を納付されない場合は、その期間の一部免除は無効(未納と同じ)となります。

(3) 納付猶予

50歳未満の人が対象で、本人・配偶者の前年所得による承認基準があります。納付猶予を承認された期間は、老齢基礎年金の年金額には反映されませんが、万一の障害年金や遺族年金の受給資格に必要な期間に算入されます。

(4) 学生納付特例

学校教育法に規定する大学(大学院含む)、短大、専門学校、専修学校、各種学校(1年以上の課程)、高等学校、夜間部、通信制、定時制、予備校などに在学する学生で、ご本人の前年所得による承認基準があります。学生納付特例を承認された期間は、老齢基礎年金の年金額には反映されませんが、万一の障害年金や遺族年金の受給資格に必要な期間に算入されます。

※1 「法定免除」、「申請免除」、「納付猶予」及び「学生納付特例」の承認を受けた期間は、10年以内であれば、古い期間から順に、納付(追納)が可能です。追納した

期間は、老齢基礎年金の年金額に反映されます。また、追納する場合、免除の承認を受けた年度の翌年度から起算して、3年度目以降は、当時の保険料に一定の金額が加算されます。

なお、追納のお申し込みは最寄りの年金事務所となります。

※2 平成26年4月から「法定免除」に該当している方であっても、納付申出をすることにより、通常どおり保険料を納付することができるようになりました。申込みは、お住まいの市区町村役場又は年金事務所となります。

3 厚生年金保険の資格取得と保険料

厚生年金保険の適用事業所に使用されるようになった日に資格を取得します。厚生年金保険料は、標準報酬月額（給与等の月額）及び標準賞与額（賞与等の額）をもとに計算され、事業主が被保険者負担分と事業主負担分を一括して毎月納付します。

〔問い合わせ先〕

・各年金事務所

18 年金の受給開始年齢と年金額は

国民年金の給付	厚生年金保険の給付
老齢基礎年金	老齢厚生年金
10年以上の受給資格期間を満たした人が65歳に達したときに受けられます。	厚生年金保険の被保険者だった人が、65歳に達したときに、老齢基礎年金に上乘せする形で受けられます。
<ul style="list-style-type: none"> ・受給資格期間には、国民年金の保険料納付済期間・保険料免除期間のほか、厚生年金保険の被保険者期間、合算対象期間などを含みます。 ・付加保険料納付済期間がある場合は付加年金が加算されます。 	特別支給の老齢厚生年金
	老齢基礎年金の受給資格期間を満たし、厚生年金保険の被保険者期間が1年以上ある人が、60歳から65歳になるまでの間受けられます。 (※)

※ 生年月日により受給開始年齢が異なります。

1 老齢基礎年金の受給額（令和5年度）

20歳から60歳に達するまでの40年間の加入期間について、すべて保険料を納付した場合に、65歳から満額の老齢基礎年金（年額795,000円。昭和31年4月1日以前生まれの方は、年額792,600円。）を受け取ることができます。

なお、未納の期間がある場合は減額されます。平成21年3月までの保険料免除期間については全額免除期間は3分の1、4分の3免除期間（4分の1分を納付した場合）は2分の1、半額免除期間（半額分を納付した場合）は3分の2、4分の1免除期間（4分の3分を納付した場合）は6分の5の納付済期間としてそれぞれ計算します。

また、国庫負担割合が2分の1に引き上げられた平成21年4月以降の保険料免除期間については、全額免除期間は2分の1、4分の3免除期間（4分の1分を納付した場合）は8分の5、半額免除期間（半額分を納付した場合）は4分の3、4分の1免除期間（4分の3分を納付した場合）は8分の7の納付済期間としてそれぞれ計算します。

2 特別支給の老齢厚生年金の受給額（令和5年度）

生年月日に応じて60歳から65歳になるまでの間、報酬比例部分と定額部分に加給年金額（加算には加入期間等の条件あり）を合計した金額が受けられます。（加入期間等の条件があります）

◎報酬比例部分＝平均標準報酬月額×（1,000分の7.125～9.5）（※1）×平成15年3月までの被保険者期間の月数＋平均標準報酬額×（1,000分の5.481～7.308）

(※1) × 平成 15 年 4 月以降の被保険者期間の月数

なお、従前額保障（平成 12 年改正法）による算出も行い、高い方の金額を支給します。

◎定額部分＝1,657 円（昭和 31 年 4 月 1 日以前生まれの方は 1,652 円）×1.000(※1)
×被保険者期間の月数（※2）

◎加給年金額（※3）＝配偶者 228,700 円
〔昭和 9 年 4 月 2 日以後に生まれた受給権者の場合は、さらに特別加算があります。〕

1 人目・2 人目の子 各 228,700 円

3 人目以降の子 各 76,200 円

(※1) 生年月日により乗率が変わります。

(※2) 生年月日に応じて上限があります。

(※3) 配偶者・子には年齢制限があります。

3 老齢厚生年金の受給額（令和 5 年度）

65 歳から受けられます。報酬比例部分に加給年金額（加入期間等の条件あり）を加算した額ですが、当分の間、経過的加算額が加算になります。

◎報酬比例部分＝特別支給の老齢厚生年金の報酬比例部分と同じ計算です。

◎経過的加算額＝特別支給の老齢厚生年金の定額部分に相当する額と厚生年金保険の加入期間について支給される老齢基礎年金の差額

◎加給年金額（※1）＝配偶者 228,700 円
〔昭和 9 年 4 月 2 日以後に生まれた受給権者の場合は、さらに特別加算があります。〕

1 人目・2 人目の子 各 228,700 円

3 人目以降の子 各 76,200 円

(※1) 配偶者・子には年齢制限があります。

4 老齢基礎年金・老齢厚生年金の繰上げ受給と繰下げ受給

老齢基礎年金・老齢厚生年金は、原則として 65 歳から受けることができますが、希望すれば 60 歳から 65 歳になるまでの間に繰上げて受け取ることができます。しかし、繰上げ請求をした時点に応じて年金が減額され、その減額率は一生変わりません。また、逆に、66 歳以降に、繰下げ受給を希望すれば年金が増額されます。

○昭和 37 年 4 月 2 日以降に生まれた方の繰上げ支給率・昭和 29 年 4 月 2 日以降に生まれた方の繰下げ支給率

(単位%)

	月年齢	0 ヶ月	1 ヶ月	2 ヶ月	3 ヶ月	4 ヶ月	5 ヶ月	6 ヶ月	7 ヶ月	8 ヶ月	9 ヶ月	10 ヶ月	11 ヶ月
繰 上 げ 支 給	60 歳	76.0	76.4	76.8	77.2	77.6	78.0	78.4	78.8	79.2	79.6	80.0	80.4
	61 歳	80.8	81.2	81.6	82.0	82.4	82.8	83.2	83.6	84.0	84.4	84.8	85.2
	62 歳	85.6	86.0	86.4	86.8	87.2	87.6	88.0	88.4	88.8	89.2	89.6	90.0
	63 歳	90.4	90.8	91.2	91.6	92.0	92.4	92.8	93.2	93.6	94.0	94.4	94.8
	64 歳	95.2	95.6	96.0	96.4	96.8	97.2	97.6	98.0	98.4	98.8	99.2	99.6
	65 歳	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
繰 下 げ 支 給	66 歳	108.4	109.1	109.8	110.5	111.2	111.9	112.6	113.3	114.0	114.7	115.4	116.1
	67 歳	116.8	117.5	118.2	118.9	119.6	120.3	121.0	121.7	122.4	123.1	123.8	124.5
	68 歳	125.2	125.9	126.6	127.3	128.0	128.7	129.4	130.1	130.8	131.5	132.2	132.9
	69 歳	133.6	134.3	135.0	135.7	136.4	137.1	137.8	138.5	139.2	139.9	140.6	141.3
	70 歳	142.0	142.7	143.4	144.1	144.8	145.5	146.2	146.9	147.6	148.3	149.0	149.7
	71 歳	150.4	151.1	151.8	152.5	153.2	153.9	154.6	155.3	156.0	156.7	157.4	158.1
	72 歳	158.8	159.5	160.2	160.9	161.6	162.3	163.0	163.7	164.4	165.1	165.8	166.5
	73 歳	67.2	167.9	168.6	169.3	170.0	170.7	171.4	172.1	172.8	173.5	174.2	174.9
	74 歳	175.6	176.3	177.0	177.3	178.4	179.1	179.8	180.5	181.2	181.9	182.6	183.3
		75 歳	184.0										

※繰上げ・繰下げ支給を希望するときは月単位で支給率が異なります。

※昭和 37 年 4 月 1 日以前に生まれた方の繰上げ支給率は上記表と異なります。また、昭和 29 年 4 月 1 日以前に生まれた方の繰下げの上限年齢は 70 歳までとなります。

※繰上げ・繰下げ支給を請求する場合は、それぞれ注意事項がありますので、詳しくは各年金事務所にお問い合わせください。

〔問い合わせ先〕

・各年金事務所

19 病気やけがで一定の障害になったときに受けられる給付とは

国民年金の給付	厚生年金保険の給付
障害基礎年金	障害厚生年金
<p>国民年金加入期間中、20歳前又は日本国内に住んでいる60歳以上65歳未満の方で年金制度に加入していない期間中に、障害の原因となった病気やけがの初診日がある場合で、障害の状態が障害認定日に障害等級表に定める1級又は2級に該当するときに受けられます。</p> <p>※一定の保険料納付要件を満たしていることが必要です。</p>	<p>厚生年金被保険者期間中に障害の原因となった病気やけがの初診日がある傷病で障害の状態が障害認定日に障害等級表に定める1級から3級のいずれかに該当するときに受けられます。独自に障害手当金（一時金）が受けられる場合があります。</p> <p>※一定の保険料納付要件を満たしていることが必要です。</p>
上記以外の給付	
<p>特別障害給付金</p> <p>平成3年3月以前に国民年金任意加入対象であった学生又は昭和61年3月以前に国民年金任意加入対象者であった被用者（厚生年金保険、共済組合等の加入者）の配偶者で、当時任意加入していなかった期間内に初診日があり、請求時に障害基礎年金の1級、2級相当の障害に該当する人が受けられます。ただし、65歳に達する日の前日（65歳の誕生日の2日前）までに、障害の状態に該当された人に限ります。</p> <p>なお、障害基礎年金や障害厚生年金、障害共済年金などを受給することができる人は対象になりません。本人が他の年金を受給されている場合は、支給が調整（又は停止）されることもあります。</p>	

1 障害基礎年金の受給額（令和5年度）

1級の障害の場合は年額993,750円（昭和31年4月1日以前生まれの方は990,750円）。2級の障害の場合は年額795,000円（昭和31年4月1日以前生まれの方は792,600円）。子の加算額は、子2人目までは各228,700円、3人目以後各76,200円です。

2 事後重症による障害基礎年金

障害認定日（初診日から1年6ヶ月を経過した日）にその障害の程度が、1級又は2級に該当しなかった人が、その後、病状が重くなり、障害基礎年金に該当するようになった場合は、65歳に達する日の前日（65歳の誕生日の2日前）までに請求すれば障害基礎年金が受けられます。

3 障害厚生年金の受給額（令和5年度）

障害の程度に応じた等級により、次のように支給されます。

1 級の障害厚生年金＝報酬比例の年金額（※1）×1.25＋配偶者加給年金額（※2）

2 級の障害厚生年金＝報酬比例の年金額（※1）＋配偶者加給年金額（※2）

3 級の障害厚生年金＝報酬比例の年金額（※1）（最低保証額 596,300 円（昭和 31 年 4 月 1 日以前生まれの方は 594,500 円））

（※1）（平均標準報酬月額×1000 分の 7.125×平成 15 年 3 月までの被保険者期間の月額＋平均標準報酬額×1000 分の 5.481×平成 15 年 4 月以降の被保険者期間の月数）

なお、従前保障額（平成 12 年改正法）による算出も行い、高い方の金額を支給します。

（※2）配偶者が 65 歳になるまで加算され、年額 228,700 円。

4 特別障害給付金の支給額（令和 5 年度）

障害基礎年金 1 級相当に該当する場合は、月額 53,650 円。2 級相当に該当する場合は月額 42,920 円支給されます。

〔問い合わせ先〕

・各年金事務所

20 被保険者等が死亡したときに受けられる給付とは

国民年金の給付	厚生年金保険の給付
<p style="text-align: center;">遺族基礎年金</p> <p>次のいずれかに該当する場合、18歳に達する年度の年度末までの子（障害等級1級又は2級の障害の状態にある場合は20歳未満の子）のある配偶者又は18歳に達する年度の年度末までの子（障害等級1級又は2級の障害の状態にある場合は20歳未満の子）が受け取ることができます。</p> <p>①国民年金の被保険者である間に死亡したとき。 ②国民年金の被保険者であった60歳以上65歳未満の方で、日本国内に住所を有していた方が死亡したとき。 ③老齢基礎年金の受給権者であった方（保険料納付済期間、保険料免除期間及び合算対象期間を合算した期間が25年以上ある方に限る）が死亡したとき。 ④保険料納付済期間、保険料免除期間及び合算対象期間を合算した期間が25年以上ある方が死亡したとき。</p> <p>上記のほかに、国民年金の独自給付として、寡婦年金、死亡一時金があります。</p>	<p style="text-align: center;">遺族厚生年金</p> <p>厚生年金保険の被保険者又は被保険者であった方が、次のいずれかに該当する場合に、その遺族が受け取ることができます。</p> <p>①厚生年金の被保険者である間に死亡したとき。 ②厚生年金の被保険者期間に初診日がある病気やけがが原因で、初診日から5年以内に死亡したとき。 ③1級・2級の障害厚生（共済）年金を受け取っている方が、死亡したとき。 ④老齢基礎年金の受給権者であった方（保険料納付済期間、保険料免除期間及び合算対象期間を合算した期間が25年以上ある方に限る）が死亡したとき。 ⑤保険料納付済期間、保険料免除期間及び合算対象期間を合算した期間が25年以上ある方が死亡したとき。</p> <p>なお、夫の死亡時に子のいない30歳未満の妻の場合、遺族厚生年金は5年間の有期給付です。</p>

1 遺族基礎年金の受給額（令和5年度）

（1）子のある配偶者が受け取るとき

年額 795,000 円（※1）＋（子の加算額）（※2）

（2）子が受け取るとき

年額 795,000 円＋（2人目以降の子の加算額）（※2）

※1 昭和31年4月1日以前に生まれた方：年額 792,600 円

※2 1人目及び2人目の子の加算額：各 228,700 円

3人目以降の子の加算額：各 76,200 円

2 遺族厚生年金の受給内容

受け取る遺族によって遺族厚生年金のみを受給する場合があります。

（1）子のある配偶者が受ける場合

- ・遺族厚生年金
- ・遺族基礎年金
- (2) 子が受ける場合
 - ・遺族厚生年金
 - ・遺族基礎年金
- (3) 子のない中高齢の妻が受ける場合
 - ・遺族厚生年金
 - ・中高齢の寡婦加算
(亡くなった夫の厚生年金加入期間が20年以上ある場合)
- (4) その他の人が受ける場合
 - ・遺族厚生年金

※遺族厚生年金の額は、報酬比例の年金額の4分の3に相当する額となっています。

[問い合わせ先]

- ・各年金事務所

VII 戦争犠牲者の援護

1 旧軍人、軍属等及び遺族の方への給付金等とは

1 本人に支給されるもの

種 類	要 件
普通恩給	最短恩給年限（※）以上在職して退職した旧軍人
一時恩給 一時金	3年以上実際に勤務し、最短恩給年限に達しないで退職した旧軍人
傷病恩給	公務のためけがや病気にかかったりしたことにより、第5款症以上の障害のある旧軍人
障害年金	公務のためけがや病気にかかったりしたことにより、第5款症以上の障害のある旧軍属・準軍属
障害一時金	障害年金の受給権のある方で障害の程度が第1款症から第5款症までの方（障害年金に代えて選択できる。）

※表に掲げた要件は目安です。詳しくはお問い合わせください。

※普通恩給は、軍人等の公務員が一定の年数以上勤務して退職したときに支給されますが、この一定の年数のことを「最短恩給年限」といい、兵・下士官は12年、准士官以上は13年です（なお、この年数は、実際に勤務した年数（実在職年）と特殊な勤務に服した場合に割増される年数（加算年）とからなっています）。

2 遺族の方に支給されるもの

種 類	要 件
普 通 扶 助 料	普通恩給の受給権を有する方の遺族
一 時 扶 助 料 遺 族 一 時 金	一時恩給、一時金の受給権を有する方の遺族
公 務 関 係 扶 助 料	公務のためけがや病気にかかったりしたことにより死亡した旧軍人の遺族
増 加 非 公 死 扶 助 料 傷 病 者 遺 族 特 別 年 金	公務以外の事由により死亡した傷病恩給受給者の遺族
遺 族 年 金 遺 族 給 与 金	障害年金の受給権を有する方等の遺族
弔 慰 金	S12.7.7 以後公務のためけがや病気にかかったりしたことにより、S16.12.8 以後に死亡した方の遺族
戦 没 者 等 の 妻 に 対 する 特 別 給 付 金	公務関係扶助料、遺族年金等の年金給付を受ける権利を有する戦没者の妻
戦 没 者 等 の 遺 族 に 対 する 特 別 弔 慰 金	基準日（特別弔慰金の受給権を確認する日）において、戦没者等の死亡に関し公務扶助料、遺族年金等の年金給付の受給権者がいない遺族（請求書提出先は、請求者のお住まいの市区町村） ※第11回特別弔慰金の請求期限は、令和5年3月31日で終了し

	ました。
--	------

※表に掲げた要件は目安です。詳しくはお問い合わせください。

3 戦傷病者の妻に支給されるもの

種 類	要 件
戦傷病者等の妻に対する特別給付金	傷病恩給、障害年金、障害一時金等の給付を受けている第5款症以上の障害のある方の妻

※表に掲げた要件は目安です。詳しくはお問い合わせください。

〔問い合わせ先〕

・ 県社会福祉課（援護恩給班） TEL 022-211-2563

メール syahuke@pref.miyagi.lg.jp

2 戦傷病者手帳を受けるには

1 対象となる方

旧軍人（旧陸海軍部内の文官等を含む）・軍属（雇員、傭人等）・準軍属（被徴用者、戦闘参加者等）であった方で、在職中に公務のためけがをしたり、病気にかかったりしたことにより障害を負い、傷病恩給や障害年金などを受けている方等です。

2 手帳交付申請手続きに必要な請求書類

以下の書類の提出が必要です。ただし、傷病恩給や障害年金などを受けていない方は、加えて必要な書類があるほか、請求後に厚生労働大臣から認定を受ける必要があります。

- （１）住民票の写し又は戸籍謄本か抄本
- （２）恩給証書の写し又は裁定通知書の写し
- （３）恩給診断書
- （４）写真２枚（縦４cm 横３cm 上半身無帽 １年以内に撮影したもの）

3 援護の内容

手帳を交付された方は、障害の程度に応じて次の援護が受けられる場合があります。ただし、その都度請求の手続きが必要です。

- （１）療養の給付（療養費の支給）
- （２）療養手当の支給
- （３）葬祭費の支給
- （４）更生医療の給付
- （５）補装具の支給及び修理
- （６）国立保養所への収容
- （７）JR 無賃乗車の取扱い
- （８）その他各種税・航空運賃・NHK 放送受信料・公営住宅入居・不在者投票・貯金等の面において優遇措置があります。

〔問い合わせ先〕

- ・ 県社会福祉課（援護恩給班） TEL 022-211-2563
メール syahuke@pref.miyagi.lg.jp

3 中国残留孤児・婦人の帰国者の方に対する支援は

中国残留邦人等は長期に中国に残留したことにより、日本語が不自由な状況にあり、生活習慣も異なることから、地域に定着しても地域からの孤立や貯蓄もできず老後に不安を抱えている等の現状に対して、老後の生活の安定、地域での生き生きとした暮らしを実現するための次の支援策が行われています。

1 老齢基礎年金の満額支給

帰国前の公的年金に加入できなかった期間だけでなく、帰国後の期間についても、特例的に保険料の追納を認めるとともに、追納に必要な額は、全額国が負担することにより、満額の老齢基礎年金を支給できるようにするものです。満額の老齢基礎年金を受給するには、申請が必要です。申請の受付期間は要件に当てはまってから5年間です。

(1) 対象者

本邦に永住帰国した中国残留邦人（樺太残留邦人を含む。）で次のいずれの要件も満たす者（以下「特定中国残留邦人等」という。）

イ 明治44年4月2日以後に生まれた者

ロ 昭和21年12月31日以前に生まれた者（昭和22年1月1日以後に生まれ、昭和21年12月31日以前に生まれた中国残留邦人等に準ずる事情にある者として厚生労働省令で定める者を含む。ただし、60歳以上の者に限る。）

ハ 永住帰国した日から引き続き1年以上本邦に住所を有している者

ニ 昭和36年4月1日以後に初めて永住帰国した者

(2) 実施機関

厚生労働省社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室

TEL 03-3595-2456

2 老齢基礎年金を補完する生活支援給付

老齢基礎年金の満額支給に加えて、その者の属する世帯の収入が一定の基準を満たさない場合には、老齢基礎年金制度による対応を補完する生活支援給付（以下「支援給付金」という。）を行います。

(1) 対象者

イ 上記1の特定中国残留邦人等とその配偶者で、世帯の収入が一定の基準に満たない者

ロ 支援給付を受けている特定中国残留邦人等が死亡した場合の配偶者

ハ 支援給付に係る改正法の施行（平成20年4月1日）前に、60歳以上で死亡した特定中国残留邦人等の配偶者で、法施行の際現に生活保護を受けている者

(2) 実施機関

市：各市区福祉事務所

町村：宮城県保健福祉部社会福祉課（生活自立・支援班）

TEL 022-211-2517

(3) 内容

国が定めた基準により計算された支援給付金の額よりも特定中国残留邦人等の収入額が下回る場合に、その不足分が金銭又は現物により給付されます。支援給付金の基準や種類は、生活保護と同じですが、生活保護と比べて中国残留邦人等の方々が利用しやすいものとなっております。

3 配偶者支援金の支給

中国残留邦人等と長年にわたり労苦をともにしてきた配偶者の置かれている事情に鑑み、永住帰国する前からの配偶者に対し、中国残留邦人等の死亡後に支援給付に加えて配偶者支援金が支給されます。（施行日：平成26年10月1日）

(1) 対象者

特定配偶者（特定中国残留邦人等が永住帰国する前から継続して配偶者である者）

(2) 実施機関

市：各市区福祉事務所

町村：宮城県保健福祉部社会福祉課（生活自立・支援班）

TEL 022-211-2517

(3) 内容

特定中国残留邦人等が亡くなった場合、支援給付を受ける権利を有する特定配偶者に対して、配偶者支援金（特定老齢基礎年金（満額）の2/3相当額）が支給されます。

4 地域社会における生活支援等

地域における多様なネットワークを活用し、中国残留邦人等が地域の日本語教室や交流事業等に気軽に参加できる仕組みをつくとともに、中国残留邦人等が地域の一員として暮らしていけるよう、地域における受け入れ活動の強化を図るものです。

(1) 対象者

中国残留孤児・婦人等の帰国者の方及び同伴帰国した家族

(2) 実施機関

県及び市町村

(3) 主な事業内容

イ 身近な地域での日本語教育を支援する事業

東北中国帰国者支援・交流センター等を活用した日本語学習支援

ロ 自立支援通訳、自立指導員等の派遣を支援する事業

自立指導員の派遣

※生活相談、福祉事務所等窓口仲介、日本語教室等手続介助及び職業訓練相談等の業務を行います。

自立支援通訳の派遣

※日本語に不自由な中国残留邦人等が医療機関を受診する場合などに、通訳を派遣します。

なお、自立支援通訳の派遣対象にならない呼び寄せ家族（2・3世に限る）の方に対しては、宮城県が独自に実施する「生活支援通訳」を派遣します。

ハ 地域生活支援プログラムの実施

中国帰国者等の個々の実状とニーズを踏まえつつ、県、市町村及び各支援者（又は自立指導員）等が連携して、支援対象者（帰国者等）ごとに「地域生活支援プログラム」を策定し、日本語学習等の支援や生活支援等を行うことにより、社会的・経済的自立の助長を図ることを目的とします。

<主な支援メニュー>

・日本語等各種の学習及び交流事業等支援

※日本語等各種学習、交流事業等への参加を希望する者に対する日本語学習等各種講座、交流事業及び生活相談等の紹介とあっせん、日本語学習等参加交通費及び教材費の支給を行います。

・訪中支援（原則中国帰国者等のうち一世）

※親族訪問等のため一定期間中国等に渡航する場合

…渡航期間中の生活支援給付を継続して支給します。

…渡航費用は収入として認定しない取り扱いとします。

・自学自習者に対する適切な教材等の紹介

※自学自習のための適切な情報の提供を希望する者に対し、個々の自学自習に適した教材の相談や適時のアドバイスをを行い、学習に必要な教材費の支給を行います。

・就労に役立つ日本語等の資格取得支援

※就労に役立つ日本語等の資格取得を希望する者に対し、個々人の希望に添った各種学校法人等を紹介し、学費等及び資格取得のための受験料を支給します。

など

〔問い合わせ先〕

・仙台市を除いた県内にお住まいの方

東北中国帰国者支援・交流センター TEL 022-223-1152

・仙台市にお住まいの方

仙台市健康福祉局社会課 TEL 022-214-8158

VIII 保健医療一般

1 医療機関等に関する相談は

医療機関等に関する相談は、県医療政策課、各保健所等で受け付けています。

なお、医療機関との間で医療行為に関する紛争が生じた場合は、当事者間の話し合いにより解決することになりますが、話し合いがつかない場合は訴訟等によって処理されることとなります。この場合は弁護士等に御相談ください。

また、当該医療機関の所在地を管轄する簡易裁判所に調停を申し立てることにより、訴訟のような複雑な形式を踏まずに裁判官の立会いのもとに、審議を進めてもらうこともできます。

1 相談窓口

(1) 医療に関すること。

「医療なんでも相談」 TEL 022-211-3456（県医療政策課）

また、各保健所（仙台市を除く。）でも相談窓口を設置しています。

※仙台市にお住まいの方

「医療相談窓口」 TEL 022-214-0018（仙台市保健所健康安全課）

(2) 診療所、助産所に関すること（医療行為に関することを除く。）。

各保健所

(3) 医療保険制度に関すること。

東北厚生局指導監査課 TEL 022-206-5217

(4) 医薬品・医療用具に関すること。

県薬務課 TEL 022-211-2652

(5) 仙台市を除く地域の精神科病院に係る入退院・処遇に関すること。

県精神保健福祉センター TEL 0229-23-0302

※仙台市の精神科病院に係る入退院・処遇に関すること。

仙台市精神保健福祉総合センター（はあとぽーと仙台）TEL 022-265-2191

2 訴訟、調停等の窓口

(1) 仙台地方裁判所 TEL 022-222-6111

〒 980-0812 仙台市青葉区片平 1-6-1

(2) 仙台弁護士会 TEL 022-223-1001

〒 980-0811 仙台市青葉区一番町 2-9-18

仙台弁護士会紛争解決支援センター TEL 022-223-1005

(3) 各簡易裁判所

2 休日・夜間の医療相談は

休日や夜間の急な病気やけがで、救急車を呼んだほうがよいのか迷うときや、応急処置の方法が知りたいときの相談ダイヤルを開設しています。看護師などが応急方法について助言するほか、受診の必要性、受診可能な医療機関を案内します。

この電話は、あくまで相談と助言を目的とするものです。緊急、重症と考えられる場合は迷わず 119 番に電話してください。

○宮城県こども夜間安心コール

- 1 相談対象者
おおむね 15 歳未満の子どもの保護者等
- 2 相談日時
毎日：午後 7 時から翌朝午前 8 時まで
- 3 電話番号
(1) プッシュ回線用：#8000
(2) プッシュ回線以外用：022-212-9390

○おとな救急電話相談

- 1 相談対象者
おおむね 15 歳以上
- 2 相談日時
平日：午後 7 時から翌朝午前 8 時まで
土曜：午後 2 時から翌朝午前 8 時まで
日・祝日：午前 8 時から翌朝午前 8 時まで（24 時間）
- 3 電話番号
(1) プッシュ回線用：#7119
(2) プッシュ回線以外用：022-706-7119

〔問い合わせ先〕

・県医療政策課（地域医療第一班） TEL 022-211-2622



3 休日・夜間に急病になったり、ケガをしたときは

病院や診療所が休みの土・日曜日や祝日あるいは夜間の急病やケガに備え、医療機関等の協力により、救急医療の体制を整えています。

1 休日当番医

地域の診療所などが休みの日や夜間に当番制で治療を行います。
新聞や市町村の広報紙、県のホームページ等で、当番医をお知らせしています。
県ホームページ
URL <https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/iryuu/kyuukyuu2.html>

2 休日・夜間急患センター

県内9か所に設置され、休日や夜間に治療を行います。

仙台市北部急患診療所	022-301-6611	青葉区	土日祝昼間、毎夜間
仙台市急患センター	022-266-6561	若林区	土日祝昼間、毎夜間
仙台市夜間休日こども急病診療所	022-247-7035	太白区	土日祝昼間、毎夜間
石巻市夜間急患センター	0225-94-5111	石巻市	土日祝昼間、毎夜間
塩釜地区休日急患診療センター	022-366-0630	塩竈市	日祝昼間、土夜間
名取市休日夜間急患センター	022-384-0001	名取市	土日祝昼夜間
岩沼・亶理地区平日夜間初期救急外来	070-6635-9454	岩沼市	平日夜間
大崎市夜間急患センター	0229-23-9919	大崎市	平日夜間、土昼夜間
仙南夜間初期急患センター	0224-51-9986	大河原町	平日夜間

※詳しい診療科目や受付時間は、各休日・夜間急患センターに直接お問い合わせください。

3 救急告示医療機関

救急隊等により搬送される救急患者への対応等、救急業務について協力を申し出た医療機関を、救急告示医療機関として認定しています。

4 病院群輪番制

入院治療が必要な重い病気や大ケガに対応するため、各地域において、医療機関が当番制で治療に当たっています。

5 救命救急センター

命にかかわる病気やケガについては、県内5か所の救命救急センターと1か所の高度救命救急センターが対応しています。

〔問い合わせ先〕

・県医療政策課（地域医療第一班） TEL 022-211-2622

4 県立病院とは

県立病院は、高度・特殊・専門医療を担うため、主に県内の医療機関と連携を図りながら県民の医療の確保と医療水準の向上に努めています。

なお、「こども病院」は平成18年4月から、「精神医療センター」・「がんセンター」は、平成23年4月から、地方独立行政法人により運営されています。

1 地方独立行政法人宮城県立こども病院 宮城県立こども病院

(医療型障害児入所施設 宮城県立拓桃園 併設)

本県における小児医療の中核病院として、高度で専門的な医療・療育を提供します。なお、原則として、他の医療機関等から紹介された患者さんを対象としています。

- (1) 診療科 新生児科、総合診療科、消化器科、アレルギー科、リウマチ・感染症科、腎臓内科、血液腫瘍科、循環器科、神経科、内分泌科、外科、心臓血管外科、脳神経外科、整形外科、形成外科、泌尿器科、産科、眼科、耳鼻いんこう科、歯科口腔外科・矯正歯科、児童精神科、リハビリテーション科、発達診療科、放射線科、麻酔科、集中治療科、臨床病理科
- (2) 診療時間 午前9時から午後4時30分まで
- (3) 休診日 毎週土・日曜日、祝日及び年末年始
- (4) 所在地 仙台市青葉区落合4丁目3-17 TEL022-391-5111

2 地方独立行政法人宮城県立病院機構 宮城県立精神医療センター

本県における精神分野の基幹病院として、専門的治療を行っているほか、リハビリテーションセンター及び訪問看護ステーションを設置するなど精神疾患患者の社会復帰を目指した医療活動を行っています。

- (1) 診療科 精神科、児童精神科、歯科(入院患者のみ)
- (2) 診療受付時間 新患 予約制
再来 午前8時30分から午前11時30分まで
午後1時から午後3時30分まで
- (3) 休診日 毎週土・日曜日、祝日及び年末年始
- (4) 急患対応 精神科救急医療システムの基幹病院として、精神科急患の対応をしています。
- (5) 所在地 名取市手倉田字山無番地 TEL 022-384-2236
メール mpc-info@miyagi-pho.jp

3 地方独立行政法人宮城県立病院機構 宮城県立がんセンター

本県におけるがん制圧拠点病院としてがんに対応し、専門的かつ高度な診療機能を確保するとともに、研究所を併設し臨床応用の研究を行っています。また、緩和ケア病棟があります。

- (1) 診療科 血液内科、腫瘍内科、消化器内科、消化器外科、呼吸器内科、呼吸器外科、乳腺外科、糖尿病・代謝内科、頭頸部外科、頭頸部

内科、整形外科、形成外科、脳神経外科、眼科、泌尿器科、婦人科、麻酔科、放射線診断科、放射線治療科、緩和ケア内科、病理診断科、臨床検査科、歯科、皮膚科、精神腫瘍科、腫瘍循環器科

(2) 診療受付時間 午前 8 時 30 分から午前 11 時まで

(3) 休 診 日 毎週土・日曜日、祝日及び年末年始

(4) 所 在 地 名取市愛島塩手字野田山 47-1 TEL 022-384-3151

メール mcc-info@miyagi-pho.jp

〔問い合わせ先〕

・ 県医療政策課（病院事業班）TEL 022-211-2613

5 宮城県ドクターバンク事業とは

県では、医師の不足と地域・診療科による偏在が地域医療の緊急課題となっており、特に、地域医療の中心である自治体病院の医師不足が顕著であることから、全国から医師を募集し県内自治体病院に配置する「宮城県ドクターバンク事業」に積極的に取り組んでいます。

〔宮城県ドクターバンク事業の概要〕（令和5年4月1日現在）

募集対象職種	医師
募集人員	各年度5人
採用予定月日	ご相談に応じます。
勤務	<ol style="list-style-type: none"> 宮城県内の自治体病院（診療所含む）で診療業務に従事します。 勤務期間は、3年間で1単位期間とし、原則として2単位期間の勤務を基本とします（期間の更新も可能です）。 1単位期間中1年間の研修期間が設定できます（「研修」の欄参照）。
研修	<ol style="list-style-type: none"> 1単位期間のうち、連続する2年間を自治体病院に勤務していただき、1年間を研修期間とすることができます。 大学院への社会人入学や定期的な研修について配慮します。 経歴等を勘案し、自治体病院勤務前に短期の臨床研修を行う場合があります。
身分	<ol style="list-style-type: none"> 県職員として採用します。 自治体病院勤務期間中は、勤務する自治体職員の身分を併せ持ちます。
給与	<ol style="list-style-type: none"> 自治体病院勤務期間中は、県の規程に準じた本俸及び勤務実績に応じた諸手当が各自治体から支給されます。 研修期間中は、県の規程により県から給与を支給します。

◎宮城県ドクターバンク事業が応援します！

- 長期の有給研修期間を保証します。
3年勤務のうち1年。研修先は東北大学病院、仙台医療センター、県立がんセンターなど希望に応じて選択可能です。
- 県職員として採用します。
病院勤務時の給与は県の規程に準じた本俸と勤務実績に応じた諸手当が各自治体から支給されます。
- 大学院への社会人入学等に配慮します。
東北大学と宮城県は密接な連携を図っています。
- 皆さんのキャリアパス形成を支援します。
専門医資格取得等にも配慮します。

〔問い合わせ先〕

- ・ 県医療人材対策室 医師定着推進班
TEL 022-211-2692
メール iryozint@pref.miyagi.lg.jp
URL <http://www.pref.miyagi.jp/site/doctor/>

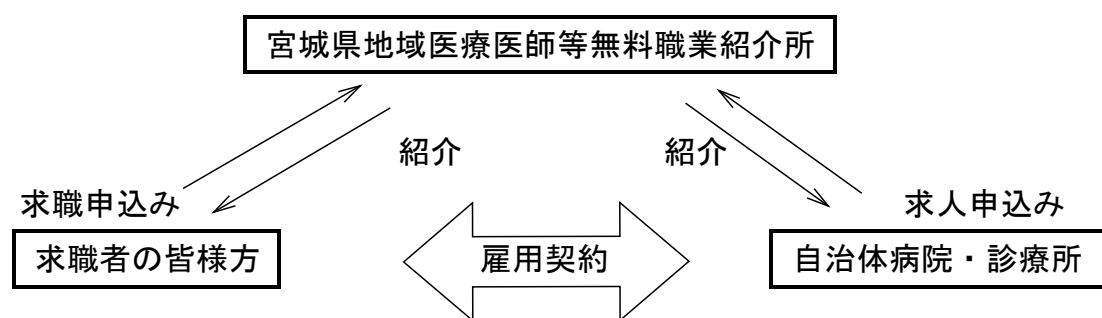
6 地域医療医師等登録紹介事業（みやぎメディカルキューピット事業）とは

県では、医療従事者不足と地域間の偏在解消等に向け、地域医療の中心である県内自治体病院・診療所の医師、看護師、助産師、薬剤師の確保を図るため、「宮城県地域医療医師等無料職業紹介所」を設置し、県内自治体病院・診療所の求人情報を登録するとともに、勤務を検討する方の希望条件等の情報を登録し、無料で、病院紹介から勤務に至るまでの斡旋等を行っています。

現在病院に勤務している方のほか、定年後や育児等で医療現場を一旦離れた方など、常勤のほか非常勤を希望する方も対象となります。

〔地域医療医師登録紹介事業の概要〕（令和5年4月1日現在）

- 1 対象職種
医師、看護師、助産師、薬剤師
- 2 無料職業紹介所の設置
保健福祉部内に「宮城県地域医療医師等無料職業紹介所」を設置
- 3 自治体病院・診療所の登録
自治体病院・診療所は、勤務形態（常勤、非常勤）や、処遇（給与、住居等）等の情報を求人票に記入し登録
- 4 求職者の登録
自治体病院・診療所勤務を検討する求職者は、勤務形態、地域（場所）、処遇等の希望条件を求職票に記入し登録
- 5 自治体病院・診療所の紹介
県は、求職者の希望条件に適合する自治体病院・診療所の紹介のほか、勤務に至る手続きまで斡旋・助言
- 6 勤務
調整の結果雇用関係が成立した場合は、自治体病院・診療所で勤務を開始



〔問い合わせ先〕

- | | | | |
|-----------|----------|---------|------------------|
| ・ 医師 | 県医療人材対策室 | 医師定着推進班 | TEL 022-211-2692 |
| ・ 看護師・助産師 | 〃 | 看護班 | TEL 022-211-2615 |
| ・ 薬剤師 | 県薬務課 | 薬事温泉班 | TEL 022-211-2652 |

URL <https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/iryoujinzai/medical-cupid.html>

7 自治医科大学に入学するには

1 自治医科大学医学部の概要について

自治医科大学とは、将来地域医療さらに医学一般の種々の領域に進むために必要な基本的な知識と技能を習得させるため、全国都道府県の共同出資により設立された大学です。学生は6年間一貫して寮生活を送ります。

自治医科大学には、入学者全員に対して入学金等学生納付金の全額を貸与する修学資金貸与制度があります。

この貸与金は、大学を卒業後引き続いて医師として出身都道府県内の公立病院等に勤務し、その勤務期間が修学資金の貸与を受けた期間の2分の3に相当する期間に達した場合には、償還が免除されます。

2 入学試験について

(1) 入学を志願する資格のある者

高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者及び卒業見込みの者、又はこれと同等以上の学力があると認められる者（学校教育法第90条、同法施行規則第150条参照）。

(2) 入学者選抜の方法

学力試験、小論文、面接試験、出身学校長から提出された必要書類により総合的に判断するとともに、自治医科大学の建学の趣旨を理解し、進んで自治医科大学に学ぶ意志を確認できる者を選抜します。

入学志願者に対して各都道府県単位で第1次試験を行い、第1次試験合格者に対し第2次試験を行います。

イ 第1次試験（例年1月下旬）

学力試験及び面接試験とし、学力試験及第者に対して面接試験を行います。学科試験は、数学、理科（物理／化学／生物から2科目選択）、英語の3教科4科目です。

試験地は、出身高等学校等の所在する都道府県又は志願者あるいは保護者が3年以上前から引き続き居住する都道府県です。

ロ 第2次試験（例年2月上旬）

小論文及び面接試験を行います。

試験地は、自治医科大学（栃木県下野市）です。

〔問い合わせ先〕

- ・自治医科大学学事課 TEL 0285-58-7045
- ・県医療人材対策室 医師定着推進班 TEL 022-211-2692

8 県ナースセンターとは

看護師等として再就業を希望する方などに対して無料で職業紹介を行うとともに、訪問看護師の確保に向け、訪問看護師養成講習会等を行っています。

(ナースセンター業務の概要)

(1) 無料職業紹介所(ナースバンク)の開設

就職先を探している看護職の求職相談と、看護職員の雇用を考えている施設の求職相談に、相談対応者が無料で対応しています。

受付曜日・時間(祝日及び年末年始・お盆休暇期間を除く)

月曜日から金曜日 午前8時30分から午後5時15分まで

(相談受付時間:午前8時30分から午後4時30分まで)

(電話等のほか、宮城県看護協会ホームページからインターネットにより登録ができ、就業情報等の取得が可能です。)

URL https://miyagi-kango.or.jp/nursecenter_nursebank/

(2) 看護師等の届出制度

「看護師等の人材確保の促進等に関する法律」の改正により、平成27年10月1日から、看護師等が離職したときなどには、ナースセンターに届出をすることが努力義務化されました。復職に向けた情報提供や相談等のサービスが受けやすくなります。

※インターネットを経由した届出が原則になります。

看護師等の届出サイト「とどけるん」

URL <https://todokerun.nurse-center.net/todokerun/>

※インターネットが利用できる環境にない方は、書面での届出も可能です。ナースセンターにお問い合わせください。

(3) 講習会等の開催

復職支援研修及び訪問看護師養成講習会を開催しています。

(4) 看護系学校進路相談の開催

毎年5月に実施している「看護の日・看護週間」関連事業のイベントの中で開催しています。

[問い合わせ先]

・県ナースセンター(公益社団法人宮城県看護協会訪問看護総合センター内)

〒980-0871 仙台市青葉区柏木2-3-23 TEL 022-272-8573

9 保健師、助産師、看護師、准看護師になるための修学資金とは

県では、急速な人口の高齢化及び医療の高度化・専門化による保健・医療・福祉サービスの需要の増大、多様化に対応できる人材を確保するため、保健師、助産師、看護師及び准看護師養成施設で修学する者に対して修学資金を貸与しています。

〔看護学生向け修学資金貸付制度の概要〕

(令和5年4月1日現在)

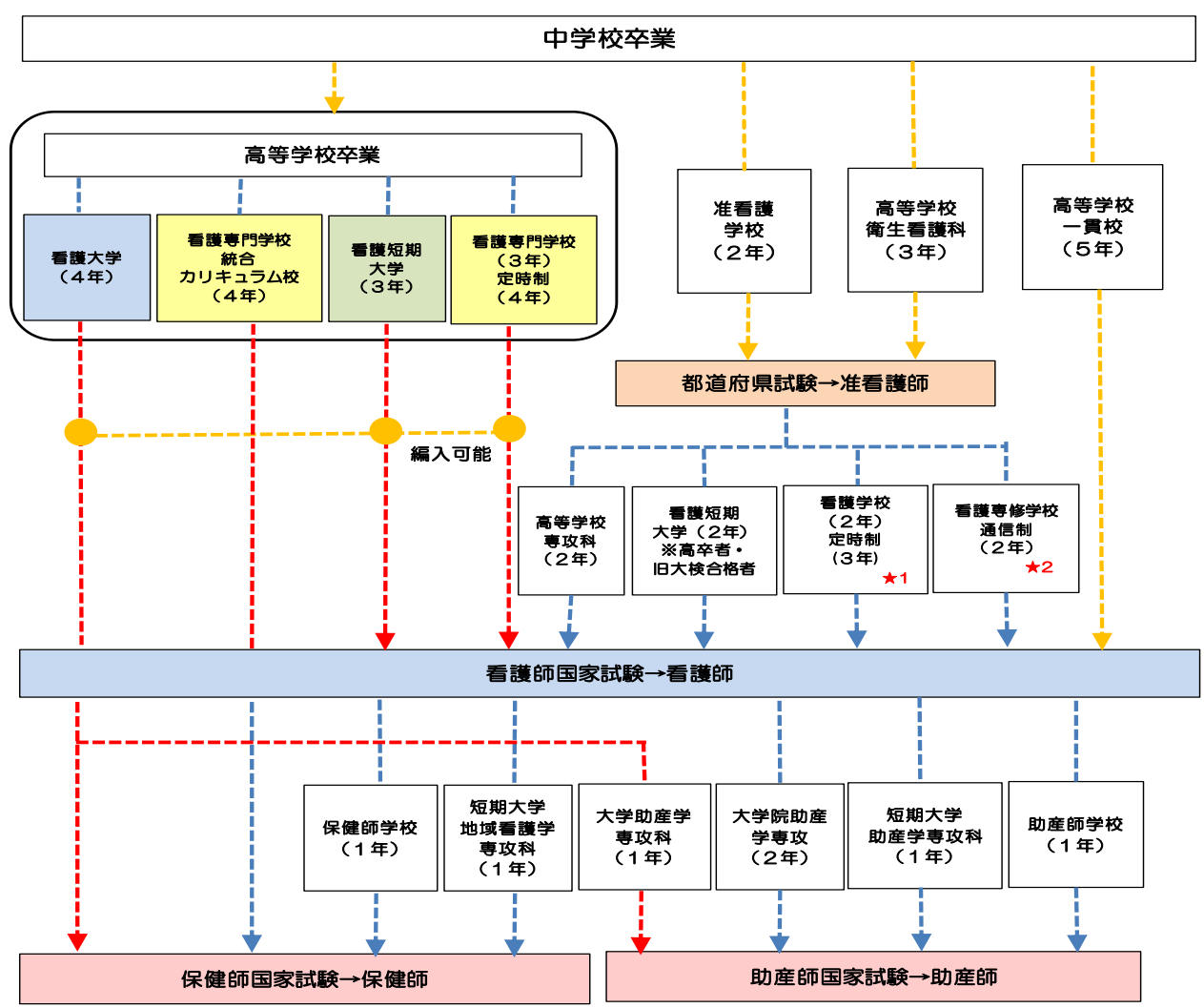
	看護学生修学資金貸付事業	特定地域看護師確保対策修学資金貸付事業
目的	県内の保健師、助産師、看護師及び准看護師の確保	看護師が特に不足している地域において中心的な役割を果たす医療施設の看護師の早急な確保
対象	保健師、助産師、看護師及び准看護師の県内民間立養成所に在学し、県の区域(仙台市の区域を除く。)内の指定された病院等に就業しようとする者 (大学、自治体立養成所及び保健師課程は休止中、通信制課程は対象外)	看護師の県内養成所に在学し、看護師が特に不足している地域の医療施設において就業しようとする者
金額 (月額)	保健師・助産師・看護師 50,000円 准看護師 35,000円	看護師 60,000円
選定方法	上記対象校より推薦を受け、医療人材対策室で選考、貸付対象者を決定する。	
免除対象施設	県の区域(仙台市の区域を除く。)内の指定された施設 (200床未満の病院、診療所、老人保健施設等)	看護師が特に不足している地域の一般病床の病床数が200床以上の病院(みやぎ県南中核病院、大崎市民病院、栗原市立栗原中央病院) ※R3年度までに貸付を受けた学生は、公立刈田総合病院も対象
免除要件	養成施設卒業後、遅滞なく上記施設で5年間勤務すること。	養成施設卒業後、遅滞なく上記施設で3年間勤務すること。
償還方法	免除の要件を満たさなくなった場合、貸付期間と同じ期間以内で償還する。(一括、分割選択可) (貸付期間以上勤務の場合、部分免除)	免除の要件を満たさなくなった場合、貸付期間と同じ期間以内で償還する。(一括)

〔問い合わせ先〕

・県医療人材対策室看護班 TEL 022-211-2615

10 保健師、助産師、看護師、准看護師の資格をとるには

- 1 保健師、助産師になるには、文部科学省又は都道府県が指定した学校養成所において、1年以上の教育を受けて、保健師国家試験又は助産師国家試験に合格する必要があります。併せて、看護師国家試験に合格している必要があります。
- 2 看護師になるには、文部科学省又は都道府県が指定した学校養成所において教育を受けて、看護師国家試験に合格する必要があります。
- 3 准看護師になるには、都道府県が指定した学校養成所において教育を受けて、都道府県准看護師試験に合格する必要があります。



※助産師・保健師を大学院専攻とする大学もあります。
 ★1・・・中卒者は実務経験3年以上
 ★2・・・実務経験7年以上(H30年4月から)

[問い合わせ先]
 ・ 県医療人材対策室看護班 TEL 022-211-2615

1 1 専門看護師、認定看護師、認定看護管理者の資格をとるには

高度化・専門分化が進む医療現場における看護ケアの広がりや看護の質向上を目的とした認定資格として、専門看護師、認定看護師、認定看護管理者があります。

区分	概要	受験資格	看護分野
専門看護師	複雑で解決困難な看護問題を持つ個人、家族、集団に対して水準の高い看護ケアを効率よく提供するための特定の専門看護分野の知識・技術を深め保健医療福祉の発展に貢献し看護学の向上を図る。	<ol style="list-style-type: none"> 1 日本国の看護師免許を有すること。 2 看護系大学院修士課程修了者で日本看護系大学協議会が定める専門看護師教育課程基準の所定の単位（総計 26 単位又は 38 単位）を取得していること。 3 実務研修が通算 5 年以上あり、そのうち 3 年間以上は専門看護分野の実務研修であること。 	①がん看護 ②精神看護 ③地域看護 ④老人看護 ⑤小児看護 ⑥母性看護 ⑦慢性疾患看護 ⑧急性・重症患者看護 ⑨感染症看護 ⑩家族支援 ⑪在宅看護 ⑫遺伝看護 ⑬災害看護 ⑭放射線看護
認定看護師	特定の看護分野において、熟練した看護技術と知識を用いて水準の高い看護実践ができる認定看護師を社会に送り出すことにより、看護現場における看護ケアの広がりや質の向上を図る。	<ol style="list-style-type: none"> 1 日本国の看護師免許を有すること。 2 看護師免許取得後、実務研修が通算 5 年以上あること。（うち 3 年以上は認定看護分野の実務研修） 3 認定看護師教育機関（課程）修了していること。 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> A 課程認定看護師：令和 8 年度で終了 6 ヶ月以上 1 年以内・600 時間以上 B 課程認定看護師：令和 2 年度～ （特定行為研修を組み込んでいる） 1 年以内・800 時間程度 </div>	A 課程：21 分野 B 課程：19 分野 ※看護分野の詳細は日本看護協会ホームページを参照 https://www.nurse.or.jp/nursing/qualification/vision/cn/index.html
認定看護管理者	多様なヘルスニーズを持つ個人、家族、地域住民に質の高い組織的看護サービスを提供することを目指し、看護管理者の資質と看護の水準の維持及び向上に寄与し、保健医療福祉に貢献する。	<ol style="list-style-type: none"> 1 日本国の看護師免許を有すること。 2 看護師免許取得後、実務経験が通算 5 年以上あること。そのうち通算 3 年以上は看護師長相当以上の看護管理の経験があること。 3 以下のいずれかの要件を満たすこと。 (1) 認定看護管理者教育課程サードレベルを修了している者 (2) 看護管理に関連する学問領域の修士以上の学位を取得している者 	

〔問い合わせ先〕

- ・公益社団法人日本看護協会認定部 TEL 03-5778-8546
- ・県医療人材対策室看護班 TEL 022-211-2615

12 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師の資格をとるには

あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師になるには、厚生労働大臣が行う試験に合格し、厚生労働大臣の免許を受ける必要があります。

受験資格者は、高等学校を卒業した者等で、文部科学大臣の認定した学校又は厚生労働大臣若しくは都道府県知事の認定した養成施設において3年以上必要な知識、技術を修得した者です。

なお、試験・免許登録事務は、厚生労働大臣の指定する指定試験機関・指定登録機関が行っています。

1 指定試験機関・指定登録機関

公益財団法人 東洋療法研修試験財団

〒110-0005 東京都台東区上野 7-6-5 VORT 上野Ⅱ 6階

TEL 03-5811-1666 FAX 03-5811-1667

2 県内の養成施設

名 称	所在地	電話番号	定 員	修業年限
仙台赤門医療専門学校	仙台市青葉区荒 巻字青葉 33-1	022-222-8349	あ・は・き 50人(昼)	3年
			は・き 20人(夜)	
宮城県立視覚支援学校 専攻科理療科	仙台市青葉区 上杉 6-5-1	022-234-6333	あ・は・き 8人	3年
宮城県立視覚支援学校 高等部保健理療科、専攻科保健理療科	同上	同上	あ 各8人	3年
東日本医療専門学校	仙台市太白区中 田 4-4-35	022-381-8381	は・き 30人	3年

※「あ」=あん摩マッサージ指圧師、「は」=はり師、「き」=きゅう師

〔問い合わせ先〕

- ・公益財団法人東洋療法研修試験財団 TEL 03-5811-1666
- ・県医療政策課（医務班） TEL 022-211-2614

1 3 柔道整復師の資格をとるには

柔道整復師になるには、厚生労働大臣が行う試験に合格し、厚生労働大臣の免許を受ける必要があります。

受験資格者は、高等学校を卒業した者等で、文部科学大臣の指定した学校又は都道府県知事の指定した養成施設において3年以上必要な知識、技術を修得した者です。

なお、試験・免許登録事務は、厚生労働大臣の指定する指定試験機関・指定登録機関が行っています。

1 指定試験機関・指定登録機関

公益財団法人 柔道整復研修試験財団

〒105-0003 東京都港区西新橋 1-11-4 日土地西新橋ビル 6階

TEL 03-6205-4731 FAX 03-6205-4732

2 県内の養成施設

名 称	所在地	電話番号	定 員	修業年限
仙台赤門医療専門学校	仙台市青葉区 荒巻字青葉 33-1	022-222-8349	30 人	3 年
仙台接骨医療専門学校	仙台市宮城野区 福室 3-4-16	022-258-6222	60 人	3 年
東日本医療専門学校	仙台市太白区 中田 4-4-35	022-381-8381	60 人	3 年
仙台医健・スポーツ専門学校	仙台市若林区 新寺 2-1-11	0120-282-134	90 人	3 年

〔問い合わせ先〕

- ・公益財団法人柔道整復研修試験財団 TEL 03-6205-4731
- ・県医療政策課（医務班） TEL 022-211-2614

1 4 理学療法士の資格をとるには

理学療法士は、医師の指示の下に、身体に障害のある方に対し、治療体操などの運動を行わせたり、電気刺激、マッサージなどの物理的手段を加えたりして、主にその基本的動作能力の回復を図ることを業務としています。

理学療法士になるには、厚生労働大臣が行う試験に合格し、厚生労働大臣の免許を受ける必要があります。

1 理学療法士国家試験

〔受験資格〕

- (1) 学校教育法の規定により大学に入学することができる者で、文部科学大臣が指定した学校又は都道府県知事が指定した理学療法士養成施設において、3年以上理学療法士として必要な知識及び技能を修得したもの
- (2) 作業療法士その他政令で定める者で、文部科学大臣が指定した学校又は都道府県知事が指定した理学療法士養成施設において、2年以上理学療法に関する知識及び技能を修得したもの
- (3) 外国の理学療法士の学校・養成施設の卒業者又は免許取得者で、厚生労働大臣が(1)、(2)の者と同等以上の知識及び技能を有すると認定したもの

2 県内の養成施設

名 称	所在地	電話番号	定 員	修業年限
東北文化学園大学	仙台市青葉区国見 6-45-1	022-233-3310	80人	4年
東北福祉大学	仙台市青葉区国見 1-8-1	022-233-3111	40人	4年
仙台青葉学院短期大学	仙台市太白区長町 4-3-55	022-308-2071	80人	3年
仙台リハビリテーション専門学校	仙台市泉区長命ヶ丘 4-15-1	022-772-0511	65人	3年
仙台保健福祉専門学校	仙台市泉区明通 2-1-1	0120-329-080	40人	4年
仙台医健・スポーツ専門学校	仙台市若林区新寺 2-1-11	0120-282-134	80人	4年
東北保健医療専門学校	仙台市青葉区花京院 1-3-1	022-745-0001	80人	3年

〔問い合わせ先〕

- ・厚生労働省 医政局医事課試験免許室 TEL 03-5253-1111 (代)
- ・県医療政策課 (医務班) TEL 022-211-2614

15 作業療法士の資格をとるには

作業療法士は、医師の指示の下に、身体又は精神に障害のある方に対し、手芸工作その他の作業を行わせ、主としてその応用的動作能力や社会的適応能力の回復を図ることを業務としています。

作業療法士になるには、厚生労働大臣が行う試験に合格し、厚生労働大臣の免許を受ける必要があります。

1 作業療法士国家試験

〔受験資格〕

- (1) 学校教育法の規定により大学に入学することができる者で、文部科学大臣が指定した学校又は都道府県知事が指定した作業療法士養成施設において、3年以上作業療法士として必要な知識及び技能を修得したもの
- (2) 理学療法士その他政令で定める者で、文部科学大臣が指定した学校又は都道府県知事が指定した作業療法士養成施設において、2年以上作業療法に関する知識及び技能を修得したもの
- (3) 外国の作業療法士の学校・養成施設の卒業者又は免許取得者で、厚生労働大臣が(1)、(2)の者と同等以上の知識及び技能を有すると認定したもの

2 県内の養成施設

名 称	所在地	電話番号	定 員	修業年限
東北文化学園大学	仙台市青葉区国見 6-45-1	022-233-3310	40人	4年
東北福祉大学	仙台市青葉区国見 1-8-1	022-233-3111	40人	4年
東北保健医療専門学校	仙台市青葉区花京院 1-3-1	022-745-0001	40人	3年
仙台青葉学院短期大学	仙台市太白区長町 4-3-55	022-308-2071	30人	3年
仙台リハビリテーション専門学校	仙台市泉区長命ヶ丘 4-15-1	022-772-0511	25人	3年
仙台保健福祉専門学校	仙台市泉区明通 2-1-1	0120-329-080	40人	4年

〔問い合わせ先〕

- ・厚生労働省 医政局医事課試験免許室 TEL 03-5253-1111 (代)
- ・県医療政策課 (医務班) TEL 022-211-2614

16 視能訓練士の資格をとるには

視能訓練士は、医師の指示の下に、弱視、斜視など両眼視機能に障害のある方に対し、その両眼視機能の回復のための矯正訓練及びこれに必要な検査を行うことを業務としています。

視能訓練士になるには、厚生労働大臣が行う試験に合格し、厚生労働大臣の免許を受ける必要があります。

1 視能訓練士国家試験

〔受験資格〕

- (1) 学校教育法の規定により大学に入学することができる者で、文部科学大臣が指定した学校又は都道府県知事が指定した視能訓練士養成所において、3年以上視能訓練士として必要な知識及び技能を修得したもの
- (2) 学校教育法に基づく大学等において2年以上修業し、かつ、厚生労働大臣の指定する科目を修めた者で、文部科学大臣が指定した学校又は都道府県知事が指定した視能訓練士養成所において、1年以上視能訓練士として必要な知識及び技能を修得したもの
- (3) 外国の視能訓練士の学校・養成施設の卒業者又は免許取得者で、厚生労働大臣が(1)、(2)の者と同等以上の知識・技能を有すると認定したもの

2 県内の養成施設

名 称	所在地	電話番号	定 員	修業年限
東北文化学園大学	仙台市青葉区国見 6-45-1	022-233-3310	40人	4年
東北文化学園専門学校	仙台市青葉区国見 6-45-16	022-233-8163	40人	3年
仙台医健・スポーツ専門学校	仙台市宮城野区榴ヶ岡 4-11-20	0120-282-134	40人	3年

〔問い合わせ先〕

厚生労働省 医政局医事課試験免許室 TEL 03-5253-1111 (代)

県医療政策課 (医務班) TEL 022-211-2614

17 言語聴覚士の資格をとるには

言語聴覚士は、言語聴覚士の名称を用いて、音声機能、言語機能又は聴覚に障害のある方に対し、それらの機能の維持向上を図るための言語訓練やその他の訓練、これに必要な検査・助言、指導その他の援助を行うことを業務としています。

言語聴覚士になるには、厚生労働大臣が行う試験に合格し、厚生労働大臣の免許を受ける必要があります。

なお、試験・免許登録事務は、厚生労働大臣が指定する指定試験機関・指定登録機関が行っています。

1 言語聴覚士国家試験

〔受験資格〕

- (1) 学校教育法の規定により大学に入学することができる者等で、文部科学大臣が指定した学校又は都道府県知事が指定した言語聴覚士養成所において、3年以上言語聴覚士として必要な知識及び技能を修得したもの
- (2) 学校教育法に基づく大学等を卒業した者等で、文部科学大臣が指定した学校又は都道府県知事が指定した言語聴覚士養成所において、2年以上言語聴覚士として必要な知識及び技能を修得したもの
- (3) その他（詳しくは、下記の問い合わせ先に御確認ください。）

〔指定試験機関・指定登録機関〕

公益財団法人 医療研修推進財団

〒105-0003 東京都港区西新橋 1-6-11 西新橋光和ビル 7階

TEL 03-3501-6592 FAX 03-3501-6593

2 県内の養成施設

名称	所在地	電話番号	定員	修業年限
東北文化学園大学	仙台市青葉区 国見 6-45-1	022-233-3310	40人	4年
仙台青葉学院短期大学	仙台市青葉区 中央 4-5-3	022-302-3719	40人	3年

〔問い合わせ先〕

- ・公益財団法人医療研修推進財団 TEL 03-3501-6592
- ・県医療政策課（医務班） TEL 022-211-2614

18 診療放射線技師の資格をとるには

診療放射線技師は、医師又は歯科医師の指示の下に、放射線を人体に対し照射（撮影を含む）することを業務としています。

診療放射線技師になるには、厚生労働大臣が行う試験に合格し、厚生労働大臣の免許を受ける必要があります。

1 診療放射線技師国家試験

〔受験資格〕

- (1) 学校教育法の規定により大学に入学することができる者で、文部科学大臣が指定した学校又は都道府県知事が指定した診療放射線技師養成所において、3年以上診療放射線技師として必要な知識及び技能を修得したもの
- (2) 外国の診療放射線技術に関する学校・養成所の卒業者又は免許取得者で、厚生労働大臣が(1)の者と同等以上の知識及び技能を有すると認定したもの

2 県内の養成施設

名 称	所在地	電話番号	定 員	修業年限
東北大学医学部保健学科 放射線技術科学専攻	仙台市青葉区 星陵町 2-1	022-717-7905	37 人	4 年

〔問い合わせ先〕

- ・ 厚生労働省 医政局医事課試験免許室 TEL 03-5253-1111 (代)
- ・ 県医療政策課 (医務班) TEL 022-211-2614

19 臨床検査技師の資格をとるには

臨床検査技師は、臨床検査技師の名称を用いて、医師又は歯科医師の指示の下に、人体から排出され、又は採取された検体の検査として厚生労働省令で定めるもの及び厚生労働省令で定める生理学的検査をすることを業務としています。

臨床検査技師になるには、厚生労働大臣が行う試験に合格し、厚生労働大臣の免許を受ける必要があります。

1 臨床検査技師国家試験

〔受験資格〕

- (1) 学校教育法の規定により大学に入学することができる者で、文部科学大臣が指定した学校又は都道府県知事が指定した臨床検査技師養成所において、3年以上検査に必要な知識及び技能を修得したもの
- (2) 学校教育法に基づく大学又は旧大学令に基づく大学において医学、歯学、獣医学又は薬学の正規の課程を修めて卒業した者等でその他検体検査に必要な知識及び技能を有すると認められる者で、(1)の者と同等以上の知識及び技能を有すると認められるもの
- (3) 外国の臨床検査に関する学校・養成所の卒業者又は免許取得者で、厚生労働大臣が(1)の者と同等以上の知識及び技能を有すると認めたもの

2 県内の養成施設

名 称	所在地	電話番号	定 員	修業年限
東北大学医学部保健学科 検査技術科学専攻	仙台市青葉区 星陵町 2-1	022-717-7905	37 人	4 年

〔問い合わせ先〕

- ・ 厚生労働省 医政局医事課試験免許室 TEL 03-5253-1111 (代)
- ・ 県医療政策課 (医務班) TEL 022-211-2614

20 臨床工学技士の資格をとるには

臨床工学技士は、臨床工学技士の名称を用いて、医師の指示の下に、生命維持管理装置の操作及び保守点検を行うことを業務としています。

臨床工学技士になるには、厚生労働大臣が行う試験に合格し、厚生労働大臣の免許を受ける必要があります。

1 臨床工学技士国家試験

〔受験資格〕

- (1) 学校教育法の規定により大学に入学することができる者で、文部科学大臣が指定した学校又は都道府県知事が指定した臨床工学技士養成所において、3年以上臨床工学技士として必要な知識及び技能を修得したもの
- (2) 学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校、旧大学令に基づく大学又は厚生労働省令で定める学校、文教研修施設若しくは養成所において2年（高等専門学校にあっては5年）以上修業し、かつ、厚生労働大臣の指定する科目を修めた者で、文部科学大臣が指定した学校又は都道府県知事が指定した臨床工学技士養成所において、1年以上臨床工学技士として必要な知識及び技能を習得したもの
- (3) その他（詳しくは、下記の問い合わせ先に御確認ください。）

2 県内の養成施設

名 称	所在地	電話番号	定 員	修業年限
東北文化学園大学	仙台市青葉区国見 6-45-1	022-233-3310	40人	4年

〔問い合わせ先〕

- ・厚生労働省 医政局医事課試験免許室 TEL 03-5253-1111（代）
- ・県医療政策課（医務班） TEL 022-211-2614

2 1 歯科衛生士の資格をとるには

歯科衛生士は、歯科医師の指導の下に、歯牙及び口腔の疾患の予防処置として、歯牙露出面及び正常な歯茎の遊離縁下の付着物及び沈着物を機械的操作によって除去することや、歯牙及び口腔に対して薬物を塗布することを業務としています。

歯科衛生士になるには、厚生労働大臣が行う試験に合格し、厚生労働大臣の免許を受ける必要があります。

なお、試験・免許登録事務は、厚生労働大臣の指定する指定試験機関・指定登録機関が行っています。

1 歯科衛生士国家試験

〔受験資格〕

- (1) 文部科学大臣の指定した歯科衛生士学校を卒業した者
- (2) 都道府県知事の指定した歯科衛生士養成所を卒業した者
- (3) 外国の歯科衛生士学校を卒業し、又は外国において歯科衛生士免許を得たもので、厚生労働大臣が(1)、(2)の者と同等以上の知識及び技能を有すると認めたもの

〔指定試験機関・指定登録機関〕

一般財団法人 歯科医療振興財団

〒102-0073 東京都千代田区九段北 4-1-20 歯科医師会館内

TEL 03-3262-3381 FAX 03-3262-2179

2 県内の養成施設

名 称	所在地	電話番号	定 員	修業年限
宮城高等歯科衛生士学院	仙台市青葉区国分町 1-5-1	022-222-5079	50 人	3 年
仙台青葉学院短期大学	仙台市青葉区中央 4-5-3	022-302-3719	70 人	3 年
仙台保健福祉専門学校	仙台市泉区明通 2-1-1	0120-329-080	40 人	3 年
東北保健医療専門学校	仙台市青葉区花京院 1-3-1	022-745-0001	30 人	3 年

〔問い合わせ先〕

- ・ 一般財団法人歯科医療振興財団 TEL 03-3262-3381
- ・ 県医療政策課（医務班） TEL 022-211-2614

2 2 歯科技工士の資格をとるには

歯科技工士は、特定人に対する歯科医療の用に供する補てつ物、充てん物又は矯正装置を作成し、修理し、又は加工することを業務としています。

歯科技工士になるには、厚生労働大臣が行う試験に合格し、厚生労働大臣の免許を受ける必要があります。

なお、試験・免許登録事務は、厚生労働大臣の指定する指定試験機関・指定登録機関が行っています。

1 歯科技工士国家試験

〔受験資格〕

- (1) 文部科学大臣の指定した歯科技工士学校を卒業した者
- (2) 都道府県知事の指定した歯科技工士養成所を卒業した者
- (3) 歯科医師国家試験又は歯科医師国家試験予備試験を受けることができる者
- (4) 外国の歯科技工士学校若しくは歯科技工士養成所を卒業し、又は外国で歯科技工士の免許を受けた者で、厚生労働大臣が(1)、(2)、(3)の者と同等以上の知識及び技能を有すると認めたもの

〔指定試験機関・指定登録機関〕

一般財団法人 歯科医療振興財団

〒102-0073 東京都千代田区九段北 4-1-20 歯科医師会館内

TEL 03-3262-3381 FAX 03-3262-2179

2 県内の養成施設

名 称	所在地	電話番号	定 員	修業年限
東北歯科技工専門学校	仙台市太白区 向山 4-27-8	022-266-0237	30 人	2 年
仙台歯科技工士専門学校	仙台市若林区 新寺 3-13-6	022-293-1822	35 人	2 年

〔問い合わせ先〕

- ・ 一般財団法人 歯科医療振興財団 TEL 03-3262-3381
- ・ 県医療政策課 (医務班) TEL 022-211-2614

2 3 健康増進法に基づく健康相談の内容とは

健康相談は、心身の健康に関する個別の相談に応じ、必要な指導や助言を行い、家庭での健康管理に役立たせることを目的としています。

1 実施主体

市町村

2 対象者

40歳から64歳までの方（相談内容や対象者の状況によっては、対象者に代わってその家族等も相談できます。）

3 健康相談の種類・内容

（1）重点健康相談

高血圧、糖尿病、脂質異常症、歯周疾患、骨粗しょう症、女性の健康、肥満・心臓病などの病態等個人の健康上の課題について、医師、歯科医師、保健師、管理栄養士、歯科衛生士等が指導や助言を行います。

（2）総合健康相談

心身の健康に関する一般的な事項について、相談等の窓口を設置し、医師、歯科医師、保健師、管理栄養士、歯科衛生士等が担当して、総合的な指導や助言を行います。

4 実施期日・場所

市町村の広報紙等で周知されます。

5 相談料

無料

〔問い合わせ先〕

- ・ 県各保健所（巻末参照）
- ・ 市（区）役所・町村役場健康増進事業担当課

2 4 受動喫煙について相談したいときには

受動喫煙防止対策が強化された健康増進法が令和2年4月1日より全面施行され、お店や事業所等、ほとんどの施設が原則屋内禁煙となりました。また、施設の管理権原者が喫煙できる場所を設置する場合や、たばこを吸う方が喫煙できる場所で喫煙をする場合であっても、望まない受動喫煙が生じないように配慮する義務があります。

受動喫煙についてお困りの方は、施設の所在地を担当する相談窓口にご相談ください。

施設の所在地が仙台市内の場合

所在市町村	相談窓口	電話番号
仙台市内全域	仙台市健康政策課	【仙台市役所】 022-214-8198

施設の所在地が仙台市以外の場合

所在市町村	相談窓口	電話番号
白石市 角田市 蔵王町 七ヶ宿町 大河原町 村田町 柴田町 川崎町 丸森町	仙南保健所 (成人・高齢班)	0224-53-3120
塩竈市 多賀城市 松島町 七ヶ浜町 利府町 名取市 岩沼市 亘理町 山元町 富谷市 大和町 大郷町 大衡村	塩釜保健所 (健康づくり支援班)	022-363-5503
栗原市 大崎市 加美町 色麻町 涌谷町 美里町	大崎保健所 (健康づくり支援班)	0229-87-8010
石巻市 登米市 東松島市 女川町	石巻保健所 (健康づくり支援班)	0225-94-6124
気仙沼市 南三陸町	気仙沼保健所 (成人・高齢班)	0226-22-6614

〔問い合わせ先〕

- ・ 県健康推進課（健康推進第一班） TEL 022-211-2623

25 要介護者、障害児者の歯のケアについて相談するには

「みやぎ訪問歯科相談室」では、要介護者・障害児者の方や介護にあたられている方からの「お口のケア」に関する相談を受け付けています。

在宅歯科・口腔ケアを実施する歯科医療機関の紹介も行います。

○相談方法

相談は無料です。電話により相談を受け付けます。

相談を希望される方は、下記によりお申し込みください。

月曜日～金曜日 午前9時から午後5時まで（祝日、年末年始及びお盆を除く）

TEL 022-290-1510

〔問い合わせ先〕

- ・みやぎ訪問歯科相談室 TEL 022-290-1510
（仙台市青葉区国分町1丁目5-1 宮城県歯科医師会館内）
- ・県健康推進課健康推進第一班 TEL 022-211-2623

26 エイズの検査（HIV抗体検査）とエイズに関する相談を受けるには

1 エイズの相談

県内の各保健所及び同支所と疾病・感染症対策課で、土曜日、日曜日、祝日を除き、随時、直接又は電話で相談に応じています。

2 エイズの検査（HIV抗体検査）

（1）検査の窓口

県の各保健所及び同支所で検査を実施しています。

（2）検査日

県の保健所での検査は、決まった日（月に1～2回）に実施しますので、あらかじめ検査日を確認してください。また、6月、12月にイベント検査を実施します。検査は、事前に電話予約が必要となります。

（3）検査の費用

保健所での検査は一部（証明書の発行を目的とする方等）を除き無料です。

（4）検査を受ける時期

感染の可能性のある機会があつてから約3ヶ月以内の期間（ウィンドウ期）では、たとえ感染していても、正しい検査結果が得られない可能性があるため、感染の可能性のあつた機会から、3ヶ月経過後に検査を受けてください。

（5）検査結果の通知

保健所での検査では本人に直接面接の上、通知します。（電話、郵便等での検査結果の通知はしません。）

なお、通常の検査では、結果が出るまで2週間程度かかります。

（6）その他

検査は匿名で受けることができます。（証明書が必要な場合を除く。）

※仙台市でも同様の事業を実施しています。

〔問い合わせ先〕

- ・ 県各保健所及び同支所（巻末参照）
- ・ 県疾病・感染症対策課（感染症対策班） TEL 022-211-2632

27 梅毒、性器クラミジアの検査と性感染症の相談を受けるには

1 性感染症について

性感染症とは、性行為によって感染する様々な病気を言いますが、代表的なものとして、梅毒、性器クラミジア感染症、性器ヘルペスウイルス感染症、尖圭コンジローマ、淋菌感染症などがあげられます。

性感染症患者の多くは20代を中心とした若い世代となっています。病気によっては自覚症状のないものや何度も感染するものもあり、失明や不妊症といった病状に進行する場合があります。

2 性感染症の相談

県内の各保健所及び同支所で、土曜日、日曜日、祝日を除き、随時、面接又は電話で相談に応じています。

3 性感染症の検査

(1) 検査の窓口

県の各保健所及び同支所で梅毒、性器クラミジア抗体検査を実施しています。

(2) 検査日

県の保健所での検査は、決まった日（月に1~2回）に実施しますので、あらかじめ検査日を確認してください。また、6月、12月にイベント検査を実施します。検査は、事前に電話予約が必要となります。

(3) 検査の費用

保健所での検査は一部（証明書の発行を目的とする方等）を除き無料です。

(4) 検査を受ける時期

梅毒：感染の可能性のある機会があつてから約6週間以内の期間（ウィンドウ期）では、たとえ感染していても、正しい検査結果が得られない可能性があるため、感染の可能性のあつた機会から、6週間後に検査を受けてください。

クラミジア：感染の可能性のある機会があつてから約3週間以内の期間（ウィンドウ期）では、たとえ感染していても、正しい検査結果が得られない可能性があるため、感染の可能性のあつた機会から、3週間後に検査を受けてください。

(5) 検査結果の通知

保健所での検査では本人に直接面接の上、通知します。（電話、郵便等での検査結果の通知はしません。）

なお、結果が出るまで2週間程度かかります。

(6) その他

検査は匿名で受けることができます。（証明書が必要な場合を除く。）

※仙台市でも一部の保健所で同様の事業を実施しています。

〔問い合わせ先〕

- ・ 県各保健所及び同支所（巻末参照）
- ・ 県疾病・感染症対策課（感染症対策班） TEL 022-211-2632

28 肝炎ウイルス検査とフォローアップを受けたいときは

県では、県が委託する医療機関や各保健所（支所を含む、以下同じ）で、B型及びC型肝炎ウイルス検査を実施し、各保健所では、その後の受診勧奨等（フォローアップ）を実施しています。

1 肝炎ウイルス検査

実施場所	検査の窓口	検査日時	対象者	検査費用	検査結果
医療機関	県指定の医療機関	各窓口にお問い合わせください	希望者 （感染リスクが否定できる方等は除く）	原則無料	約2週間要します。
保健所	各保健所及び支所				

2 陽性者に対するフォローアップ

県が実施する上記の検査等で陽性と判定された方を対象に、お住まいの地域を管轄する保健所が、年1回程度、その後の受診状況をお聞きし、必要に応じて相談や受診勧奨を実施するフォローアップ制度があります。この制度に同意された方を対象に、初回精密検査等の費用を助成する制度もあります。

〔問い合わせ先〕

- ・ 県各保健所及び同支所（巻末参照）
- ・ 県疾病・感染症対策課（感染症対策班）TEL 022-211-2632

29 新型コロナウイルス感染症に関する相談を受けるには

1 宮城県と仙台市の健康相談窓口

宮城県と仙台市では、新型コロナウイルス感染症に関する受診情報センター（コールセンター）を共同で設置しています。

新型コロナウイルス感染症陽性判明後の体調急変時の相談については、下記の電話番号等にご連絡ください。

また、発熱等の症状が軽い方は、抗原検査キットを用いてチェックし、コロナ陽性の場合、自宅で療養をお願いします。重症化リスクの高い方、症状が重いなど受診を希望される方は、まずはかかりつけ医等のお近くの医療機関に電話で相談してください。かかりつけ医等がない方や相談先が分からない方は、下記の電話番号等にご連絡ください。

（1）一般の方

TEL 0120-056-203

受付時間：24 時間対応

（2）聴覚や言語に障害のある方

FAX 022-200-2965

受付時間：24 時間対応

メール sodan-corona@medi-staffsup.com

受付時間：午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

2 厚生労働省の電話相談窓口

厚生労働省では、今般の新型コロナウイルス感染症の発生について、電話相談窓口を設置しています。

（1）一般の方

TEL 0120-565653

（2）聴覚や言語に障害のある方

FAX 03-3581-6251

メール corona-2020@mhlw.go.jp

3 日本政府観光局の電話相談窓口

日本政府観光局（JNTO）では、非常時の外国人旅行者の安全・安心確保のため、多言語で対応するコールセンターを開設しており、新型コロナウイルス関連のお問い合わせにも対応しています。

TEL 050-3816-2787

受付時間：24 時間

対応言語：英語、中国語、韓国語、日本語

〔問い合わせ先〕

- ・ 県各保健所及び同支所（巻末参照）
- ・ 県疾病・感染症対策課（感染症対策班）TEL 022-211-2632

30 難病の方が医療等の相談をしたいとき

県では、難病の医療相談窓口を設け、患者・家族からの相談を受けます。
また、必要に応じて県内の保健所等と連携して支援を行います。

1 医療相談の概要

専門の相談員が、難病患者の療養（医療的な問題）に関し、相談に応じます。相談内容に応じて、保健所等と連携して必要な在宅療養支援などを行います。

また、在宅で療養生活をされている難病患者や家族の災害時の自助力を高めるための、「災害時対応ハンドブック」づくりを支援します。

2 費用

相談に関する費用は無料です。

3 相談窓口・相談方法

難病相談窓口（東北大学病院難病医療連携センター内）

（1）受付日

毎週月～金曜日（祝日及び年末年始を除く）

（2）相談方法

相談は、電話・FAX・電子メールの外、面接でも受け付けます。

※面接を希望される方は、予約が必要です。

（3）連絡先及び受付時間

イ 電話：022-717-7992（午前8時30分から午後4時まで）

ロ FAX：022-717-8886

ハ メール：nanbyourenkei@grp.tohoku.ac.jp

〔問い合わせ先〕

- ・ 県各保健所及び同支所（巻末参照）
- ・ 県疾病・感染症対策課（難病対策班）TEL 022-211-2465

3 1 難病患者の方が日常生活等の相談をしたいときは

難病患者やそのご家族の、病気、療養、介護、生活等の様々な悩みについて、宮城県難病相談支援センターや地域の各保健所が相談や支援を行います。

1 宮城県難病相談支援センター

(1) 相談員による電話相談

専門の相談員が、難病に関する様々なご相談に応じます。

(2) ピアカウンセリング

難病患者・家族団体の相談員が、療養上の問題や生活上の悩みなどの相談に応じます。当事者にしか分からない悩みや様々な問題について、同じ立場で一緒に考え、問題解決に向けたお手伝いをします。

(3) 医療講演会等での相談対応

病気や療養に関する講演会・研修会等の開催時に、併せて相談会を開催しています。専門医や保健所の保健師等が医療、看護、福祉等について相談に応じます。

(4) 交流会の開催

難病患者・家族等の交流会を開催しています。

〔問い合わせ先〕

- ・宮城県難病相談支援センター（仙台市交通局本局庁舎 7 階）

TEL 022-212-3351

月曜日～金曜日 午前 10 時から午後 5 時まで（祝日・年末年始を除く）

第 2 日曜日、第 3 土曜日 午前 11 時から午後 4 時（電話相談のみ）

FAX 022-211-1781

メール mpc.sendai@cyber.ocn.ne.jp

2 各保健所

(1) 電話相談等

各保健所・同支所で、保健師が随時相談に応じます。

(2) 在宅難病患者訪問相談事業

必要に応じて、保健師等が家庭を訪問し、医療、看護、福祉等について相談や情報提供を行います。

〔問い合わせ先〕

- ・県各保健所及び同支所（巻末参照）
- ・県疾病・感染症対策課（難病対策班） TEL 022-211-2465

3 2 小児慢性疾病児童等や家族の方が日常生活等の相談を受けたいときは

小児慢性疾病児童等やそのご家族の、病気、療養、介護、生活、就学、就労等の様々な悩みについて、相談に応じます。

1 小慢さぽーとせんたー（相談窓口）

相談員による電話相談・面接相談

- ・受付時間：月曜日～金曜日（祝日及び年末年始を除く）

午前 10 時から午後 4 時まで（正午から午後 1 時までを除く）

※面接での相談を希望する場合は、事前の連絡が必要です。

- ・TEL 022-273-6008
- ・場所 東北大学病院内

2 各保健所

各保健所・支所で、保健師が随時相談に応じます。

〔問い合わせ先〕

- ・県各保健所及び同支所（巻末参照）
- ・県疾病・感染症対策課（難病対策班）TEL 022-211-2465

3 3 不妊・不育のことで相談したいときには

不妊・不育に関することについて、専門相談員による相談窓口を設け、その不安や悩み、情報提供等の相談に応じます。

- 1 相談先 不妊・不育専門相談センター（東北大学病院に委託しています。）
TEL 022-728-5225
毎週水曜日 午前9時から午前10時まで
毎週木曜日 午後3時から午後5時まで
（年末年始、祝祭日を除く）

2 相談方法

- (1) 電話相談：022-728-5225 に電話してください。
※看護師等が対応します。
- (2) 面接相談：電話で予約の上相談に応じます。面接相談は木曜日となります。

3 相談の内容

（例えば、以下のような悩み）

- なかなか赤ちゃんができないけれど、不妊かしら？
- 不妊の治療や検査はどのようなものがあるの？
- 不妊治療が受けられる医療機関について知りたい。
- 情報は十分に得ているけれど、どうしたらよいか悩んでしまう。
- 「赤ちゃんはまだ？」等周囲からのプレッシャーに悩んでしまう。
- 子どものいない人生への不安がある。

4 相談料 無料

5 その他

秘密は、固く守られます。

〔問い合わせ先〕

- ・ 県各保健所及び同支所、仙台市の各区役所（巻末参照）
- ・ 県子ども・家庭支援課（家庭生活支援班） TEL 022-211-2633

3 4 女性医師による女性の健康相談を受けるには

仙台市では、仙台市内にお住まいの方や仙台市内に通勤・通学されている方を対象とした女性の健康相談事業を実施しています。

1 事業内容

女性の健康づくり、思春期や更年期に伴う身体的・精神的不調、家庭や職場でのストレス、育児・禁煙など女性が抱える問題に女性医師が健康相談に応じます。相談は無料で、予約制です。

2 対象者

仙台市内にお住まいの方や仙台市内に通勤・通学されている方

3 相談会場等

会場：エルソーラ仙台（仙台市青葉区中央1丁目3-1 AER28F）

相談時間：土曜日（月2回開催。開催日はお問い合わせください。）

午後2時から午後5時まで

予約制、託児有り

予約電話：090-7075-2525 宮城県女医会女性の健康相談室

月曜日から金曜日の午前9時から午後5時まで

（祝日・年末年始を除く。）

〔問い合わせ先〕

・仙台市健康政策課 TEL 022-214-3894

35 がんについて相談したいときには

医療技術の進歩が著しく、さまざまな情報があふれている中で、がん患者や家族の皆さんが医療機関や治療の選択に迷う場面も増えています。

がんについての相談窓口は「がん診療連携拠点病院」などに設置されており、患者さんやご家族が抱えるさまざまな悩みや不安に対して、相談員が相談に応じます。がん患者やその家族のほか、どなたでも無料で利用できます。

宮城県がん総合支援センター

窓口設置施設名	TEL	所在市町村等
公益財団法人宮城県対がん協会	022-263-1560	仙台市青葉区

がん相談支援センター（がん診療連携拠点病院等）

窓口設置施設名	TEL	所在市町村等
東北大学病院 がん診療相談室	022-717-7115	仙台市青葉区
県立がんセンター がん相談支援センター	022-381-1155	名取市
東北労災病院 がん相談支援センター	022-275-1111 (代)	仙台市青葉区
仙台医療センター がん相談支援センター	022-293-1118	仙台市宮城野区
東北医科薬科大学病院 がん相談支援センター	022-259-1221 (代)	仙台市宮城野区
大崎市民病院 がん相談支援センター	0229-23-3311 (代)	大崎市
石巻赤十字病院 がん相談支援センター	0225-21-7220 (代)	石巻市
みやぎ県南中核病院 がん相談支援センター	0224-51-5500 (代)	柴田郡大河原町

がん相談の窓口

窓口設置施設名	TEL	所在市町村等
仙台厚生病院 がん相談支援センター	022-222-6181 (代)	仙台市青葉区
東北公済病院 患者サポート室 なんでも相談室	022-227-2211 (代)	仙台市青葉区
仙台市立病院 がん相談支援センター	022-308-7111 (代)	仙台市太白区
仙台オープン病院 医療福祉相談室	022-252-1111 (代)	仙台市宮城野区
仙台赤十字病院 がん相談窓口	022-243-1111 (代)	仙台市太白区
JCHO 仙台南病院 地域医療連携室	022-306-1740	仙台市太白区
気仙沼市立病院 がん相談支援センター	0226-22-7100 (代)	気仙沼市
栗原市立栗原中央病院 地域医療連携室	0228-21-5335	栗原市
登米市立登米市民病院 地域医療連携室	0220-22-5511 (代)	登米市
永仁会病院 地域医療連携室	0229-22-0063 (代)	大崎市
公立刈田総合病院 がん相談支援センター	0224-25-2145 (代)	白石市
坂総合病院 がん相談窓口（医療相談室内）	022-367-9025	塩竈市
石巻市立病院 地域医療支援センター	0225-25-5555 (代)	石巻市

〔問い合わせ先〕

- ・ 県健康推進課（がん・循環器病対策班） TEL 022-211-2638

3 6 健康増進法に基づく健康教育の内容とは

健康教育は、生活習慣病の予防等健康に関する事項について、正しい知識の普及を図ることにより、「自らの健康は自ら守る」という認識と自覚を高め、健康の保持増進に役立たせることを目的としています。

1 実施主体
市町村

2 対象者
40歳から64歳までの方(集団健康教育については、内容や対象者の状況によっては、対象者に代わってその家族等も受講できます。)

3 健康教育の種類・内容

(1) 集団健康教育

生活習慣病の予防等一般的な健康に関する事項、歯周疾患、ロコモティブシンドローム(運動器症候群)、薬、慢性閉塞性肺疾患(COPD)、肥満・高血圧などの病態に関して、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、管理栄養士、歯科衛生士等が講師となり、保健学級、健康教室、講演会等を開催します。

(2) 個別健康教育

高血圧、脂質異常症、糖尿病、喫煙の4種類において、疾病の特性や個人の生活習慣等を具体的に把握しながら、一定期間継続的に指導を受ける生活習慣改善のための健康教育です。

※特定保健指導又は特定健康診査非対象者に対する保健指導の対象者は除きます。

4 実施期日・場所
市町村の広報誌等で周知されます。

5 受講料
一部自己負担があります。(金額は市町村で定めます。)

[問い合わせ先]

- ・市(区)役所・町村役場健康増進事業担当課
- ・県各保健所(巻末参照)
- ・県健康推進課(健康推進第二班) TEL 022-211-2624

3 7 健康増進法に基づく健康診査及び検診の内容とは

健康増進法に基づく健康診査及び検診は、生活習慣病の予防と疾病の早期発見に加え、必要に応じて保健指導等を行うことによって、健康への認識と自覚を高めることを目的としています。

1 実施主体
市町村

2 対象者
おおむね 40 歳以上の方（子宮頸がん検診は 20 歳以上）
市町村により異なる場合があります。

3 健康診査の内容

（1）健康診査

生活保護受給者等、公的医療保険に加入していない 40 歳以上 74 歳以下の方に対する特定健康診査に準じた健康診査。

（2）歯周疾患検診

40 歳・50 歳・60 歳・70 歳の節目に実施するものです。

（3）骨粗しょう症検診（女性のみ）

40 歳から 70 歳までの 5 歳刻みの節目に実施するものです。

（4）肝炎ウイルス検診

40 歳の方、41 歳以上の方で過去に肝炎ウイルス検診を受けたことがない方又は特定健康診査などで肝機能異常を指摘された方などに肝炎ウイルス検査を実施するものです。

また、40 歳以上 5 歳刻みの節目に、無料検診が行われる市町村もあります。

（5）がん検診

- ・胃がん検診 40 歳以上の方に実施（エックス線検査）
50 歳以上の方に 2 年に 1 回実施（内視鏡検査）
- ・肺がん検診 40 歳以上の方に実施
- ・子宮頸がん検診（女性のみ） 20 歳以上の方に 2 年に 1 回実施
- ・乳がん検診（女性のみ） 40 歳以上の方に 2 年に 1 回実施
- ・大腸がん検診 40 歳以上の方に実施

4 実施期日・場所

市町村の広報誌や個別通知等により周知されます。

5 受診料

年齢等により、一部自己負担があります。（金額は市町村で定めます。）

〔問い合わせ先〕

- ・市（区）役所・町村役場健康増進担当課
- ・県各保健所（巻末参照）
- ・県健康推進課（健康推進第二班）TEL 022-211-2624

38 特定健康診査・特定保健指導とは

特定健康診査・特定保健指導とは、メタボリックシンドロームの概念に着目した特定健康診査を実施し、特定健康診査の結果に応じた特定保健指導を行うことによって、生活習慣の改善を図り、心臓病、脳卒中等の生活習慣病の有病者や予備群を減少させることを目的としています。

1 実施主体
医療保険者

2 対象者
40歳以上75歳未満の医療保険加入者（被扶養者を含む）

3 内容

(1) 特定健康診査

メタボリックシンドロームに着目した健診項目を受診します。

基本的な項目

- 質問票（服薬歴、喫煙歴等）
- 身体計測（身長、体重、BMI、腹囲）
- 血圧測定 ○理学的所見（身体診察） ○尿検査（尿糖、尿蛋白）
- 血液検査
 - ・脂質検査（中性脂肪、HDL コレステロール、LDL コレステロール、又は Non-HDL コレステロール）
 - ・血糖検査（空腹時血糖又は HbA1c やむを得ない場合は随時血糖）
 - ・肝機能検査（GOT、GPT、 γ -GTP）

詳細な健診の項目 ※一定の基準の下、医師が必要と認めた場合に実施

- 心電図検査 ○眼底検査
- 貧血検査（赤血球、血色素量、ヘマトクリット値）
- 血清クレアチニン検査

(2) 特定保健指導

特定健康診査の結果に応じて、情報提供、動機付け支援、積極的支援の保健指導を受けます。

4 実施期日・場所

医療保険者から送付される受診券や個別通知等により周知されます。

5 受診料

一部自己負担があります。
（金額は医療保険者で定めます。）

〔問い合わせ先〕

- ・ 県各保健所（巻末参照）
- ・ 市（区）役所・町村役場健康増進・国民健康保険担当課
- ・ 各医療保険者

39 健康増進法に基づく訪問指導の内容とは

訪問指導は、療養上の保健指導が必要な方やその家族に対して、保健師等が訪問して、その健康に関する問題を総合的に把握し、必要な指導を行うことにより、これらの方々の心身機能の低下の防止と健康の保持増進を図ることを目的としています。

1 実施主体

市町村

2 対象者

40歳から64歳までの方で、その心身の状況、その置かれている環境等から療養上の保健指導が必要であると認められる方（特定保健指導の対象者を除く。）

3 実施方法

（1）訪問担当者

保健師、看護師、管理栄養士、歯科衛生士、理学療法士、作業療法等

（2）訪問指導内容

- イ 栄養、運動、口腔衛生その他家庭における療養方法に関する指導
- ロ 閉じこもり・転倒など要介護状態になることの予防に関する指導
- ハ 家庭における機能訓練方法、住宅改造及び福祉用具の使用に関する指導
- ニ 介護に携わる家族の健康管理に関する指導
- ホ 生活習慣病の予防等に関する指導
- ヘ 関係諸制度の活用方法等に関する指導
- ト 認知症に関する正しい知識、緊急時の相談先等に関する指導
- チ その他健康管理上必要と認められる指導

ただし、本法による訪問指導では、介護保険給付と内容的に重複するサービスについては行わないことを原則としています。

4 申込み方法

市町村の健康増進事業担当課に御相談ください。

5 訪問指導料

無料

〔問い合わせ先〕

- ・市（区）役所・町村役場健康増進事業担当課
- ・県各保健所（巻末参照）
- ・県健康推進課（健康推進第二班）TEL 022-211-2624

40 B型・C型肝炎に対するインターフェロン治療、インターフェロンフリー治療及び核酸アナログ製剤治療について医療費の公費助成を受けるには

B型ウイルス性肝炎の方のインターフェロン治療、核酸アナログ製剤治療及びC型ウイルス性肝炎の方のインターフェロン治療、インターフェロンフリー治療について、保険医療費の自己負担分の一部が助成されます。

1 対象医療

B型及びC型肝炎ウイルスの除去等を目的として行う治療で、保険適用となっている治療が助成の対象となります。ただし、当該治療と無関係な治療は助成の対象なりません。

2 申請の方法

管轄の保健所等に必要な書類を添えて申請します。

なお、申請に必要な書類等に関しては、各保健所等窓口にお問い合わせください
県疾病・感染症対策課のホームページからもダウンロードできます。

URL <http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/situkan/kaneninf.html>

3 自己負担限度額

世帯の市町村民税の課税額に応じた自己負担限度額（1万円又は2万円）があります。

4 その他

（1）審査を経て認定されると受給者証を交付します。

（2）受給者証の有効期間は、原則として1年以内で治療予定期間に即した期間となります。

ただし、治療によっては、一定の条件を満たした場合、有効期間の延長や再認定が認められます。

〔問い合わせ先〕

- ・ 県各保健所及び同支所、仙台市各保健福祉センター（巻末参照）
- ・ 県疾病・感染症対策課（感染症対策班）TEL 022-211-2632

4 1 B型・C型肝炎ウイルスに起因する肝がん及び重度肝硬変に対する治療の入院医療費助成を受けるには

B型・C型肝炎ウイルスに起因する肝がん及び重度肝硬変に対する入院医療費について、一定の条件を満たした場合に、保険医療費の自己負担分の一部が助成されます。

- 1 対象医療、給付要件（以下の全ての条件を満たす医療）
 - (1) B型又はC型肝炎ウイルスによる肝がん又は重度肝硬変の方に対して行われる入院関係医療
 - (2) 県が定める指定医療機関において行われた医療
 - (3) 過去12月における入院関係医療で高額療養費の限度額を超えた月が3月以上あり、かつ、給付を受けたい月の一つの医療機関における入院関係医療が高額療養費の限度額を超えること

- 2 対象者（以下の全ての条件を満たす方）
 - (1) 宮城県内に住民票を有する方
 - (2) 各医療保険に加入している方又はその扶養家族
 - (3) 保険世帯年収約370万円未満の方
 - (4) 過去12月において既に3月以上、入院関係医療に係る医療費が高額療養費の限度額を超えている方
 - (5) 研究事業への臨床情報提供に同意した方

- 3 申請の方法
管轄の保健所等に必要な書類を添えて申請します。
なお、申請に必要な書類等に関しては、各保健所等窓口にお問い合わせください。
県疾病・感染症対策課のHPからもダウンロードできます。
URL <http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/situkan/kangankankohen.html>

- 4 自己負担限度額
対象となる月の関係医療の自己負担限度額1万円です。

- 5 その他
 - (1) 審査を経て認定されると参加者証を交付します。
 - (2) 医療費助成を実施するとともに、患者の予後の改善や治療ガイドラインを作成するための研究も実施します。

〔問い合わせ先〕

- ・ 県各保健所及び同支所、仙台市各保健福祉センター（巻末参照）
- ・ 県疾病・感染症対策課（感染症対策班） TEL 022-211-2632

4 2 結核の健康診断とは

結核の感染予防及び早期発見のため、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律により、結核の健康診断が義務付けられています。

結核の健康診断は、市町村長等が実施する定期の健康診断と、結核予防上特に必要がある場合に保健所長が実施する健康診断があります。

定期の健康診断の受診対象者及び実施義務者は次のとおりです。

受診対象者 (検査項目)	実施時期等	実施義務者
事業所の勤務者 (胸部エックス線検査)	事業者にご確認ください (毎年1回)	事業者(勤務先)
大学、高等学校、高等専門学校、 専修学校、各種学校の学生又は 生徒 (胸部エックス線検査)	入学時1回	学校長 (修業年限が1年未 満のものを除く。)
刑事施設入所者 (胸部エックス線検査)	20歳以上 毎年1回	施設長
老人福祉施設等の入所者 (胸部エックス線検査)	65歳以上 毎年1回	施設長
その他の一般住民 (胸部エックス線検査)	65歳以上 毎年1回	市町村長

〔問い合わせ先〕

- ・ 県各保健所及び同支所（巻末参照）
- ・ 市（区）役所・町村役場保健衛生担当課

4 3 結核医療費の公費負担制度の適用を受けるには

1 結核医療費公費負担の対象

- (1) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の規定に基づく感染症指定医療機関へ入院し、治療を受ける結核患者（法第 37 条）
- (2) 上記以外の結核患者（法第 37 条の 2）

2 結核医療費公費負担の内容

- (1) 入院勧告又は入院措置により入院治療する結核患者の治療に要する費用のうち、保険者が負担する分を除く全額が公費負担となります。
ただし、患者本人又は家族の所得割の額の合算額が 56 万 4 千円を超える場合は、費用のうち 2 万円が自己負担となります。
- (2) 入院勧告又は入院措置を受けていない結核患者の治療に要する費用のうち、一部が公費負担となります。

3 申請の方法

管轄の保健所に必要な書類を添えて申請します。

なお、申請に必要な書類等に関しては、各保健所窓口にお問い合わせください。

〔問い合わせ先〕

- ・ 県各保健所（巻末参照）

4 4 指定難病の方が医療費の助成を受けるには

国が定めた指定難病と診断され、病状の基準を満たしている方に、医療費助成を行っています。

1 医療費助成とは

県の支給認定を受けた患者が、指定医療機関から受けた指定難病に関する医療を対象とします。支給認定は、患者の申請に基づき、次のとおり行われます。

- (1) **申請**：患者又は保護者は、難病指定医の診断書（臨床調査個人票）などの必要書類を添えて管轄の保健所に申請します。
- (2) **認定**：県は審査により、病状の程度が認定基準に該当する場合又は軽症者特例該当基準（病状の認定基準には該当しないが高額な医療費を支払っているとき）に該当すると認める場合に、対象者として認定します。
- (3) **医療受給者証の交付**：認定を受けた場合、有効期間や自己負担上限月額等を記載した医療受給者証を交付します。なお、支給認定の始期は、保健所への申請日になります。
- (4) **治療**：認定を受けた患者は、申請時に届け出た指定医療機関に医療受給者証を提示して医療を受けます。

※（3）の支給認定の始期については、令和5年10月1日から、「病状の程度が認定基準に該当すると診断された日（ただし、保健所への申請日からの遡りの期間は、原則1か月、診断書の作成に一定の期間を要した等やむを得ない理由があるときは3か月）」となります。

2 自己負担上限月額

区分	区分の基準	一般	高額かつ長期 （※1）	人工呼吸器等装着者 （※2）
A	生活保護	0円		
B1	市町村民税が非課税世帯でかつ申請者の収入等が80万円以下の場合	2,500円	2,500円	1,000円
B2	市町村民税が非課税世帯でかつ申請者の収入等が80万円を超える場合	5,000円	5,000円	
C1	市町村民税が課税世帯で、対象者の所得割が7.1万円未満の場合	10,000円	5,000円	
C2	市町村民税が課税世帯で、対象者の所得割が7.1万円以上25.1万円未満の場合	20,000円	10,000円	
D	市町村民税が課税世帯で、対象者の所得割が25.1万円以上の場合	30,000円	20,000円	

注）入院中の食費などは全額自己負担となります。

※1：「高額かつ長期」は、指定難病に関する医療費総額が5万円/月を超える月が年間6回以上ある場合、申請することで認められます。

※2：「人工呼吸器等装着者」は、常に人工呼吸器を装着しており、施行状況等の認定条件を満たしている場合、申請することで認められます。

3 手続きに必要なもの

○支給認定申請書○世帯調書○臨床調査個人票○住民票○保険証の写し
○課税（非課税）証明書○マイナンバー確認書類○保険照会同意書など
※市町村民税非課税の方は、年金等の収入状況がわかる証明書も必要となります。
※マイナンバー確認書類とは①マイナンバー入り住民票②マイナンバーカードなどです。
※詳しくはインターネットで、「宮城県 指定難病」で検索してください。

〔問い合わせ先〕

- ・ 県各保健所及び同支所（巻末参照）
- ・ 県疾病・感染症対策課（難病対策班）TEL 022-211-2465

4 5 先天性血液凝固因子障害等の方が医療費の公費助成を受けるには

国が定めた先天性血液凝固因子障害等にかかっている方に、保険医療費及び一部の介護保険医療系サービスの自己負担額を助成します。（原則として、20歳以上の方が対象となります。）

1 対象疾患

対象疾患は、「先天性血液凝固因子欠乏症」のうち、次に掲げるもの及び血液凝固因子製剤の投与に起因する HIV 感染症です。

- (1) 第Ⅰ因子（フィブリノゲン）欠乏症
- (2) 第Ⅱ因子（プロトロンビン）欠乏症
- (3) 第Ⅴ因子（不安定因子）欠乏症
- (4) 第Ⅶ因子（安定因子）欠乏症
- (5) 第Ⅷ因子欠乏症（血友病 A）
- (6) 第Ⅸ因子欠乏症（血友病 B）
- (7) 第Ⅹ因子（スチュアートプラウア）欠乏症
- (8) 第ⅩⅠ因子（PTA）欠乏症
- (9) 第ⅩⅡ因子（ヘイグマン因子）欠乏症
- (10) 第ⅩⅢ因子（フィブリン安定化因子）欠乏症
- (11) von willebrand（フォン・ヴィルブランド）病

2 手続き

先天性血液凝固因子障害等医療受給者証交付申請書に、診断書又は先天性血液凝固因子障害等の患者であることを証する書類、保険証の写し及び特定疾病療養受療証（先天性血液凝固第Ⅷ因子欠乏症（血友病 A）、第Ⅸ因子欠乏症（血友病 B）及び血液凝固因子製剤の投与に起因する HIV 感染症の患者に限ります。）を添えて、管轄保健所に申請してください。

3 その他

- (1) 審査を経て認定された場合、先天性血液凝固因子障害等医療受給者証（以下、「受給者証」といいます。）を交付します。
- (2) 受給者証の有効期間は原則として1年以内となります。引き続き助成が必要な場合は更新の申請をする必要があります。
- (3) 医療費の助成は、受給者証に記載された「医療機関、有効期間、対象疾患の治療」のみに限られます。

〔問い合わせ先〕

- ・ 県各保健所及び同支所、仙台市各保健所（巻末参照）
- ・ 県疾病・感染症対策課（難病対策班）TEL 022-211-2465

46 人工呼吸器を装着し在宅療養されている指定難病等の方が1日に4回以上の訪問看護が必要なときには

在宅で人工呼吸器を装着している指定難病又は特定疾患の患者さんが、1日に4回以上の訪問看護が必要な場合、訪問看護に要する経費を助成します。

1 対象者

次のすべてに該当する方

(1) 指定難病医療費助成事業又は特定疾患治療研究事業の対象となる疾患にかかっている方。

ただし、仙台市に住所を有する指定難病患者の方は仙台市にご相談ください。

(2) (1)の疾患を主な要因として人工呼吸器を装着し、在宅で療養している方

(3) 医師が、原則として1日に4回以上の診療報酬の対象となる訪問看護が必要と認める方

2 事業内容

県が訪問看護ステーション又は訪問看護を行う医療機関に、業務を委託して行います。

原則として、1日につき4回目以降の訪問看護について、患者1人当たり、年間260回まで利用が可能です。

ただし、1日につき3回目の訪問看護を前2回と同一訪問看護ステーションで行う場合には、特例措置として3回目から利用可能です。

3 手続き

主治医及び管轄の保健所に相談の上、申請を行ってください。申請に必要な各種様式は保健所にあります。

〔問い合わせ先〕

- ・ 県各保健所及び同支所（巻末参照）
- ・ 県疾病・感染症対策課（難病対策班）TEL 022-211-2465

4 7 小児慢性特定疾病のお子さんが医療費の助成を受けるには

小児の慢性疾病のうち、国が定めた特定の疾病と診断され、病状の基準を満たしている方に、医療費助成を行っています。

1 医療費助成とは

県の支給認定を受けた小児慢性特定疾病児童等が、指定医療機関から受けた小児慢性特定疾病に関する医療を対象とします。支給認定は、申請者の申請に基づき、原則として次のとおり行われます。

- (1) **申請**：小児慢性特定疾病児童等の保護者は、小児慢性特定疾病指定医の医療意見書などの必要書類を添えて管轄の保健所に申請します。
- (2) **認定**：県は、小児慢性特定疾病の状態が認定基準に該当すると認める場合に認定します。
- (3) **医療受給者証の交付**：認定を受けた場合、有効期間や自己負担上限月額などを記載した医療受給者証を交付します。なお、支給認定の効力は申請日に遡ります。
- (4) **治療**：認定を受けた患者は、申請時に希望した指定医療機関に医療受給者証を提示して医療を受けます。

※(3)の支給認定の始期については、令和5年10月1日から、「病状の程度が認定基準に該当すると診断された日（ただし、保健所への申請日からの遡りの期間は、原則1か月、診断書の作成に一定の期間を要した等やむを得ない理由があるときは3か月）」となります。

2 自己負担上限額

区分	区分の基準	一般	重症(※1)	人工呼吸器等装着者(※2)
A	生活保護・血友病	0円	0円	0円
B1	市町村民税が非課税世帯でかつ申請者の収入等が80万円以下の場合	1,250円	1,250円	500円
B2	市町村民税が非課税世帯でかつ申請者の収入等が80万円を超える場合	2,500円	2,500円	
C1	市町村民税が課税世帯で、対象者の所得割が7.1万円未満の場合	5,000円	2,500円	
C2	市町村民税が課税世帯で、対象者の所得割が7.1万円以上25.1万円未満の場合	10,000円	5,000円	
D	市町村民税が課税世帯で、対象者の所得割が25.1万円以上の場合	15,000円	10,000円	

注) 入院中の食費などは半額自己負担となります。

※1：「重症」とは、①高額な医療が長期的に継続する場合（小児慢性特定疾病に関する医療費総額が5万円/月を超える月が年間6回以上ある場合） ②重症患者基準に適合する場合に、申請することで認められます。

※2：常に人工呼吸器又は体外式補助人工心臓（ペースメーカーではありません）を装着しており、施行状況等の認定条件を満たしている場合、申請することで認められます。

3 手続きに必要なもの

○支給認定申請書○世帯調書○医療意見書○世帯全員の住民票○保険証の写し○課税（非課税）証明書○マイナンバー確認書類○保険照会同意書など

※市町村民税非課税の方は、年金等の収入状況がわかる証明書も必要となります。

※マイナンバー確認書類とは①マイナンバー入り住民票②マイナンバーカードなどです。

※詳しくはインターネットで「宮城県 小児慢性特定疾病」を検索してください。

〔問い合わせ先〕

- ・ 県各保健所及び同支所（巻末参照）
- ・ 県疾病・感染症対策課（難病対策班）TEL 022-211-2465

4 8 小児慢性特定疾病のお子さんが日常生活用具の給付を受けるには

小児慢性特定疾病医療費助成の対象となる患者に対し、家庭生活を営む上での不便を解消するため、特殊寝台等の日常生活用具の給付を受けられる制度があります。

1 対象者

小児慢性特定疾病医療費助成の対象であって、用具の種類ごとに定められた一定の要件を満たす方です。

なお、小児慢性特定疾病医療費助成を除く児童福祉法及び障害者総合支援法等の事業（重度障害児・者日常生活用具給付事業、補装具給付事業等）の対象となる方は、そちらの事業が優先的に適用されます。

2 対象となる用具の種類

- | | |
|---------------|-------------------|
| (1) 便器 | (10) 頭部保護帽 |
| (2) 特殊マット | (11) 電気式たん吸引器 |
| (3) 特殊便器 | (12) クールベスト |
| (4) 特殊寝台 | (13) 紫外線カットクリーム |
| (5) 歩行支援用具 | (14) ネブライザー（吸入器） |
| (6) 入浴補助用具 | (15) パルスオキシメーター |
| (7) 特殊尿器 | (16) ストーマ装具（消化器系） |
| (8) 体位変換器 | (17) ストーマ装具（尿路系） |
| (9) 車椅子（電動以外） | (18) 人工鼻 |

3 経費

本人又はその世帯の生計中心者の前年の収入に応じて、一部又は全部を負担していただくことになっています。ただし、生活保護世帯等所定の要件に該当する場合は、負担はありません。

4 申請手続

この制度の実施主体は市町村となっておりますので、住所地の市福祉事務所又は町村の福祉担当課若しくは保健担当課へ相談の上、申請を行ってください。

〔問い合わせ先〕

- ・市（社会）福祉事務所（巻末参照）
- ・町村福祉担当課又は保健担当課

49 指定難病・特定疾患の方（20歳未満）及び小児慢性特定疾病の方が通院介護費用の交付を受けるには

次のいずれかに該当する指定難病・特定疾患（20歳未満の方に限ります。）及び小児慢性特定疾病の認定を受けている在宅療養の方が、認定を受けた疾病の治療のため、介護を受けて通院する場合、通院介護費用を交付します。

1 対象者

- (1) 身体障害者手帳1級又は2級の交付を受けている方
- (2) 13歳未満の方
- (3) 上記以外で通院に介護が必要と医師が認めた方

2 申請手続き

認定申請書に必要な事項を記入の上、管轄の保健所に提出してください。申請に必要な各種様式は保健所にあります。

申請者は、患者さん又は患者さんと生計を一にしていて通院介護費用を負担している方となります。

対象となる方が上記(1)に該当する場合は、身体障害者手帳を提示してください。また、(3)に該当する場合は申請書に医師の証明が必要になります。

有効期間は原則として1年以内で、引き続き交付要件を満たすときは、更新申請ができます。

3 交付額及び交付時期

通院1日につき1,500円（月6,000円が上限）

※実際に介護を受けて通院した場合に限ります。

通院介護費用は、下記の申請により、年2回、まとめて交付します。

通院介護費用交付申請書を管轄の保健所に提出してください。

<申請時期>

- ・3月から9月までの通院に係るもの → 10月10日まで申請
- ・10月から翌年2月までの通院に係るもの → 3月10日まで申請

[問い合わせ先]

- ・ 県各保健所及び同支所、仙台市各保健所（巻末参照）
- ・ 県疾病・感染症対策課（難病対策班）TEL 022-211-2465

50 遷延性意識障害の方が医療費等の助成を受けるには

事故や病気などにより遷延性意識障害に陥った方の治療研究を行う医療機関に対して、患者の医療費等を交付します。

1 遷延性意識障害者認定の基準

宮城県内に住所を有し、正常な生活を行っていた人のうち、急性疾患等で意識障害となり、種々の治療にもかかわらず、3か月以上次の6項目を満たす状態にある方です。

- (1) 自力移動が不可能である。
- (2) 自力摂食が不可能である。
- (3) 尿尿失禁状態にある。
- (4) 声を出しても意味のある発言がまったく不可能である。
- (5) 眼を開け、手を握れという簡単な命令にはかろうじて応ずることもあるが、それ以上の意志疎通が不可能である。
- (6) 眼球はかろうじて物を追っても認識はできない。

2 手続き

申請者：患者の治療を行っている医療機関

※患者のご家族の方は医療機関にご相談ください。

申請先：宮城県保健福祉部疾病・感染症対策課

認定審査：提出された申請書等により宮城県指定難病等及び遷延性意識障害対策協議会にて審査を行い、承認・不承認を決定します。

〔問い合わせ先〕

・ 県疾病・感染症対策課（難病対策班） TEL 022-211-2465

5 1 在宅療養のALS患者を介護する家族が介護人の派遣を受けるには

在宅で人工呼吸器を装着しているALS患者を介護する家族が、休息を必要とする場合や病気又は冠婚葬祭等の理由で介護できない場合に、介護人を派遣します。

1 対象者

在宅で人工呼吸器を装着しているALS患者を、主として常時介護している家族（以下「介護家族」といいます。）であって、介護保険法や障害者総合支援法による訪問介護サービスを利用いただいた上で、さらに介護人の派遣が必要と認められた方。

2 事業内容

（1）介護“ホットいきぬき”サービス事業

介護家族が休息を必要とする場合に、月4回の利用が可能です。

なお、1回当たり2時間を基本とし、6時間を限度に、介護人の派遣が受けられ、その費用（交通費を除く。）は無料です。

（2）介護“家族通院時等”サービス事業

介護家族が病気（通院を含む。）又は、冠婚葬祭、事故災害等の理由により介護に当たれない場合に、月5回の利用が可能です。

なお、1回当たり8時間を限度に介護人の派遣が受けられ、その費用（交通費を除く。）は無料です。

3 手続き

管轄の保健所へ相談の上、申請を行ってください。申請に必要な各種様式は保健所にあります。

〔問い合わせ先〕

- ・ 県各保健所及び同支所、仙台市各保健所（巻末参照）
- ・ 県疾病・感染症対策課（難病対策班）TEL 022-211-2465

5 2 不妊検査の助成を受けるには

不妊を心配するご夫婦や子どもを望むご夫婦が不妊検査を受けた場合に、検査費用の一部を助成します。

1 対象となる方

下記の（１）～（４）全てに該当する方。

- （１）法律上の婚姻又は事実婚関係にある夫婦
 - （２）検査開始日（※）の妻の年齢が 43 歳未満
 - （３）夫婦ともに検査を受けていること
 - （４）申請日時時点で県内に 3 か月以上住所を有すること（夫婦のどちらかでも可）
- ※夫又は妻の検査開始日のいずれか早い日を基準とします。以下同じ。

2 助成対象となる検査

【医師が必要と認める不妊検査】

- ・検査開始日から原則 1 年以内に受けたものが対象になります。
- ・夫婦が別々の医療機関を受診した場合も対象です。
- ・受診等証明書の作成料が発生した場合は、助成対象金額に含めることができます。

3 助成額

夫婦 1 組につき上限 2 万円。

- ・助成回数は、1 組の夫婦につき 1 回限りです。
- ・検査費用、初再診料、受診等証明書の作成料が対象です。

4 申請期限

「検査終了日」又は「検査開始日から 1 年を経過した日」のどちらか早い日が属する年度の末日（3 月 31 日）

※申請期限直前に検査が終了した方の取扱いは、県 HP でお知らせします。

5 申請方法

宮城県保健福祉部子ども・家庭支援課に郵送で申請。

※申請に係る郵送料は、申請者の負担になります。

住所 〒980-8570 仙台市青葉区本町 3-8-1

宛名 宮城県保健福祉部子ども・家庭支援課

〔問い合わせ先〕

- ・県子ども・家庭支援課（家庭生活支援班）TEL 022-211-2633

5 3 原爆被爆者健康手帳の交付及び各種手当等を受けるには

昭和 20 年 8 月に広島市と長崎市に投下された原子爆弾によって被害を受けた次のいずれかに該当する方は、被爆者健康手帳の交付を受け、手当の給付や無料での健康診断等のサービスを受けることができます。

1 対象者

- (1) 原爆が投下された際、次の地域において直接被爆した方
〈広島〉・広島市内 ・安佐郡祇園町
・安芸郡戸坂村の狐爪木 ・安芸郡府中町の茂陰北
・安芸郡中山村の中、落久保、北平原、西平原、寄田
〈長崎〉・長崎市
・西彼杵郡福田村の大浦郷、小浦郷、本村郷、小江郷、
小江原郷 ・西彼杵郡長与村の高田郷、吉無田郷
- (2) 原爆が投下されてから 2 週間以内（広島では昭和 20 年 8 月 20 日まで、長崎では昭和 20 年 8 月 23 日まで）に、爆心地から約 2 km 以内に立ち込んだ方
- (3) その他、多数の死体の処理や被爆者の救護活動に従事した等、身体に放射能の影響を受けるような事情の下にあった方
- (4) (1) ～ (3) に該当する方の胎児であった方

2 各種手当等

- (1) 医療費などの公費負担
 - ・認定疾病に対する医療の給付として、厚生労働大臣の認定を受けた方は、その認定を受けた病気やけがについて、厚生労働大臣の指定した医療機関などでの医療費が全額公費負担となります。
 - ・一般疾病に対する医療の給付として、原爆被爆者健康手帳の交付を受けた方は、原則、保険医療費及び介護保険の医療系サービスの自己負担分が公費負担となります。
 - ・介護保険の福祉系サービスの自己負担分を助成します。（申請が必要です。）
- (2) 支給される手当としては、医療特別手当、特別手当、原子爆弾小頭症手当、健康管理手当、保健手当、介護手当の 6 つの手当と葬祭料があります。（申請が必要です。）
- (3) 毎年無料で健康診断（定期を 2 回、がん検診を 1 回）を受けることができます。
- (4) 被爆二世の方（親が被爆者）も年 1 回無料で健康診断を受けることができます。

3 手続き

申請に必要な書類を管轄保健所（仙台市内の方は県疾病・感染症対策課）に提出して下さい。

〔問い合わせ先〕

- ・県各保健所及び同支所（巻末参照）
- ・県疾病・感染症対策課（難病対策班）TEL 022-211-2465

55 骨髄・末梢血幹細胞提供登録（骨髄バンクドナー登録）するには

白血病、再生不良性貧血、先天性免疫不全症などの血液難病の方々に有効な治療法として、骨髄・末梢血幹細胞移植があります。

骨髄・末梢血幹細胞移植には、白血球の型が一致する骨髄の提供者（ドナー）が必要ですが、白血球の型が一致する確率は兄弟姉妹で4人に1人、親子ではまれにしか一致せず、非血縁者間では数百から数万人に1人でしか一致しません。一人でも多くの患者さんを救うためには、たくさんのドナーが必要です。

1 登録受付窓口

お申し込みの際に、白血球の型（HLA型）を検査するため、2mLの採血を行います。

（1）杜の都献血ルーム A0BA

受付日 毎日（1月1日、12月31日を除く）

受付時間 午前10時から午後5時まで

（2）献血ルームアエル 20

受付日 毎日（1月1日、12月31日を除く）

受付時間 午前10時から午後5時まで

（3）県保健所及び同支所

受付日 毎月2回（予約制）

※受付日及び受付時間については、各保健所及び同支所によって異なるので、
県保健所又は同支所に確認のうえ、予約をしてください。

2 ドナー登録できる条件

（1）年齢が18歳以上、54歳以下で健康状態が良好な方

（骨髄・末梢血幹細胞を提供できる年齢は20歳以上、55歳以下です。）

（2）体重が男性45kg以上、女性40kg以上の方

（3）骨髄・末梢血幹細胞提供の内容を十分に理解している方

その他、健康状態によっては、登録をご遠慮いただく場合があります。

〔骨髄・末梢血幹細胞提供に関する問い合わせ先〕

- ・（公財）日本骨髄バンク TEL 03-5280-1789
- ・日本赤十字社東北ブロック血液センター TEL 022-354-7070
- ・（一社）宮城骨髄バンク TEL 022-299-2450
- ・各県保健所及び同支所（巻末参照）
- ・県薬務課（監視麻薬班） TEL 022-211-2653

56 「スマートみやぎ健民会議」とは

メタボリックシンドローム等の県民の健康課題の改善を目指して、県民の健康と幸せを実現するため、企業、医療関係団体、保険者、関係機関・団体、行政等の参画と協働・連携により、健康づくりに関する県民運動を推進しています。

1 健民会議の活動

- 県民の健康と幸せを実現するための健民運動を推進します。
- 県民の健康づくりに関する情報の提供を行います。
- 会員相互の情報共有、情報交換を行います。
- 優れた取組を行っている団体には健康づくりに関する表彰を行います。

2 健民会議の会員等

(1) 一般会員

既に、健康づくりの取組を行っている又はこれから取り組む団体が対象です。

「スマートアクション」の宣言により、会員登録できます。登録すると、スマートみやぎ健民会議（宮城県）ホームページに、団体名・企業名、スマートアクションが掲載されます。

【スマートアクション宣言の例】

○従業員などの構成員やその家族に向けたスマートアクション

- ・健康経営の実践、従業員への健康情報の発信
- ・職場での体操、階段利用など歩行の推奨
- ・禁煙支援、受動喫煙防止のための環境整備
- ・健診・保健指導等の実施や受診勧奨 など

○県民に向けたスマートアクション

- ・ホームページや広報誌等による健康情報の発信
- ・減塩、ヘルシーメニューの開発・提供
- ・県民参加の健康づくりイベント等の実施、協力

(2) 優良会員

(1)の会員のうち、構成員又は地域住民の健康づくりや、健康づくりを推進する環境整備に積極的に取り組み、取組内容が別に定める基準を満たしている会員を優良会員として認定します。

(3) 応援企業（スマートみやぎサポーター）

応援企業は、「身体活動・運動の実施及び継続に関する活動」、「栄養・食生活の改善に関する活動」、「正しい健康知識の普及啓発に関する活動」など会員の健康づくりの取組を支援します。

〔問い合わせ先〕

- ・県健康推進課（健康推進第二班）TEL 022-211-2624

5 7 食品の栄養成分表示などについて知りたいときには

食品表示法、健康増進法等に基づき、一般の消費者に販売する食品に、健康保持増進の効果や栄養成分及びその機能、保健の用途などを表示しようとする場合には、表示の方法などの基準が定められています。

1 食品の健康保持増進の効果等についての虚偽誇大広告等の表示の禁止

一般の消費者に販売する食品（生鮮食品含）について、その健康の保持増進の効果等に関し広告、表示をする場合、「著しく事実に相違する」又は「著しく人を誤認させる」ような表示はできません。

2 保健機能食品制度

健康食品や栄養補助食品など消費者が自らの正しい判断で食品を選択していけるように創設された制度です。

(1) 特定保健用食品

食品の持つ特定の保健の用途（血圧を正常に保つことを助ける等）を表示して販売される食品です。特定保健用食品として販売するためには、その有効性や安全性の審査を受け、表示について国の許可を受ける必要があります。

(2) 栄養機能食品

栄養素の機能を表示して販売される食品で、国で定めた規格基準や表示基準を満たせば、国への許可申請や届出は必要ありません。

(3) 機能性表示食品

特定の保健の目的が期待できる（健康の維持及び増進に役立つ）という食品の機能性を表示して販売される食品です。特定保健用食品とは異なり、事業者がその責任において、国に事前に届出を行うもので、国が個別審査・許可をした食品ではありません。

3 食品表示基準

(1) 一般用として販売する加工食品及び添加物は、熱量及び主要栄養成分（たんぱく質、脂質、炭水化物及び食塩相当量）の表示をすることが義務化されました。

(2) 熱量や栄養成分について強調表示しようとする場合（例えば、高カルシウム、低カロリー、無脂肪、ビタミンC含有等）は、国で定める含有量の基準を満たす必要があります。

4 表示の利用法

栄養成分表示や保健の用途などを参考にし、健康づくりに上手に活用しましょう。また、食品製造事業者の方は、定められた基準を守った表示ができるよう、保健所などの相談窓口を積極的に活用しましょう。

〔問い合わせ先〕

- ・ 県各保健所（巻末参照）
- ・ 県健康推進課（食育・栄養班）TEL 022-211-2637

58 みやぎ食育コーディネーターとは

「みやぎ食育コーディネーター」は、食や健康等に関する幅広い知識、技術及び経験を習得した人材を育成することを目的に実施した「みやぎ食育コーディネーター養成講座」や県が指定する研修会を修了又は受講した方々で、地域の特色を生かした食育活動を推進しています。

市町村、学校、保育所等からの依頼に応じて、講師などとして紹介しています。

1 活動内容

- (1) 地域の中心となり食育活動を推進します。
- (2) 市町村、保育所及び学校等が実施する食育実践活動等に協力します。
- (3) 食育の具体的な手法等について指導、助言などを行います。
- (4) 食育に関する課題解決に必要な情報を提供します。
- (5) 県等が行う食育の普及啓発や食育関連情報を発信します。
- (6) その他食育に関する事項について指導及び助言を行います。

2 申込方法

県健康推進課にお問い合わせください。

3 その他

必要経費は、依頼者に御負担いただきます。

〔問い合わせ先〕

・ 県健康推進課（食育・栄養班） TEL 022-211-2637

URL <http://www.pref.miyagi.jp/site/shokuiku/kodesyoukai.html>

59 調理師の免許を取得するには

- 1 免許を取得するための条件（下記の（１）か（２）のいずれかの条件を満たすこと）
 - （１）都道府県知事の指定する調理師養成施設において、１年以上調理師として必要な知識及び技能を修得すること
 - （２）多数人に対して飲食物を調理し供与する施設等で２年以上調理の業務に従事した後、調理師試験に合格すること
- 2 調理師試験の受験方法
調理師試験について、本県では年１回（１０月頃）実施しています。受験に必要な書類については、５月頃から配布します。
 - （１）受験案内配布窓口 県健康推進課又は県保健所（支所）
 - （２）必要な書類
受験申請書、卒業証明書※、調理業務従事証明書、受験票及び写真台帳、宮城県収入証紙（６,５００円分）、受験票送付用封筒（８４円切手貼付）
※卒業証明書：中学卒業以上の学歴を証明できるもの
※上記の書類に加えて、印鑑登録証明書、印鑑証明書、戸籍抄本等が必要な場合があります
 - （３）受験申請書提出先
〒103-0012 東京都中央区日本橋堀留町 2-8-5 JACC ビル 5 階
公益社団法人調理技術技能センター 調理師試験担当
- 3 免許申請の方法
 - （１）窓 口 県健康推進課又は県保健所（支所）
 - （２）必要な書類
 - イ 養成施設卒業者
申請書、卒業証明書、履修証明書、戸籍謄本（抄本）又は住民票（本籍地記載のもの）の写し、診断書※、宮城県収入証紙（５,８００円分）
 - ロ 試験合格者
申請書、合格通知書、戸籍謄本（抄本）又は住民票（本籍地記載のもの）の写し、診断書※、宮城県収入証紙（５,８００円分）
※診断書：麻薬、あへん、大麻、覚せい剤の中毒者であるかないかに関する医師の診断書
- 4 県内にある調理師養成施設
 - （１）宮城調理製菓専門学校
仙台市青葉区葉山町 1-10
TEL 022-272-3131
 - （２）仙台大学付属明成高等学校（食文化創志科）
仙台市青葉区川平 2 丁目 26-1
TEL 022-278-6131
 - （３）仙台農業テック＆カフェ・パティシエ専門学校（調理師科）
仙台市若林区新寺 2 丁目 1-11（第 2 校舎：宮城野区榴岡 4 丁目 11-20）
TEL 0120-482-135
 - （４）宮城県水産高等学校（海洋総合科調理類型）
石巻市宇田川町 1-24
TEL 0225-24-0404
 - （５）気仙沼リアス調理製菓専門学校
気仙沼市南町 2 丁目 2-12
TEL 0226-48-5014

〔問い合わせ先〕

- ・ 県各保健所及び同支所（巻末参照）
- ・ 県健康推進課（食育・栄養班）TEL 022-211-2637

60 栄養士の免許を取得するには

- 1 免許を取得するための条件
厚生労働大臣の指定する栄養士養成施設において、2年以上栄養士として必要な知識及び技能を修得すること
- 2 免許申請の方法
 - (1) 窓口
県健康推進課又は県保健所（支所）
 - (2) 必要な書類
申請書、卒業証明書、履修証明書、戸籍謄本（抄本）又は住民票（本籍地記載のもの）、宮城県収入証紙（5,800円分）
- 3 県内にある栄養士養成施設
 - (1) 宮城学院女子大学（生活科学部食品栄養学科）※
仙台市青葉区桜ヶ丘9丁目1-1
TEL 022-279-1311
 - (2) 仙台白百合女子大学（人間学部健康栄養学科管理栄養専攻）※
仙台市泉区本田町6-1
TEL 022-372-3254
 - (3) 尚綱学院大学（健康栄養学群健康栄養学類）※
名取市ゆりが丘4丁目10-1
TEL 022-381-3300
 - (4) 東北生活文化大学（家政学部家政学科健康栄養学専攻）※
仙台市泉区虹の丘1丁目18-2
TEL 022-272-7511
 - (5) 東北生活文化大学短期大学部（生活文化学科食物栄養学専攻）
仙台市泉区虹の丘1丁目18-2
TEL 022-272-7511
 - (6) 仙台大学（体育学部スポーツ栄養学科）
柴田郡柴田町船岡南2丁目2-18
TEL 0224-55-1121
 - (7) 仙台青葉学院短期大学（栄養学科）
仙台市青葉区中央4丁目5-3
TEL 022-302-3719※は、管理栄養士養成施設でもある施設

〔問い合わせ先〕

- ・ 県各保健所及び同支所（巻末参照）
- ・ 県健康推進課（食育・栄養班） TEL 022-211-2637

6 1 管理栄養士の免許を取得するには

管理栄養士の免許を取得するためには、栄養士の免許を取得後、厚生労働省の実施する管理栄養士の国家試験に合格し、住所地の都道府県を經由して、厚生労働大臣に申請することが必要です。

管理栄養士の国家試験は毎年3月頃に行われ、受験資格は次のとおりです。

〔管理栄養士国家試験受験資格〕

- (1) 修業年限が2年である栄養士養成施設を卒業して栄養士の免許を受けた後、学校、病院、栄養に関する研究施設など厚生労働省令で定める施設において3年以上栄養の指導に従事した者。
- (2) 修業年限が3年である栄養士養成施設を卒業して栄養士の免許を受けた後、上記の施設において2年以上栄養の指導に従事した者。
- (3) 修業年限が4年である栄養士養成施設を卒業して栄養士の免許を受けた後、上記の施設において1年以上栄養の指導に従事した者。
- (4) 修業年限が4年である管理栄養士養成施設を卒業し、栄養士の免許を受けた者。
(試験実施年度の年度末までに当該養成施設を卒業見込みで、かつ、栄養士として登録される見込みの者も含まれます。)
- (5) 修業年限が3年である栄養士養成施設であって、栄養士法及び栄養改善法の一部を改正する法律による改正前の栄養士法第5条の4第3号の規定に基づき指定したものを卒業して栄養士の免許を受けた者。

〔問い合わせ先〕

- ・厚生労働省健康局健康課栄養指導室
〒100-8916 東京都千代田区霞が関1丁目2-2 TEL 03-3595-2440
- ・県庁担当課 県健康推進課（食育・栄養班） TEL 022-211-2637

6 2 献血のできる場所は

病気やけがなどで輸血を必要としている患者さんの尊い生命を救うため、16歳から69歳までの健康な方に献血のご協力をお願いしています。

1 献血できる場所

(1) 移動献血バス

県内市町村を巡回しています。献血バスの運行予定については、宮城県赤十字血液センターまでお問い合わせください。

(2) 献血ルームは仙台市内に2か所あります。

2 献血ルームの所在地

名称	所在地	受付時間	休日
杜の都 献血ルーム AOBA	仙台市青葉区一番町 4-9-18TICビル6階 TEL 022-738-9101	全血献血 9:30~17:00 成分献血 9:30~16:30	1/1、12/31
献血ルーム アエル20	仙台市青葉区中央1-3-1 アエル20階 TEL 022-711-2090	全血献血 9:30~17:00 成分献血 9:30~16:30	1/1、12/31

※受付時間・休日は、輸血用血液の需給状況により変更になることがあります。

〔問い合わせ先〕

- ・宮城県赤十字血液センター（献血推進課）
TEL 022-290-2515
- ・各県保健所及び同支所（巻末参照）
- ・県薬務課（薬事温泉班）
TEL 022-211-2652



6 3 献血の種類は

1 全血献血

血液成分の全てを献血していただく方法です。

(1) 400mL 献血は、男性は 17 歳～69*歳まで、女性は 18 歳～69*歳までの健康な方に
お願いしています。

(2) 200mL 献血は、16 歳～69*歳までの健康な方にお願いしています。

2 成分献血

血液成分の中から血漿や血小板だけを献血していただく方法です。

(1) 血漿献血は、血漿だけ献血し、赤血球は体に戻す献血です。

18 歳～69*歳の健康な方にお願いしています。

(2) 血小板献血は、血小板だけ献血し、赤血球は体に戻す献血です。

男性は 18 歳～69*歳、女性は 18 歳～54 歳の健康な方にお願いしています。

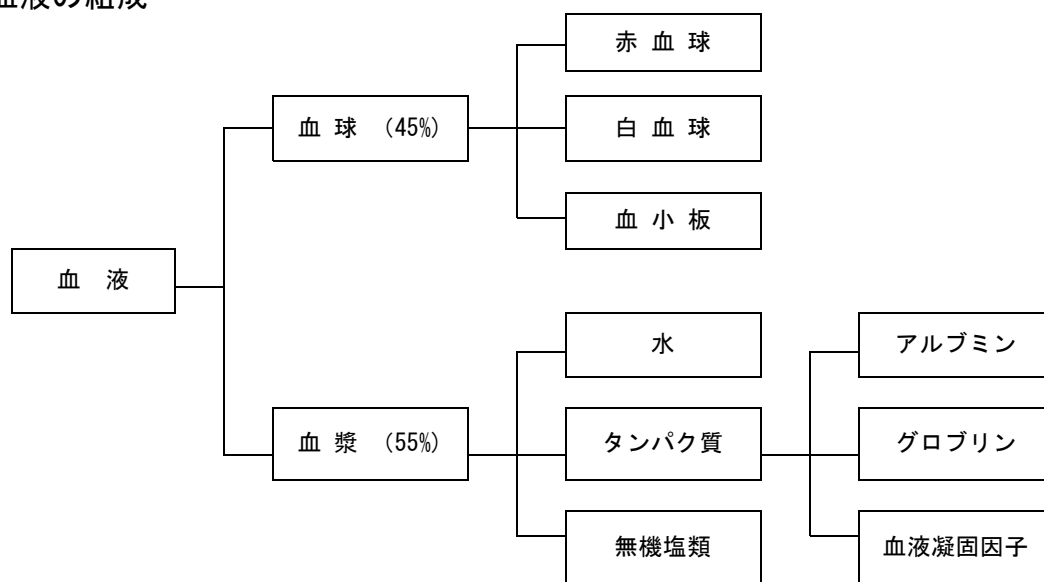
※65 歳以上の方の献血については、60～64 歳の間に献血経験がある方に限ります。

3 献血にかかる時間は

(1) 全血献血（400mL、200mL 献血）では、20 分から 40 分程度かかります。

(2) 成分献血では、40 分から 90 分程度かかります。

血液の組成



〔問い合わせ先〕

・宮城県赤十字血液センター

TEL 022-290-2515

・市町村担当窓口（巻末参照）

・各県保健所及び同支所（巻末参照）

・県薬務課（薬事温泉班）

TEL 022-211-2652

6 4 薬について知りたいときには

薬に関する様々な相談に専任の薬事相談員（薬剤師）が応じています。

1 相談先

- (1) 名 称 くすりの相談室
- (2) 所在地 仙台市青葉区落合二丁目 15-26
((一社) 宮城県薬剤師会「薬事情報センター」内)
TEL 022-391-1175

2 相談内容

- (1) 薬の副作用について
- (2) 薬の飲み合わせについて
- (3) 漢方薬の使用方法について
- (4) その他医薬品に関すること

3 相談日及び時間

毎週月曜日から金曜日の午前9時から正午まで、午後1時から午後4時まで

4 相談方法

直接相談窓口に出向くか、電話で相談してください。

5 相談料

無料

〔問い合わせ先〕

- ・ 県保健所及び同支所（巻末参照）
- ・ 県薬務課（監視麻薬班） TEL 022-211-2653

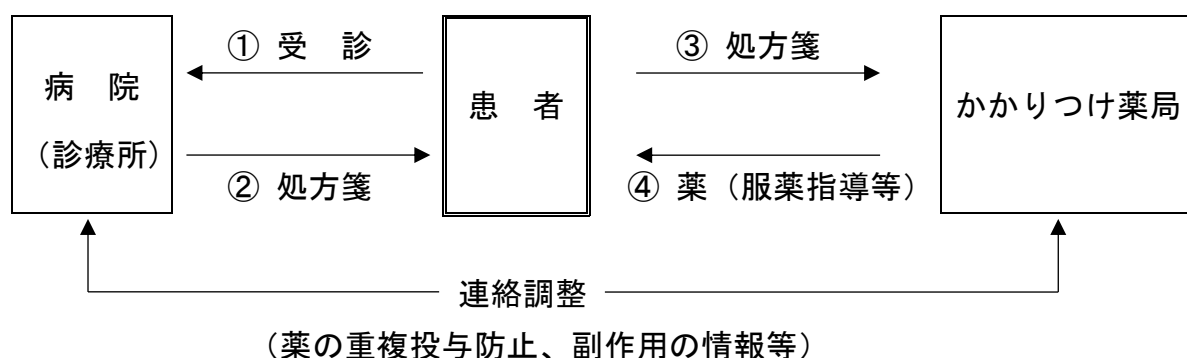
65 「医薬分業」とは

1 「医薬分業」制度の概要

医薬分業とは、病院や診療所の医師が患者さんに直接薬を渡さない代わりに薬の名前や使用法を書いた処方箋を発行し、患者さんはそれを薬局に持ち込んで薬剤師に調剤をしてもらい、薬を受け取る方式のことです。

薬剤師が処方内容をチェックすることで、医薬品の適正使用につながります。

2 薬を受け取るまでの手順



3 医薬分業のメリット

- (1) かかりつけ薬局においては、薬歴管理（薬の使用記録）を一元的・継続的に行い、処方内容をチェックすることにより、複数診療科受診による重複投薬、相互作用の有無の確認や副作用・期待される効果の継続的な確認などを行います。
- (2) 処方薬に対する丁寧な説明により、薬への理解が深まり、飲み忘れ、飲み残しが防止され、残薬の解消につながるとともに、薬の効果や安全性をさらに高めます。
- (3) かかりつけ薬局では、処方内容のチェックを通して、処方した医師等と連携するほか、健康の維持・増進の維持に関する相談を幅広く受け付けることで、必要に応じ、適切な専門職種や関係機関に紹介するなど、地域における健康サポートを実施します。

〔問い合わせ先〕

- ・ 県保健所及び同支所（巻末参照）
- ・ 県薬務課（監視麻薬班） TEL 022-211-2653

6 6 薬局を探したいときは

1 薬局の検索方法

宮城県が運営している宮城県薬局検索システム（ミヤギ薬局けんさく）を利用することにより、県内の薬局について、営業日・時間、サービス内容等を検索することができます。

2 掲載項目

薬局名、薬局所在地、電話番号、営業日及び営業時間等

3 宮城県薬局検索システムのアドレス

<https://www.miyagi-kusuri.jp/>

薬務課のホームページ（<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/yakumu/>）からも薬局検索システムにアクセスすることが可能です。

〔問い合わせ先〕

・ 県薬務課（監視麻薬班） TEL 022-211-2653

6 7 薬物乱用の恐ろしさとは

1 乱用される薬物

- (1) 覚醒剤 「メタンフェタミン」「アンフェタミン」 (覚醒剤取締法)
- (2) 麻薬 「MDMA」「モルヒネ」「コカイン」「マジックマッシュルーム」など
(あへん法、麻薬及び向精神薬取締法)
- (3) 向精神薬 「睡眠薬」「精神安定剤」「鎮痛剤」など (麻薬及び向精神薬取締法)
- (4) 大麻 「大麻草」「マリファナ」 (大麻取締法)
- (5) 有機溶剤 「シンナー」「塗料」「接着剤」「トルエン」など
(毒物及び劇物取締法)

(6) 危険ドラッグ

麻薬や大麻、覚醒剤等と類似の有害性が疑われる製品群であり、法律の規制が及ばないかのように「合法ハーブ」などと称して販売されています。

危険ドラッグの成分のうち精神毒性を有する蓋然性が高く、人の身体に使用された場合に保健衛生上の危害が発生するおそれがある物質を「指定薬物」として指定し、製造、販売、所持、使用等を禁じています。(医薬品医療機器等法)

2 薬物乱用をもたらす影響

(1) 身体的影響

- イ 幻覚、妄想などの精神異常や内臓障害が起き、死亡したり依存症になります。
- ロ 異常行動が現れるため、周囲の人も、恐怖と苦痛の毎日を強いられます。

(2) 社会に及ぼす影響

- イ 犯罪や家庭崩壊、生活破綻に行き着くことがあります。
- ロ 反社会勢力団体の資金源になります。

3 薬物乱用防止のための総合的な対策

宮城県では、平成 31 年 3 月に策定した「宮城県薬物乱用対策推進計画（第 5 期）」に基づき、行政、県民、事業者、民間団体等が連携して、「薬物乱用のないみやぎ」を目指し、各種施策に取り組んでいます。

4 薬物依存に関する相談

(1) 相談先

- イ 県精神保健福祉センター TEL 0229-23-1603
- ロ 仙台市精神保健福祉総合センター「はあとぽーと仙台」
TEL 022-265-2229

ハ 県の各保健所及び同支所

ニ 県保健福祉部薬務課

(2) 相談日

土曜、日曜日、祝日を除く平日 電話で対応

〔問い合わせ先〕

- ・ 県保健所及び同支所（巻末参照）
- ・ 県薬務課（監視麻薬班） TEL 022-211-2653

68 毒物劇物取扱責任者になるためには

1 毒物及び劇物取締法

青酸カリや硫酸等の毒性・劇性の強い物について、毒物又は劇物として指定し、保健衛生上の見地から必要な取締りを行うための法律です。この法律の規定により、毒物劇物の製造又は販売等を行う営業者においては危害防止のため毒物劇物取扱責任者を置くことが義務付けられています。

2 毒物劇物取扱責任者の資格

(1) 薬剤師

(2) 厚生労働省令で定める学校で、応用化学に関する学課を修了した者

(3) 都道府県知事が行う毒物劇物取扱者試験に合格した者

なお、上記によらず18歳未満の者、心身の障害により、業務を適正に行うことができない者、麻薬・覚せい剤の中毒者などは毒物劇物取扱責任者にはなれません。

3 毒物劇物取扱者試験

(1) 種 目

- ・ 一 般（法律に規定するすべての毒物及び劇物の取扱い）
- ・ 農 業 用 品 目（厚生労働省令で規定する農業用に使用される毒物及び劇物の取扱い）
- ・ 特 定 品 目（厚生労働省令で規定する毒物及び劇物の取扱い）

(2) 受験資格

ありません

(3) 試験科目

- ・ 毒物及び劇物に関する法規
- ・ 基礎化学
- ・ 毒物及び劇物の性質及び貯蔵その他取扱方法
- ・ 毒物及び劇物の識別及び取扱方法

(4) 受験手続き

県薬務課のホームページ等をご確認ください。

〔問い合わせ先〕

- ・ 県保健所及び同支所（巻末参照）
- ・ 県薬務課（薬事温泉班）TEL 022-211-2652

69 登録販売者になるためには

- 1 医薬品医療機器等法
一般用医薬品を販売する場合は、医薬品販売の責任者として薬剤師又は登録販売者を置かなければなりません。
- 2 登録販売者になるためには
各都道府県知事が実施する登録販売者試験に合格し、その後、医薬品販売に従事する都道府県に販売従事登録することが必要です。
- 3 登録販売者試験
 - (1) 実施
試験は、各都道府県において年1回以上実施されます。
なお、実施日は前もって公示等することとしています。
 - (2) 受験科目
 - ・ 医薬品に共通する特性と基本的な知識
 - ・ 人体の働きと医薬品
 - ・ 主な医薬品とその作用
 - ・ 薬事関係法規・制度
 - ・ 医薬品の適正使用と安全対策
 - (3) 受験資格
ありません。
 - (4) 受験手続き
県薬務課のホームページ等をご確認ください。
- 4 販売従事登録
登録販売者として、医薬品の販売に従事する場合は、従事する都道府県に合格証明書
その他関係書類を添えて登録を申請しなければなりません。
登録された場合は、登録証が交付されます。

〔問い合わせ先〕

- ・ 県保健所及び同支所（巻末参照）
- ・ 県薬務課（監視麻薬班） TEL 022-211-2653

70 循環器病（脳卒中・心臓病等）について相談したいときには

脳卒中や心臓病等の患者さんは、病気になったときに診断治療を行う急性期治療から、その後病気が落ち着いてからの慢性期治療、リハビリ、自宅での療養・介護など、時期によって状況が大きく変わります。

患者さんやご家族の不安や様々な疑問に対して、医師、看護師をはじめ各種福祉士、理学療法士、薬剤師など多職種で対応し、就労も含めて多くの情報を提供しながら相談支援を行います。

患者さんやその家族のほか、どなたでも無料で相談できます。

宮城県脳卒中・心臓病等総合支援センター

窓口設置施設名	TEL	所在市町村等
東北大学病院	022-717-8735	仙台市青葉区

〔問い合わせ先〕

- ・ 県健康推進課（がん・循環器病対策班） TEL 022-211-2624

Ⅸ 社会福祉一般

1 民生委員・児童委員の役割は

民生委員は、厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において住民の社会福祉の増進に努める方々であり「児童委員」を兼ねています。

1 活動内容

民生委員は、必要に応じて住民の生活状態を把握し、生活に関する相談に応じ、助言や情報の提供等の援助を行います。併せて、福祉に関する行政機関の業務に協力します。

児童委員は、地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・援助等を行います。また、一部の児童委員は児童に関することを専門的に担当する「主任児童委員」の指名を受けています。

2 主な適格要件

活動する地域に居住しており、社会奉仕の精神に富み、人格識見が高く、生活経験が豊富で、社会福祉の活動に理解と熱意があること。

3 定数と委嘱期間

(1) 定数 3,114名（うち主任児童委員 239名）〔仙台市除く〕

(2) 委嘱期間

民生委員・児童委員、主任児童委員

令和4年12月1日～令和7年11月30日（3年間）

※令和7年12月1日に次期改選

〔問い合わせ先〕

- ・地域の民生委員・児童委員、最寄りの市町村又は県各保健福祉事務所
（巻末参照）
- ・宮城県民生委員児童委員協議会 TEL 022-225-8585
〒980-0014 仙台市青葉区本町3-7-4 宮城県社会福祉会館内
- ・県社会福祉課（団体指導班） TEL 022-211-2516
メール syahukd@pref.miyagi.lg.jp

2 生活に困ったとき、貸してくれる公的資金は

「1 生活安定資金」と「2 生活福祉資金」の2種類の貸付制度があります。

1 生活安定資金貸付制度

- (1) 実施主体 : 各市町村社会福祉協議会
- (2) 貸付対象 : 同一市町村内に1年以上居住する低所得者世帯
- (3) 貸付限度額 : 一世帯5万円以内（特に必要と認められる場合は7万円以内）
- (4) 貸付内容 : 無利子、無担保、保証人1名、償還期限は1年以内
- (5) その他 : 独自の貸付内容で実施している場合がありますので、詳しくは各市町村社会福祉協議会へお問い合わせ下さい。

2 生活福祉資金貸付制度

- (1) 実施主体 : 県社会福祉協議会（相談窓口：各市区町村社会福祉協議会等）
- (2) 貸付対象 : 低所得者世帯、障害者世帯、高齢者世帯
- (3) 貸付内容 : 以下のとおり

資金種類		貸付条件						
		低所得	障害者	高齢者	貸付限度額	据置期間	償還期間	貸付利子
総合支援資金	生活支援費	○			二人以上の世帯：月20万円以内 単身世帯：月15万円以内	最終貸付日から6か月以内	10年	連帯保証人を立てる場合は無利子 連帯保証人を立てない場合は据置期間後1.5%
	住宅入居費	○			40万円以内	貸付の日から6か月以内		
	一時生活再建費	○			60万円以内			
福祉資金	福祉費							
	① 生業を営むために必要な経費	○	○	○	460万円以内		20年	連帯保証人を立てる場合は無利子 連帯保証人を立てない場合は据置期間後1.5%
	② 技能習得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	○	○	○	技能を習得する期間 6か月程度 130万円以内 1年程度 220万円以内 2年程度 400万円以内 3年程度 580万円以内	貸付の日（分割による交付の場合は最終貸付日）から6か月以内	8年	
	③ 住宅の増改築、補修等及び公営住宅の譲り受けに必要な経費	○	○	○	250万円以内		7年	
	④ 福祉用具等の購入に必要な経費	○	○	○	170万円以内		8年	
	⑤ 障害者用自動車の購入に必要な経費		○		250万円以内		8年	
	⑥ 中国残留邦人等にかかる国民年金保険料の追納に必要な経費	○	○	○	513.6万円以内		10年	

⑦ 負傷又は疾病の療養にかかる必要な経費（健康保険の例による医療の自己負担額のほか、移送経費等、療養に付随して要する経費を含む）及びその療養期間中の生計を維持するために必要な経費	○	○	○	療養期間が1年を超えないときは170万円以内、1年を超え1年6か月以内であって、世帯の自立に必要なときは230万円以内		5年	
⑧ 介護サービス、障害者サービス等を受けるのに必要な経費（介護保険料を含む）及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	○	○	○	介護サービスを受ける期間が1年を超えないときは170万円以内、1年を超えて1年6か月以内であって必要なときは、230万円以内		5年	
⑨ 災害を受けたことにより臨時に必要なとなる経費	○	○	○	150万円以内		7年	
⑩ 冠婚葬祭に必要な経費	○	○	○	50万円以内		3年	
⑪ 住居の移転等、給排水設備等の設置に必要な経費	○	○	○	50万円以内		3年	
⑫ 就職、技能習得等の支度に必要な経費	○	○	○	50万円以内		3年	
⑬ その他日常生活上一時的に必要な経費	○	○	○	50万円以内		3年	
緊急小口資金 緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に貸し付ける少額の費用	○	○	○	10万円以内	貸付の日から2か月以内	12か月以内	無利子
生活復興支援資金 東日本大震災により被災した世帯の生活の復興のために一時的に必要なとなる以下①～③の経費							
① 一時生活支援費 生活の復興の際に必要な当面の生活費	○			二人以上の世帯：月20万円以内 単身世帯：月15万円以内 貸付期間：6か月以内	最終貸付日から2年以内	20年以内	連帯保証人を立てる場合は無利子 連帯保証人を立てない場合は据置期間後1.5%
② 生活再建費 住居の移転費、家具什器等の購入に必要な費用	○			80万円以内	貸付の日から2年以内		
③ 住宅補修費 住宅補修等に必要な費用	○			250万円以内			

教育支援資金	教育支援費 低所得世帯に属する者が高等学校、大学又は高等専門学校に就学するのに必要な経費	○		高校:月3.5万円以内 高専:月6万円以内 短大:月6万円以内 大学:月6.5万円以内 ※特に必要と認める場合1.5倍の額まで貸付可能とする	卒業後 6か月以内	20年以内	無利子
	就学支度費 低所得世帯に属する者が高等学校、大学又は高等専門学校への入学に際し必要な経費	○		50万円以内			
不動産担保型生活資金	不動産担保型生活資金 低所得の高齢者世帯に対し、一定の居住用不動産を担保として生活資金を貸し付ける資金	低所得の高齢者世帯		土地評価額の7割以内 月30万円以内	契約の終了後3か月以内	措置期間終了後	年3%、又は長期プライムレートのいずれか低い率
	要保護世帯向け不動産担保型生活資金 要保護の高齢者世帯に対し、一定の居住用不動産を担保として生活資金を貸し付ける資金	福祉事務所が要保護と認めた高齢者世帯		居住用不動産の評価額の7割以内(集合住宅は5割)貸付基本額の範囲内(生活扶助額の1.5倍以内)			

〔問い合わせ先〕

- ・ 地域の民生委員又は各市区町村社会福祉協議会
 - ・ 社会福祉法人宮城県社会福祉協議会 TEL 022-225-8478
 - ・ 県社会福祉課（地域福祉推進班） TEL 022-211-2519
- メール syahuko@pref.miyagi.lg.jp

3 福祉サービスを利用して困ったときは

1 福祉サービスに関する苦情の相談

福祉サービスを利用して、あらかじめ説明された内容と実際のサービス内容とが違っていたり、受けているサービスに不満や疑問がある場合、まず、事業者との話し合いで解決することが望めます。

社会福祉事業の事業者は、苦情解決の責任者及び受付担当者を置き、中立・公正な第三者委員とともに、常に、その提供するサービスについて、利用者等からの苦情の適切な解決に努めることとされており、

しかし、事業者がとりあってくれない、真摯に対応してくれないなど、事業者段階では解決が難しいといった場合などのため、県段階で福祉サービス利用に関する苦情の解決を行う第三者機関として、県社会福祉協議会に「福祉サービス利用に関する運営適正化委員会」が設置されています。

2 福祉サービス利用に関する運営適正化委員会

福祉サービス利用に関する運営適正化委員会では、社会福祉、法律、医療の各分野から選任された8名の委員が、利用者や家族等からの相談を受けて、助言をしたり、状況に応じて、調査やあっせん等を行い、苦情の解決に向けたお手伝いをいたします。

3 相談方法

相談受付 月～金（祝日を除く） 午前9時から午後5時まで 電話、FAX 可
料 金 無料

4 問い合わせ先

県社会福祉協議会内 「福祉サービス利用に関する運営適正化委員会事務局」

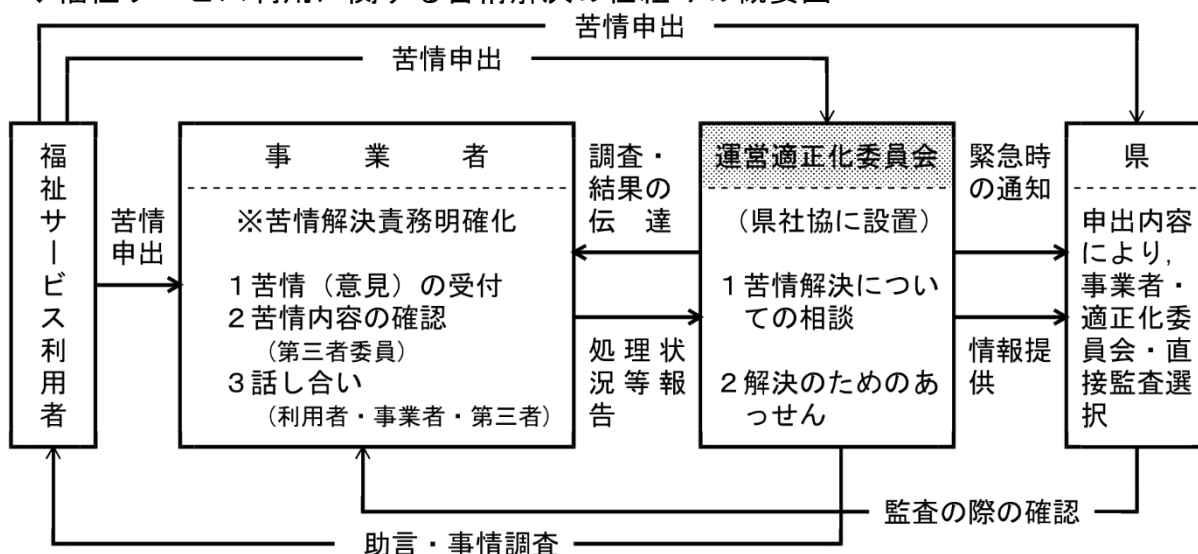
TEL 022-716-9674

FAX 022-716-9298

メール kaiketu@miyagi-sfk.net

なお、介護保険制度の対象となる福祉サービスに関する苦情については、市区町村介護保険担当課や宮城県国民健康保険団体連合会（国保連 TEL 022-222-7700）が主に受け付けていますが、運営適正化委員会でも相談できます。

◆福祉サービス利用に関する苦情解決の仕組みの概要図



〔問い合わせ先〕

・ 県社会福祉課（地域福祉推進班） TEL 022-211-2519

メール syahukc@pref.miyagi.lg.jp

4 判断能力が十分でない方々の福祉サービス利用を支援する制度は

認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等のうち判断能力に不安あるいは十分でない方が地域において自立した生活が送れるように支援する制度として、契約に基づき、福祉サービスの利用に係る援助や日常的な金銭管理などの援助を行う日常生活自立支援事業があり、県社会福祉協議会及び仙台市社会福祉協議会が実施主体として事業を実施しております。

1 サービスを利用できる方

認知症や知的及び精神の障害等により、判断能力が十分でないため、

- ・福祉サービスの利用契約が自らの判断でできない。
- ・福祉サービスの利用料の支払いが円滑にできない。
- ・日常的な金銭管理に不安がある。
- ・財産管理や財産保全に不安がある。 などの状態にある方

※サービス提供は契約によるため、ご利用いただける方は、利用についての必要な契約内容を理解できる方です。なお、契約内容のご理解が難しい方（判断能力を欠く）や日常生活の範囲を超える法律行為が伴う場合は、成年後見制度をご案内しています。

2 サービスの内容

- ・情報提供、助言（専門員による一般相談及び弁護士による専門法律相談）
- ・福祉サービス利用等の申請の代行や同行
- ・福祉サービス利用料の支払いの代行
- ・日常生活に必要な金銭の出入金、定期預金証書や実印、権利書の預かり など

3 利用料

- ・相談（弁護士の専門法律相談を含む。）を受けて契約を締結するまでは無料です。
- ・契約を締結し、サービスを利用するときは有料です。（下表参照）

区 分	料 金	備 考
基本料金	700 円／月	・ サービス料金については、生活支援員がサービスを提供した時間に応じてかかります。 ・ サービス料金及びサービス提供に係る旅費については、申請を行うことで、生活保護受給者の方は免除に、市町村民税非課税者の方は 1/2 免除になる場合があります。
サービス料金	500 円／30 分	
財産預かりサービス	300 円／月	
サービス提供に係る旅費	県社協規定による額	

4 相談方法

相談受付 月～金（祝日を除く。） 午前 9 時から午後 4 時まで 電話、FAX 可

5 問い合わせ先

【仙台市以外にお住まいの方】

- ・みやぎ地域福祉サポートセンター（愛称「まもりーぶ」）本部（県社会福祉協議会内）
TEL 022-212-3388 FAX 022-715-8507

（その他各地域に下記のサポートセンターがありますので、最寄りのサポートセンター又は市町村社会福祉協議会にお問い合わせください。）

- ・仙南地域：0224-86-3811
- ・仙台地域：022-212-3388
- ・大崎地域：0229-25-3032
- ・栗原地域：0228-21-2245
- ・登米地域：0220-21-5380
- ・石巻地域：0225-96-2531
- ・気仙沼・南三陸地域：0226-23-1182

【仙台市にお住まいの方】

- ・仙台市権利擁護センター（愛称「まもりーぶ仙台」） TEL 022-217-1610

【その他】

- ・県社会福祉課（地域福祉推進班） TEL 022-211-2519
メール syahukc@pref.miyagi.lg.jp

5 ボランティア活動に参加するには

社会福祉法人宮城県社会福祉協議会内に「みやぎボランティア総合センター」を設置し、ボランティアに関するあらゆる相談に応じています。

また、各市町村にある市町村社会福祉協議会でも相談に応じています。

1 相談例

- (1) ボランティアをしたいが、どうしたらよいのか。
- (2) ボランティア保険とは、どのようなものか。
- (3) ボランティアに関する研修を受けたいが、何かよいものはないか。

2 相談方法

下記のところで、来所又は電話等で相談できます。

○みやぎボランティア総合センター（社会福祉法人宮城県社会福祉協議会内）

〒980-0014 仙台市青葉区本町三丁目 7-4（宮城県社会福祉会館内）

TEL 022-266-3951

FAX 022-266-3953

○仙台市ボランティアセンター（社会福祉法人仙台市社会福祉協議会内）

〒980-0022 仙台市青葉区五橋二丁目 12-2（仙台市福祉プラザ 4 階）

TEL 022-262-7294

FAX 022-216-0140

○各市町村社会福祉協議会

（最寄りの各市町村社会福祉協議会におたずねください。）

〔問い合わせ先〕

・ 県社会福祉課（地域福祉推進班） TEL 022-211-2519

FAX 022-211-2594

メール syahukc@pref.miyagi.lg.jp

6 社会福祉法人を設立するには

- 1 社会福祉法人は、社会福祉法に規定する第一種社会福祉事業（例えば、特別養護老人ホームや障害者支援施設を運営する事業）、又は第二種社会福祉事業（例えば、保育所を運営する事業）を行うことを目的として設立される法人です。
- 2 社会福祉法人の運営については、社会福祉事業の公共性から、税制面で種々の優遇措置が認められています。
- 3 設立の手続きについて

社会福祉法人を設立するためには、知事又は市長の認可が必要です。社会福祉事業を行うのに必要な資産を備えていること、定款や設立の手続きが法令等の規定に違反しないことなどの要件を満たすものでなければなりません。

なお、主たる事務所が指定都市の区域内にある社会福祉法人として設立する場合は当該指定都市の市長、市の区域内のみで事業を行う社会福祉法人として設立する場合は当該市長の認可が必要となります。

〔問い合わせ先〕

- ・ 県社会福祉課（団体指導班）
TEL 022-211-2516 メール syahukd@pref.miyagi.lg.jp
- ・ 仙台市健康福祉局総務課
TEL 022-214-8161 メール syafuku-shidou@city.sendai.jp
- ・ 各市社会福祉法人所管課

7 生活困窮者自立促進支援事業とは

平成 27 年 4 月から生活困窮者自立支援法が施行され、新たに生活困窮者自立支援制度が創設されました。

この制度は、生活保護に至る前の段階の生活困窮者に対し、自立相談支援等を実施することで、「自立の促進」を図ることを目的としています。

1 利用の対象となる方

- ・ 経済的な問題などで生活にお困りの方
- ・ 長期間、失業状態が続いている方など
(生活保護を受給されている方は除きます。)

2 相談支援の流れ

- (1) 生活状況をお聞きして、抱えている問題を整理します。
- (2) 課題解決に向けて、相談員とともに支援プランを作成します。
- (3) 支援プランに沿って、関係機関（行政機関、社会福祉協議会、NPO 団体など）と連携しながら自立に向けた支援をします。

〔相談・問い合わせ先〕

市にお住まいの方	市（社会）福祉事務所	
町村にお住まいの方	南部自立相談支援センター 仙南事務所	TEL 0224-51-8401
	南部自立相談支援センター 宮城黒川事務所	TEL 022-290-9961
	北部自立相談支援センター 北部事務所	TEL 0229-25-4517
	北部自立相談支援センター 東部・気仙沼事務所	TEL 0225-25-7607

県保健福祉事務所（巻末参照）

8 旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた方への一時金支給に関する制度は

平成31年4月24日に、議員立法により「旧優生保護法一時金支給法」が成立し、公布・施行されたことから、旧優生保護法に基づき、優生手術などを受けた方に一時金を支給します。

1 一時金の対象となる方

以下の（1）又は（2）に該当する方で、現在、生存されている方が対象となります。

（1）昭和23年9月11日から平成8年9月25日までの間に、旧優生保護法に基づき優生手術を受けた方（母体保護のみを理由として手術を受けた方は除きます。）

（2）（1）のほか、同じ期間に生殖を不能にする手術又は放射線の照射を受けた方（母体保護や疾病の治療を目的とするなど、優生思想に基づくものでないことが明らかな手術などを受けた方を除きます。）

2 一時金の金額 320万円（一律）

3 一時金の請求手続きについて

- ・ 下記の県窓口に請求書を提出してください。（郵送による提出も可能です。）
- ・ 請求書や添付書類（診断書・領収書）の様式は、厚生労働省のホームページに掲載しているほか、宮城県のホームページや窓口などでも入手できます。
- ・ 請求期限は、平成31年4月24日（法律の施行日）から5年以内です。

〔問い合わせ・申請先〕

- ・ 宮城県旧優生保護法一時金受付・相談窓口
TEL 022-211-2322 FAX 022-211-2591
メール kodomok@pref.miyagi.lg.jp
受付時間 午前9時から午後5時まで
（月曜日から金曜日。土日祝日、年末年始を除く。）

9 社会福祉士とは

社会福祉士は、専門的知識及び技術をもって、福祉に関する相談に応じ、助言、指導、福祉サービスを提供する者又は医師その他の保健医療サービスを提供する者その他の関係者との連絡及び調整その他の援助を行うことを業務としています。

- ・社会福祉士登録者数（令和5年3月末現在）

	登録者数
全 国	280,968 人
宮城県	4,535 人

※公益財団法人社会福祉振興・試験センターホームページより

社会福祉士となるためには、毎年2月上旬頃に実施される社会福祉士国家試験（受験申し込みは、9月から10月上旬頃まで）に合格しなければなりません。なお、この試験及び登録については、厚生労働省から指定されている（公財）社会福祉振興・試験センターが行っており、詳しくはこちらにお問い合わせください。

〈社会福祉士国家試験受験資格〉

法令等により受験資格が定められています。

【社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）】

- （1）大学等で「指定科目」を履修した方（法第7条第1号、第4号、第7号）
- （2）都道府県知事の指定した社会福祉士「短期養成施設、一般養成施設」を卒業した方（法第7条第2号、3号、5号、6号、8号、9号、10号、11号、12号）

※養成施設一覧は、下記のホームページをご覧ください。

東北厚生局 <https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/tohoku/shokan/000250992.pdf>

宮城県 <https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/chouju/syakaihukusisi.html>

〔問い合わせ先〕

- ・県庁担当課 長寿社会政策課（介護人材確保推進班）TEL 022-211-2554
その他詳しくは下記の問い合わせ先に確認願います。
- ・（公財）社会福祉振興・試験センター
〒150-0002 東京都渋谷区渋谷 1-5-6 TEL 03-3486-7521
URL <http://www.sssc.or.jp/>
- ・厚生労働省社会・援護局福祉基盤課 TEL 03-5253-1111

10 介護福祉士とは

介護福祉士とは、専門的知識及び技術をもって、身体上又は精神上的の障害があることにより日常生活を営むのに支障のある方につき心身の状況に応じた介護（喀痰吸引等を含みます）を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行うことを業務としています。

- ・介護福祉士登録者数（令和5年3月末現在）

	登録者数
全 国	1,881,860 人
宮城県	33,020 人

※公益財団法人 社会福祉振興・試験センターホームページより

介護福祉士となるためには、介護福祉士国家試験に合格するか、養成施設を修了した者が所定の登録を受けることで資格を取得できます。

1 介護福祉士国家試験

筆記試験：毎年1月下旬頃（申し込みは、8月から9月上旬頃まで）

（法令改正により、実技試験免除あり。実技試験対象者は、3月上旬頃東京都か大阪府で受験となります）

〔受験資格〕下記の4ルートがあります。

- （1）養成施設卒業（見込）者である

※制度改正の経過措置

養成施設を令和8年度末までに卒業した者は、卒業後5年間、国家試験を受験しなくても（又は合格しなくても）介護福祉士になることができる。この間に国家試験に合格するか、卒業後5年間続けて介護業務に従事することで、5年経過後も介護福祉士の登録を継続することができる。

- （2）実務経験が3年ある（+実務者研修等の受講）
- （3）福祉系高校卒業（見込）である（個別条件あり）
- （4）EPA 候補者である（+実務経験3年）

なお、試験及び登録については、厚生労働省から指定されている（公財）社会福祉振興・試験センターが行っており、詳しくはこちらにお問い合わせください。

〔問い合わせ先〕

- ・（公財）社会福祉振興・試験センター
〒150-0002 東京都渋谷区渋谷1-5-6 TEL 03-3486-7521
URL <http://www.sssc.or.jp/>
- ・厚生労働省 社会・援護局福祉基盤 TEL 03-5253-1111

2 県内の介護福祉士養成施設

養成施設一覧は、下記のホームページをご覧ください。

- ・東北厚生局 <https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/tohoku/shokan/000250992.pdf>
- ・宮城県 <https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/chouju/kaigohukusisi.html>

1 1 精神保健福祉士とは

精神保健福祉士は、精神障害者の保健及び福祉に関する専門的知識及び技術をもって、精神科病院その他の医療施設において精神障害の医療を受け、又は精神障害者の社会復帰の促進を図ることを目的とする施設を利用している方の地域相談支援の利用に関する相談その他の社会復帰に関する相談に応じ、助言、指導、日常生活への適応のために必要な訓練その他の援助を行うことを業務としています。

精神保健福祉士となるためには、毎年1月頃に実施される精神保健福祉士国家試験に合格しなければなりません。なお、この試験及び登録については、厚生労働省が指定した（公財）社会福祉振興・試験センターが行っています。

1 精神保健福祉士国家試験受験資格

- (1) 大学等において厚生労働大臣の指定する科目（指定科目）を修得した卒業者
- (2) 短期大学等（3年制）において厚生労働大臣の指定する科目（指定科目）を修得した卒業者で指定施設において1年以上相談援助の業務に従事したもの
- (3) 短期大学等（2年制）において厚生労働大臣の指定する科目（指定科目）を修得した卒業者で指定施設において2年以上相談援助の業務に従事したもの
- (4) 精神保健福祉士養成施設等の卒業者
 - イ 精神保健福祉士短期（6月）養成施設等で知識・技能等の習得を行える者
 - (イ) 大学等において厚生労働大臣の指定する科目（基礎科目）を修得した卒業者
 - (ロ) 短期大学等（3年制）において厚生労働大臣の指定する科目（基礎科目）を習得した卒業生で指定施設において1年以上相談援助の業務に従事したもの
 - (ハ) 短期大学等（2年制）において厚生労働大臣の指定する科目（基礎科目）を習得した卒業生で指定施設において2年以上相談援助の業務に従事したもの
 - (二) 社会福祉士の資格を有する者
- ロ 精神保健福祉士一般（1年）養成施設等で知識・技能等の習得を行える者
 - (イ) 大学等の卒業者
 - (ロ) 短期大学等（3年制）の卒業生で指定施設において1年以上相談援助の業務に従事したもの
 - (ハ) 短期大学等（2年制）の卒業生で指定施設において2年以上相談援助の業務に従事したもの
- (二) 指定施設において4年以上相談援助の業務に従事したもの

※詳しくは、下記問い合わせ先に確認願います。

〔問い合わせ先〕

- ・（公財）社会福祉振興・試験センター TEL 03-3486-7559
URL <http://www.sssc.or.jp/>
- ・ 県精神保健推進室（精神保健推進班） TEL 022-211-2518

1 2 社会福祉協議会とは

社会福祉協議会は、住民と公私の社会福祉関係者によって組織され、住民全体の理念に基づき、地域の福祉課題の解決に取組み、誰もが安心して暮らすことができる社会の実現を目指し活動する民間組織です。

社会福祉協議会は、県・市町村単位で設置されています。

1 県社会福祉協議会の主な活動

県社会福祉協議会は、市町村社会福祉協議会や県単位の福祉関係団体の連絡調整や助成、県単位の福祉活動、福祉人材の養成・研修等を行っています。

2 市町村社会福祉協議会の主な活動

- (1) ボランティアの育成
- (2) 福祉関係団体の連絡調整
- (3) 低所得者世帯等への貸付
- (4) 高齢者、身体障害者、母子世帯等への援助活動
- (5) 共同募金活動への協力

などで、各地域に密着して活動しています。

この他にも、デイサービス事業やホームヘルパーの派遣事業などの「介護保険事業」を行っている市町村社会福祉協議会もあります。

〔問い合わせ先〕

- ・ 社会福祉法人宮城県社会福祉協議会 TEL 022-225-8476
〒980-0011 仙台市青葉区上杉 1-2-3 (宮城県自治会館内)
- ・ 各市町村社会福祉協議会
- ・ 県社会福祉課 (団体指導班) TEL 022-211-2516
メール syahukd@pref.miyagi.lg.jp

1 3 社会福祉関係の仕事を斡旋してくれるところは

社会福祉法人宮城県社会福祉協議会内にある「宮城県福祉人材センター」では、社会福祉事業に従事しようとする方の就業の援助として、研修の企画及び実施、人材を必要とする社会福祉施設等への紹介・斡旋などを行っています。

また、同センターでは、県民の福祉への理解と関心を深め就労を促進するための広報活動、福祉業務経験者に対する再就労のための情報提供を行うとともに、社会福祉事業経営者からの求人相談等に応じるなど、社会福祉事業全体の発展を目指した業務を行っています。

〔問い合わせ先〕

- ・ 宮城県福祉人材センター（社会福祉法人宮城県社会福祉協議会内）
〒980-0014 仙台市青葉区本町 3-7-4（宮城県社会福祉会館 1 階）
TEL 022-262-9777

県内の社会福祉事業に関する求人情報は、下記のホームページで紹介しています。

- ・ 全国社会福祉協議会ホームページ「福祉のお仕事」
URL <http://www.fukushi-work.jp/>
- ・ 県社会福祉課（地域福祉推進班） TEL 022-211-2519
メール sahukc@pref.miyagi.lg.jp

1 4 「だれもが住みよい福祉のまちづくり条例」とは

「だれもが住みよい福祉のまちづくり条例」は、高齢者も子どもも、障害のある人もない人もすべての人が個人として尊重され、共に支え合いながら安心して生活を営むことのできる社会の実現を目指して、平成8年7月に公布・施行（一部は平成9年4月施行）されました。

○条例の概要

- 1 県や市町村が福祉のまちづくりに関する施策を実施するとともに、事業者や県民の方々も自主的に福祉のまちづくりに取り組む必要があります。
- 2 公益的施設の新築、新設、増築、改築及び移転等（以下「新築等」といいます。）を行おうとする人は、知事が定める整備基準を遵守しなければなりません。
- 3 公益的施設を所有又は管理する人は、整備基準に適合するよう整備に努めなければなりません。
- 4 公益的施設のうち指定施設の新築等を行おうとする人は、知事に届出を行わなければなりません。
- 5 新築等を行おうとする指定施設が整備基準に適合していないときは、県が指導及び助言等を行います。
- 6 整備基準に適合する公益的施設には、請求により適合証を交付します。

公益的施設	病院、集会所、展示場、百貨店、公共交通機関の施設、道路、公園その他の不特定多数の県民の方々が利用する施設及びこれに準ずる施設のことを公益的施設といいます。
指定施設	公益的施設のうち、一定の規模以上の施設を指定施設といい、新築等の際、知事への届出等の義務があります。
整備基準	公益的施設の構造及び設備に関して、高齢者や障害者等が円滑に利用できるようにするために定めている基準のことをいいます。 例えば、出入口の幅は内を90cm以上確保すること、廊下等に高低差がある場合には傾斜路（スロープ）等を設けること、車いすを使用している方などが円滑に利用できる構造のトイレを整備することなどが定められています。

この条例の内容等は、県社会福祉課のホームページで紹介しています。

<http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/syahuku/>

〔問い合わせ先〕

- ・ 県社会福祉課（地域福祉推進班） TEL 022-211-2519
FAX 022-211-2594
メール syahukc@pref.miyagi.lg.jp

15 「宮城県ゆずりあい駐車場利用制度」とは

「宮城県ゆずりあい駐車場利用制度」とは、公共施設や商業施設などの障害者等用駐車区画について対象者の方以外の不適正な利用の抑止を図るために、歩行が困難な障害者の方などに障害者等用駐車区画の利用証を宮城県が交付する制度です。

1 利用証の交付対象者

障害のある方や要介護認定を受けた方、妊産婦、けが人などで一定の基準に該当する歩行が困難な方です。

なお、具体的な基準については、下記ホームページをご覧ください。



2 利用証を使用できる駐車区画

制度の実施について協力を申し出た公共施設や商業施設の障害者等用駐車区画で、対象区画であることを標示している場所です。幅広の「車いす使用者優先区画」と通常幅の「ゆずりあい区画」の2種類があります。対象区画が設置されている協力施設については、下記ホームページをご覧ください。

なお、対象区画を利用する際には、駐車後に車内に利用証を掲示します。



3 利用証の交付申請方法

申請方法	申請窓口
郵送による申請	県庁（保健福祉部社会福祉課）で受付
持参による申請	県庁（保健福祉部社会福祉課） 各保健福祉事務所（地域事務所） 柴田町、七ヶ浜町、大郷町 で受付

具体的な窓口や必要書類などについては、下記ホームページをご覧ください。

県社会福祉課のホームページ

<http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/syahuku/parking.html>

〔問い合わせ先〕

- ・ 県社会福祉課（地域福祉推進班） TEL 022-211-2519
FAX 022-211-2594
メール syahukc@pref.miyagi.lg.jp

X 資料

1 主な行政機関

◇宮城県庁（保健福祉部）

課室名	郵便番号	所在地	電話番号
保健福祉総務課	980-8570	仙台市青葉区本町三丁目 8-1	022-211-2513
社会福祉課	〃	〃	022-211-2519
医療政策課	〃	〃	022-211-2621
医療人材対策室	〃	〃	022-211-2686
長寿社会政策課	〃	〃	022-211-2536
健康推進課	〃	〃	022-211-2634
疾病・感染症対策課	〃	〃	022-211-2356
新型コロナ調整室	〃	〃	—
新型コロナワクチン接種推進室	〃	〃	—
子育て社会推進課	〃	〃	} 022-211-2581
子ども・家庭支援課	〃	〃	
障害福祉課	〃	〃	022-211-2538
精神保健推進室	〃	〃	022-211-2518
薬務課	〃	〃	022-211-2651
国保医療課	〃	〃	022-211-2565

◇県保健福祉事務所（保健所）

事務所名	郵便番号	所在地	電話番号
仙南保健福祉事務所 （仙南保健所）	989-1243	柴田郡大河原町字南 129-1	0224-53-3115
仙台保健福祉事務所 （塩釜保健所）	985-0003	塩釜市北浜四丁目 8-15	022-363-5502
岩沼支所 （塩釜保健所岩沼支所）	989-2432	岩沼市中央三丁目 1-18	0223-22-2188
黒川支所 （塩釜保健所黒川支所）	981-3304	富谷市ひより台二丁目 42-2	022-358-1111
北部保健福祉事務所 （大崎保健所）	989-6117	大崎市古川旭四丁目 1-1	0229-91-0707
北部保健福祉事務所 栗原地域事務所 （大崎保健所栗原支所）	987-2251	栗原市築館藤木 5-1	0228-22-2112
東部保健福祉事務所 （石巻保健所）	986-0850	石巻市あゆみ野 5-7	0225-95-1416
東部保健福祉事務所 登米地域事務所 （石巻保健所登米支所）	987-0511	登米市迫町佐沼字西佐沼 150-5	0220-22-7514
気仙沼保健福祉事務所 （気仙沼保健所）	988-0066	気仙沼市東新城三丁目 3-3	0226-22-6661

◇仙台市保健所

事務所名	郵便番号	所在地	電話番号
仙台市保健所	980-8671	仙台市青葉区国分町 3-7-1 (仙台市役所内)	022-261-1111(代)
仙台市保健所青葉支所	980-8701	仙台市青葉区上杉一丁目 5-1 (青葉区役所内)	022-225-7211(代)
仙台市保健所宮城野支所	983-8601	仙台市宮城野区五輪二丁目 12-35 (宮城野区役所内)	022-291-2111(代)
仙台市保健所若林支所	984-8601	仙台市若林区保春院前丁 3-1 (若林区役所内)	022-282-1111(代)
仙台市保健所太白支所	982-8601	仙台市太白区長町南三丁目 1-15 (太白区役所内)	022-247-1111(代)
仙台市保健所泉支所	981-3189	仙台市泉区泉中央二丁目 1-1 (泉区役所内)	022-372-3111(代)

◇市(社会)福祉事務所

事務所名	郵便番号	所在地	電話番号
石巻市社会福祉事務所	986-8501	石巻市穀町 14-1	0225-95-1111(代)
塩竈市社会福祉事務所	985-0052	塩竈市本町 1-1	022-364-1131(代)
気仙沼市社会福祉事務所	988-8501	気仙沼市八日町一丁目 1-1	0226-22-6600(代)
白石市福祉事務所	989-0231	白石市福岡蔵本字茶園 62-1	0224-22-1400
名取市社会福祉事務所	981-1292	名取市増田字柳田 80	022-384-2111(代)
角田市社会福祉事務所	981-1505	角田市角田字柳町 35-1	0224-61-1185
多賀城市福祉事務所	985-8531	多賀城市中央二丁目 1-1	022-368-1141(代)
岩沼市福祉事務所	989-2480	岩沼市桜一丁目 6-20	0223-22-1111(代)
登米市福祉事務所	987-0446	登米市南方町新高石浦 130	0220-58-5552
栗原市福祉事務所	987-2293	栗原市築館薬師一丁目 7-1	0228-22-1340
東松島市社会福祉事務所	981-0503	東松島市矢本字上河戸 36-1	0225-82-1111(代)
大崎市社会福祉事務所	989-6188	大崎市古川七日町 1-1	0229-23-2111(代)
富谷市福祉事務所	981-3392	富谷市富谷坂松田 30	022-358-3111(代)

◇リハビリテーション支援センター、障害者総合支援センター

事務所名	郵便番号	所在地	電話番号
県リハビリテーション支援センター	981-1217	名取市美田園二丁目 1-4 「まなウェルみやぎ」内	022-784-3587
仙台市障害者総合支援センター 「ウェルサポートせんだい」	981-3133	仙台市泉区泉中央二丁目 24-1	022-771-6511

◇精神保健福祉センター

事務所名	郵便番号	所在地	電話番号
県精神保健福祉センター	989-6117	大崎市古川旭五丁目 7-20	0229-23-0021(代)
仙台市精神保健福祉総合センター 「はあとぽーと仙台」	980-0845	仙台市青葉区荒巻字三居沢 1-6	022-265-2191

◇発達障害支援センター

事務所名	郵便番号	所在地	電話番号
県発達障害者支援センター 「えくぼ」	981-3213	仙台市泉区南中山五丁目 2-1	022-376-5306
仙台市北部発達相談支援センター 「北部アーチル」	981-3133	仙台市泉区泉中央二丁目 24-1	022-375-0110
仙台市南部発達相談支援センター 「南部アーチル」	982-0012	仙台市太白区长町南三丁目 1-30	022-247-3801

◇児童相談所、子ども総合センター

事務所名	郵便番号	所在地	電話番号
県中央児童相談所	981-1217	名取市美田園二丁目 1-4 「まなウェルみやぎ」内	022-784-3583
県北部児童相談所	989-6161	大崎市古川駅南二丁目 4-3	0229-22-0030(代)
県東部児童相談所	986-0850	石巻市あゆみ野 5-7	0225-95-1121
県東部児童相談所 気仙沼支所	988-0066	気仙沼市東新城三丁目 3-3	0226-21-1020
仙台市児童相談所	981-0908	仙台市青葉区東照宮一丁目 18-1	022-219-5111(代)
県子ども総合センター	981-1217	名取市美田園二丁目 1-4 「まなウェルみやぎ」内	022-784-3580(代)

◇婦人相談所（女性相談センター）

事務所名	郵便番号	所在地	電話番号
県女性相談センター	※来所相談の場合は、電話でご連絡ください。		022-256-0965

◇年金事務所・健康保険協会等

事務所名	郵便番号	所在地	電話番号
仙台東年金事務所	983-8558	仙台市宮城野区宮城野三丁目 4-1	022-257-6111
仙台南年金事務所	982-8531	仙台市太白区長町南一丁目 3-1	022-246-5111
仙台北年金事務所	980-8421	仙台市青葉区宮町四丁目 3-21	022-224-0891
石巻年金事務所	986-8511	石巻市中里四丁目 7-31	0225-22-5115
古川年金事務所	989-6195	大崎市古川駅南二丁目 4-2	0229-23-1200
大河原年金事務所	989-1245	柴田郡大河原町字新南 18-3	0224-51-3111
街角の年金相談センター仙台	980-0803	仙台市青葉区国分町三丁目 6-1 仙台パークビル 2F	022-262-5527
全国健康保険協会宮城支部	980-8561	仙台市青葉区国分町三丁目 6-1 仙台パークビル 8F	022-714-6850

◇ハローワーク（公共職業安定所）

事務所名	郵便番号	所在地	電話番号
ハローワーク 仙台	983-0852	仙台市宮城野区榴岡四丁目 2-3 仙台MTビル 3～5F	022-299-8811
(マザーズハローワーク青葉)	980-0021	仙台市青葉区中央二丁目 11-1 オルタス仙台ビル 4F	022-266-8604
(ハローワークプラザ青葉)	980-0021	仙台市青葉区中央二丁目 11-1 オルタス仙台ビル 4F	022-266-8609
(ハローワークプラザ泉)	981-3133	仙台市泉区泉中央一丁目 7-1 地下鉄泉中央駅ビル 4F	022-771-1217
仙台新卒応援ハローワーク	980-8485	仙台市青葉区中央一丁目 2-3 仙台マークワン 12F	022-726-8055
仙台わかものハローワーク	983-0852	仙台市宮城野区榴岡四丁目 2-3 仙台MTビル 5F	022-207-6800
ハローワーク 大和	981-3626	黒川郡大和町吉岡南二丁目 3-15	022-345-2350
ハローワーク 石巻	986-0832	石巻市泉町四丁目 1-18	0225-95-0158
ハローワーク 塩釜	985-0016	塩竈市港町 1-4-1 マリゲート塩釜 3F	022-362-3361
ハローワーク 古川	989-6143	大崎市古川中里六丁目 7-10	0229-22-2305
ハローワーク 大河原	989-1201	柴田郡大河原町大谷字町向 126-4 オーガ 1F	0224-53-1042
ハローワーク 白石	989-0229	白石市字銚子ヶ森 37-8	0224-25-3107
ハローワーク 築館	987-2252	栗原市築館薬師二丁目 2-1	0228-22-2531
ハローワーク 迫	987-0511	登米市迫町佐沼字内町 42-10	0220-22-8609
ハローワーク 気仙沼	988-0077	気仙沼市古町 3-3-8 気仙沼駅前プラザ 2階	0226-24-1716

◇保健センター

事務所名	郵便番号	所在地	電話番号
仙台市宮城保健センター	989-3125	仙台市青葉区下愛子字観音堂 5	022-392-2111
仙台市岩切保健センター	983-0821	仙台市宮城野区岩切字三所南 88-2	022-255-7727
仙台市高砂保健センター	983-0014	仙台市宮城野区高砂一丁目 24-9	022-259-7862
仙台市六郷保健センター	984-0835	仙台市若林区今泉一丁目 3-19	022-289-5126
仙台市七郷保健センター	984-0032	仙台市若林区荒井三丁目 7-2	022-287-3255
仙台市生出保健センター	982-0251	仙台市太白区茂庭二丁目 8-1	022-281-0018
仙台市東中田保健センター	981-1101	仙台市太白区四郎丸字吹上 51	022-242-1180
仙台市根白石保健センター	981-3221	仙台市泉区根白石字杉下前 18-2	022-376-5166
石巻市保健相談センター	986-0826	石巻市鑄銭場 1-27	0225-95-1111
石巻市河南母子健康センター	987-1101	石巻市前谷地字黒沢前 26	0225-72-2094
石巻市河北保健センター	986-0195	石巻市相野谷字旧会所前 12-1	0225-62-2117
石巻市桃生保健センター	986-0313	石巻市桃生町中津山字八木 161-4	0225-76-3360
石巻市北上保健医療センター	986-0202	石巻市北上町橋浦字大須 215	0225-67-2113
石巻市牡鹿保健福祉センター	986-2523	石巻市鮎川浜清崎山 7	0225-45-2113
塩竈市保健センター	985-0003	塩竈市北浜四丁目 8-13	022-364-4786
気仙沼市民健康管理センター	988-0066	気仙沼市東新城二丁目 2-1	0226-21-1212
気仙沼市唐桑保健福祉センター	988-0532	気仙沼市唐桑町石浜 282-3	0226-32-4811
気仙沼市本吉保健福祉センター	988-0381	気仙沼市本吉町津谷新明戸 136	0226-25-7645
白石市健康センター	989-0292	白石市大手町 1-1	0224-22-1362
名取市保健センター	981-1224	名取市増田字柳田 244	022-382-2456
角田市総合保健福祉センター	981-1505	角田市角田字柳町 35-1	0224-62-1192
多賀城市母子健康センター	985-8531	多賀城市中央 2-1-1	022-368-1141
岩沼市保健センター	989-2433	岩沼市桜二丁目 8-30	0223-22-2754
登米市迫保健センター	987-0511	登米市迫町佐沼字中江二丁目 6-1	0220-22-5554
登米市中田保健福祉会館	987-0602	登米市中田町上沼字西桜場 18	0220-34-2311
登米市豊里健康管理センター	987-0364	登米市豊里町土手下 67-1	—
登米市米山総合保健福祉センター	987-0321	登米市米山町西野字古館廻 8	0220-55-2644
登米市石越保健センター	989-4703	登米市石越町南郷字矢作 130-1	0228-34-2111
登米市南方保健センター	987-0401	登米市南方町八の森 40-1	0220-58-2933
栗原市築館保健センター	987-2216	栗原市築館伊豆二丁目 6-1	0228-22-1111(代)
栗原市高清水保健センター	987-2132	栗原市高清水字東館 34	—
栗原市瀬峰保健センター	989-4516	栗原市瀬峰長者原 37-2	0228-38-2111(代)
栗原市志波姫保健センター	989-5615	栗原市志波姫沼崎南沖 452	0228-25-3111(代)
兼農村環境改善センター			
栗原市花山保健センター	987-2592	栗原市花山字本沢北ノ前 77	0228-56-2111(代)
栗原市栗駒保健センター	989-5392	栗原市栗駒岩ヶ崎円鏡寺後 155	0228-45-2111(代)

東松島市矢本保健相談センター	981-0504	東松島市小松字上浮足 256-1	0225-82-1111
東松島市鳴瀬保健相談センター	981-0303	東松島市小野字新宮前 5	0225-82-1111
大崎市古川保健福祉プラザ保健センター	989-6154	大崎市古川三日町二丁目 5-1	0229-23-5311
大崎市松山保健福祉センター	987-1304	大崎市松山千石字広田 11	0229-55-5020
大崎市三本木保健福祉センター	989-6321	大崎市三本木字大豆坂 24-3	0229-52-5846
大崎市鹿島台保健センター	989-4103	大崎市鹿島台平渡字西要害 12-1	0229-56-9029
大崎市鳴子保健・医療・福祉総合センター	989-6801	大崎市鳴子温泉字末沢 1	0229-82-3131
大崎市田尻保健センター	989-4308	大崎市田尻沼部字富岡 166	—
大崎市田尻スキップセンター	989-4413	大崎市田尻通木字中崎東 10-1	0229-38-1153
富谷市とみや子育て支援センター	981-3332	富谷市明石台 7-2-1	022-343-5528
蔵王町地域福祉センター	989-0821	刈田郡蔵王町大字円田字西浦北 10	0224-33-2003
七ヶ宿町保健センター	989-0512	刈田郡七ヶ宿町字関 94	0224-37-2331
大河原町保健センター	989-1245	柴田郡大河原町字新南 7-1	0224-53-2111(代)
村田町保健センター	989-1305	柴田郡村田町大字村田字西田 35	0224-83-2312
柴田町保健センター	989-1692	柴田郡柴田町船岡中央二丁目 3-45	0224-55-2111(代)
川崎町健康福祉センター	989-1501	柴田郡川崎町大字前川字北原 23-1	0224-84-6008
丸森町保健センター	981-2152	伊具郡丸森町字鳥屋 48	0224-72-4051
亶理町保健福祉センター	989-2393	亶理郡亶理町字悠里 1	0223-34-7505
山元町保健センター	989-2203	亶理郡山元町浅生原字日向 12-1	0223-37-1111(代)
松島町保健福祉センター	981-0203	宮城郡松島町根廻字上山王 6-27	022-355-0666
七ヶ浜町母子健康センター	985-0804	宮城郡七ヶ浜町東宮浜字丑谷辺 5-1	022-357-7454
利府町保健福祉センター	981-0133	宮城郡利府町青葉台一丁目 32	022-356-1334
大和町保健福祉総合センター	981-3621	黒川郡大和町吉岡字館下 88	022-345-7220
大郷町保健センター	981-3502	黒川郡大郷町粕川字東長崎 31-7	022-359-3030
色麻町保健福祉センター	981-4122	加美郡色麻町四竈字杉成 27-2	0229-66-1700
加美町中新田福祉センター	981-4261	加美郡加美町字町裏 320	0229-63-3600
加美町小野田福祉センター	981-4341	加美郡加美町字中原南 112	0229-67-5100
加美町小野田保健センター	981-4374	加美郡加美町字上野目薬師堂 20	0229-67-6969
加美町宮崎福祉センター	981-4401	加美郡加美町宮崎字屋敷七番 45-1	0229-69-5636
涌谷町町民医療福祉センター	987-0121	遠田郡涌谷町涌谷字中江南 278	0229-43-5111
美里町健康福祉センター	987-0004	遠田郡美里町牛飼字新町 51	0229-32-2941
美里町生き生きセンター	989-4205	遠田郡美里町木間塚字原田 5	0229-58-0636
女川町保健センター	986-2265	牡鹿郡女川町女川一丁目 1-1	0225-53-4990
南三陸町志津川保健センター	986-0717	本吉郡南三陸町志津川字袖浜 29-7	0226-46-5113
南三陸町歌津保健センター	988-0451	本吉郡南三陸町歌津字管の浜 60	0226-36-2111(代)

◇市(区)役所・町村役場

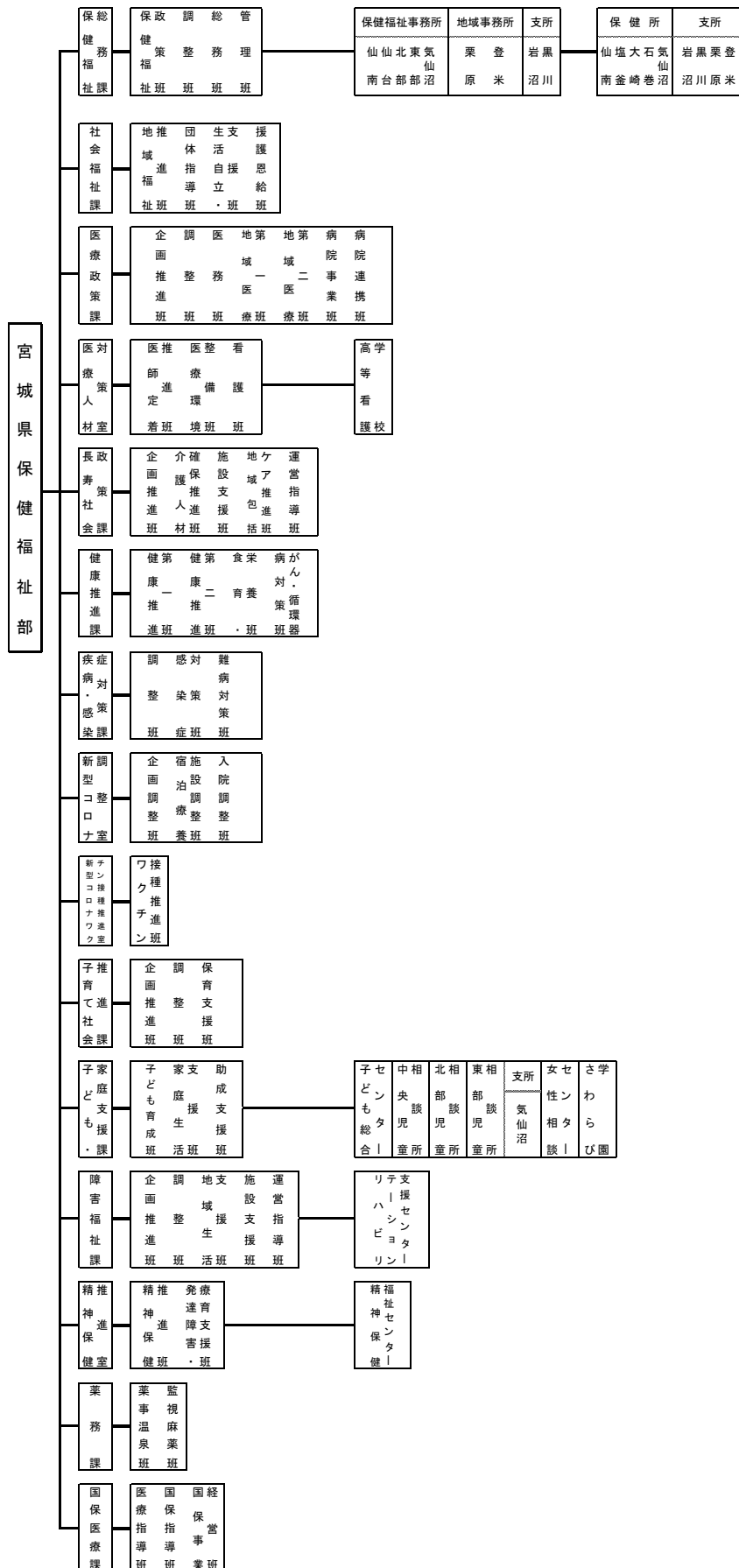
市区町村名	郵便番号	所在地	電話番号
仙 台 市	980-8671	仙台市青葉区国分町三丁目 7-1	022-261-1111
青 葉 区	980-8701	仙台市青葉区上杉一丁目 5-1	022-225-7211
宮 城 野 区	983-8601	仙台市宮城野区五輪二丁目 12-35	022-291-2111
若 林 区	984-8601	仙台市若林区保春院前丁 3-1	022-282-1111
太 白 区	982-8601	仙台市太白区長町南三丁目 1-15	022-247-1111
泉 区	981-3189	仙台市泉区泉中央二丁目 1-1	022-372-3111
石 巻 市	986-8501	石巻市穀町 14-1	0225-95-1111
塩 竈 市	985-8501	塩竈市旭町 1-1	022-364-1111
気 仙 沼 市	988-8501	気仙沼市八日町一丁目 1-1	0226-22-6600
白 石 市	989-0292	白石市大手町 1-1	0224-25-2111
名 取 市	981-1292	名取市増田字柳田 80	022-384-2111
角 田 市	981-1592	角田市角田字大坊 41	0224-63-2111
多 賀 城 市	985-8531	多賀城市中央二丁目 1-1	022-368-1141
岩 沼 市	989-2480	岩沼市桜一丁目 6-20	0223-22-1111
登 米 市	987-0511	登米市迫町佐沼字中江二丁目 6-1	0220-22-2111
栗 原 市	987-2293	栗原市築館薬師一丁目 7-1	0228-22-1122
東 松 島 市	981-0503	東松島市矢本字上河戸 36-1	0225-82-1111
大 崎 市	989-6188	大崎市古川七日町 1-1	0229-23-2111
富 谷 市	981-3392	富谷市富谷坂松田 30	022-358-3111
蔵 王 町	989-0892	刈田郡蔵王町大字円田字西浦北 10	0224-33-2211
七ヶ 宿 町	989-0592	刈田郡七ヶ宿町字関 126	0224-37-2111
大 河 原 町	989-1295	柴田郡大河原町字新南 19	0224-53-2111
村 田 町	989-1392	柴田郡村田町大字村田字迫 6	0224-83-2111
柴 田 町	989-1692	柴田郡柴田町船岡中央二丁目 3-45	0224-55-2111
川 崎 町	989-1592	柴田郡川崎町大字前川字裏丁 175-1	0224-84-2111
丸 森 町	981-2192	伊具郡丸森町字鳥屋 120	0224-72-2111
亘 理 町	989-2393	亘理郡亘理町字悠里 1	0223-34-1111
山 元 町	989-2292	亘理郡山元町浅生原字作田山 32	0223-37-1111
松 島 町	981-0215	宮城郡松島町高城字帰命院下 19-1	022-354-5701
七ヶ 浜 町	985-8577	宮城郡七ヶ浜町東宮浜字丑谷辺 5-1	022-357-2111
利 府 町	981-0112	宮城郡利府町利府字新並松 4	022-767-2111
大 和 町	981-3680	黒川郡大和町吉岡まほろば一丁目 1-1	022-345-1111
大 郷 町	981-3592	黒川郡大郷町粕川字西長崎 5-8	022-359-3111
大 衡 村	981-3692	黒川郡大衡村大衡字平林 62	022-345-5111
色 麻 町	981-4122	加美郡色麻町四竈字北谷地 41	0229-65-2111
加 美 町	981-4292	加美郡加美町字西田三番 5	0229-63-3111
涌 谷 町	987-0192	遠田郡涌谷町字新町裏 153-2	0229-43-2111

美 里 町	987-8602	遠田郡美里町北浦字駒米 13	0229-33-2111
女 川 町	986-2265	牡鹿郡女川町女川一丁目 1-1	0225-54-3131
南 三 陸 町	986-0725	本吉郡南三陸町志津川字沼田 101	0226-46-2600

2 宮城県保健福祉部の組織図

宮城県保健福祉部 組織図

令和5年4月1日現在



令和5年度保健医療福祉サービス情報

令和5年6月

編集・発行

宮城県 保健福祉部 保健福祉総務課

〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町三丁目8-1

TEL:022-211-2507 FAX:022-211-2595

E-mail : hohukse@pref.miyagi.lg.jp